

令和8年第494回須崎市議会3月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです

- 表紙
- 会期日程（3月定例会）
- 目次
- 本文

（定例会）

<u>3月4日</u>	開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
<u>3月10日</u>	一般質問
<u>3月11日</u>	一般質問
<u>3月12日</u>	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
<u>3月18日</u>	閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- 一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- 議決一覧表（3月定例会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 9 4 回

須崎市議会 3 月定例会会議録

令和 8 年 3 月 4 日開会

令和 8 年 3 月 1 8 日閉会

須崎市議会

第 4 9 4 回須崎市議会 3 月定例会

会 期 日 程

自 令和 8 年 3 月 4 日（水）
 会 期 》 1 5 日 間
 至 令和 8 年 3 月 1 8 日（水）

会 議 の 概 要

日次	月日	曜日	摘 要
1	3/4	水	(開 会) 1. 会期の決定 2. 会議録署名議員の指名 (諸般の報告) 3. 市議案上程 (提案趣旨説明、議案説明)
2	3/5	木	休 会
3	3/6	金	
4	3/7	土	
5	3/8	日	
6	3/9	月	
7	3/10	火	一般質問
8	3/11	水	一般質問
9	3/12	木	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
10	3/13	金	休 会 (総務文教委員会)
11	3/14	土	休 会
12	3/15	日	
13	3/16	月	休 会 (産業厚生委員会) ※ケーブル TV 収録予定
14	3/17	火	休 会
15	3/18	水	委員長報告、表決 (閉 会)

第494回須崎市議会3月定例会会議録目次

第 1日	令和8年3月4日（水曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
（諸般の報告）	1. 事務局長.....	3
市議案第1号～第42号	5
（提案趣旨説明）	1. 市 長.....	5
（議案説明）	1. 総務課長.....	10
	2. 農林水産課長.....	10
	3. 福祉事務所長.....	11
	4. 学校教育課長.....	11
	5. 子ども・子育て支援課長.....	12
	6. 総務課長.....	13
	7. 市民課長.....	14
	8. 住宅・建築課長.....	15
	9. 元気創造課長.....	15
	10. 文化スポーツ・観光課長.....	16
	11. 子ども・子育て支援課長.....	17
	12. 学校教育課長.....	18
	13. 総務課長.....	18
	14. 企画情報課長.....	22
	15. 学校教育課長.....	23
	16. 市民課長.....	23
	17. 住宅・建築課長.....	24
	18. 長寿介護課長.....	25
	19. 上下水道課長.....	25
	20. 総務課長.....	27
	21. 企画情報課長.....	29
	22. 長寿介護課長.....	29
	23. 上下水道課長.....	29
	24. 企画情報課長.....	31
	25. 文化スポーツ・観光課長.....	32
	26. 生涯学習課長.....	32
	27. 元気創造課長.....	32
	28. 長寿介護課長.....	33
	29. 子ども・子育て支援課長.....	33
	30. 建設課長.....	33
	31. 副市長.....	34
第 2日	令和8年3月 5日（木曜日）	休会
第 3日	令和8年3月 6日（金曜日）	休会
第 4日	令和8年3月 7日（土曜日）	休会
第 5日	令和8年3月 8日（日曜日）	休会
第 6日	令和8年3月 9日（月曜日）	休会
第 7日	令和8年3月10日（火曜日）	
開 議	36
一般質問		

1. 西村泰一議員	3 6
(市長、建設課長、住宅・建築課長、文化スポーツ・観光課長、教育長)	
2. 大崎宏明議員	4 7
(市長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設課長、文化スポーツ・観光課長)	
3. 森光一晴議員	5 9
(教育長、総務課長、建設課長、防災課長、健康推進課長、福祉事務所長、文化スポーツ・観光課長、環境未来課長)	
4. 佐々木學議員	7 2
(防災課長、市長、農林水産課長、学校教育課長)	
5. 高橋祐平議員	8 5
(防災課長、学校教育課長)	
第 8 日 令和 8 年 3 月 1 1 日 (水曜日)	
開 議	9 4
一般質問	
6. 高橋立一議員	9 4
(市長、防災課長、文化スポーツ・観光課長、教育長)	
7. 海地雅弘議員	1 0 2
(市長、文化スポーツ・観光課長、元気創造課長、生涯学習課長)	
8. 森田收三議員	1 1 7
(市長、学校教育課長、企画情報課長)	
9. 杉山愛子議員	1 2 6
(学校教育課長、教育長、選挙管理委員会委員長、市長、住宅・建築課長、プロジェクト推進室長、文化スポーツ・観光課長)	
1 0. 山本啓介議員	1 3 9
(市長、上下水道課長、環境未来課長、農林水産課長、学校教育課長、教育長)	
第 9 日 令和 8 年 3 月 1 2 日 (木曜日)	
開 議	1 5 1
一般質問	
1 1. 松田健議員	1 5 1
(市長、長寿介護課長、健康推進課長、元気創造課長、農林水産課長、文化スポーツ・観光課長)	
1 2. 宮田志野議員	1 6 1
(市長、防災課長、教育長、福祉事務所長、建設課長、元気創造課長)	
議案審議	
市議案第 1 号	1 7 3
委員会付託	1 7 3
市議案第 2 号	1 7 3
委員会付託	1 7 3
市議案第 3 号	1 7 3
委員会付託	1 7 3
市議案第 4 号	1 7 3
委員会付託	1 7 4
市議案第 5 号	1 7 4
委員会付託	1 7 4
市議案第 6 号	1 7 4
委員会付託	1 7 4
市議案第 7 号	1 7 4
委員会付託	1 7 4
市議案第 8 号	1 7 5

委員会付託	175
市議案第9号	175
(議案訂正説明) 1. 市民課長	175
委員会付託	176
市議案第10号	176
委員会付託	176
市議案第11号	176
委員会付託	176
市議案第12号	176
委員会付託	176
市議案第13号	176
委員会付託	177
市議案第14号	177
委員会付託	177
市議案第15号	177
委員会付託	177
市議案第16号	177
委員会付託	177
市議案第17号	178
委員会付託	178
市議案第18号	178
委員会付託	178
市議案第19号	178
委員会付託	178
市議案第20号	178
委員会付託	179
市議案第21号	179
委員会付託	179
市議案第22号	179
委員会付託	179
市議案第23号	179
委員会付託	179
市議案第24号	179
委員会付託	180
市議案第25号	180
委員会付託	180
市議案第26号	180
委員会付託	180
市議案第27号	180
委員会付託	180
市議案第28号	181
委員会付託	181
市議案第29号	181
委員会付託	181
市議案第30号	181
委員会付託	181
市議案第31号	181
委員会付託	181
市議案第32号	182

委員会付託	182
市議案第33号	182
委員会付託	182
市議案第34号	182
委員会付託	182
市議案第35号	182
委員会付託	183
市議案第36号	183
委員会付託	183
市議案第37号	183
委員会付託	183
市議案第38号	183
委員会付託	183
市議案第39号	183
委員会付託	184
市議案第40号	184
委員会付託	184
市議案第41号～第42号	184
(採決)	185
陳情の付託	185
陳情文書表	186
第10日 令和8年3月13日 (金曜日) 休会	《総務文教委員会》
第11日 令和8年3月14日 (土曜日) 休会	
第12日 令和8年3月15日 (日曜日) 休会	
第13日 令和8年3月16日 (月曜日) 休会	《産業厚生委員会》
第14日 令和8年3月17日 (火曜日) 休会	
第15日 令和8年3月18日 (水曜日)	
開議	189
市議案第1号～第40号、陳情第25号～第27号	190
(委員長報告) 1. 大崎宏明総務文教委員会委員長	192
2. 吉野寛招産業厚生委員会委員長	196
(討論) 1. 宮田志野議員	198
2. 杉山愛子議員	199
市議案第9号	201
(採決)	201
市議案第17号	201
(採決)	201
市議案第21号	201
(採決)	202
市議案第22号	202
(採決)	202
市議案第32号	202
(採決)	202
市議案第35号	202
(採決)	202
市議案第1号～第8号、第10号～第16号、第18号～第20号、第23号～第31号、 第33号、第34号、第36号～第40号	203
(採決)	203
陳情第25号	203

(採 決)	203
陳情第26号.....	203
(採 決)	203
陳情第27号.....	203
(採 決)	203
市議案第43号.....	204
(議案説明) 1. 市長.....	204
(採 決)	204
議会議案第1～2号.....	204
(議案説明) 1. 大崎宏明議員.....	205
議会議案第1号.....	206
(採 決)	207
議会議案第2号.....	207
(採 決)	207
閉会中の事務調査.....	207
字句等の整理.....	207
閉会挨拶(市長).....	207
(議長).....	208
閉 会.....	208
一般質問目次(参考資料)	210
議決一覧表(参考資料)	219

第494回須崎市議会3月定例会会議録

須崎市告示第9号

令和8年3月4日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和8年2月25日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和8年3月4日（水曜日）午前10時開会

第1. 会期の決定について

第2. 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3. 市議案第1号～第42号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室長 岡田 進一君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防 災 課 長 楠瀬 晃君	税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君

建設課長 中川 雄大君
住宅・建築課長 山岡 伸也君
長寿介護課長 大崎 弘美君
市民課長 高橋 正恭君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教育長 竹内 新君
学校教育課長 森光 和明君

農林水産課長 嶋崎 貴寿君
環境未来課長 宮本 良二君
健康推進課長 國廣 哲也君
福祉事務所長 森光 澄夫君
上下水道課長 大野 明君
教育次長 西村 浩司君
生涯学習課長 福本 博一君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 市川ゆかり君

事務局職員出席者

局長 久万 敏幸君 次長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開会

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに第494回須崎市議会3月定例会が招集されました。

今議会に提出されました市長提出議案は、条例の制定、改正並びに令和8年度当初予算、令和7年度補正予算、指定管理者の指定など42件であります。後刻、提案趣旨並びに議案説明がありますが、十分に審議を尽くされまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから第494回須崎市議会3月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（土居信一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、15日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居信一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番海地雅弘さん、11番森光一晴さ

ん、12番高橋立一さん、以上の方を指名をいたします。

△諸般の報告

○議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より、今期定例会に付議するため市議案第1号から第42号までの42議案の提出があり、その写しを過日、配付いたしております。

次に、今期定例会の説明員として、議長より、市長と教育長及びその委任を受けた者に対しましては、今議会中、出席を要請いたしております。

次に、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告についてが6件、市長より提出がありましたので、報告書の写しを議席に配付いたしております。

次に、監査委員より、令和7年11月から令和8年1月までの例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

また、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期監査結果報告書が提出されましたので、その写しを議席に配付いたしております。

また、地方自治法第100条第13項及び須崎市議会会議規則第166条第1項に基づく閉会中の議員の派遣報告並びに12月定例会以降の議会日誌につきましても、議席に配付いたしております。

続きまして、12月定例会以降の市議会議長会関係の会議の報告でございますが、全国高速自動車道市議会協議会第52回定期総会の報告書を議席に配付いたしております。

なお、議案書等の詳細な会議資料等につきましては、第1委員会室において閲覧に供しておりますので、御参照願います。

最後に、第493回12月定例会で議決されました議会議案第18号巨大地震の発生に対する対応体制整備を求める意見書並びに、議会議案第19号地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書につきましては、令和7年12月17日付で内閣総理大臣その他関係する大臣等に提出をいたしております。

以上で報告を終わります。本日はよろしく申し上げます。

須総発第758号

令和8年2月25日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和8年3月4日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- 市議案第 1 号 須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 市議案第 2 号 須崎市地域営農推進基金条例の制定について
- 市議案第 3 号 須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について
- 市議案第 4 号 須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 市議案第 5 号 須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 市議案第 6 号 須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定について
- 市議案第 7 号 須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 8 号 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 9 号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 10 号 須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 11 号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 12 号 須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 13 号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 市議案第 14 号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例について
- 市議案第 15 号 専決処分の承認について
- 市議案第 16 号 専決処分の承認について
- 市議案第 17 号 令和 8 年度須崎市一般会計予算について
- 市議案第 18 号 令和 8 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 市議案第 19 号 令和 8 年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 市議案第 20 号 令和 8 年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 市議案第 21 号 令和 8 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 市議案第 22 号 令和 8 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 市議案第 23 号 令和 8 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 市議案第 24 号 令和 8 年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 市議案第 25 号 令和 8 年度須崎市水道事業会計予算について
- 市議案第 26 号 令和 8 年度須崎市下水道事業会計予算について
- 市議案第 27 号 令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について
- 市議案第 28 号 令和 7 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 市議案第 29 号 令和 7 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 市議案第 30 号 令和 7 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 31 号 令和 7 年度須崎市下水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 市議案第 32 号 須崎市過疎地域持続的発展計画について
- 市議案第 33 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 34 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 35 号 指定管理者の指定について
- 市議案第 36 号 指定管理者の指定について

- 市議案第37号 指定管理者の指定について
- 市議案第38号 指定管理者の指定について
- 市議案第39号 市道路線の廃止について
- 市議案第40号 市道路線の認定について
- 市議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 市議案第42号 教育委員会委員の任命について

日程第3 市議案第1号から第42号

○議長（土居信一君） 日程第3、市議案第1号から第42号までの42議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（土居信一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

本日、3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会には、条例制定議案をはじめ42議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

初めに、令和8年度における本市の当初予算についてであります。

令和8年度の予算編成に当たりましては、子育て支援や教育環境の充実、防災対策や産業振興など喫緊の課題への取り組みを強化し、須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略で目指す「未来へひろがる元気創造と協働のまち」の実現に向けた予算編成を行ったところであります。

本市の令和8年度一般会計予算の総額は209億4,000万円で、前年度と比較して46億4,000万円、率にして18.1%の減となっております。これは、普通建設事業費において、図書館等複合施設整備事業費が24億7,474万円、スケートパーク整備事業費が11億8,320万円の皆減となるなど、普通建設事業費全体で55億7,696万円の減額となったことが大きく影響しております。

歳入面におきましては、市税収入については、近年の決算状況等を考慮し、個人市民税において対前年度比1,990万円、法人市民税において350万円の増収を見込みましたが、環境性能割廃止に伴う軽自動車税の減収や、固定資産税においての償却資産等の減額を見込み、市税総額としては対前年度比2,350万円減の25億8,900万円を見込んでおります。普通交付税におきましては、公債費の基準財政需要額への算入額の増や、地方財政計画の増減率等を勘案し、対前年度比1億円増の39億円を計上しております。

歳入全体としては、繰入金において、すさきがすさき応援基金繰入金を対前年度比7億3,231万円増の16億9,733万円計上するなど、事業の財源となる基金を多く活用したものの、一般財源不足を解消するには至らず、減債基金を9億円、財政調整基金を6億円取り崩して予算編成を行うこととなり、引き続き厳しい財政状況となっております。

これらのことから、今後とも行財政改革に取り組みながら、厳正かつ適切な事業の運営、予算の執行に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和8年度予算に盛り込んだ主要事業について御説明申し上げます。

まず、財源的に有利な過疎対策事業債の活用を前提とした過疎地域持続的発展計画に基づく事業につきましては、ハード事業として、高台整備事業費に3億5,552万円、小中学校の施設整備に係る経費として2億2,454万円、市単道路整備事業費に2億1,710万円をそれぞれ計上しております。また、ソフト事業として、引き続き子どもの医療費を18歳まで無料化する子育て医療応援事業費などを計上しております。

総合戦略に基づく事業といたしましては、新規事業として、SDGsの推進に係る経費に522万円、中小企業の雇用促進及びふるさと納税の返礼品拡充に対する助成に係る地域経済活力創造支援事業費に4億10万円をそれぞれ計上しております。また、前年度に引き続き、移住促進等集落維持・再生事業費に3,086万円、多文化共生のまちづくり事業費に1億2,904万円、女性活躍推進事業費に3,231万円をそれぞれ計上しております。

地震津波災害に備えたまちづくり事業といたしましては、前年に引き続き、安和漁港海岸高潮対策事業費に1億4,000万円、木造住宅耐震化促進事業費に1億2,974万円を計上するほか、老朽住宅等除却事業費、須崎港直轄港湾改修事業費などについても引き続き所要額を計上しております。

次に、子どもの健全育成に向けて、基礎学力向上と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を推進するため、引き続き学校情報通信環境整備事業費、外国語教育推進事業費、子ども第三の居場所事業費、新しいすさきの学びの推進事業費などを計上し、教育環境のさらなる充実を図ってまいります。また、新たに保育所での主食の提供や、学校給食の無償化に係る経費についても計上しております。

次に、ふるさと納税寄附金につきましては、ふるさと納税制度の見直しの影響を考慮し、令和8年度は対前年度比6,000万円減の29億6,000万円を計上しております。このふるさと納税寄附金を原資とするすさきがすきさ応援基金を産業振興や雇用創出、人口減少対策に向けた多くの事業に活用しております。主な事業といたしましては、マスコットキャラクター事業、企業誘致促進事業、その他、教育環境整備をはじめとする子育て支援や高齢者・障害福祉関連事業などとなっております。

以上が当初予算についての概要となります。

次に、重点支援地方交付金を活用した事業についてであります。

このたび、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、食料品価格やエネルギー価格の高騰によって影響を受けた市民の皆様並びに事業者の皆様への支援を目的とし、次の事業を実施することといたしました。

まず一つ目は、すさきがすきさ地域振興券事業及び須崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業であります。

すさきがすきさ地域振興券事業は、市内の登録店舗で御利用いただけるすさきがすきさ地域振興券を市民の皆様にお配りするものであります。お配りする振興券は、お1人当たり1万3,0

00円分としており、利用期間につきましては、令和8年4月1日から令和8年8月31日までとしております。配布の対象となる方は、令和8年2月1日時点において本市の住民基本台帳に記録されている方、または2月2日以降に出生や転入となり、令和8年4月30日時点において本市の住民基本台帳に記録されている方としており、2月1日時点における対象者の方には3月下旬頃までに、4月30日時点における対象者の方には6月初旬頃までに、それぞれ配布できるよう作業を進めております。

須崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業は、市内に店舗を構える事業者様の支援、消費の喚起及び須崎市経済の活性化を目的として実施をいたします。実施期間である令和8年3月1日から令和8年8月31日までの間に須崎市の対象店舗において地域通貨ジモッペイによるキャッシュレス決済を御利用いただくと、決済額の30%相当のポイントが還元されるものであり、付与されるポイントは、お1人当たり5,000円を上限としております。なお、ポイント還元予算額に到達した場合は、実施期間中であっても早期に終了する場合がございます。付与されたポイントにつきましては、市内の対象店舗において御利用いただくことができ、ポイントの利用期限は令和8年9月30日としております。市民の皆様におかれましては、ぜひ利用期間内に御活用いただきますようお願いいたします。

二つ目は、農業者を支援する燃油等高騰対策事業及び漁業者を支援する漁業事業持続化事業であります。

農業につきましては、園芸用ハウスに使用する燃油の価格高騰に備えて農業者が行う積立金の資金として土佐くろしお農業協同組合より受ける融資に係る利子分を補助することにより、農業者の返済時の負担を軽減するものであります。

漁業につきましては、従事者の高齢化や担い手不足だけでなく、漁獲量の減少、燃油や餌の価格高騰等により厳しい経営状況にある漁業者及び養殖業者の支援を目的として、市内の漁業協同組合に対し、水揚げ額または漁場料の一部を補助するものであります。

三つ目は、障害者施設支援事業であり、物価等が高騰する中で、障害者施設等において継続して安定したサービスを提供できるよう、市内の障害福祉サービス事業所に対し、給付金を支給するものであります。

給付金の額は、事業所が行うサービスの形態により10万円または20万円を予定しており、対象となる事業所には4月中に周知を行い、5月末を期限として申請していただくよう準備を進めております。

四つ目は、ひとり親家庭等生活応援事業であり、令和7年12月分の児童扶養手当の受給者に対し給付金を支給するものであります。給付金の額は、児童1人につき3万円であり、2月末に対象者へ支給をいたしております。また、これに加えて、国の支援事業である物価高対応子育て応援手当につきましても、令和7年9月分の児童手当の受給者に対し、児童1人につき2万円を2月末に支給をいたしております。令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童について及び須崎市に住民票のある公務員の方につきましては申請が必要となっており、申請受付後、随時支給を行ってまいります。

なお、本定例会におきまして、すさきがすきさ地域振興券事業、須崎市キャッシュレス決済ポ

イント還元事業及びひとり親家庭等生活応援事業に係る補正予算の専決処分の承認について並びに燃油等高騰対策事業、漁業事業持続化事業及び障害者施設支援事業に係る補正予算案を上程いたしております。

次に、スケートパークの整備についてであります。

スケートパークの整備につきましては、昨年6月11日付で工事請負契約を締結後、多くの関係者の皆様の御理解、御協力の下、工事を進めてまいりました。

当該工事におきましては、大型の膜屋根の設置や、8,000立方メートルという大量の盛土工事に加え、滑走面にあるセクションと呼ばれる障害物の成形表面仕上げなど、本市としてこれまで経験したことのないような特殊な工事が多く、新たな工程の追加や変更など、試行錯誤を繰り返しながら施工しております。これらのことから、当初は令和8年3月20日の竣工を目指しておりましたが、やむを得ず工期を令和8年7月21日まで、約4か月程度延長することとなりました。これに伴い、オープン時期につきましても令和8年夏へ変更させていただきたいと考えております。

スケートパークのオープンを心待ちにしておられる方々や、これまでの工事に対して御理解、御協力をいただいております市民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、お待たせすることとなり大変心苦しい限りではございますが、よりよい施設整備に向け、工事の各作業工程において工夫と努力を重ねながら完成に向けて取り組んでおりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、女性活躍推進事業についてであります。

女性活躍に向けた取り組みにつきましては、去る9月定例会の提案趣旨でも申し上げましたとおり、特定の部署や分野にとらわれず、様々なアイデアや意見を出し合いながら全庁的な取り組みとして実施しておりますが、この取り組みを具体的かつ確実に推進するため、本年度末を目途に女性活躍推進計画を策定することといたしております。

本計画では、「女性が住みたい・働きたい・子育てしたいまち・須崎」を基本理念とし、計画期間である10年間に於いて女性移住者数を300人以上、女性活躍推進企業認定数を20事業所以上とすることを掲げ、それを実現するための具体的施策を記載しております。

初期の3年間に於ける短期実施計画では、女性活躍推進企業認定制度の創設や、移住者向けの住居の整備及び家賃補助を実施する予定です。あわせて、保育給食における主食提供の開始や子育て支援センターはっぴいぽけっとの図書館等複合施設への移転により、新たな子育て支援環境の整備及び子育て支援事業の拡充を図るなど、20歳代から30歳代の若年女性の移住・定住促進を最大の目的として取り組むことといたしております。なお、計画における事業の成果につきましては定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うことといたしております。

日本シングルマザー支援協会に委託しております女性活躍推進事業の取り組みといたしましては、企業や経営者に向けたセミナーが開催され、3月には気軽に楽しめる出会いイベントの開催が予定されるなど、新たな連携やつながりが生まれる場づくりが進められております。また、昨年7月にオープンいたしましたサテライトオフィス「りあん」におきましては、常駐スタッフが女性特有の様々な悩みや移住、仕事に関する相談に幅広く対応しております。施設内にはコワー

キングスペース、キッズスペース等を備えており、仕事や学び、交流の場として、お子様連れの方も安心して御利用いただけますので、市民の皆様におかれましても、ぜひ一度足をお運びいただけますようお願い申し上げます。

次に、新しいすさきの教育についてであります。

これまで本市のALTに係る取り組みといたしましては、保育園における異文化交流及び小中学校における授業を実施しており、それぞれALTが巡回する体制となっておりますが、令和8年4月より、各保育園及び小中学校に1名、朝ヶ丘中学校においては2名のALTを常駐配置することとし、英語による交流や教育の一層の充実を図ってまいります。

小中学校におきましては、英語の授業だけでなく、休み時間や校外活動など、学校生活のあらゆる場面においてALTと関わることで、児童・生徒の語学力や実践的な英語力の向上につながるものと期待しております。

保育園におきましては、挨拶や遊びなどの中で子どもたちがALTとの交流を楽しみながら、英語を身近なものとして受け入れることのできる土台を育ててまいります。

ALTの人材確保につきましては、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）による招致に加え、本年1月にフィリピン共和国のナガ市と締結いたしました教育分野における国際交流協定に基づく人材活用を予定しており、これにより、本市の教育方針に沿った優秀な人材を安定的かつ継続的に任用することが可能であると考えております。

ALTの常駐配置により、乳幼児期から中学校卒業まで一貫して英語や異文化に親しむ環境を整え、本市の未来を担う子どもたちの多様性を尊重する心の醸成や確かな英語力の育成に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第4号につきましては、須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

市議案第11号につきましては、誘致企業者の指定に係る対象事業所の要件等を整理したことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

これらを含めまして、条例議案を14議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第15号及び市議案第16号の令和7年度一般会計補正予算についての専決処分の承認、市議案第17号から市議案第26号までの令和8年度一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の当初予算案、市議案第27号から市議案第31号までの令和7年度各会計の補正予算案、合わせて17議案を提出いたしております。

その他の議案といたしまして、市議案第32号の須崎市過疎地域持続的発展計画について、市議案第33号から市議案第38号までの指定管理者の指定について、市議案第39号の市道路線の廃止について、市議案第40号の市道路線の認定について、市議案第41号の固定資産評価審査委員会委員の選任について、市議案第42号の教育委員会委員の任命についてを提出いたしております。

以上、本定例会に42議案を提出いたしておりますが、各議案の詳細につきましては、この後、

関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（土居信一君） 続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） おはようございます。

市議案第1号須崎市犯罪被害者等支援条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書1ページから4ページでございます。本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市並びに市民や事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定しようとするものでございます。

2ページからの条例案でございますが、まず第1条で目的を、第2条で定義を、第3条で基本理念を、第4条では市の責務を、3ページに移りまして、第5条で市民等の責務を、第6条で事業者等の責務を、それぞれ規定いたしております。次に、第7条では相談及び情報の提供等を規定し、第8条では日常生活の支援を、第9条では安全の確保を、第10条では居住の安定として犯罪被害者等への支援について規定をするものでございます。また、第11条では広報及び啓発を、第12条では民間支援団体への支援を、第13条では支援の制限を規定し、第14条、委任規定を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） おはようございます。

市議案第2号須崎市地域営農推進基金条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書は5ページ、6ページでございます。まず、基金条例の制定に至る経緯でございますが、高知県地域営農推進交付金の活用を前提として、本年度、土佐くろしお村営みのりへの補助事業を実施いたしましたところでございます。そして、この高知県地域営農推進交付金は、当該事業の財源である市債への償還に充てるために、事業実施の翌年度に高知県が市に対して交付するものであり、償還が始まるまでの間、一旦交付金を基金に積み立てておく必要があることから、このたび基金条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条で設置を、第2条では積立てについて、第3条で管理、第4条におきましては運用益金の処理について定めております。また、第5条では処分についてでございますが、第1号では市が行う地域営農支援事業に要した経費に関連する市債の償還財源に充てる時と定めております。そして、第6条は委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。ことといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

す。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） おはようございます。

市議案第3号須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定についてにつきまして御説明をいたします。

議案書7ページから9ページでございます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議について、有識者により円滑かつ適正に行うことを目的といたしまして、須崎市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものでございます。

議案書の8ページを御覧ください。第1条では災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため審査会を設置することについて、第2条では所掌事務を、第3条では組織といたしまして、委員7人以内で組織し、医師、弁護士、市の職員などの委員を市長が委嘱または任命することを規定しております。第4条では委員の任期について、第5条では審査会に会長及び副会長を置くことを規定し、第6条から次ページの第9条までに会議、守秘義務、庶務、委任事項を定めております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、第2項では、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の別表に、災害弔慰金等支給審査会委員1万3,000円を追加する条例の一部改正について定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） 市議案第4号須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書10ページ、11ページでございます。本議案は、令和8年4月から須崎市立学校において学校給食に係る業務を須崎市立学校給食センターで行うに当たり、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条では設置目的を、第2条では名称及び位置を、第3条では管理運営については教育委員会が行うことを定めております。第4条では職員について、第5条では給食センターを適正かつ円滑に運営するための運営委員会の設置について、第6条では委任事項を規定しております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、第2項で、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正し、須崎市立学校給食センター運営委員会委員の報酬の額を5,000円と定めることといたしております。

以上でございます。よろしくお願います。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） おはようございます。

市議案第5号須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の12ページから22ページでございます。令和8年4月から乳児等通園支援事業、子ども誰でも通園制度が実施されます。それに伴いまして、給付費の支払いを受けるための確認基準である特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が国から示されたのを踏まえ、本市においても運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

13ページを御覧ください。第1章、総則としまして、第1条で趣旨を、第2条で一般原則について規定いたします。

14ページに移りまして、第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準としまして、第3条では利用定員に関することを規定し、第4条では特定乳児等通園支援事業者と利用者との面談実施に関することを、第5条では事業者は正当な理由がなければ保護者からの利用申込みを拒んではならないこと、第6条では主に市町村が利用を希望する保護者に対して行う適切な事業者の紹介や利用調整に対してできる限り協力しなければならないことを規定いたします。第7条では乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について、15ページに移りまして、第8条では乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定いたします。第9条では乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握について、第10条では特定教育・保育施設等との連携について規定いたします。第11条では特定乳児等通園支援の提供の記録について、第12条では特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について規定いたします。

16ページに移りまして、第13条では乳児等支援給付費の額に係る通知等について、第14条では特定乳児等通園支援の取扱方針について規定いたします。第15条では特定乳児等通園支援に関する評価等について、17ページに移りまして、第16条では乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないことを規定いたします。第17条では乳児等支援給付認定子どもの緊急時等の対応について、第18条では乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について、第19条では事業の運営規程について、第20条では職員の勤務体制の確保等について、18ページに移りまして、第21条では利用定員の遵守について規定をいたしております。第22条では重要事項の掲示等について、第23条では乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定いたします。第24条では虐待等の禁止、第25条では秘密保持等について、19ページに移りまして、第26条では情報の提供等について規定いたします。第27条では利益供与等の禁止、第28条では苦情解決について、20ページに移りまして、第29条では地域との連携等について規定いたします。第30条では事故発生の防止及び発生時の対応について、第31条では会計の区分について、第32条では記録の整備等について規定いたします。

第3章、雑則といたしまして、第33条では電磁的記録等について規定し、22ページに移りまして、第34条では委任について規定をいたします。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、市議案第6号須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の23ページから24ページでございます。本議案は、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に係る新たな給付として乳児等のための支援給付が開始されることから、乳児等のための支援給付に関しての質問検査の忌避や支給認定証の返還拒否などをした者に対しても過料を科することができるよう、子ども・子育て支援法第82条の規定に基づき条例を制定するものでございます。

議案書24ページを御覧ください。第1条では趣旨を、第2条では、第1項で、保護者や事業者等が給付や支払いに関し、必要な報告、文書や物件の提出、提示、質問や検査について拒否や虚偽の報告、妨害をした場合や、支援給付認定の変更や取消しを行う際に保護者が支給認定証や乳児等支援認定証の提出・返還の求めに応じない場合などにおいて10万円以下の過料に処することを、第2項では、過料の額は情状により市長が定めることと規定いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 市議案第7号須崎市職員定数条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書25ページ、26ページをお願いいたします。本議案は、教育委員会事務局の職員定数について、49人から50人に改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条第1項第6号中、「49人」を「50人」に改めるもので、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

続きまして、市議案第8号、技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書27ページ、28ページでございます。技能職員とは、地方公務員法第57条に規定する、単純な労務に雇用される一般職に属する者であり、須崎市では現状、給食調理員のみとなっております。

本議案では、当該技能職員の給料表を、国の基準に合わせ、行政職俸給表2による運用を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

28ページ、改正内容でございますが、第2条では職員の定義を定めておりますが、運用していない職種について削除し、整理をいたしております。

次に、第3条、給与の種類では、対象となる職員に会計年度任用技能職員を除外し、第5号、特殊勤務手当を削り、それぞれ第6号から1号繰り上げるものでございます。

次に、第4条第2項を加える改正は、技能職員の育児休業等に関する規定を定め、会計年度任用技能職員の給与を定めている第5条においては、手当の種類を整理をするものでございます。

最後に、第6条として、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） おはようございます。

市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書29ページから32ページでございます。このたびの条例改正は、2023年12月に政府が閣議決定を行ったこども未来戦略の加速化プランに基づき、子ども・子育て支援の抜本的な強化に向けた施策に対して安定した財源を確保することを目的として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立したことによるものとなっております。この法改正によりまして児童手当の拡充や保育サービスの充実などの子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるための特定財源として、国民健康保険をはじめとする医療保険の加入者や、事業主の方々を含む全世代、全経済主体から世代を超えて社会全体で子育てを支えるための制度として子ども・子育て支援金制度が令和8年度から新たに創設されることとなり、本市におきましても国民健康保険税とあわせて被保険者の皆様に御負担いただく必要があることから、須崎市国民健康保険税条例に所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、条例改正の詳細につきまして御説明いたします。

第2条第1項及び第3項に関する改正規定につきましては、従来の国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金分の課税額に関する規定を新たに加える内容となっております。

第3条第1項の改正規定につきましては、このたびの改正による条例内の用語に関する定義規定を改めるものとなります。

第9条の3の次に第9条の4から第9条の6までの3条を加える改正規定につきましては、第9条の4において子ども・子育て支援金の所得割額の率を100分の0.26とし、第9条の5において被保険者均等割額を被保険者1人につき1,600円と、第9条の6において18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき120円と定めております。

また、第21条に関する改正規定につきましては、このたびの子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の減額措置に関して、子ども・子育て支援金分の減額措置に関する規定を新たに追加するものであります。

また、本則附則の改正といたしまして、附則第3項及び第4項並びに第6項から第13項の規定に新設の第9条の4の文言を加えるとともに、附則第15項及び第16項の規定を削ることといたしております。

加えて、改正条例の附則といたしまして、第1項において、この条例は令和8年4月1日から施行するとともに、第2項において、適用区分としてこの条例による改正後の須崎市国民健康保

除税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを規定いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） おはようございます。

市議案第10号須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書33ページ、34ページでございます。本議案は、火災等災害により居宅を滅失した方を市営住宅に一時的に避難させる場合、市営住宅本来の目的とは異なる一時的な使用の扱いとなることから、行政財産の目的外使用により対応する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第3条中第1号の次に、「災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。」の1号を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） おはようございます。

市議案第11号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書の35ページから37ページでございます。本条例の目的は、本市の企業誘致のために必要な措置を講ずることにより、雇用の促進及び産業の活性化を図り、もって市勢の進展に寄与することとされており、具体的な措置といたしまして、固定資産税を免除するものと奨励金を交付するものがございます。これらの措置は、誘致企業者として指定された者を対象としておりますが、当該指定の条件といたしましては、第3条第1項各号の全てに該当する又は事業開始から3年以内に該当するに至ると市長が認めた者とする一方、同項各号には対象とする事業所の種別、業種等についての規定がなく、制度を明確化し、円滑な運用を図る必要が生じておりますことから所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。

第2条中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同条第5号中「事業所に」を「対象事業所に」に改め、「で、給料、賃金、手当、賞与及びその他これらに類する給与の支払を受け、かつ、当該企業者に係る社会保険の被保険者である者」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に第8号として「従業者」を規定するものでございます。

次に、第2条中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同条第2号中「事業所を」を「対象事業所を」に改め、「(施設の老朽化に伴う増改築及び補修を除く。)」を削り、同号を同条第5号とするものにつきましては、第1号の次に第2号から第4号までを加えるために号を繰り下げ

るものと、繰り下げる号の規定において所要の改正を行うものでございます。

続きまして、第2条第1号の次に第2号から第4号までの3号を加えるものとなっております。第2号は、対象事業所として本条例の対象とする事業所を定義するものとなっております、アは、物の製造又は加工の用に供する施設を工場と、イは、商品の仕入れ卸売を行う事業又は商品の売買の代理業務若しくは仲立あっせんを行う事業の用に供する施設を卸売業関連施設と、ウは、情報処理の促進に関する法律第2条第4項に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設を情報処理関連施設と、エは、通信回線等を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う施設をコールセンターと、オは、本社として設置するものであって、当該施設において20人以上の従業者が勤務するものを拠点施設と、カは、本市の産業振興施策に合致するものとして規則で定める者による協議により承認されたものを特認施設とそれぞれ定義し、これらを対象事業所とするものとなっております。第3号は新設について定義するもので、ア、市内に新たに対象事業所を設置する場合、イ、市内に既存する施設を取得し、又は借り上げ、当該施設を対象事業所に更新する場合のいずれかに該当するものとなっております。第4号は増設について定義するもので、市内に設置している施設と一体となることで効用を果たす対象事業所を、事業の拡大を目的として新たに設置することをいう。と定義し、ただし書として、施設の合理化、老朽施設の更新、一部改造又は取替え若しくは補修をする場合を除く。と規定するものでございます。

次に、第3条第1項中「誘致企業者」の次に「(以下同じ。)」を加え、また、第5条第2項の表立地奨励金の項中「投下資産額」の次に「という。」を加えるものとなっております、それぞれ所要の改正を行うものとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） おはようございます。

市議案第12号須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書38ページ及び39ページでございます。本議案は、須崎市立市民体育館多ノ郷体育センターに整備を進めております冷暖房施設を利用する際の使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、体育館使用料を定めております別表に冷暖房使用料の欄を追加し、1時間当たりの使用料を650円に設定するものでございます。

あわせて、同表備考に冷暖房使用時間に係る1時間未満の端数の取扱いにつきまして追記するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） 市議案第13号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書の40ページから42ページでございます。本議案でございますが、被措置児童等虐待に関する通報義務のある対象事業・施設が児童福祉法第33条の10第1項で追加、また、通報を受けて必要な措置などを講じる所管行政庁や審議会等について同法第33条の10第2項及び第3項として新たに規定されました。このことから、関連する条例について条例改正をするものでございます。

まず、第1条、須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正としまして、条例第13条中「第33条の10」の次に「第1項」を加えることといたします。

続きまして、第2条、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正としまして、先ほどの児童福祉法の改正、そのほかに利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定につきまして、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合が追加されたことなどから、同条例第7条の本文中「第3号」を「以下この条」に改めます。第13条中「第33条の10」の次に「第1項」を加えます。第14条につきましては削除と改め、第18条第2項については、母子保健法に基づく乳幼児健診の規定を加えたものに改めます。第38条につきましては、第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えます。

続きまして、第3条、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、同条例第26条中「第33条の10」の次に「第1項」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次説明を求めます。

学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光 and 明君） 市議案第14号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書43、44ページでございます。本議案により廃止する条例は、国際交流の発展及び外国語教育の充実を図るため、語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する国際交流員及び外国語指導助手を特別職非常勤職員として任用するに当たり、地方公務員法の規定に基づき平成30年に制定いたしております。その後、特別職等において任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことを主な理由として、令和2年4月1日付にて地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国際交流員等の身分は特別職から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に移行いたしました。このたび、令和8年度より国際交流協定に基づき新たに招致を予定している外国語指導助手について、その定義の明確化及び体制の整備・充実を図るため、現行の条例を整理する中で、法律の施行により須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を適用すべきであることが分かりましたので、条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 議案書45ページ、市議案第15号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、重点支援地方交付金を活用いたしましたすさきがすきさ地域振興券事業費など3事業及び国の事業である物価高対応子育て応援手当支給事業費の更正となっており、歳入歳出にそれぞれ3億3,442万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億6,531万7,000円とするものでございます。

予算書2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、第15款国庫支出金が3億1,243万3,000円、第19款繰入金が2,199万円の補正となっております。歳出では、第3款民生費が5,208万3,000円、第7款商工費が2億8,234万円の補正となっております。

次に、第2表、繰越明許費補正でございますが、第3款民生費では、第2項児童福祉費として物価高対応子育て応援手当支給事業費30万円、第7款商工費では、第1項商工費として重点支援地方交付金事業費、すさきがすきさ地域振興券事業を2億6,039万9,000円、また、重点支援地方交付金事業費、ポイント還元事業を2,194万1,000円、翌年度に繰り越す必要が生じたことから追加をお願いするものでございます。

なお、3ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので御参照いた

だきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案書46ページ、市議案第16号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては衆議院議員選挙執行に伴うもので、歳入歳出にそれぞれ1,947万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億8,479万4,000円とするものでございます。

予算書2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、第16款県支出金が1,947万7,000円の補正、歳出では、第2款総務費が1,947万7,000円の補正となっております。なお、3ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案書47ページ、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算について御説明いたします。

初めに、令和8年度の予算編成に当たりましては、老朽化が進む公共施設の維持改修、道路・橋梁等のインフラの長寿命化に必要な財源の確保を図りながら、子育て支援や教育環境の改善、防災対策や産業振興など、様々な喫緊の課題への取り組みをさらに強化するとともに、市民満足度の向上につながる施策に対して優先的に予算配分し、須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略で目指す「未来へひろがる元気創造と協働のまち」の実現に向けた予算編成を行ってきたところでございます。

それでは、別冊予算書の1ページをお願いいたします。令和8年度の一般会計予算の総額は209億4,000万円、当初予算ベースで前年度比46億4,000万円、18.1%の減となっております。歳入における市税収入では、近年の決算状況等を考慮し、個人及び法人市民税の増収を見込む一方、固定資産税や軽自動車税の減収見込みなどにより、市税全体で0.9%減の25億8,900万円、交付税につきましては、3.3%増の普通交付税39億円、特別交付税7億5,000万円の計46億5,000万円を見込んでおります。また、国庫支出金につきましては、スケートパーク整備や図書館等複合施設整備事業費が皆減となったことなどによりまして41.2%減の29億7,428万8,000円、そのほか、ふるさと納税を主とした寄附金を2.1%減の29億6,000万2,000円を計上し、基金につきましても財源として活用することとし、すきさがすきさ応援基金も前年度比75.5%増の16億9,733万4,000円、また、施設等整備基金を前年度比15.7%減の2億1,633万円を計上いたしておりますが、なお不足する一般財源への対処といたしまして減債基金の繰入金を9億円計上し、さらに財政調整基金繰入金を6億円計上することとなりました。

次に、歳出でございますが、義務的経費では、給与改定等を主な要因として人件費全体で対前

年度比4.3%増、扶助費では、児童数の減少により児童手当給付費が減額になったことなどにより2.2%減、公債費におきまして、近年の普通建設事業費の増加に伴う起債発行額の増や金利上昇の影響により9%増、義務的経費全体では3.1%増となっております。投資的経費といたしましては、補助事業においてスケートパーク整備事業費や図書館等複合施設整備事業費、学校給食センター整備事業費が皆減となったことなどにより対前年比87.2%減となりました。また、単独事業では、高台整備事業などが増額となる一方、観光クラスター整備事業費や多ノ郷体育センター大規模改修に係る経費が減額となるなど、投資的経費全体で対前年度比67.4%減となっております。また、その他の経費といたしまして、物件費において物価高騰による公共施設の維持管理に係る経費の増や、情報システムの標準化に伴い使用料等が大幅に増加したこと、また、新たに地域経済活力創造支援事業費を計上したことなどが主な歳出増額の要因となっております。

それでは、2ページからの第1表、歳入歳出予算でございますが、6ページから8ページの歳出のほうから御説明をいたします。なお、各款にわたります人件費につきましては、108ページからの給与費明細書を、債務負担行為につきましては114ページからの調書を、地方債の現在高は116ページの調書をそれぞれ御覧ください。

まず、第1款議会費は、前年度とほぼ同額の1億1,658万1,000円となっております。

第2款総務費では、すさきがすきさ応援事業費や多文化共生のまちづくり事業費、また、人口減少対策として子育て世帯新築住宅取得支援事業費などを継続して実施することに加え、集落活動拠点事業費など、新たな事業費の計上をした一方、スケートパーク整備事業の皆減などにより前年度より16%減の56億7,275万4,000円となっております。

第3款民生費では、特別養護老人ホーム葉山荘の負担金が増額になったものの、介護基盤整備等事業費や児童数の減少により保育所等施設型給付費が減額となったことなどにより、前年度比0.9%減の49億5,977万3,000円となっております。

第4款衛生費では、令和7年度が最終年度となるクリーンセンター横浪の施設改良工事が減額となる一方、脱炭素先行地域づくり事業費の増額により前年度比11.5%減の20億9,124万円となっております。

そして、第5款労働費は、シルバー人材センター運営補助金といたしまして前年度並みの966万1,000円を計上いたしております。

第6款農林水産業費では、農林水産業振興を基本とした各種施策・事業を継続するとともに、農道整備事業費を増額することといたしておりますが、一方、競争力強化生産総合対策事業費の減額や、水産業費において安和漁港海岸高潮対策事業費の減額などにより17.8%減の8億4,603万7,000円となっております。

第7款商工費では、商工振興費において須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費を皆減としたものの、新たに地域経済活力創造支援事業費を計上したことによりまして、前年度比27.4%増の5億1,250万1,000円となっております。

第8款土木費では、道路橋りょう費において道路メンテナンス事業費などインフラ整備を継続するとともに、土木管理費において令和6年度に着手いたしました高台整備事業費や地籍調査事

業費の増額の一方、社会資本整備総合交付金事業費の減額などによりまして前年度より2.9%減の15億109万2,000円となっております。

消防費では、高幡消防組合負担金の増額、また、消防屯所建設事業費の減額など前年度比1.1%減の5億1,981万1,000円。

第10款教育費では、学力向上に資する取り組みや児童の居場所づくりなど教育関連事業を継続することとし、令和6年度に取り組みを開始いたしました「Make “IT” Fun」を実現するため、新しいすさきの学び推進事業費や外国語教育推進事業費の増額、さらに小中学校において使用するタブレットの更新費用として学校情報通信環境整備事業費を計上し、教育環境整備に取り組むことといたしております。社会教育費では、図書館等複合施設整備事業費が皆減となりましたが、図書館等複合施設の開館準備事業費や施設運営費を増額いたしております。また、保健体育費においては、多ノ郷体育センターの改修事業費が皆減となりましたが、給食センター運営事業費の計上、また、学校給食費負担軽減事業費や学校給食費無償化事業費を計上することにより、小学校、中学校の児童生徒の給食費を無償化することといたしております。以上によりまして、教育費全体では前年度より60.5%減の21億686万2,000円となっております。

第11款災害復旧費は、前年度比15.6%減の8,529万8,000円、第12款公債費は、図書館等複合施設やクリーンセンター整備事業などの償還が始まることや利率の変更などにより元金が9,857万円増、利子は約7,600万円増となり、前年度比9%増の21億1,322万7,000円となっております。

第13款諸支出金では、巡航船事業特別会計及びバス事業特別会計への繰出金、水道事業会計、下水道事業会計への繰出金で3億9,516万3,000円を、第14款予備費といたしまして、前年同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、これらに充当いたします財源につきまして御説明いたします。

予算書2ページからでございます。第1款市税につきましては、当初予算ベースで前年度比0.9%減の25億8,900万円、第2款地方譲与税につきましては、前年度比1.1%減の1億7,337万7,000円、第3款利子割交付金は500万円、第4款配当割交付金は1,500万円、第5款株式等譲渡所得割交付金は2,000万円、第6款法人事業税交付金は3,400万円、第7款地方消費税交付金は前年度比8.8%増の6億2,000万円といたしております。

第8款ゴルフ場利用税交付金は400万円、第9款環境性能割交付金は10万円、第10款地方特例交付金は1,190万円、第11款地方交付税は普通交付税39億円、特別交付税7億5,000万円の46億5,000万円といたしております。

第12款交通安全対策特別交付金は250万円、第13款分担金及び負担金は3,585万3,000円、第14款使用料及び手数料は3.2%減の2億806万8,000円、第15款国庫支出金は普通建設事業の減額に伴い41.2%減の29億7,428万8,000円、第16款県支出金は7%減の15億1,327万5,000円となっております。

第17款財産収入は7,177万円、第18款寄附金はふるさと納税の見込みを反映し2.1%

減の29億6,000万2,000円、第19款繰入金は、すさきがすきさ応援基金繰入れの増額、また減債基金及び財政調整基金からの繰入れをそれぞれ9億円、6億円としたことから、前年度比26.6%増の34億8,995万3,000円となっております。

第20款繰越金は1,000円、第21款諸収入は1億301万3,000円、第22款市債は各事業債それぞれ増減はございますが、普通建設事業の完了見込みなどにより過疎債が大幅に減額となったため、市債全体で69.3%減の14億5,890万円となっております。

以上が歳入でございます。

次に、9ページの第2表、債務負担行為でございますが、高台整備事業を、期間、議決日から令和9年度まで、限度額、5億8,800万円。図書館システム構築等業務委託を、期間、議決日から令和13年度まで、限度額、2,488万9,000円。多ノ郷体育センター地下水熱利用空調設備使用料を、期間、議決日から令和17年度まで、限度額、2,592万円。また、スケートパーク指定管理業務委託を、期間、議決日から令和10年度まで、限度額、7,969万2,000円として債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債でございますが、起債の目的別に、公共事業等3,380万円、災害復旧事業3,570万円、緊急防災・減災事業3,990万円、公共施設等適正管理推進事業460万円、緊急自然災害防止対策事業4,260万円、緊急浚渫推進事業800万円、脱炭素化推進事業310万円、デジタル活用推進事業4,290万円、辺地対策事業2,000万円、過疎対策事業12億2,830万円の総額14億5,890万円を限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりといたしております。

それでは、再度1ページに戻っていただきまして、第4条では一時借入金の限度額を30億円とし、第5条では歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、10ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書、あわせて別冊、令和8年度当初予算主要事業説明書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第18号令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書48ページ、別冊、令和8年度須崎市特別会計予算書の1ページでございます。令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,125万円と定め、第2条では一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

次に、2ページをお開きください。まず歳出でございますが、第1款巡航船事業費といたしまして3,054万4,000円、第2款公債費といたしまして20万6,000円、第3款予備費といたしまして50万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしまして、第1款事業収入といたしまして185万3,000円、第2款国庫支出金といたしまして407万3,000円、第3款県支出金といたしまして1,230万1,000円、第4款繰入金といたしまして1,301万7,000円、第5款諸収入では6,00

0円を計上いたしております。

詳細につきましては、3ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、市議案第19号令和8年度須崎市バス事業特別会計予算についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書49ページ、別冊、令和8年度須崎市特別会計予算書の13ページでございます。令和8年度須崎市バス事業特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,271万8,000円と定め、第2条では一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

次に、14ページをお開きください。まず歳出でございますが、第1款バス事業費といたしまして2,148万2,000円、第2款公債費といたしまして73万6,000円、第3款予備費といたしまして50万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、第1款事業収入といたしまして410万7,000円、第2款国庫支出金といたしまして365万3,000円、第3款繰入金といたしまして1,488万6,000円、第4款諸収入では7万2,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、15ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） 市議案第20号令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書50ページ、別冊、令和8年度須崎市特別会計予算書の21ページからでございます。まず第1条で歳入歳出予算の総額を1,124万3,000円と定め、第2条で一時借入金の最高額を600万円と定めております。

次に、22ページの第1表、歳出を御覧ください。第1款スクールバス事業費1,041万9,000円、第2款公債費32万4,000円、第3款予備費50万円をそれぞれ計上をいたしております。

次に、歳入でございます。第1款使用料及び手数料45万円、第2款繰入金1,079万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては23ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） 市議案第21号令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書51ページ、別冊の令和8年度須崎市特別会計予算書の29ページを御覧ください。第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,802万5,000円と定めるとともに、第2条において地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定め、第3条において歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳出から御説明いたします。特別会計予算書31ページ、第1表、歳入歳出予算の歳出を御覧ください。第1款総務費7,270万4,000円、第2款保険給付費21億8,019万4,000円、第3款国民健康保険事業費納付金7億2,261万2,000円、第4款保健事業費4,748万9,000円、第5款基金積立金252万4,000円、次のページで、第6款公債費が1,000円、第7款諸支出金250万1,000円、第8款予備費1,000万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、30ページの歳入を御覧ください。第1款国民健康保険税5億3,104万6,000円、第2款使用料及び手数料2,000円、第3款国庫支出金202万円、第4款県支出金22億2,511万4,000円、第5款財産収入252万4,000円、第6款繰入金2億6,761万8,000円、第7款繰越金1,000円、第8款諸収入970万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、33ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

続きまして、市議案第22号令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書52ページ、別冊の令和8年度須崎市特別会計予算書51ページを御覧ください。まず第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,845万2,000円と定めるとともに、第2条において地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは、歳出から御説明いたします。特別会計予算書53ページ、第1表、歳入歳出予算の歳出を御覧ください。第1款総務費1,495万1,000円、第2款後期高齢者医療広域連合負担金4億6,189万8,000円、第3款公債費1,000円、第4款諸支出金110万2,000円、第5款予備費50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、52ページの歳入を御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料3億2,620万3,000円、第2款使用料及び手数料2,000円、第3款繰入金1億5,104万5,000円、第4款繰越金1,000円、第5款諸収入120万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、54ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） 議案書53ページ、市議案第23号令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてにつきまして御説明申し上げます。

別冊、令和8年度須崎市特別会計予算書の65ページをお願いいたします。令和8年度須崎市

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、第1条で予算総額を歳入歳出それぞれ1,498万5,000円と定めており、第2条では一時借入金の最高額を1億円と定めております。

続きまして、66ページ、第1表、歳入歳出予算を御覧ください。歳出から御説明いたします。第1款事業費、第1項住宅新築資金等貸付事業費に417万2,000円、第2款公債費に1,000円、第3款前年度繰上充用金に1,081万2,000円を計上いたしております。

これらに充当する財源といたしまして、歳入、第1款県支出金、第1項県補助金73万円、第2款諸収入、第1項貸付金元利収入1,425万3,000円、第2項雑入として2,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、67ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第24号令和8年度須崎市介護保険特別会計予算についてにつきまして御説明をいたします。

議案書54ページ及び別冊、令和8年度須崎市特別会計予算書の71ページからでございます。令和8年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,184万1,000円と定めようとするものでございます。第2条で地方自治法の規定により一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、第3条で歳出予算の流用を行うことができる場合について定めております。

それでは、第1表の歳入歳出予算の74ページからの歳出からの御説明をいたします。第1款総務費7,039万6,000円、第2款保険給付費23億7,380万円、第3款地域支援事業費1億8,095万5,000円、第4款基金積立金418万7,000円、第5款公債費50万円、第6款諸支出金100万3,000円、第7款予備費100万円をそれぞれ計上しております。

次に、72ページに戻っていただき、歳入でございます。第1款保険料4億5,669万円、第2款使用料及び手数料4万7,000円、第3款国庫支出金6億7,510万9,000円、第4款支払基金交付金6億7,214万5,000円、第5款県支出金3億8,001万9,000円、第6款財産収入418万7,000円、第7款繰入金4億4,362万2,000円、第8款諸収入2万2,000円をそれぞれ計上しております。

なお、詳細につきましては、76ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第25号令和8年度須崎市水道事業会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書は55ページ、別冊、令和8年度須崎市水道事業会計予算書は1ページからございま

す。第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,170戸、年間総配水量を309万5,000立方メートル、1日平均配水量を8,470立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして1億3,600万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は前年度比約0.1%増の5億8,889万5,000円、支出の第1款事業費用は前年度比約0.9%増の5億6,795万4,000円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比約32.6%増の2億7,050万円、支出の第1款資本的支出は前年度比約9.4%増の4億8,092万1,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,042万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,859万7,000円と、減債積立金取崩し額2,549万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,632万8,000円で補てんすることといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を上水道事業で1億7,730万円、過疎対策事業で6,520万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費を7,939万2,000円と定め、次の第9条では、他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金1,737万9,000円を見込んでおります。

そして、最後に第10条でございますが、ここではたな卸資産購入限度額を50万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、市議案第26号令和8年度須崎市下水道事業会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書は56ページ、別冊、令和8年度須崎市下水道事業会計予算書は1ページからでございます。第2条、業務の予定量は、水洗化人口を1,346人、年間有収水量を13万1,820立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして2億500万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は前年度比約1.2%減の5億6,313万円、支出の第1款事業費用は前年度比約1.5%増の5億3,830万円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比約19.6%減の4億3,792万円、支出の第1款資本的支出は前年度比約11.7%減の6億2,517万8,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億8,725万8,000円につきましては、引継金67万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,814万2,000円、減債積立金取崩し額2,169万1,000円、過年度分損益勘定留保資金4,809万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,865万3,000円で補てんすることといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を下水道事業で1億6,110万円、過疎対策事業で7,680万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の2,709万3,000円を定めております。

そして、最後に第9条でございますが、他会計からの補助金としまして、下水道事業の管理運営のため、一般会計から補助を受ける金額を9,954万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので御参照くださいようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 議案書57ページ、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてにつきまして御説明いたします。

別冊、令和7年度須崎市補正予算書の1ページをお願いいたします。補正の額といたしましては、歳入歳出をそれぞれ1億1,351万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億7,127万8,000円としようとするものでございます。

2ページからの第1表、歳入歳出予算補正でございますが、まずは4ページ、5ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、第1項総務管理費として、主に退職手当の増加による職員人件費更正や、まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金更正などによりまして2億6,534万1,000円の補正となっております。

第3款民生費では、第1項社会福祉費として、重点支援地方交付金事業費、障害者施設支援事業699万円の補正や児童福祉費や生活保護費の更正減などによりまして7,685万3,000円の減額補正となっております。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費において救急医療施設運営費が1,480万円の補正となりましたが、事業費の確定等により、全体で3,062万9,000円の減額補正、第6款農林水産業費におきましても、重点支援地方交付金事業費を活用した燃油等高騰対策事業、また、漁業事業持続化事業の補正や事業費の確定等による更正減により1,899万2,000円の減

額補正となっております。

次に、第7款商工費では、観光費の更正減により150万円の減額補正、第8款土木費では、国直轄の須崎港湾改修事業負担金や同県負担金などが増額となりますが、道路橋りょう費における道路メンテナンス事業費の減額などによりまして1,632万6,000円の減額補正となっております。

続きまして、5ページ、第10款教育費は、主に第5項保健体育費において学校給食センター整備事業費更正減などによりまして2億3,596万9,000円の減額補正、第13款諸支出金では、バス事業特別会計及び下水道事業会計並びに水道事業会計繰出金として141万2,000円を補正計上いたしております。

これらに充当いたします財源といたしましては、2ページの歳入でございますが、第2款地方譲与税が302万3,000円、第11款地方交付税が2億869万3,000円のそれぞれ補正、第13款分担金及び負担金は463万円、第15款国庫支出金は7,312万3,000円、第16款県支出金は5,183万5,000円のそれぞれ減額、第17款財産収入は22万5,000円、第18款寄付金は1億円のそれぞれ補正となっております。

次に、第19款繰入金は1億5,072万2,000円の減額、第20款繰越金は2,618万3,000円の補正、3ページ、第21款諸収入は1,743万円、第22款市債は1億5,390万円のそれぞれ減額となっており、歳入合計で1億1,351万6,000円の減額補正となっております。

続きまして、6ページからの第2表、繰越明許費補正でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、防災対策費から第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費、第1項社会福祉費、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第6款農林水産業費では、第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、7ページ、第7款商工費では、第1項商工費、第8款土木費では、第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第4項港湾費、第6項住宅費、第9款消防費では、第1項消防費、第10款教育費では、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第11款災害復旧費では、第1項農林水産施設災害復旧費までの全38事業につきまして翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加補正をお願いするものでございます。なお、各事業の金額につきましては、記載のとおりでございます。

また、8ページに移りまして、第9款消防費、第1項消防費、消防屯所建設事業費につきましては、金額を1億5,356万円に増額変更するものでございます。

続きまして、第3表、債務負担行為補正でございますが、庁舎警備業務委託、期間は議決日から令和8年度まで、限度額は1,554万5,000円からスポーツセンター指定管理業務委託までの業務委託及び負担金、全11事項につきまして追加をお願いするものでございます。なお、期間及び限度額につきましては、事項ごとに記載のとおりでございます。

最後に、9ページの第4表、地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきまして限度額を5,240万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり追加するとともに、公共事業等を4,450万円に、緊急防災・減災事業を2億300万円に、過疎対策事業を44億1,590万円に、緊急自然災害防止対策事業1億4,140万円とし、起

債総額を2億630万円減額し、48億7,910万円に変更しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、10ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書などを御覧いただけますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第28号令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書58ページ、別冊、令和7年度須崎市補正予算書につきましては29ページを御覧ください。今回の補正予算案につきましては、歳入予算の財源更正を行うものであります。

続きまして、30ページをお開きください。歳入につきましては、第2款国庫支出金といたしまして91万7,000円の減額、第3款繰入金といたしまして91万7,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、31ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第29号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書59ページ、別冊補正予算書34ページをお願いいたします。第1条で、地方自治法の規定により繰越明許費について定めるものでございます。

35ページの第1表、繰越明許費を御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費の一般管理費156万5,000円の繰越し、第3款地域支援事業費、第2項一般介護予防事業費の介護予防把握事業費335万9,000円の繰越しにつきましては、それぞれ高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画作成事業の継続のため、翌年度に繰り越す必要が生じたことから補正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第30号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）についてにつきまして御説明いたします。

議案書60ページ、別冊、令和7年度須崎市水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入の部、消火栓等修繕費の工事収益更正に伴いまして、第1款事業収益、第1項営業収益を94万3,000円減額し4億7,857万2,000円に、水道料金基本料金減免等の一般会計補助金更正に伴う第2項営業外収益を227万6,000円減額し1億617万円、第1款事業収益総計を5億8,484万2,000円に改めるものでございます。

次に、支出の部、退職給付費の件費更正に伴いまして第1款事業費用、第1項営業費用を65万5,000円増額し5億2,188万9,000円に、消費税不足額の公課費更正に伴う第2項営業外費用を500万円増額し4,712万1,000円、第1款事業費用総計を5億7,051万円に改めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。収入の部、消火栓設置費等の一般会計負担金更正に伴いまして第1款資本的収入、第4項負担金を1,299万3,000円減額し1,380万7,000円に、第1款資本的収入総額を2億5,200万7,000円に改めるものでございます。

次に、給水車車庫建築延期の工事請負費更正に伴いまして第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,000万円減額し3億1,820万円に、第1款資本的支出総額を4億9,926万4,000円に改めるものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,725万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,911万9,000円、減債積立金取崩し額2,798万9,000円、過年度分損益勘定留保資金2億14万9,000円で補てんするものと改めております。

次に、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正としまして、予算第8条に定めた職員給与費を65万5,000円増額し、総計を8,407万5,000円に改めるものでございます。

次に、第5条では、他会計からの補助金の補正としまして、予算第9条中、「6,070万7,000円」を「5,843万1,000円」に改めるものでございます。

なお、3ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、市議案第31号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）についてにつきまして御説明いたします。

議案書61ページ、別冊、令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量の補正でございますが、業務のうち、主な建設改良事業費につきましては、雨水対策事業の一部が執行不可となったことから、2億1,000万円を減額し9,000万円とするものでございます。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。前述、第2条に定めた業務予定量の補正により、収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債を1億650万円減額し1億7,340万円に、第2項他会計出資金を1,000万円減額し9,150万円に、第3項補助金を1億1,650万円減額し6,901万1,000円、第1款資本的収入総計を3億3,393万1,000円に改めるものでございます。

また、支出の部につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を2億3,300万円減額し、第1款資本的支出総計を4億9,974万2,000円に改めるものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,581万1,000円は、引継金358万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,074万1,000円、減債積立金取崩し額3,438万

7,000円、過年度分損益勘定留保資金3,409万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金7,300万円で補てんするものと改めております。

次に、2ページをお開きください。第4条では、予算第5条に定めた企業債の限度額を補正するものでございます。下水道事業限度額を5,330万円減額し1億4,720万円に、過疎対策事業限度額を5,320万円減額し2,620万円とするものでございます。

なお、3ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書62ページでございます。須崎市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

現行の須崎市過疎地域持続的発展計画につきましては、計画期間を5年間としておりまして、本年度末で計画期間が終了することとなります。このことから、新たな須崎市過疎地域持続的発展計画といたしまして、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする計画を策定しようとするものであります。

なお、別冊の計画案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項の規定により、事前に県との協議が調っておりまして、今議会に議案として御提出をさせていただいております。

それでは、別冊の須崎市過疎地域持続的発展計画（案）を御覧いただき、概要を御説明させていただきます。

まず、表紙裏の目次を御覧ください。この計画は、1基本的な事項として、2推進する施策として12の項目から構成されております。まず、1ページからの1基本的な事項といたしまして、市の概況や人口及び産業の推移、財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標、計画期間等を記載しております。

本計画におきましては、現在の過疎地域持続的発展計画や須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略を踏まえまして策定しておりまして、6ページからの（4）地域の持続的発展の基本方針では、基本理念といたしまして、安心して暮らせるまちをつくる、つながりを広げる、デジタル技術を積極活用するの3つの指針を定めて、地域特性や地域資源を活用した持続的発展のための施策を展開することといたしております。

次に、11ページをお願いします。2推進する施策といたしまして、1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、48ページの12その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで12の項目に分類いたしております。それぞれの取り組みや方針、現状と問題点、その対策、過疎対策事業債を活用する事業の計画及び公共施設等総合管理計画等との整合について記載をいたし

ております。

最後に、49ページになりますが、ソフト事業の特別事業分といたしまして区分ごとに整理をして記載しておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 市議案第33号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書63ページでございます。本議案は、須崎市立スポーツセンターの管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市浦ノ内東分2688番地、特定非営利活動法人すさきスポーツクラブを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間といたしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 福本博一君登壇〕

○生涯学習課長（福本博一君） 市議案第34号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書64ページになります。本議案は、須崎市立浦ノ内市民交流会館の管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市浦ノ内東分168番地32、浦ノ内地区地域自主組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間といたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） 市議案第35号指定管理者の指定についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書65ページでございます。本議案は、すさきまちなか学舎の管理等を、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市東古市町2番2号、特定非営利活動法人暮らすさきを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間といたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第36号指定管理者の指定についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書66ページでございます。本議案は、須崎市老人デイサービスセンター「清流の家」の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市上分丙1758番地2、社会福祉法人須崎福祉会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、市議案第37号につきまして御説明申し上げます。

議案書67ページでございます。本議案につきましても、同じく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市老人デイサービスセンター「ばんだ湯の香荘」の管理等について、須崎市安和216番地1、社会福祉法人須崎市福祉事業協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） 市議案第38号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の68ページでございます。本議案は、須崎市立安和保育園の管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7号、社会福祉法人須崎市保育協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） 市議案第39号市道路線の廃止についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書は69ページでございます。別冊、廃止路線調書で御説明申し上げます。廃止路線調書に記載しております東川内8号線の総延長37.8メートルを廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき議決を求めるとのことでございます。

続きまして、市議案第40号市道路線の認定についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書は70ページでございます。認定路線につきましても、別冊、認定路線調書で御説明申

し上げます。記載しております東川内13号線から東川内17号線までの合計5路線、総延長730.1メートルを認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

東川内13号線は、現在進めております東川内第1市営住宅跡地に建設予定の、分譲住宅地への接続道路及び幹線道路であり、東川内14号線から東川内17号線までの4路線につきましては各区画へつながる区画道路となっております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） 市議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきまして御説明をいたします。

議案書71ページでございます。本議案は、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、須崎市西崎町8番59号、川北徹氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして同意を求めるものでございます。

任期は、令和8年5月29日から令和11年5月28日までの3年間となっております。

なお、履歴につきましては、72ページに掲載をいたしておりますので御参照ください。

続きまして、市議案第42号教育委員会委員の任命についてにつきまして御説明をいたします。

議案書73ページでございます。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、須崎市緑町1番12号、西村俊彦氏を教育委員会委員に任命することにつきまして同意を求めるものでございます。

なお、任期は、前任者の残任期間となっておりますことから、令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間となっております。

西村氏の履歴につきましては、74ページに掲載をいたしておりますので御参照ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。明日から3月9日までの5日間は、議案下審査等のため休会し、3月10日から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、明日から5日間は休会することに決しました。

3月10日の日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時24分 散会

第494回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和8年3月10日（火曜日）午前10時開議

第1. 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1. 一般質問

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室長 岡田 進一君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防 災 課 長 楠瀬 晃君	税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
建 設 課 長 中川 雄大君	農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
住宅・建築課長 山岡 伸也君	環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
市 民 課 長 高橋 正恭君	福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
人権交流センター所長 松浦 永治君	上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 長 竹内 新君	教 育 次 長 西村 浩司君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君	生 涯 学 習 課 長 福本 博一君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長 市川ゆかり君	港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君 次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（土居信一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。1番西村泰一さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

先月2月8日投開票の衆議院議員選挙では、政権与党の信任を得る結果となりました。ただ、比例代表で自由民主党14議席、チームみらい2議席が他党に行ったというような事態が起きました。それは、やはり投票された皆様方の民意に反することであり、今後の選挙制度のあり方を考えていかなければならないのではないかと、そう思うところでございます。そして、国会議員の皆様方には、やはり旧の文通費の廃止や議員定数の削減といった身を切る改革から始め、国民の幸せを願い、尽力をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、本市におきましては、ここ15年間、年400人を超えるペースで人口が減少いたしております。自然減につきましては一定やむを得ない部分がございますが、想定をはるかに超える社会減は歯止めをかけなければなりません。津波浸水想定区域内に7割を超える市民が生活されている現状、特に若い方々の流出が喫緊の課題となっております。そこで、今回は、社会減を減らすべく、住宅政策について、市長のビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

西村議員から住宅政策への御質問であります。一昨年12月定例会におきましても住宅政策への御提案をいただきまして、御答弁をいたしておりました。人口減少対策におけます考えといたしましては、若い世代や子育て世帯を流出させない、また、流入してもらうための取り組みが課題であると認識しておりまして、流出を食い止めるためのあらゆる施策の一つとして、まずは若い世代の住環境の整備が必要であると考えております。このようなことから、まずは本年度、県の人口減少対策総合交付金を活用し、子育て世帯の市内への住宅の建築及び市外からの子育て

世帯の住宅建築を呼び込むため、子育て世帯新築住宅取得奨励金制度を創設し、本年度、予算の上限である20件の子育て世帯に1戸当たり300万円の奨励金を交付したところでありまして、来年度も引き続き同様の奨励金を交付すべく、令和8年度当初予算に30件分の予算を御提案させていただいております。また、住環境整備におきましても従前から取り組んでおりました高台整備事業等につきまして、まずは多ノ郷、東川内第1市営住宅跡地に新しく住宅団地を分譲すべく作業を進めておりまして、できるだけ早く子育て世帯などの皆さんに御案内させていただきたいと考えております。まずは新しく整備する東川内の住宅団地同様の小規模な高台開発に注力して取り組むことにより、子育て世帯など若年層の市外流出を防ぐとともに、移住者の誘致など、子育て環境の充実に向けた基盤整備を積極的に実現していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 市長のそのとおりでと思います。子育て世帯の奨励金、それも大変いい制度だと思いますが、現状、流入するにしてもですね、まず、先ほど市長も述べられましたが、その用地がない。用地があっても、やはり津波の浸水区域内というようなことはあり、やはり地政学上、すごく本市にとって弱いところがあるかと思っています。

そこで、先ほど市長も触れられましたが、東川内の関係について質問をさせていただきます。

令和8年度当初予算3億5,576万円が計上されている東川内第1市営住宅跡の高台整備事業、中心地に近い高台住宅用地が極めて少ない本市にとりまして、一日も早い完成が期待されているところでございます。そこで、事業の詳細、供用年度、また、区画数や1区画の面積、売出し坪単価の想定、そして購入条件等、現段階でお答えできる範囲内で建設課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） おはようございます。

東川内第1市営住宅跡地を活用した宅地開発につきまして御説明申し上げます。

開発面積は約1万5,600平方メートル、景観保全及び用地管理用として約1,300平方メートルの合わせて約1万6,900平方メートルの用地を造成しようとする計画といたしており、令和8年度に民有地約8,500平方メートルの取得について、当初予算に計上いたしております。

造成内容といたしましては、幹線道路を幅員6メートル、区域内道路を幅員4メートルから5メートルで構成し、区画数を36区画、1区画当たりの面積を平均43.7坪とする詳細設計を策定しております。

また、当該用地に沿って市道東川内1号線が南北に走っておりますが、宅地造成工事にあわせて幅員を拡幅しようと計画しております。供用開始年度につきましては、令和10年度を目指すこととしておりますが、売出し坪単価及び購入条件等につきましては、現段階では公表できる内容はございません。近隣の売買価格や不動産需要の状況を見ながら、庁内で組織する高台整備における庁内検討会での議論を経て、公表いたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） なかなかまだ2年後ってというような計画のことです。坪単価もこれからの検討、当然のことだと思います。また、今回この東川内市営住宅跡の高台整備事業をすることによって、旧の東川内の道路の幅員も解消されるというようなことで、本当に地域の方々にとってはうれしい限りではないか、そう思うところでございます。

それでは、次に、また住宅の関係で質問をさせていただきます。

須崎地区、多ノ郷地区の商業地や住宅地の多くは、津波浸水想定区域内でございまして。先ほども申し上げましたが、人口の7割を超える市民が生活いたしております。避難道は数多く整備されましたが、避難施設の建設も求められております。また、集団移転については、浜町でアンケートを取られましたが、現段階では現実的に厳しいものがあるかと思っております。そこで、津波浸水想定区域内での避難施設も兼ねた防災高層マンションが求められているのではないのでしょうか。

3月2日、先週の月曜日でございますが、経済産業省の職員さんと大手マンションメーカーさんが来られ、市長も協議をされたことだと思います。そこでは、地上4階、12メートルですか、それ以上は居住部分となる避難施設も兼ねた防災高層マンションの御提案もなされたと思っております。事前防災での新たな補助制度の創設など、クリアしなければならない部分も多数ございますが、市長の防災高層マンションについてのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 西村議員御案内のとおり、高台用地が少ない本市の現状に鑑み、山地造成工事が伴う高台開発に限らず、津波浸水エリアでの高層階住宅の新設も視野に入れた提案を令和6年度から国土交通省に行ってまいりました。災害が発生した後で建設される災害公営住宅を発災前に建設することで、市民の皆様の生命、財産を守ることができ、被災後の復旧・復興のスピードも大きく変わるものと考え、高層階住宅の建設に係る費用について、国の補助制度の創設を要望してきたところでございます。

今年度は高層階住宅への取り組みをより具体的に進めるため、基本構想設計を実施し、低層部分をピロティや公共施設に、津波被害のおそれのない高層部分を居住スペースにした15階建ての高層階住宅を津波浸水エリアに建設した場合のシミュレーションを作成いたしました。この基本構想設計を基に、国土交通省をはじめ、四国経済産業局、民間の大手建築会社数社に対しまして、津波浸水エリアにおける高層階住宅の建設についての御提案や御相談をさせていただいたところでございます。これらの取り組みにつきまして、一定の御理解をいただくことができ、今般、国から、防災集団移転促進事業の補助対象外であった高層階住宅への移転費用について、津波浸水エリア外での整備の場合は補助対象とするという内容の御回答をいただくことができました。これまでの切実な要望や具体的な提案などを重ねた取り組みが、従来の制度運用から現実的なものへ改善に結びついたということで、一歩前進ということを感じておるところでございます。

本市には、沿岸部に鉄道インフラや住宅、国、県の施設などの都市機能が集中し、歴史的な建造物や文化財が数多くありますことから、街の機能を維持しつつ、事前防災対策に取り組む必要

があり、高層階住宅の整備は有効な施策の一つになるものと考えておまして、今後におきましても、制度の要件緩和について理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

加えて、建築費用について、民間資本導入の可能性を検討するなど、引き続きその有用性を訴えてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） どんどん市長、形になりつつあるといいますか、もう近づいているというような感が出ます。やはり本当に日本で第一のモデルになるように、できるだけ早い実現を願っているところでもあります。そして、やはり公だけの力では限界があると思いますので、後の維持管理や売買をどうするのかっていうのも、民間のやはり力をお借りすることも本当に大事だと思います。どうか今後とも進めていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

まず、本市の市営住宅、改良住宅の現状につきまして、住宅・建築課長にお伺いをいたします。本市の市営住宅、改良住宅の総戸数、そして、空き戸数の現状をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） おはようございます。お答えします。

3月3日現在の数値になりますが、本市が管理している公営住宅は全部で778戸あります。そのうち、空き戸数は123戸となっております。内訳としまして、市営住宅が182戸数に対して空き戸数45戸、改良住宅は516戸数のうち空き戸数が52戸となっております。また、地域優良賃貸住宅であります多ノ郷市営住宅につきましては、80戸に対しまして空き戸数が26戸となっております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 空き戸数は、かなり多いというような印象を受けました。778戸のうち123戸、率にすると15%以上になろうかと思えます。やはりこれは人口減少のこともあると思えますので、それと老朽化というようなこともあるかと思えます。そういうような関連して、次の質問に移らせていただきます。

東川内第1市営住宅が解体され、住宅用地として整備が進められています。市営住宅につきましては、昭和50年代に建設された団地もあり、築年数50年近くになり、老朽化の問題も発生いたしております。そこで、今後の長寿命化計画等をお示し願いたいと思えます。住宅・建築課長、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） お答えします。

厳しい財政状況の中、大量の住宅ストックを短期間で更新することは困難であることから、計

画的な管理、修繕を目的として、平成21年度より須崎市公営住宅等長寿命化計画を策定し、整備を行ってきております。議員御案内のとおり、管理する住宅には、古いものは昭和50年頃に建築された建物があり、そのうち東川内第1市営住宅は、簡易耐火ブロック造2階建て旧耐震基準により建築されたものであり、耐震性の確保が不明瞭であること、構造特性上、後から補強や改築が困難であること、また、耐用年数を経過していたことから解体することといたしました。ほかの住宅につきましては、おおむね20年以上の耐用年数が残っていることから、長寿命化の改修を行い、活用することを考えております。今現在、令和7年度より令和11年度にかけて南永田市営住宅の改修工事を実施しており、他の住宅についても順次改修をしていくよう考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解しました。令和7年から令和11年、南永田市営住宅、今現在やられております。また、もう質問はいたしません、西町の市営住宅も、入居者に対しまして、やはりもう長寿命化計画といたしますか、改築をしたいんというふうなことで、ほかの住宅に移っているといたこともお聞きしております。それは次の段階かなと思いますが、やはり耐用年数がまだあるのであれば、またそういう形で進めていかねばと思うところがございます。

続きまして、市営住宅等の住宅使用料改定についてお伺いいたします。

平成28年当初より、10年後の令和9年には使用料の改定をされるという旨の説明を順次市営住宅、改良住宅入居者にされてきた経過がございます。内容といたしましては、分位層1から8全ての方々が値上がりになり、特に分位層8の方は、月額使用料が5万円程度に達する見込みでございます。ただ、10年前とは社会情勢が大きく変化をいたしております。実質賃金が上がらず、未曾有の物価高騰が続く現在、国においても国民の生活を守るべく、ガソリン等の軽減税率の廃止や電気・ガス代の補助をはじめ、様々な生活支援策を実施いたしております。地方自治体においてもしかり、重点支援交付金等を活用し、独自に幅広く支援策を講じております。

また、本市におきましては、南海トラフ大震災の大津波襲来の懸念が高まる中、人口流出に拍車をかける現状になるのではないのでしょうか。10年前には想定されなかった現状を鑑み、住宅使用料の改定、一定期間凍結されることが肝要ではないのでしょうか。市長の御英断を願い、質問をさせていただきます。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 改良住宅の一般公募化及び応能応益家賃の導入につきましては、平成25年に市営住宅庁内委員会を立ち上げ、市営住宅、改良住宅の在り方を検討する中で議論を重ねてまいりました。改良住宅の一般公募化につきましては、公営住宅に対する需要がある一方で、本市の財政状況が新たな住宅を建築するには厳しい状況であり、既存の公営住宅を有効活用していくという結論に達して、マンション型改良住宅を一般公募化することで、より多くの公営住宅の提供ができることといたしました。この一般公募化に伴い、それまでの定額使用料から市営住宅で実施している所得に応じて住宅使用料が変動する応能応益型に変更することを、関係団体や改

良住宅の入居者の皆様に周知を図ってまいりました。

なお、改良住宅の一般公募化の実施につきましては、平成29年度から始まっておりますが、既存入居者の応能応益型家賃の導入については、経過措置として10年間、当時の定額使用料に据え置くこととしておりまして、10年が経過いたします令和9年4月1日から予定どおり実施することといたしております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 市長、今、物価高騰で厳しい状況ですよ。いきなりこれ、ぼんと5万円とか上がった場合ですよ、かなり流出されるんじゃないでしょうか。今でもこの令和9年のことがあるんで、もう市営住宅をやめてほかの自治体へ行くってようなことも言う方もおられます。ますますこれ、人口減少に歯止めがかからないようになるのではないのでしょうか。確かに10年前から約束されたことをございますけど、現在の状況を鑑みて、もう少し議論というか、していただけるかなと思います。その辺再度、市長お答え願いたいです。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどお答えいたしましたとおり、現状では10年間の猶予期間が終わる令和9年の4月1日ということで考えておりまして、その応能応益型にどんな形でいつやるかっていう話が結構今でも議論してきたところでございます。そういう点を鑑みまして、今のところその方針は変えないということを考えております。

今後において、今のイランの状況等々で経済情勢がどのように変化するか等は、変動要因としては一つは当然あるはあるということは認識をしております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 可能性はゼロではないが、方針は今の変わるつもりはないというような御答弁でございました。

いや、私はやっぱりもう数年、この10年前から今の現状って全然想定できなかったと思います。また、分位層1の方でも、数百円ぐらい、全てが上がるってような実情でございます。現在、ほかの自治体においては、市営住宅を下げ、来ていただく、流入させるような政策取られているんじゃないでしょうか。これが逆行する形になるのではないかと危惧しております。もうやはり6月議会、また9月議会まで、検討委員会等、今の現状を調査するような、そういう委員会も立ち上げて、再度検討もしていただきたいと思っております。もう何回市長に御答弁願っても同じ答えだとは思いますが、その3か月、6か月の間の検討委員会とかいうようなことに関して、ひとつ御答弁願いたいと思っております。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 西村議員から真摯な具体的な御提案もございましたので、貴重な御提案として受け止めたいというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 少しショックな思いもしましたが、最後には市長が少し期待を持たすようなことも答弁もございましたので、それに期待をして次の質問に移りたいと思います。

改良住宅の入居者の方々から、名称変更についての要望をお聞きいたしております。現在、一部一般公募されている現状を踏まえ、時代に即した名称変更、検討できないものでしょうか。例えば、〇〇町改良住宅の表記を〇〇町市営住宅というふうに、本市の公営住宅の全てを市営住宅という表記に一元化されること、市長、いかがでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 各自治体の公営住宅につきましては、国土交通省へ名称、用途、所在地、管理戸数等が登録されておりまして、名称変更を行う場合、国への届出が必要となっております。本市といたしまして、現在、公営住宅の空き室活用について庁内検討委員会の設置を指示しております。本市の財産活用、移住促進、人口減少対策によって新たな価値の創造ができるように、入居要件や応募形態に即した公営住宅の活用とともに、公営住宅名称の変更も検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） そういう御要望がありますので、市長、御答弁できるだけ早くというような御答弁いただきましたが、よろしく願いをいたします。

次に移ります。当初予算についてでございます。

令和8年度一般会計当初予算が公表されました。歳入歳出それぞれ209億4,000万円、前年より46億4,000万円、率にして18.14%の減となっております。

そこで、市長にお伺いをいたします。当初予算の重点施策や新規事業、また、予算編成に当たり留意した点等、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 令和8年度の当初予算編成に当たりましては、提案趣旨でも触れました女性活躍に向けた取り組みを推進するための事業や、新しいすさきの教育の推進、高台整備事業や防災対策事業などを重点施策として、さらに進めていく必要のある事業に積極的に予算配分をいたしました。また、保育給食におけます主食の提供や小中学校の給食無償化に係る経費などを新たに計上し、子育て支援事業の拡充も図り、事業者向けにふるさと納税の返礼品拡充や雇用促進、女性が働きやすい職場の環境整備に対する補助金も新たに計上いたしております。その結果、全体的にはソフト事業に重点を置いた予算編成となりました。

一方で、人件費の増加や物価高騰による公共施設の維持管理費の増、新たに供用開始される給食センターなどの運営費の増額、また、起債発行額の増や金利の急上昇の影響により公債費の増などにより、一般財源不足に対し、減債基金等の繰入金を計上することとなりました。物価

高騰等の影響が想定以上であり、今後も基金の繰入れが必要な状況が続くと見込まれておりますので、大型の建設事業などにつきましては実施規模や時期等の見直しを検討することとし、予算化を見送ったものもございました。

中期財政収支見通しでは、実質公債費比率が令和13年度をピークに16%台になる見込みであるため、起債の繰上償還について計画的に行い、また、既存事業の効果検証など、必要な見直しをする中で生み出された財源や人員を喫緊の課題や重点施策に再配置するなど、持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 市長が就任された当時、基金残高3億円程度、実質公債費比率も23%というような数字で、一定現在まで堅実に、昨年末は9.9億円ぐらいでしたかね、基金残高が。実質公債費比率も12%程度と、かなり堅実に推移したと思います。しかしながら、御答弁ありましたように、令和13年度ピークで16%という数字は、大変びっくりする数字を初めて伺いました。なお堅実なかじ取り、よろしくお願いを申し上げます。

次に、これ予算にも関係しておりますが、総合的な質問ということで、その他当面する課題についての題目で質問をさせていただきます。

まず、須崎総合高校新設通学路についてお伺いいたします。

総延長340メートル、幅員4メートル、カーブと上下接合部約10メートルとなる新設通学路は、市道としての位置づけで、令和6年度2億7,000万円、令和7年度2億8,000万円で工事されており、残すところ第3工区2億円となっております。完成後は、バイク通学の生徒や教職員等が利用する予定となっております、また、津波発災時の避難道としての位置づけもされており、一日も早い完成が求められているところでございます。

しかしながら、令和8年度当初予算においては、工事費としての予算が計上されておられません。その理由、また、これを補正で対応されるのか、あわせて、供用開始はいつになるのか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答え申し上げます。

現在整備中の須崎総合高校線の新設工事におきましては、議員御案内のとおり、令和6年度から事業を開始し、令和7年度は第2期に当たる工事を実施中でございます。当初から第3期工事までを計画しておきまして、本来であれば第3期工事を令和8年度当初予算に計上する予定でございました。しかしながら、令和7年度において事業費の財源に予定しておりました過疎対策事業債の配分に不足が生じるおそれがあったため、同様なことが令和8年度事業費において起こらないよう、過疎対策事業債等の財源が確実に担保されるまでは予算計上を見送らざるを得ない状況になったものでございます。

これまで御説明申し上げてきましたとおり、須崎総合高校線の事業費については、本市の財政負担はないという認識で事業を進めておりますので、先ほど申し上げました課題が解決すれば、

補正予算として上程し、一刻も早い完成を目指してまいりたいと考えております。

御質問の供用開始時期につきましては、本来であれば令和9年中を予定しておりましたが、補正予算で計上ということになりますと、早くても令和10年中になると考えております。完成をお待ちいただいている皆様には御心配をおかけすることになりますが、早期解決に向けて、県の担当課と調整をいたしておりますので、御理解をお願いしたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 建設課長も総務課長も市長も副市長も、この件に関しては一生懸命やっただけだと思います。しかし、通う生徒については、一日も早い、それ当然望んでいるわけですので、何とかできるだけ早い形で完成するように今後ともまた御尽力賜りたいと思います。

続きまして、スポーツセンター横浪運動広場の人工芝整備についてお伺いをいたします。

昨年9月定例会において、サッカーによるまちづくりを促進する協議会から2,120筆の署名の陳情書が提出され、審査の結果、採択となりました。その後、12月定例会において、整備をしていただきたい旨の一般質問をいたしました。それに対する廣見課長の御答弁は、整備方法や財源の確保等、調査研究をしてまいりたいとの御答弁、いわゆる前向きに検討していくという内容であったかと思えます。それが令和8年度当初予算において1,441万5,000円、設計委託料として計上していただいております。前に進んでいるというような思いもし、うれしく思ったわけですが、完成までのスケジュール等、お聞かせ願いたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） おはようございます。

議員御案内のとおり、本議会に提出しております令和8年度当初予算案におきまして、横浪運動広場人工芝整備に係る設計業務などの費用を計上しております。議決いただいた場合、令和8年度の早い段階で測量設計業務を発注したいと考えております。

御質問の整備スケジュールにつきまして、まずは令和8年度中の設計完了を目指しております。人工芝や充填剤の種類、施工方法などの整備内容に加え、整備に係る財源やランニングコストも重視しながら検討、決定していく必要があると考えておりますので、引き続き、議員の皆様や関係者の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、その後の工事及び完成時期につきましては、先ほど申し上げました整備内容や財源確保に加え、利用者の皆様との調整なども必要となってくると思われまますので、現時点で明確なお答えはできかねますが、快適なグラウンドの実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 随分前に進んだ感がいたします。整備については、芝もいろいろなタイプもあろうかと思えます。また、多額の予算が必要なわけですので、いろいろな協議も必

要と思いますが、できるだけ早いスケジュールで完成できることを願っております。

続きまして、このスポーツセンターに関係することですが、12月議会にも質問をさせていただきましたが、明德義塾中高等学校において、練習場等の確保ができるならラグビー部を新設したい旨の意向をお聞きいたしております。多目的利用という観点で、片側のみでも結構でございますので、簡易的なラグビーポール、いわゆるゴールポスト設置の検討をしていただけないでしょうか。今後の検討となるわけと思いますが、一つそこを頭に入れていただきたいというような思いもいたしまして、文化スポーツ・観光課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

横浪運動広場の人工芝化にあわせたラグビー場の整備につきましては、昨年12月定例会の一般質問でもお答えしましたように、現在の横浪運動広場では公式ラグビーコート併設は困難でございますが、議員の御質問にあります、片側のみの練習場所としての機能ということであれば、検討することは可能であると思われまますので、改めて明德義塾様のお考えをお聞きする機会を設けさせていただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解しました。

次の質問に移ります。

2月18日付で、須崎市における相撲場新設について、須崎総合相撲クラブより1,797筆の署名とともに陳情書が議会に、同日、要望書として市長宛てに提出をされました。かつて本市におきましては、富士ヶ浜で火鎮祭大相撲が開催されるなど、相撲が身近なスポーツで、また、盛んな地域でもございました。私が須崎小学校へ通っていた頃には、校門を入り、西側のプールの横通りに相撲場があり、小学生の相撲大会にも出場した記憶がございます。今後、場所の検討も必要でございますが、地域コミュニティの活性化にも大きく寄与する相撲場の新設について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

なお、1,797人の想いを受け取っていただきたいと思います、質問をさせていただきます。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 西村議員御案内のとおり、本年2月18日に須崎総合相撲クラブ代表者様、同クラブ児童6名及び保護者様4名が来庁されまして、市内外約1,800筆の署名とともに、市内への常設土俵を備えた相撲場の新設、そして相撲環境の充実といった内容の要望書をいただきました。

須崎総合相撲クラブは、地域クラブとして登録されておられるほか、市内外の少年力士の交流の場としまして、これまで少年相撲交流大会を3回開催するなど、本市におけます相撲文化の普及や競技力向上に精力的に取り組んでおられます。相撲に対して真剣に取り組んでおられる児童や保護者の皆様のために力になりたいと考えておりますが、新たな施設整備となりますと、整備

場所や財源、整備後の管理など、クリアすべき課題が多くございますので、まずは情報収集や調査などを実施してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 確かに場所を含めてクリアしなければならない課題がございます。予算的なことも当然ございますし。そういうようなことも検討していただきまして、私は何とかこの子どもさんたちの思い汲んであげたいなというような思いもいたしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後の質問に入ります。

令和6年4月に就任されました竹内教育長、この3月末日をもって退職され、文部科学省へ帰還されることとなりました。教育委員会の職員はじめ、学校現場での教職員の皆様にも寛大な気持ちで接してこられ、強い信頼関係を構築されてこられました。業務におきましては、中学校の統廃合、給食センターや図書館等複合施設の建設等、大きなプロジェクトにも携わり、人事を尽くされて、また、大きな成果も上げてこられました。私も個人的に大変大好きで、また、尊敬もしているところでございます。そして、正直寂しい限りでございます。文部科学省でのますますの御活躍をお祈りいたしております。この須崎市での2年間の総括、あわせて、今後の須崎市教育委員会への御助言、思いの丈をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 皆様、おはようございます。

ただいま西村議員から過分なお言葉をいただきました。このたび出向期間が終わり、3月30日付で本市の教育長を退任することとなりました。須崎市、高知県のことを何も分からない中、議員の皆様大変親切にいただきました。まずはこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、在任中の総括などについてでございます。2年間という限られた期間の中で、主に中学校統合、図書館等複合施設、それから学校給食センターの建設などの重要課題に取り組みました。さらに言えば、文部科学省のときにも、これまでの自治体経験においても、私が初めて携わるものばかりでございました。

中学校統合につきましては、いよいよこの4月から4校が1校となりますが、各学校と事務支援室が担当をしたその範囲をしっかりと進めてくれたことが大きいかなと思っています。それがあってこそ、学校教育課がスクールバスの検討、条例等の改正、県、国への手続などを行えたのだろうと考えています。

図書館等複合施設につきましては、着任当初から1年間は様々な御意見をいただき、担当課とともに悩みながら仕事をさせていただいたと自分では思っています。今後は、新しい教育長の下、施設オープンに向け、着実に進んでほしいと思っています。

学校給食センターにつきましては、私の前任者は建築士であったと聞いていますが、一体どうしてなのか、引き継いだ時点で土地の取得に先立つ様々な準備作業もまだという、そういう状態でございます。そこから用地の造成、建設から供用の開始に至るまで、密度高く関わらせてい

いただきました。その上でなお、台風が来ないよう、天命を待つ気持ちでございました。台風が来たら負けという、分の悪い賭け事のような状況にしてしまう仕事の仕方はどうかなと感じます。

これはお願いになってしまいますが、どんな施設もスタート時には多少ばたつくものと温かい気持ちで見守っていただければ幸いです。

助言をとまございました。市教育委員会は、政治的中立性や継続性、安定性を確保するために、首長からの独立性が求められている別の組織でございます。そのことに誇りを持ち、日々の業務に当たることこそ本来あるべきと考えながら仕事をしてまいりましたので、その一言だけ申し上げて終わりにしたいと思います。

2年間お世話になり、本当にありがとうございました。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） すごく感慨深い思いをいたしております。どうも本当にありがとうございました。そして、文部科学省に帰られましても、この須崎市のこと、またいろんな面でお助け願わないといけないこともあると思いますので、よろしく願いを申し上げます。今後の御活躍、心より御祈念申し上げ、私の一般質問、全て終了させていただきます。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。2番大崎宏明さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） おはようございます。

今議会、一般質問をさせていただきますが、市長の政治姿勢の2問目のほうはちょっと最後のその他の課題のほうへ回していきたいと思いますので、その辺の通告順を若干変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢につきまして、高台整備について、先ほど西村議員からも質問がありましたが、以前からこの高台整備については何点かこの議場の場におきまして答弁をいただいております。いよいよ取り組みが目に見えてきましたので、過去の質問や答弁の内容を踏まえて、一括して何点か質問させていただきます。

まず、この企画取り組み始めました高台整備事業ですが、現段階での進捗状況をお聞きします。

次に、以前、高台整備事業については、国の制度などの調査研究し、防災集団移転促進事業制度について、補助対象要件の緩和や制度拡充に向けた要望を行っていくとのことでしたが、今年度のこの高台整備事業の財源の内訳は市債の割合が大半であり、国、県支出金がゼロであります。どうしてなのか。

次に、要件緩和や制度拡充を要望していくとのことでしたが、要望の今の状況は。今回のこの事業は、国の制度の対象にはなっていないのか。

最後に、高台整備事業で今後新たな補助制度の動きや報告があればお聞きしたいと思います。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台整備事業の進捗につきましては、L2津波浸水想定区域外とされる東

川内第1市営住宅跡地におきまして、小規模宅地造成に向けた地質調査、測量設計、鑑定評価、補償費算定及び詳細設計を実施いたしました。現在、民有地取得に向けまして、地権者の皆様との交渉を継続しているところであります。地権者の方々におかれましては、高台候補地が少ない本市の事情や人口流出対策の必要性について御理解いただいているところでございます。今月から周辺住民の皆様を対象とした事業説明会を開催する予定としておりまして、引き続き関係者の皆様の御理解、御協力をいただきながら、着実な事業執行に努めてまいります。

また、今年度は浜町地区をモデル地区として、高台移転に関するアンケート調査を実施し、高台移転に対する意識や課題について取りまとめ、公表したところでございます。なお、本調査結果につきましては、国土交通省にも報告しているところでありますが、今後、このデータの活用や展開の在り方について、庁内連携しながら検討していく必要があるものと考えております。

次に、高層階住宅の有用性を訴えるため、津波浸水エリアでの建設を想定した基本構想設計を実施し、その内容につきまして国土交通省へ提案をはじめ、四国経済産業局や大手建築会社数社に御相談申し上げ、情報交換に努めてまいりました。須崎自動車学校用地の取得に向けた取り組みにつきましては、地質調査、補償費算定及び不動産鑑定を実施いたしました。現在、それらの結果を踏まえ、相手方と協議を行っているところでございますが、当該案件につきましては、相手方の事業運営に大きく関わるものでございますので、引き続き丁寧な話し合いを重ねる必要があると考えております。

次に、高台整備事業に関する国の制度の調査研究や制度改善に向けた取り組みにつきましては、昨年度から引き続き、高知県や国土交通省への働きかけを行っているところでございます。特に、補助率が有利な防災集団移転促進事業制度につきまして、本市のように、急峻な地形の中で山地を造成して住宅団地を整備せざるを得ない事情を踏まえ、住宅団地の造成費用を前倒して補助する仕組みの創設や、移転補償費の増額について要望してまいりました。あわせて、災害から市民の生命や財産を守る観点から、災害後に整備される災害公営住宅を災害前に整備することが可能となる制度の創設や、垂直避難の考え方を踏まえた津波浸水エリアにおける高層階住宅の建設及び移転に係る費用への支援についても提言してきたところでございます。

これらの取り組みにつきまして一定の御理解をいただくことができ、今般、国から防災集団移転促進事業の補助対象外であった高層階住宅への移転費用について、津波浸水エリア外での整備の場合は補助対象とするという内容の御回答をいただくことができました。

一方で、山地造成による宅地整備につきましては、既存制度の運用見直しがないことから、東川内第1市営住宅跡地の宅地造成につきましては自主財源による実施とし、分譲方式による整備を行うこととしたところでございます。

高台整備事業における今後新たな補助制度の動きにつきましては、今般の高層階住宅の移転に係る制度運用の見直しに結びついた成果を受け、宅地整備におきましても、本市の地形上の特性や住宅団地造成の難しさを踏まえ、補助制度の適用範囲の拡大や緩和について、引き続き国や関係機関に対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。大崎宏明さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 高台整備事業、質問に対しまして市長からいろいろ答弁がありましたけど、ちょっとこれ市長、確認ですけど、私自身が聞きたいのは、今回開発する、あそこの位置づけですよね。てっきり僕は人口流出の歯止めと、止めるための住宅団地をつくるということで、ほんで、答弁の中にありました、僕も質問で聞いたんですけど、防災集団移転促進事業制度ですよね。そういう今、浸水区域にある方をそちらへ移転してもらうという位置づけですよね。ちょっと今2つ、混乱してる状況で、あそこの新しくできる住宅団地の位置づけですよね、それちょっともう一回説明をお願いしたいんですけど。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 答弁の仕方悪くて、ちょっとこんがらがったと思いますけども、防災集団移転促進事業というのは今、唯一、事前防災で使える国からの補助制度なんですけれども、非常に制約が多くて、実際は、今まで全国どこも使っていない、事前にですよ。使っていないのが現状です。一部、本当10件程度の中国地方でありますけど、これは全く例外の話の制度です。それを東川内に使っていないという説明をさせていただいたし、垂直避難の高層階の避難ビルというか避難住宅ビルに対して、防災集団移転促進事業の拡大を国土交通省が認めていただいて、そのビルに移転する費用はその中で賄いましょうという回答はいただいたということでございまして、実際、高台を造成してやる補助制度はないということでございまして、その結果、東川内市営住宅の第1団地跡は、市単独の費用でやっておるという答弁でございました。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） じゃあ、先ほどのお答え、市長からお聞きした高層階住宅の、あれはどうか今予定とかは考えておるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御答弁の中で触れましたけども、いわゆる調査事業的なものをやらさせていただきまして、その中はですね、仮定の候補地として5か所選定して、その中でシミュレーションした結果が出ております。そういう意味では、仮説、仮定の上での場所ということで御理解いただいたらと思います。

ただ、今回国土交通省からの回答は、要はL1津波が来ないところの高層階住宅に対して補助をしましょうということなんで、今、須崎市としたら、L1の中で造りたいと。というのは、もうほとんど市街地が津波浸水想定区域になってますので、それを例えば郊外に持っていくと、やっぱり都市機能として、津波が来ない、例えば100年に1回来るとして、津波が来ない99年

の生活が非常にバランスが悪くなるんじゃないかと。だから、やっぱりこの中心地にそういう避難を兼ねた施設を造らせていただきたいと。ここはまだ溝が埋まってないところなんで、これからの国土交通省とのお話になってくるということでございます。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 分かりました。

それでは、続きまして、教育行政につきまして何点かお伺いします。

まず、「Make “IT” Fun」につきまして、令和6年度の2学期から始まりました「Make “IT” Fun」であります。昨年8月には教職員による取り組みなどの成果報告がありました。令和7年度は1年通してのこの取り組み、開始当初に教育長の所見もお聞きしましたが、当初よりも、よりよい意味で学力、学校生活、児童生徒の変化等があったと思っております。現段階での教育長の所見をお聞きします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 大崎議員の御質問にお答えをいたします。

須崎市教育変革ビジョン「Make “IT” Fun」について、これまで様々な取り組みを進めてまいりました。その変容についてです。

まず、子どもたちが自ら考え、課題を解決するという、主体的な学びを推進するため、学習方法を自分で選択し、学びを進める複線型授業や、自分で課題を設定し、課題解決に向けて学びを進める自由進度学習などの授業改善に取り組んでいます。授業では、課題を共有した友達とコミュニケーションを図り、共に解決し合う姿が見られるようになっていきます。

また、授業におけるタブレット端末などのICT機器の利用については、昨年度よりも授業で使用する頻度が上がっており、学校、家庭学習においてはデジタルドリルも活用されております。

また、英語におきましては、AI活用を推進しています。英語AIであるELSA for Schools、そういうアプリであります。その導入前後の生徒の意識調査では、授業で英語を話すことや伝えることに緊張しなくなったと回答した割合が約2割向上いたしました。AIを相手に自由度の高い対話を繰り返すことで、苦手意識が解消されているものと捉えております。

本市の児童生徒の学力は、全国、それから高知県の平均と比べまして、決して高くないと承知をしております。しかしながら、ここまでに申し上げた主体的な学びの推進によりまして、まず学力向上の前段である学習意欲面において、小中学生ともに全国平均を上回ってきたと認識をしております。

「Make “IT” Fun」の取り組みは新たな学びへのチャレンジです。引き続き、子どもたちに学びを楽しんでもらい、それを学力向上につなげるようにしたいと考えております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 答弁中で一番僕が関心があったのは、学習面の関係の学習意欲ですかね。

学習意欲の向上がうかがえてくると、向上が感じられるということで、そういう意味で非常にこ

れから先の効果が期待できるんじゃないかというふうにうれしく思いました。この後、先ほど若干触れました市の全国的な平均とか、またこの次の質問でお聞かせいただきますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思ひます。

「Make “IT” Fun」につきまして、次の質問に移ります。

今議会提案されました市議案第7号須崎市職員条例の一部を改正する条例は、教育委員会の職員を49人から50人に改める改正であります。前段質問した「Make “IT” Fun」の取り組みによるものか。聞くとおるところによりますと、なかなか「Make “IT” Fun」の取り組みで学校教育課の業務内容が増大しているとのことですが、御答弁を総務課長、よろしくお願ひします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

教育委員会の職員定数につきましては、学校教育課におきまして、「Make “IT” Fun」の取り組みをさらに推進するため、会計年度任用職員の配置から、令和8年度より正規職員1名に置き換えを行うことといたしました。また、子ども・子育て支援課におきましては、これまで以上に須崎市と須崎市保育協会が連携を行い就学前の施策を推進していくことを主な目的として、社会福祉法人須崎市保育協会へ、保育士派遣に加え、事務職員1名の派遣を行うことといたしております。

一方で、定年後の暫定再任用職員の勤務時間の選択に伴う職員数の減もありますことから、調整の結果、1名の増となり、このたび改正案を上程させていただいているものでございます。

この改正案が「Make “IT” Fun」によるものかとの御質問ですが、「Make “IT” Fun」の取り組みも増の一因であると考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 総合して、トータルしていったら、結局「Make “IT” Fun」の取り組みをさらに推進するための1人増という形の解釈で構いませんかね。

それでは、次、現場のほうの学校教育課長にお伺ひしますけど、今回1人の増で業務は十分に対応できるのかどうか、その辺と、あわせて、現状のこの「Make “IT” Fun」が始まってからの、ちょっと前後しましたけど、現状の業務内容お聞きしながら今回の1人増で業務は対応できるのか、合わせてこの2問を御答弁お願ひします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

「Make “IT” Fun」に係る担当職員の主な業務内容について御説明いたします。

本業務は、担当者を配置し、教育政策プロデューサーやMIF推進コーディネーターと連携し、役割を分担しております。まず、この間8月に開催をいたしました、すさき Education Day 2025に向け、年度当初より、会場の確保、学校との調整、ライブ配信の準備や

各種資料等作成の業務を行ってまいりました。また、これと並行し、6月からは、キャリア教育の一環として中学2年生を対象としたSusaki Designに着手してまいりました。市内14の企業との連絡調整や生徒の企業訪問への同行、さらには、1月末のすさきCUP2025における成果発表の準備や、3月に実施した研修旅行の宿泊・交通手配といった事務も担当いたしました。担当者の業務は、MIF推進コーディネーターと業務分担はある一定行っておりますが、各事業を遂行する過程で生じる予期せぬ対応や、よりよい事業とするための変更、改善や関係機関との連絡調整に時間を要したこともあり、業務量が増えていたものと考えております。

また、1名増で対応できるかという御質問ですが、令和8年度の「Make “IT” Fun」の取り組みとしましては、ICTやAIを活用した情報活用能力の育成、グローバルコミュニケーション力の育成など、新たな取り組みも行う予定でございます。本業務における人員体制としましては、専門の担当職員を1名配置する予定で、また、伴走支援を行っていただくMIFの推進コーディネーターも1名増員して事業を推進しようとしております。議員御指摘の1名の増員で対応可能かにつきましては、担当職員においては、イベント開催などにはある一定の業務量はあるかと推測されますが、教育政策プロデューサーやMIF推進コーディネーターとの役割分担を明確に線引きすることで対応が可能であると見込んでおります。また、業務量が増大するならば、課全体で負荷を分担しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 業務内容と、あと1人増での業務対応ということを詳しく説明していただきまして、今の段階では、課長の答弁では対応できていくという解釈ですけど、そう思いますけど、結構実際、昨年度、すごく業務が多くて大変だという声をよく聞きました。そういったことややっぱり負担になっていく、職員さんの負担にならないように、あくまで仕事は仕事です。けど、やはりそれがずっと蓄積して負担になっていくことはいかかなもんかと思われまして、その辺、課長、十分に気をつけて、今後令和8年度に取り組んでいただきたいと思いますが、その辺よろしくお願い申し上げます。

続きまして、学校教育課長にもう1点質問させていただきますけど、この当初予算、令和8年度予算の第10款第1項第2目事務局費の説明欄にある新しいすさきの学びの推進事業費、これも多分「Make “IT” Fun」のことと思われまして、9,398万8,000円。内容や金額の、どんな業務内容なのか、そして、その金額の内訳をお聞きします。御答弁お願いします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

新しいすさきの学び推進事業費につきましては、社会の変化、子どもの多様性といった変化に対応し、子どもが主体的に自分に合った学びを楽しく進めることができるような教育への変革を図るために要する経費でございます。

主な内容について、項目ごとに御説明いたします。

まずは、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費の合計は1,785万5,000円でございます。内訳は、語学指導等を行う外国青年招致事業の任用期間である5年を超えて雇用を継続するALT2名分の人件費として1,056万2,000円、講師謝金等の報償費として64万円、先進地視察や講師の旅費、費用弁償として400万3,000円、消耗品等の需用費として76万5,000円、中学生の英検受検料等の役務費として188万5,000円を計上しております。

次に、委託料及び負担金の合計は、6,617万5,000円でございます。内訳は、教育政策プロデューサー委託料1,320万円、MIF推進コーディネーター3名分の委託料など2,700万円、中学2年生を対象としたキャリア教育推進業務委託料として550万円、「Make “IT” Fun」推進業務委託料として1,496万4,000円、その他の委託料511万1,000円でございます。

最後に、使用料及び賃借料と備品購入費の合計は995万8,000円でございます。内訳は、英語学習アプリELSA for Schoolsやプログラミング教材の使用料などとして795万8,000円、備品購入費として200万円を計上しております。

以上、合計で9,398万8,000円を計上し、本事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） ここでちょっと金額、僕も走り走り控えてましたけど、委託料ですよ。委託料、「Make “IT” Fun」の委託料、これかなりの高額な金額になると思いますけど、これ須崎市はもともと、失礼な言い方ですけど、我々議員になったばかりの頃は、須崎市の教育予算は少ないとか、いわゆる子どもにお金をかけてないとかいうよく指摘もさせていただきましたけど、非常に最近この「Make “IT” Fun」始まったというか、この近年ですよ、うんと教育予算がついてきて、すごいこれをこれから子どもたちのためにという思いがうんと伝わってきますけど、今回委託料が1,000万円を超えるようなやつが2件ですかね、「Make “IT” Fun」の。その辺はどういった内容でその委託した人が授業に来て授業をするのかどうか。その辺が見えないような気がするんですけど、ただ単に預けてお願いして、要は業務の内容ですよ。普通ほかの事業で委託料とは大体目に見える形ですけど、実際目に見えるような形になってくるのかどうか、ちょっとその辺はまた詳しく、もし課長御答弁できる範囲であればお聞きしたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

委託料に関しまして、1,000万円を超えている内容が2件あると御質問ですが、まず1点目につきましては、教育政策プロデューサーの委託料1,320万円でございます。これにつきましては、教育変革ビジョンである「Make “IT” Fun」を進める中で、本業務の目的を達成するため、教育政策プロデューサーと連携して取り組んでおります。金額につきましては、

高いとか安いとかという評価はできませんが、それに対応できる委託料だと考えております。

また、もう一つの1,496万4,000円につきましては、今年新しい事業をやるように予定しております。まず一つ目としましては、ITキャンプということで、専門講師によるプログラミング等の学習とか、あと、同じくプログラミングキャンプとして、先ほど言ったプログラミングでの優秀な生徒につきましては全国大会へ行くというようなプランとか、あと、英語の関係でまちなかENGLISH QUEST in Susakiということで、市内をフィールドとして、外国人と協力して須崎市の魅力を再発見するミッションを実施するというようなイベントもあります。チーム、外国人とか生徒が組み、その日は全て英語でやるということをやっていくというような、そういうような探究型フィールドワークも考えております。加えて、海外フィールドワーク in Americaということで、選抜された中学生がアメリカで学校での授業とか、そういうふうな異文化交流を実施するようなことも委託を計画しております、合計1,496万4,000円となっております状況でございます。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 説明をいただきましたが、その政策プロデュースね、これから取りあえず令和8年度に向けてのプロデュースされたものは、教育委員会へ提案されるんですか。何かそんな感じで、やっぱりプランですよ。プランがあればそのプランを委託して、それに見合うレベルのものをやはり持ってきて、説明ですよ。そういうのは事前に説明とか、この令和8年の新学期は学校関係、教育関係とかに説明あるんですか。ちょっとその辺を御答弁お願いします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

この令和8年度の事業につきましては、当然学校と協力するとか連携する必要がございます。学校のほうにつきましては、校長会ははじめ、4月の段階でまた管理職研修とかもございますので、その際にまた詳しく説明をして御理解をいただくようにしております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） まだ始まって、令和8年度、この新学期また始まってみてですよ。私も地域の学校の様子とかまた見学させていただきながら、果たして効果、言うたらプロデュースして、なかなか金額ですので、それに見合うような効果が実際あるのかどうか。そして、あと、冒頭、さっき言ったように、今こう聞きよっても、結構まだ業務的に大変ではないのかという非常にもう心配するところもあります。そういうところをくれぐれも気をつけてやっていただきたいと思います。また、ほんであと、現場の変化ですよ。そういったことは、まず子どもたち、まずここで、言うたら学校教育課、庁内でもやっぱり職員に負担がかかる、それは結局現場の教員に負担がかかる。最後しわ寄せ行くのは、児童・生徒なんですよ。その辺はうんと気をつけてやっていただきたいと思いますので、その辺どうかよろしく願いして、次、教育長にまた質問をさせていただきます。

次、教育長、全国学力状況調査です。

これ私ずっとテーマで持ってますけど、2025年の4月に開催されました小学6年と中学3年を対象に実施され、行われました全国学力テスト。結果が、2025年7月に公表されました。先ほど触れましたが、高知県内の中学校の国語と数学の正答率が全国平均を下回り、小学校は国語、算数、理科、いずれも全国平均を上回りました。

一括で問います。まず、須崎市内の小中学校の結果はいかかなものだったのか。次に、高知県の中学生の全国平均を下回っている結果、これ多分これから須崎市内の中学校の結果も出ると思えますけど、この下回る結果について教育長の所見を問います。次に、須崎市の中学生の今後の改善に向けた取り組みはどのように行っていくのか。そして、この学力向上は児童・生徒にとって、将来知識として、また、社会での活躍、判断力を養うための大変重要だと私は思いますが、この須崎市の取り組み、先ほどずっとありました「Make “IT” Fun」とのリンクの仕方、同調ですよ、そういったことを、以上4問、御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 御質問いただきましたが、2025年4月に行われました全国学力・学習状況調査の学力結果につきましてお答えをいたします。

まず、市内小学校の結果について説明をいたします。

国語の正答率は、全国平均並みでございました。話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと各領域で一定の力が身につけており、記述式問題も全国平均を上回っておりました。算数は、全体的に全国平均を下回り、特に図形、変化と関係に課題が見られます。記述式問題では、全国平均を下回り、式や言葉を用いて説明する力が弱いという結果が出ています。理科は、全国平均を上回り、記述式問題でも良好な結果となりました。

次に、市内中学校の結果を説明をいたします。

国語は、各領域で全国平均を下回りましたが、知識、技能は全国平均並みでございました。数学は、全ての領域で全国平均を下回り、特に図形において説明をしたり、証明をしたりということが課題となっております。

理科は、知識、技能に課題が見られるものの、記述式問題においては全国平均を上回りました。

次に、高知県の中学生が全国平均を下回る結果になっていることにつきまして、県の教育長は、結果公表の際、今回の調査結果を真摯に受け止め、今後さらに詳細な分析を進めてまいります。その上で、家庭学習の習慣化を促進するための具体的な方策や、ICT機器の教育効果をさらに引き出すための実践的な手だて等について早急に検討しますとコメントをしています。

本市においては、県教育委員会の中部教育事務所による課題解決のための指導支援を受けつつ、自校の課題に応じた取り組みを重点的に行っております。また、デジタルドリル等のICT機器活用により、一人ひとりの課題にあわせた問題を児童生徒が学校だけでなく、家庭においても取り組んでもらっています。

本市では「Make “IT” Fun」の取り組みを進めるにあたり、まず、重点的に英語及びICT活用を進めているところでございますが、今後、複線型授業などの取り組みを特定の教科

にとどまらず、一層小中学校に浸透させていくことにより、学力向上につながっていくものと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） やはりちょっと全国平均を下回るところがありましたが、これ前から言われるところで、さっきの答弁の中にもありましたけど、小学生の算数、そして、中学生の数学、前から言います文章問題、記述式問題というところに弱点があると、それをもうこの全国学力テストが再開された年頃からもうずっとこういう結果できゆうもんで、そこで読解力、読解力ということで、やっぱり読書が大事やということで読書を進めていて、日本で一番本を読むまちですかね、そうってやっておきながらも、まだ結果に結びついてないと、須崎市としてはね。今回また「Make “IT” Fun」もありますけど、「Make “IT” Fun」が結局、外国語のほうを中心にやっていくということで、そっちの語学力は上がるかもしれませんが、やっぱその基本的な勉強で、算数、数学ですよ。そういうところを本当心配するところもありますけど、本を読んで読解力を上げていかないかんとというテーマでもう20年以上来てるのに、まだこのような結果ですけど、その辺ちょっと、教育長も任期の関係もありますけど、どういうふうに進めて改善ができるかどうか、お考えあれば御答弁いただきたいですけど、お願いします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えをいたします。

大崎議員から読解力というキーワードをいただきました。私もここの着任当初の御挨拶で読解力という言葉は申し上げたと記憶をしています。もちろん英語を話せるのは大事でございますけれども、先ほどの学力調査は、申し上げたとおり国語と算数と理科でございましたので、直接英語がその他教科の点数に反映するかどうかというのはまた違う話だと思います。

日本で一番本を読むまちをつくる会、そちらの効果もございましたけれども、今年度でその活動も一旦終わるといことがございますので、今後、そうしたこれまでの積み重ねを踏まえながら、読解力というのは本を読むということに加えて、もちろん文字を眺めるわけではなくて文字には意味がございます。どういう意味でその文章が書かれているのか。そういった普遍的な本当の教育が必要になるんじゃないのかなと、そのように私自身は考えております。以上です。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 教育長、また今後こういうふう気をつけて読解力、難しい言葉ですけど、またこの子どもたちがそれを理解して、またこれが反映できるように期待しておりますので、またよろしくをお願いします。

それでは、市長の政治姿勢の中に1点ありましたが、大体今後の課題としてということとさび分け一緒になってくるだろうと思ひまして、ちょっと後ろに振らせてもらいましたけど、その他今後の課題につきまして、市道整備につきまして市長にお尋ねします。

市長提案趣旨説明において、市道単独整備事業費に2億1,710万円を計上しているという

当初で説明がありました。聞くとところによりますと、小浜幡蛇森線の改良工事はこの予算の半分であるとのことですが、この道につきましても、もう本当に長年、20年以上ずっと要望されてきたところもありまして、この小浜幡蛇森線の整備に向けて今回市長が予算づけいただきました市長の思いをお聞きします。そして、この設計委託料をはじめ、工事に関する内訳や今後の工程について御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御案内のとおり、令和8年度当初予算案におきまして、市道小浜幡蛇森線の設計委託料及び改良工事費用、合計1億円計上いたしております。本予算の計上に当たりまして私の思いを述べさせていただきますと、市道小浜幡蛇森線は、吾桑小浜地区から標高769メートルの幡蛇森頂上へつながる長く険しい道でございますが、頂上の広場まで登りますと、眼下には雄大な須崎湾の景色が広がり、海のまち須崎を一望することができる観光スポットにつながる道でございます。

市民の皆様、特に吾桑地区の皆様からは、この観光資源を活かすために、そのアクセス道である小浜幡蛇森線の改良を市議会や市政懇談会を通じて幾度も御要望をいただいております。しかしながら、総延長9,000メートルに及ぶ本路線の改良には、路面舗装だけでなく排水路整備も必要なことから、多額の費用が見込まれ、また落石対策や土砂災害時のメンテナンス体制なども考慮いたしますと、早期の整備は困難であるというお答えを申し上げてきておりました。

しかしながら、国道494号佐川吾桑バイパスの完成の音が聞こえてきた令和8年度に、2か年にわたりますが、総改良工事費を計上できる見込みとなったことは、議員や市民の皆様の思いによりやくお応えできるようになったと考えております。

この路線を生かした観光振興策や、先ほど申し上げました路線のメンテナンス体制の構築に当たりましても、地元の皆様に御協力をお願いすることになるかと思っておりますので、今後におきましてもさらなる御協力をよろしくお願いいたします。

事業費の詳細につきましては、担当課であります建設課長のほうからお答えをいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） 私のほうからは、市単道路整備事業費2億1,710万円のうち、市道小浜幡蛇森線道路改良工事の詳細をお答えいたします。

先ほど市長答弁でもお答えしましたが、2か年度にわたる改良工事費を予定いたしております。まず、令和8年度におきましては、未舗装区間約2.5キロメートルの測量設計費3,000万円、水路や舗装を含めた道路改良工事費として7,000万円を計上いたしております。令和9年度におきましては、残りの改良工事費を1億円予定いたしており、総事業費2億円の計上を予定いたしております。

そして財源といたしましては、全額過疎対策事業債を見込んでおります。本来であれば単年度で予算計上いたしたいと考えておりましたが、御案内のとおり、市道中腹から頂上付近までの区間においては、山肌が露出した未舗装の劣悪な路面状態であり、詳細な設計が必要となったため

2か年度の計画になったものでございます。

今年度の工事発注は秋頃を予定しており、完成時期は令和9年度中を予定しております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 建設課長、詳細な説明ありがとうございました。あと、市長も言われましたけどメンテナンスの関係ですね。今回その水路とかもいろいろきれいに整備していかんと大変、出来上がっても今後のまた管理についても、また地元と協議していきながら、一番やっぱりうれしいのは、地域自主組織が設立されて、やっぱりその幡蛇森の利活用、このチームが、自主組織のメンバーがいつも言ってる、提案をしている状況で、またトイレの問題とか、もうこれは道路ができることによってまた解決につながっていくのじゃないかと思っておりますので、本当にありがたく思っておりますので、また、この令和10年完成を楽しみに待たせていただきます。

また地元調整とかいろいろ、自主組織含めて、説明があるときはまた言っていただけたらいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後の質問です。イベントに係る今後の須崎市の対応としまして、本年も桑田山の雪割り桜、見物の方が県内外から多くいらっしやいまして大変大盛況でありました。国道494号線の工事に伴う残土置場をまた新たに利活用させていただき、以前より駐車スペースも増え、お客様対応しましたが、時間帯によっては大渋滞となり、お客様を含め地元の桑田山地区の人にも迷惑かける状況でありました。

近年は、このコロナ明けからは交通整理の警備員を配置しての対応をしておりますが、この警備員の費用は、桑田山桜の会の負担と、若干須崎市からの補助をいただいている状況でございます。この補助の申請も毎年ごとであり、申請書類作成の記載に慣れない桑田山桜の会としては、こういった資料作成にも時間を要している状況であります。年度ごとの申請を省略できるように須崎市に春のお知らせ、雪割り桜、須崎市の観光名所としての位置づけの下、何か地域を手助けできることはないでしょうか。ぜひ検討していただきたいですが、担当課長の御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

桑田山雪割り桜につきましては、毎年市内外から多くの見物客に訪れていただいております。桑田山桜の会の皆様には、周辺の草刈りや出店準備、駐車場を含む当日の対応など御尽力されておりますことに対し、心から敬意を表するところでございます。

本市といたしましても、雪割り桜を地域における重要な観光資源であると認識しております。これまでも補助金交付や看板設置に係る許可事務等によりお手伝いしてまいりました。御質問の補助金ではなく、観光予算としての計上につきまして、まずは令和8年度におきまして、早い段階で桑田山桜の会の皆様や、地元吾桑地区地域自主組織の皆様、そして須崎市観光協会など関係者の皆様と、役割分担など、十分な協議をした上で予算化に向けた検討をする必要があると考え

ておりますので、議員におかれましても、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 本当に思いも寄らん答弁で、予算的なものということで、僕はてっきり補助金のほうでもっとこうワイドなというような意味で質問させていただきましたけど、いい意味での答弁だったので、何も言いません。

地域、桑田山桜の会、そして地元自主組織、いろいろと観光協会と連携し合って、またこれからますます盛り上げていきたいと思っておりますので、どうかその辺、柔軟な対応をお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。11番森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 森光一晴でございます。議長がひょっとしたらもう昼休みと言うのかとも思ったんですけども、あと昼まで5分を残して質問をさせていただきたいと思っております。

今年になってからですね、非常に1月、2月は寒い日も続きまして、なかなか大変だったわけなんですけども、やっこのところ少し春めいてきたというような感じを受けておるところでございますが、ニュース等見るとですね、2月28日には、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃が行われまして、報道で多くの死傷者が出たという模様でございます。またイランの報復攻撃で中東各地の被害も伝えられているところですが、日本は原油の約9割を中東から輸入しており、その約8割がホルムズ海峡を通過しているというような現状があるわけです。原油先物においても非常に高騰をしており、円もドルに対して非常に安くなっているところで、国民はインフレ、そして物価高に苦しみ、耐えてきましたが、原油やLNGの提供に対する懸念と、燃料の高騰、そして物価高騰がさらに追い打ちをかけることが心配されている今日でございます。

それでは本題の質問に入りたいと思っております。教育長、幾つか個別にちょっと御質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目なんですけども、中学校廃校及び小学校閉校関連についてお伺いいたします。

今月末で上分中学校、浦ノ内中学校、南中学校は廃校となり、また南小学校は休校となりますが、体育館などは従来どおり貸し館を行うこととなりますでしょうか。教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 森光議員の御質問にお答えをいたします。

現在、体育館やグラウンドは社会体育団体や地域での活動で一時利用をさせていただいております。利用手続の中で、学校を通していただいていた部分については変更が生じますが、利用自体は従来どおりと認識をしております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 引き続き利用できるということで、いろいろな地域でクラブ活動とかいうことで利用される団体等がありますんで、そこら辺は安心して使えるということで、非常にありがたく思っております。

次の質問に参ります。各学校の歴史ある展示物の保管、保存はどのようにされるのか。教育長に所見をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

現在各校において物品の整理を進めていただいております、ひとまずそれぞれの学校での保管を考えています。保管に当たっては、校舎内で点在させたままにするのではなく、ひとところに集めるなどの整理はするように考えています。

なお、校内に展示されている写真類など、一部データ化したものにつきましては、教育委員会での保管を考えております。

○議長（土居信一君） まだ質問中ではありますが、この際、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） それでは、午前中に引き続き御質問させていただきます。

先ほど教育長から御答弁いただきました保管物ですが、特に写真とかいう部分においては、地域の方の歴史とか学校の歴史とか、非常に見れば分かるようなものが結構多くてですね、やっぱりこれは非常に学校、地域において重要なものだというふうに認識するところです。やっぱり地域の人が見たときにですね、ああ、自分らがここで勉強した頃はこうやったとか、あのとき校舎を建て替えたときはどうやったとかいうような話は、そこが盛り上がるような、もうそこにいろんな歴史が凝縮されているものが結構多いわけですし、こういうものを厳重に保管をしていただいて、先々、また須崎市の市民がそれをまた見て、感動が味わえるように残していただきたいと思いますというふうに思っているところがございます。やっぱり写真だとか、何とか大会で優勝したとかいうのを誇りにやっぱり思えるところもありますんで、ぜひそこら辺の保管は徹底していただければというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

次の質問に参ります。

南小中学校へは南公民館の移転が計画されているわけなんですけど、予定の時期までは長い年月を要すると聞いております。建物も大きく教室の数も多く、カビ繁殖をしないようにカビ対策を徹底する必要があるのではないのでしょうか。防カビ対策のための窓の開閉管理はどこが行うのか。また、グラウンド及び附属棟や樹木の管理はどこが行うのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

南小中学校につきましては、令和8年度当初予算におきまして、水道、電気、エレベーターの保守点検等、施設の維持に係る経費を計上しております。またこれらの維持的な経費だけでなく、換気や雑草、樹木の剪定等を適宜教育委員会で行う予定としております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 教育委員会で管理をしていただけるということなのですが、今まででしたら、児童・生徒や教職員がそこにいてですね、随時、窓の開閉やいろんな空調も含めて管理をされておったわけなのですが、やっぱり非常に海も近いということもあるんですけども、カビが生えやすいようなことも想定されますので、ここら辺は徹底しておいていただいたほうが、先々、公民館を南小中学校へ移転するときに、もうカビだらけのところに、そこへ公民館が行って事務所使うとかいうことになっても、なかなかそれからの手間暇、時間が非常にかかる可能性があるんで、まず防カビ対策を徹底しておいていただくということは、また重要なところではないかなというふうに考えるところであります。

特に、調理場とかいうところは、恐らくそのまま残って、先々そこをまた使おうということになるかと思えますんで、特に調理室なんかもありますので、ひとつよろしく願いいたします。

次、質問いたします。

今、お聞きしましたように、南公民館は移転の予定があるんですけども、これは予定は令和10年の初めということでお聞きしてるんですけども、それまでに向けて、移転計画について、途中の計画といいますか、ございましたら、詳細にお答えいただければと思います。教育長にお伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

現在、移転先と考えています南小中学校施設内におきまして、公民館機能の内容につきまして、まずは南公民館や関係部署と実務的な調整を進めております。2月に実施をしました南地区での話し合いの中で、南公民館の移転時期につきましては、令和10年度中と説明しております。今後はこの調整により作成する素案を基に、南地区との協議の場を設けていきたいと考えております。

なお、南小学校部分の施設につきましては、現在休校のままとするのか、あるいは前倒して廃校としてよいのかなどといった協議を進めておりますが、教育委員会としては、地域の活動拠点として有効に活用することが重要と考えており、設計に向けた打合せを先行させているところでございます。

具体的な検討状況といたしましては、利便性を考慮し、1階部分に事務所機能をはじめ、会議室、図書室、ホールといった主要な機能を集約する方向で公民館などと協議を行っています。

また、移転に当たっては、調理室機能の整備や、空調設備の移転・更新のほか、LED化や電力施設といった技術的な課題も想定されます。詳細なスケジュールにつきましては、今後の協議や課題整理の中で確定してまいります。めどとして令和8年9月か12月の議会におきまして、設計業務に係る予算の計上を目指し、準備を進めてまいりたいと考えております。

今後は財政協議などもございますが、地域の方々や南公民館とも密接に連携するとともに、地域住民の皆様にとってより使いやすく親しまれる拠点となるよう、推進していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） やはり、南小中学校を公民館利用するということになって、中学校は、早くから廃校ですぞという話で、そこを使おうとしても、中学校は今の現状でいうと上階のほうに、やっぱりエリアとしてなるのかな。よって、下のエリアは小学校のエリアになるのかなということはおおそ認識しておったところなんですけど、やっぱり下のエリアがですね、使えることを、そういうふうな公民館が移転したときに、事務所だとかもろもろ、やっぱり1階が機能しやすいということがありますんで、そういう検討だということで、今後うまくそれが進むことを期待しておりますんで、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

昨年11月に南ふれあいデーが行われました。南小中学校は現在児童生徒数が3名なんですけど、教育長をはじめ、学校教育課の職員や地域の方々、そして保護者など125人余りが参加し、盛大に交流を深めることができました。これまで南小中学校に勤務された多くの教職員の皆様が来校され、その中の1人の方は、南小中学校には特別な思い出がある、廃校になると思うと涙が出てくると話されておりました。また、他の地区の皆様も、中学校への思いは語り尽くせない思い出があるのではないかと察しております。各地区の住人や保護者、教職員の方々が中学校廃校に当たり、中学校にはせる思いをどのように教育長は受け止められておりますでしょうか。教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

令和7年度末で、浦ノ内、南、上分の3つの中学校を閉校いたします。閉校には寂しさが伴いますが、これまでの多くの卒業生の心に刻まれた学びは、一人ひとりの記憶に残るだろうことと、3校のこれまでの伝統が統合先の学校で活かされ、さらに発展することを願っているということ、閉校記念誌の中で書かせていただいているところです。閉校となる3校では、今年度、多くの特別な行事が行われ、私もその幾つかに足を運びました。特に昨年11月の南ふれあいデーには、今年度の3名という児童生徒数からは想像もできないほど、大勢に参加いただき盛り上がったイベントとなりました。そして参加した皆様の一見楽しそうな表情の中には、寂しさ、悲しさ、言い尽くせない様々な思いがあるはずで、それを一人ひとりが冷静に受け入れた結果としての表情であったと承知をしております。

また、中学校統合を進め、実現をさせた者としてはもちろんのこと、たまたまこの時期に東京から来て統合を担当した者としても、本当に大切な得難い経験をさせていただいたと、そのように受け止めております。

最後に、今回の中学校の統合に賛成をいただき、教育委員会には見えないところで各地区の様々な方のそうした思いを受け止めてくださっていた議員の皆様に、この場をお借りして感謝を申し上げます。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） やっぱり地域において学校というのは、やっぱりもうその地域地域が何かあっても子どもたちを中心に丸となれるところというふうな感覚を持っておるんですが、大きな人数の多い学校、人数の少ない学校、その中でも、やはり子どもたちが一生懸命努力し、教職員の方がいろいろと御指導していただけるというような中で、例えば南中学校を例に取りますと、少人数でありながらソフトボールをやっておったわけなんです、クラブ活動として。その少人数でやっぱり全国制覇をしたというような実績もあるわけですし、全国制覇をするということは、子どもたちがその分野においては、全国級だということを示したことだというふうに思っております。これからも統合校は人数もちょっと増えるわけなんですけども、やっぱりそういう、少人数の生徒さんが中学校に集まると、いろんなまた力を発揮してくれるんじゃないかというような期待もあります。そういうところで今後一生懸命頑張っていたきたいと思っております。地域としては、引き続き地域丸で頑張るところになるのかなと思っております。

次の質問に移ります。

環境保全美化管理についてお伺いいたします。

毎月、シンボルロードと富士ヶ浜の清掃を行っておりますが、多くの方々が参加され、高知県の管理エリアにおいては、年間数回の漂流物などのごみ除去作業が行われております。須崎市の管理エリアには雑草や樹木が生え茂り、多くのごみが投棄されていたことがあります。雑草や樹木の除去を行うことにより、美化につながり、不法投棄が減るのではないかと。須崎市は海のまちをPRしているところですが、まちの玄関と言える富士ヶ浜を美しくするため、雑草や樹木の除去を行ってはいかがでしょうか。総務課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

シンボルロードと富士ヶ浜の清掃につきまして、毎月それぞれ1回、美化の日といたしまして、各種団体の皆様をはじめ、地域の皆様に御参加いただきまして、環境美化に取り組んでいただいておりますことに対しまして感謝を申し上げたいと思っております。

富士ヶ浜におきましては、議員御案内のとおり、年数回、高知県須崎土木事務所によりまして漂着ごみ等の除去作業が行われております。また、8月の須崎まつり開催前には、市の担当課及び関係団体によりまして草刈り等を行っているところでございます。

なお、議員御指摘のとおり、富士ヶ浜におきましては、市が所有する一部区域において、樹木

が生えている場所もございますが、これらの樹木につきましては、自然環境や生態系の一部でもあり、また潮風や砂の飛来を防いでいることも考えられますことから、現時点において、市として除去を行う考えはございません。しかしながら、支障となるものがあれば、現地を確認した上で、県など関係機関と協議をし、対応について検討をしてみたいと考えております。

また、不法投棄が起こりにくい環境整備という観点につきましては理解をいたしておりますが、まずは不法投棄は犯罪でございますので、そういった場合には、状況に応じて警察など関係機関と連携しながら対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 確かにそういう意味で、全部のけてしまったら具合が悪いというところはあろうかと思いますが、見た感じですね、まあ言うと、整備というか、きれいに整備ができてないんで、見た感じも非常にあんまりよろしくない。我々はふだんずっと見てますんで、こんなもんかと思うところあるんですけども、他の市町、他府県の人が来たら、恐らくきれいに整備できてないよねと思う、そう受けるところがあると思います。もう少しみんなで知恵出しをして、整備できるところは整備をしてやっていけたらいいなと。今のままやったら、私個人の感想としては、もうちょっと手を加えられるんじゃないかなというところもあります。以前は小屋なんかの周りにあったりしてね、野良猫もおったりいろんなことで、そんなことまでちょっとありましたんで、もうちょっときれいにすればもうちょっといいんじゃないかなというふうにちょっと常日頃感じてるところありますんで、またみんなでできることは、草刈りやろうっていうことになれば草刈りもやりたいなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

南海トラフ地震対策関連についてお伺いいたします。

まず1つ目といたしまして、須崎市が管理する市道橋は約460橋にのぼるものと思っております。これらは高度成長期に建設されたもので、50年を経過した橋梁は約140橋ぐらいあるようでございます。これらの橋梁全てにおいて補修工事が必要だと思っておりますが、補修工事が完了した橋の数、全体の割合をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

○11番（森光一晴君） 建設課長にお伺いします。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

須崎市が管理する橋梁は令和7年度末時点で457橋あり、このうち、建設後50年を経過する橋梁は138橋となっております。橋梁の補修につきましては、須崎市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年に1回の頻度で全ての橋梁を対象に、近接目視点検を実施しており、健全度1から4、これは数字が大きくなるほど健全度が低いものなんですけども、健全度1から4に区分して判定し、健全度が3以上の橋梁について順次補修をいたしております。補修が必要とされた67橋に対し、令和7年度末時点で49橋の補修が完了し、約73%の進捗となっております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 順次補修が進んでいるというところで安心するところでございます。

次、お伺いいたします。これらの橋梁は、想定されている南海トラフ地震で震度7が発生した場合、想定している被害はどのようなものなのか、また、国道、県道、市道において、橋梁が被害を受けた場合、被災者への物資など、支援ルートが絶たれる可能性がある場所や地域、どの程度想定しているか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長やないですか。

○11番（森光一晴君） 防災課長にお願いします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 議員御質問の最大クラスの地震が発生した場合、本市においても震度7の極めて激しい揺れに加え、それに伴う大津波の発生が予想されております。このような状況下におきまして、古くなった橋梁においては、橋脚や橋台の破壊、橋梁前後の路面の段差発生などにより、車両の通行が長期間にわたり困難となる被害が想定されます。さらに、沿岸部や河口流域におきましては、津波の強い波力により、橋桁の流出リスクも考慮する必要があるなど、極めて甚大な被害が生じるおそれがあると認識しております。

次に、橋梁被害により支援ルートが絶たれる可能性のある場所や地域につきましては、本市は急峻な山地が海に迫る地形であり、大規模な土砂崩れ、また、津波による長期浸水が発生した場合、陸路による交通網が広域で寸断されるリスクが高いと想定しております。具体的には、孤立の可能性が高い沿岸、半島部、さらには山間部の集落などにおきましても、土砂災害により多くの孤立地域が発生すると想定しております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 失礼いたしました。

やっぱり、孤立ということは想定されるわけですので、これからいろんな対策を考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、一つひとつできるところから進めていけるようにしていただければというふうに思っております。

次に、避難所とキュービクルの移転関連についてお伺いいたします。

地区の指定避難所、これはエム・セテックは南地区の指定避難所になっておるんですが、エム・セテック第二工場はちょっと今閉鎖されておまして、地震、津波で被災したときに、南小中学校を避難所として利用できるのか。

また、キュービクルが津波により水没すると機能しなくなり電源確保はできなくなります。何度も取り上げてまいりましたが、早急に高所移転を要望するところでございます。改めて、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

議員御指摘の電源確保に係るキュービクルの移設を行うのでありましたら、重さを考慮した上での移設の可否、実際に求められる電力規模、予算面等を含めた検討を行う必要があるものと考えております。これは、公民館移設にも関わるように思われますので、その検討の中で高所移転についても取り上げられる、考えられるようになるのではないかなと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 以前にこの件はお伺いしたとこなんですけども、当初の認識としては、校舎の上階のほうにというような認識もあったようでございますんですが、1つは、鉄塔を造って鉄塔へ上げるとか、ちょっと場所をずらして、今の公民館のところちょっと低い鉄塔を造って、そこに上げれば、鉄塔も高なくて済んだりというような場所もあるわけですから、そういうことも含めて対策を講じていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に参ります。防災資機材整備関連についてお伺ひいたします。

防災資機材購入補助金に対する決済が遅く入金が遅い。遅くなるほど年度内に事業が完了しない可能性があります。完了しても完了後の事務処理もあることから、防災課として県に対し迅速な処理を要求をし、資機材整備がスムーズに進むように協力をお願いするところであります。

また、津波が引いた後に、地下水を確保するのに灌水ポンプが必要になることから、防災資機材として購入できるよう要望いたすところでございます。防災課長にお伺ひいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） まず、1点目の防災資機材購入補助金に関する事務処理の迅速化についてでございますが、地域における自助・共助の要となります自主防災組織等による防災資機材の整備は、本市の防災対応能力を向上させるために大変重要であると認識しております。一方で、補助金の申請から県の審査、交付決定、そして、実績報告から決済、入金に至るまでに時間を要しており、活動される地域の皆様に御心配や御負担をおかけしていることにつきましては、課題として重く受け止めております。

議員御指摘のとおり、年度内の事業完了に支障を来すことがないように、県には迅速な事務処理や制度の弾力的な運用を引き続き要望し、市の内部では事務手続のスピードアップや申請される皆様への事前サポートの充実を図り、地域の防災整備がスムーズに進むよう努めてまいります。

次に、2点目の灌水ポンプにつきましては、現状は補助の対象外となっておりますが、既存の井戸等から地下水をくみ上げる灌水ポンプは有効な資機材の1つと認識しておりますので、現状の国や県の補助制度などを確認しながら協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 灌水ポンプについては、南地区の自主防災組織、防災連絡協議会においては、早くから買いたい、買おうということで申請して、防災課としてもいけるであろうという

ことで上げてたんですが、駄目だったという経緯がありまして。欲しいねという声が常にありますんで、何とかこれが防災資機材として認められるように、県のほうにも上申していただければというふうに思っておるところでございます。

次にお伺いいたします。地震、津波時の自動車避難についてお伺いいたします。

津波発生時に自動車による避難行動が過去の震災で見受けられました。推奨はできないのが現実であります。実際にはそういう行動、そういうことが起こり得る、起こってきた。推奨はできないが、現実にはそのような行動が起こる。過去の事例において研究を進めるということだったんですが、どこの事例をどの程度研究をしていただいたか、防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 自動車避難に関する御質問でございますが、須崎市としまして、自動車避難につきましては、渋滞による逃げ遅れの危険性などから、自動車での避難は原則推奨しておりません。しかしながら、市民の皆様が置かれている状況は一様でなく、現実にはそのような避難行動が起こり得るものであると認識もしております。

以前の議会でもお答えしました、先進地などの対応の実績や方法の情報収集と研究の進捗につきましては、現在、熊本地震や能登半島地震等において、車での避難が多く発生した自治体の事例を中心に情報収集を行っております。

災害時には想定外の事態に対してもケース・バイ・ケースで柔軟に対応できる体制等を持っておくことが重要となると考えておりますので、引き続き、ほかの事例を参考に検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 引き続きそこら辺の研究をしていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。災害時の復興作業車両についてお伺いいたします。

南海トラフ巨大地震が発生し、発災後の復旧に向けて公用車の数は十分確保できておりますでしょうか。車両不足が心配されるのですが、以前に、多くの車両を保有している企業や自動車販売店など、貸出しに対する協定を締結して、支援が得られるようにしたらどうでしょうかという質問をいたしました。その後、研究や検討は進んでおりますでしょうか。特に軽トラックは狭い道路での利用は非常に有効だと考えております。防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、発災後の応急対応や復旧・復興作業において人員や物資の輸送、瓦礫の撤去などのために多数の車両が必要となります。現在、市が保有する公用車のみでは対応に限界があり、車両の不足は考えられることから、現在締結しております災害時の応急対応活動等への協力に関する協定などに加え、高幡広域5市町で関係事業所や関係機関等に対しまして、災害時における車両の提供に関する協力について打診を行って交渉を進めているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、本市におきましても狭隘な道路が多く、発災後は家屋の倒壊などによる瓦礫等で道路状況が厳しいことが想定されますので、小回りの利く小型車両の活用が迅速な物資輸送や初期の復旧作業において非常に有効であると考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） そういうことですね、何とかできるように努力をお願いしたいところでございます。

次にお伺いいたします。トイレカーの配備計画についてお伺いいたします。

地震、津波、水害など、災害時において衛生的なトイレを利用できることは大変重要なことの一つと考えております。須崎市はトイレカーの購入計画はありますでしょうか、お聞きいたします。防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 災害時における衛生的なトイレの環境の確保は、被災者の健康状態や避難所運営において大変重要な課題であると認識しております。本市におきましても、被災時からのトイレの課題に対応すべく簡易トイレの備蓄整備には努めており、想定必要数の確保のめどは立っておりますが、衛生面でより質の高いものを整備する必要があると考え、現在、様々なトイレ整備の方法の情報収集と研究を行っているところでございます。

議員御質問のトイレカーにつきましては、現在整備を前向きに検討しておりますが、車両タイプ等により使用個数なども変わってまいりますので、様々な利用条件から判断してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 高知市はトイレトレーラーを能登にも派遣したということで、非常に喜ばれたということで、トイレカーの形っていうのは、軽トラックふうのものからですね、やっぱり大きなトレーラーとかいう形のものまであるかと思うんですけども、そういうのが数あるにこしたことはないわけですし、値段もそれなりに高いということもありますんですけど、そこら辺が充実すれば安心につながるということありますんで、ぜひちょっとそこら辺も努力していただければというふうに思います。

次の質問に移ります。健康維持増進対策についてお伺いいたします。

津野町の里楽の利用者も多いことから、里楽の利用者に対して助成金を要望した際の答弁で、里楽の改修後に交渉するということでありました。令和7年に改修予定だったようですが、令和8年に改修がずれ込んでいるというふうに聞いております。進捗状況を確認しながらになると思いますが、いつ頃助成に向けての交渉をしていただけるのか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） お答えします。

里楽の改修工事については、津野町の担当部署からは、予定工期は令和8年6月から令和9年2月までで、その後、令和9年4月中の利用再開を見込んでいると聞いております。

須崎市民への助成制度への対応については、今年の8月、9月頃より津野町と協議を始めたい旨を担当部署には伝えております。また、助成制度への対応の可否も含め、制度の詳細についてはそこから協議していくこととなります。

参考までに申し上げますと、現在須崎市民の利用料は1回当たり1,000円で、津野町民は500円、また、全体の約3割強が須崎市民の利用と聞いております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 津野町の住民以外、須崎市も含めて年間今まで約1万人ぐらいが利用されてたという数字があります。多くの人が利用されてるところですので、そういう助成ができればもっと利用が増えるかもしれませんし、そういう、運動のためにプールへ行って健康増進を図るということの中で、助成がされると非常に市民もうれしいかなというふうに思っているところがございます。ひとつよろしく願いいたします。

前任者の方は、その前に、令和7年度にはもう改修が済んで、すぐ交渉できるということで力を入れていただいていたところもあったかもしれませんが、工事が遅れたというようなこともあったようですので、また引き続きよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。赤十字奉仕団関連についてお伺いいたします。

赤十字奉仕団員の高齢化と新規入団員の減少などから団員が不足している現状があり、赤十字奉仕団員の増員に向けて、福祉事務所においても積極的な支援をお願いしたいところがございます。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） お答えします。

赤十字奉仕団は、赤十字の人道、博愛の精神に基づき、日本赤十字社の活動推進と地域における奉仕活動を行うことを目的としており、須崎市赤十字奉仕団におきましても、献血推進の奉仕活動、防災訓練での炊き出し訓練や、そのほか各種事業に日々取り組まれており、昨年10月には、献血功労者として高知県知事感謝状を授与されるなど、地域での奉仕活動に御尽力されており、敬意を表するものでございます。

現在の須崎市赤十字奉仕団は、須崎地区、多ノ郷地区、吾桑地区、上分地区、安和地区の各婦人会に所属している方が自動的に赤十字奉仕団の構成員になっているとお聞きをしております。須崎市全体はもとより、婦人会、並びに赤十字奉仕団も高齢化が進んでおりまして、後継者や団員の確保が重要な課題であることは福祉事務所としても十分認識しているところでございます。

今後は、まず、赤十字奉仕団についての理解、促進、活動の周知などを行い、須崎市赤十字奉仕団と緊密に連携を取りながら、団員の確保に向けた取り組みを一緒に考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番(森光一晴君) 今御答弁いただきましたように、みんなでいろいろと知恵を出しながら、またこの奉仕団員が減っていかないように努力して、私たちもしていきたいなというふうに考えております。

次の質問に移ります。流動人口増大対策等についてお伺いいたします。

流動人口増大対策の一つとして、大変景観のよい野見湾に展望台の設置を要望した経緯がございます。具体的に検討や調査が行われましたでしょうか。

野見湾は須崎市の大きな観光資源となる可能性があり、流動人口の増大が期待できるところでございます。展望台の設置を改めて要望いたすところでございます。文化スポーツ・観光課長にお伺いいたします。

○議長(土居信一君) 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長(廣見太志君) お答えいたします。

令和6年3月議会におきまして、議員から御要望のありました、大谷から中ノ島までの間の展望台の設置につきましては、現地を確認等する中で、野見湾が一望でき、大変見晴らしのよい区間であると思われませんが、海側は急峻な崖に加え、区域の一部は魚つき保安林として指定されており、整備は極めて困難であると思われま。

一方、山側につきましては、山の一部を切り開けば可能性はあると思われませんが、展望台として整備し多くの方に訪れていただくためには、地権者との協議のほか、そこまでの経路や駐車場、トイレ等の整備も必要であると思われ、実現のためには非常に多額の予算が必要であると考えておきまして、現時点で展望台整備の事業化には至っておりませんが、新たな場所等の御提案がございましたら、改めて現地確認などを実施させていただきたいと考えております。

○議長(土居信一君) 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番(森光一晴君) 確かに今課長がおっしゃられるようにいろんな課題はたくさんあることも認識しております。今の現状で申しますと、例えば中ノ島に行けば、中ノ島一帯も堤防も広くて、野見湾も見えて、潮ばかり公園も見えて、奥のほうまで見える。角谷の須崎市の浜も見えるというような場所もあるわけですけども、そこに具体的にここへとかいうのは今ないんですけども、そういうようなところもありますんで、トイレもあるし、割と広いスペースもありますから、地域住民の理解とかも当然必要だし、費用のこともあるわけですから、そこら辺も地域の声として少し上がってるところもあるんですけども、また私もいろんな地域の声も聞きながら、また御提案をさせていただきたいなというふうに思っております。また御協力よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。猫関連についてお伺いいたします。

須崎市では地域猫広め隊やすさきていが猫対策に取り組んでいただいておりますが、この団体への補助金は十分と考えておられますでしょうか。また、捨て猫や野良猫も見受けられ、ふん尿対策を含めた啓発を強化をしていただきたいうところでございます。環境未来

課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） 本市におきましては、ボランティアでTNR活動を行っていただいている団体に対し、須崎市飼い主のいない猫のTNR活動支援事業費補助金を交付しており、見込みの頭数による手術費と広報など事務費として、本年度は100万円の補助をしております。また、次年度予算では団体と協議し、近年の不妊・去勢手術の高騰への対応や、さらなる推進を目的に、飼い主のいない猫に係る1頭当たりの補助金単価を上げる形で次年度当初予算に盛り込んでおります。

このTNR活動は、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術をすることで繁殖を防ぎ、一代限りの命を全うさせる取り組みで、ボランティア団体により月に1回交流ひろばすききにおいて、移動手術車で集中的に猫の不妊手術を実施しており、これは飼い猫の不妊手術の促進にもつながっているところでございます。

一方で、地域猫活動につきましては、地域の理解と協力を得て、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行ったり、また、餌やふん尿などの適正管理を行いながら野良猫の数を減らしていく取り組みでございますが、本年度につきましては、市内の団体の活動がございませんでした。

こうした市内でのボランティア団体の活動につきましては、野良猫がむやみに不幸が増えていくことを抑制する重要な取り組みだと認識しており、今後も連携して取り組みを推進していきたいと考えております。

また、地域によっては捨て猫や野良猫などが増えたり、ふん尿などの被害も聞いております。本市といたしましては、猫の適正な飼養の推進、動物の愛護及び管理の意識などについて、ボランティア団体、須崎福祉保健所とも連携しながら、広報やホームページなどでの啓発活動を強化していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） この猫の問題は今までもいろいろな方がいろんな角度から取り上げられたところなんですけども、やっぱりこの捨て猫ができたり、こないだまでいなかった猫がここに突然いて増えてるとかいうのもあって、最近はちょっといろんなところ行ってみますと、啓発のための看板というか大分増えてきたりして、いろんな啓発もできてるところもあるんですが、まだまだ猫がそういう野良猫というようなところまでいってる猫も減らないと。そこには一応ふん尿が非常に地域住民にとっては嫌なもんだというところがあるわけですし、これからも猫の、猫対策ってもいろいろあるんですけども、啓発の文書だとか看板だとか、こういうところも積極的に関わってやっていただければなというふうに思っております。

去勢・不妊手術してる猫は、見れば耳をカットしてるんで、これはここのカットしている猫だ。カットしてない猫がたまたま私行ったときに数匹いたんですけども、どうしたもんだらうって、たまたま夕方だったもんですから、猫をちょっとそこ見守りっていか見てたら、ひよこひよこひよこひよこことそこを去っていった。家のほうへ帰っていったと、これは飼い猫だったという

ころで。そんなような事例もあって、ちょっと分かりにくいところもあるんですけども、いろんな意味でふん尿対策も含めて、積極的に環境未来課のほうも力を入れていただければ非常にありがたいかなというふうに思っているところであります。

これで私の質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 皆さんこんにちは。公明党の佐々木學です。3月定例会、通告に従いまして、4番手で、市民の皆様の声を踏まえて質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず最初に、事前復興まちづくり計画の策定の取り組みについてお聞きしたいと思います。

本市は、南海トラフ巨大地震により、甚大な津波被害が想定をされております。県内太平洋岸の多くの自治体が事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでおります。国は内閣府及び国土交通省を中心に、また高知県挙げて事前復興の考え方を推進しております。

明日で15年を迎える東日本大震災では、復興まちづくりに長期間を要しまして、住民合意形成の遅れが課題となり、現在に至るまで復旧復興に至る多くの課題が浮き彫りになりました。

事前復興まちづくり計画策定については、これまで継続的に質問をさせていただきましたが、昨年12月議会では、楠瀬防災課長は、今月着手し、本市の同計画の基本方針の素案を作成するよう準備している。その後、市街地の須崎、多ノ郷周辺の同計画の作成に移る予定としているとのことでした。

つきましては、事前復興まちづくり計画策定の工程については、1年目、令和7年度は被害想定精査・庁内体制、同計画の素案の作成、そして2年目、令和8年度は住民会議の開始、そして3年目は、令和9年度は同計画策定の公表の工程で進められていると思いますが、防災課長にその進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 本市における事前復興まちづくり計画の策定につきましては、高知県が示しております考え方を基本としながら、須崎市の地域防災計画や津波避難計画との整合性を図り、災害に強く、市民が希望を持って住み続けられるまちを早期に実現することを目指してまいります。

具体的な進捗と今後の工程につきましては、1年目となる今年度は、現在、復興に関する事前準備として、市の現状整理と課題分析、復興方針や業務手順、対象区域の選定を行い、今後、行政内部における検討、調整を進め、計画案のたたき台となる素案を作成する予定です。

令和8年度中には、作成した計画案のたたき台を基に、地域住民への御説明や御提案を行いながら、合意形成を図るための協議を進めてまいります。その後、令和9年に基本方針を盛り込んだ事前復興まちづくり計画を策定し、公表することを目指してまいります。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） つきまして、本市の先ほど防災課長が説明されました、同計画の素案を令

和7年度で作成することについて、例えば、都市構造などの基本方針、また2番、津波浸水区域や高台区域などの土地利用方針、そして3番目として、防災集団移転について、国の防災集団移転促進事業制度の活用、そして4番目として、仮設住宅候補地リスト化など、仮設、応急対策のポイントがあると思いますが、以上のような観点から、同計画の素案の内容について、現時点で可能な範囲で防災課長の説明をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 本市における事前復興まちづくり計画の素案の検討状況につきましてお答えします。

まず1点目の都市構造などの基本方針につきましては、県が示す5つの基本理念を基に、災害に強く、市民が希望を持って住み続けられるまちを早期に実現することを方針としております。

2つ目に、津波浸水区域や高台区域などの土地利用方針につきましては、地震や津波の被害を軽減するための対策を行いながら、命を守ることを基本とした土地利用を検討していく必要があると考えております。

3点目の国の防災集団移転促進事業制度の活用につきましては、本市といたしましては、事前復興まちづくり計画の策定以上に、防災集団移転促進事業などの事前対策が被災後の復旧・復興事業に係る事業費を抑えることができると考えておりますので、事前に十分な対策ができるよう、国に対して要望や協議を進めてまいっているところでございます。

4点目の仮設住宅候補地リスト化などの仮設・応急対策につきましては、災害時における仮設住宅用地や防災公園の確保は大変重要な課題であると認識しておりますので、応急期機能配置計画との整合性を図ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） この間、10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時 9分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは、3点目の質問に入る前に少し、本市の地勢は御存じのとおり入り組んだ湾と急峻な地形を保つ典型的なリアス式地形でありまして、高台の確保は難しいという課題を抱えております。これは、東日本大震災で被災した三陸沿岸の自治体と非常によく似た条件であります。そのための本市の事前復興まちづくりの取り組みは、単に本市だけの課題ではなく、南海トラフ沿岸地域に共通する重要テーマであります。

現在国においても、同国土交通省や内閣府、また高知県が事前復興の取り組みを推進しておりますが、本市が高台不足という課題を抱えながら、住民と合意形成を進め、事前復興まちづくり計画を策定するとともに、これまで楠瀬市長が先頭に立って防災集団移転促進事業など、国の支援制度を本市の事前復興に活用すべく努力されてきたことは、南海トラフ沿岸地域にとって、

一つのすばらしい先行モデルになると思います。今後は南海トラフに備える先進的な取り組みとして期待したいと思います。

その上で、事前復興まちづくり計画の策定は、防災政策であると同時に人口減少時代における都市再設計の契機でもあります。本市の将来像を描いていくとき、大きな契機となりますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この事前復興まちづくり計画の持つ意味は、もう佐々木さんが先ほど示されたとおりで、非常に大事なものであるというふうに思っております。そして、先ほど佐々木さんも御紹介いただきました、例えば防災集団移転促進事業、私はこの計画づくりも大事なんですが、実際に事前復興の対策を実現していくと、こちらが非常に大事ではないかなというふうに思っています。その理由といたしまして、一つ目は、今日の新聞でしたが、出ておりましたが、計画づくりの一つの難しい点は、被害想定がなかなか正確にできない。それに対しての復興計画というのは、なかなか立ちづらいという内容の新聞記事もあったわけございまして、まさにその計画は下手すると絵に描いた餅になりかねないわけございまして。

もう1点、費用面でございまして、東日本大震災が発災いたしまして9年間で約33兆円の復興費用がかかっております。15年たつんで、もっとも費用が膨らんでおると思うんですけども、この財源は国が、皆さんもそうですけれども、税金として納める。そしてもう1個は、復興債、国が発行して財源を確保してきたわけございまして、実は事前対策がなぜできないかという、事前対策用の財源がないんです。財政法で規定されておる起債の内容が規定されておりますので、事前対策でやるには、多分今の状況でいくと、赤字国債しかないわけで、だからなかなか手がつけられない一つの理由でございまして。

しかしながら、33兆円というお金よりも、事前に対策するともっとも安価な値段で事前対策はできるはずなんで、経済合理性からいっても、やっぱり事前対策をしっかりできる体制にしなければならないというふうに思っております。計画づくりも進めておりますけれども、ぜひともこの実際の事前対策を実行できるように、国のほうにももっとも働きかけをしていきたい、そのように思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長の率直な思いを聞かせていただきました。

ともかく、南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくないと言われておりますし、そのとき復興の議論をゼロから始めるのか、それとも今から準備をしておくのかとの問題もあります。これは将来の本市の復興のスピードを大きく左右する問題でもあります。

事前復興まちづくり計画は完成された都市計画ではなく、市民とともに復興の方向性を考えて共有していくための準備でもあると思います。本市は高台不足という大きな課題を抱えておりますが、だからこそ、市長が進める、国や県とも連携しながらこの課題に挑戦していくことが、南海トラフに備える沿岸自治体の一つのモデルにもなり得ると考えます。それが将来の市民の命と

暮らしを守るために、着実に事前復興の取り組みをさらに前に進めていくことを期待しております。

続きまして、須崎市の基幹産業、真鯛等養殖の持続可能性と国との連携強化について質問をさせていただきます。

まず現状認識でございますが、須崎市の基幹産業でございます真鯛などの養殖について、現在養殖経営において餌代が経費の90%を超えと言われておりますが、従来は70%前後で推移していたものが、近年の飼料価格の高騰により極めて危機的な状況となっていると伺っております。この状況を市はどのように認識しているか、農林水産課長にお聞きします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

養殖業の現状における認識とのことですが、現在の養殖業におきましては、餌代の高騰のみならず、燃油高騰による経費の増大により経営環境の悪化が続いているものと認識いたしております。また、高知県内はもとより全国においても同様のことが言えると思っておりますが、漁業従事者の高齢化や担い手不足など、水産業を取り巻く状況の厳しさも感じているところでございます。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） このたび養殖3漁協の組合長の了承の下、国会議員などと連携し水産庁課長クラスとのオンライン意見交換を実施することになりました。現場の実態を直接国に届ける重要な機会でもございます。この取り組みにつきまして、市はどのように評価し、関与するお考えか、農林水産課長にお聞きします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

水産庁課長クラスとのオンライン意見交換に関しまして、現在の実情を直接国に届けることは、非常に有意義な取り組みであると評価するところでございます。つきましては、オブザーバーとして、農林水産課職員の参加を前向きに検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは、市長にお伺いしたいと思っておりますが、本市の基幹産業でございます養殖業の存続が問われる局面にございます。私はオンライン協議の会場を市役所として、市として正式に同席していただき、問題意識を共有すべきであると考えます。市として協議に主体的に関与する意思はあるのか、市長にお聞きしたいと思っております。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど農林水産課長から答弁申し上げましたとおり、水産庁とのオンラインでの意見交換に関しましては、現場の実態を直接国に届けることは、意味のある取り組みであ

ると認識するところでございますので、この協議が有意義な方向で展開することを期待しておりますところでございます。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） もう1点、市長にお聞きしたいと思います。

今、手を打たなければ、本市の養殖経営体の減少は加速をしまして、地域漁協の姿そのものが変わる可能性がございます。須崎市として養殖業をどのような産業として守り育てていくのか、市長の御決意をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 前段の御質問で農林水産課長が答弁しましたとおり、養殖業の現在の状況につきましては、漁業従事者の高齢化や担い手不足など後継者の問題も喫緊の課題として認識をしております。また餌代の高騰や燃油高騰により経営環境の悪化が続いており、厳しい経営をされていると認識をしておりますことから、このたび、重点支援地方交付金を活用した支援も行っておるところでございます。

市として養殖業をどのような産業として守っていくかという御質問でございますが、本市の養殖業におきましては、野見湾や浦ノ内湾で養殖されているタイやカンパチといったブランド魚が県内外に出荷されており、こういった須崎の水産業は是が非でも残していかなければならない重要な産業の一つであると考えております。本市の水産振興におきましては、養殖業だけでなく、漁業全体を守っていくことが必要であると考えておりますので、漁協等からのお声を聞き、引き続き必要な支援をしていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは次の質問に移らさせていただきます。

耕作放棄地対策から地域農業の再設計を支援する仕組みづくりについてお聞きしたいと思います。

本市の中山間地域では、改良区や水利委員会を中心に地域の皆様の御努力によって、農地の維持が図られています。しかしながら、担い手の高齢化は確実に進みまして、農道や水路、のり面の草刈り、水管理など維持管理に要する負担は年々増大をしております。耕作放棄地は突然発生するものではございません。維持体制が限界を迎えた結果として生じるものでございます。これからの農地政策は放棄後の対策から放棄を未然に防ぐ予防型政策へと転換する時期に来ているのではないのでしょうか。その観点から3点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、本市の現状認識でございます。耕作放棄地面積の推移、そして担い手の平均年齢、それから農道・水路などの維持管理負担の実態について、市はどのように認識しているのか、農林水産課長にお聞きします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

まず、耕作放棄地面積の推移につきまして、農業委員会が遊休農地として把握している平成28年以降のデータとなりますが、平成28年には約16ヘクタールであった遊休農地が、令和6年には12ヘクタールとなっております。それで、各年ごとの数字を見た場合、市内の遊休農地が徐々に減っていく推移を示しているわけですが、これは遊休農地の農地転用や非農地証明願の申請に伴い、農地からほかの地目になったことが原因ではないかと認識いたしております。

次に、担い手の平均年齢につきましてはデータがございません。ただ、2025年農林業センサス調査の速報値によりますと、本市の基幹的農業従事者は675人であり、5歳ごとの区分では65歳から69歳までと70歳から74歳までの区分が最も多く92人、その次に多いのは、75歳から79歳までの85人となっており、トータルでも675人のうち、65歳以上が331人でおよそ半分を占めている状況でございます。

それから、農道・水路などの維持管理負担の実態でございますが、農道・農業用排水路につきましては、農業者の利用のために整備された施設であり、関係者も限られているため、基本的には原材料費や機械リースの費用を補助し、また、一部の地域では多面的機能支払交付金事業を活用して、関係者で維持管理をしている状況であると認識いたしております。以上です。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 先ほど農林水産課長からも説明がありましたが、本市では多面的機能支払い制度や、国や県との連携による支援、本市独自の負担による管理などで農地の維持に努めていると認識しておりますが、これらの制度は極めて重要であります。多くの制度は維持管理活動への支援や所得補填型支援であり、土地利用そのものの再編や構造的転換にまで踏み込んでいないのが実情でございます。本市として今後の中山間地域政策において、構造的な土地利用再編の必要性をどのように認識しているのか、農林水産課長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えをします。

まず、本市の現状につきましては議員御案内のとおりでございます。土地利用そのものの再編や構造的転換につきましては、遊休農地を解消するための手段の一つであると認識いたしております。以上です。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 昨年の12月議会でも少し触れさせていただきましたが、現在、農林水産省が実施している農山漁村振興交付金の最適土地利用総合対策については、守る農地の明確化、粗放的利用への転換、そして基盤整備との一体的推進を可能とする制度でございまして、単なる維持管理ではなく、地域農地の再設計を支援する仕組みとなっていると伺っております。上分の地元では、古川地区の農地の将来について話し合う場を設けたいとの声もございまして、行政と

しても地域の合意形成を支援すべきと考えております。

そこでお尋ねをいたしますが、本市としてこの制度を単なる紹介にとどめず、地域農地の再編を検討する具体的な政策手段として位置づける考えはあるのか、また国や県と連携をして、具体的な検討に入る意思はあるのか、農林水産課長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

まず、国の農山漁村振興交付金を活用した最適土地利用総合対策につきましては、昨年12月議会の一般質問の中でも御説明申し上げたところですが、事業の内容といたしましては、地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地などを区分し、実証的な取り組みを行いつつ、事業着手から3年以内に土地利用構想を作成する必要があるございまして、その構想の実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取り組みに対して支援をする事業でございます。

そうしたことから、この事業を希望される地域に対しましては、丁寧な事業説明を行いたと思いますが、まずは地域としての事業導入への意向が必要不可欠であると考えておまして、地域の意向をまずは尊重しなければならないというふうにご考慮いただいております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは次の質問に移ります。

本市における地域自主組織の将来像についてお聞きをしたいと思います。

本市では、公民館機能を基盤とした地域自主組織の取り組みが進められてきました。地域住民の皆様の主体的活動は、本市の住民自治の根幹を支える重要な基盤でもございます。一方で、人口減少社会の進展によりまして、地域に求められる役割は変化しております。従来の活動を主体としての役割に加えまして、地域課題を包括的に捉える機能、そして行政と協働する調整機能、そして地域経営的視点が重層的に求められる段階に入っていると考えます。

そこで市長にお聞きをしたいわけですが、1点目、本市の地域自主組織を将来的にどのような位置づけの組織として整理していくお考えか。そして2点目として、現行の公民館基盤型体制を土台としつつ、時代の変化に応じた制度整理の必要性について、市長の基本認識をお示してください。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市では、須崎市自治基本条例に基づき、現在浦ノ内、上分、吾桑の3地区におきまして、地域自主組織による課題解決や活性化の取り組みを推進していただいております。人口減少や高齢化の加速により、行政のみでは解決が困難な課題が増加する中、地域のニーズを最も熟知されている住民の皆様による主体的な活動と、市がそれを支える協働のまちづくりこそが持続可能な地域社会を築く基盤になると考えております。しかしながら、最初に設立されました浦ノ内地区におきましては、来年度で立ち上げから10年目を迎えます。地域自主組織の

本来の目的であります地域の課題解決や連帯感の醸成がどこまで図られたか、改めて検証を行う必要があると考えております。今後は、地域の実情に応じた組織の見直しや最適化を図っていく必要があると認識をしております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長の答弁からは、本市の地域政策の方向性が明確に示されたと受け止めました。

次に、市内体制について3点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目は、例えば移動手段確保や防災、高齢者支援などの横断的課題に対しまして、本市として分野横断型の行政運営へどのように進化させていくお考えか。そして2点目、将来的な地域政策ビジョンを市内で体系的に整理するお考えはあるのか。3点目、その具体化として、モデル地区を設定して体制強化を先行的に検討する可能性について、市長の見解を求めます。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、高齢者の移動支援につきましては、現在、長寿介護課、企画情報課、生涯学習課の3課による横断的な協議を重ねております。今後も地域の課題を具体的に解決していくため、実務的な連携体制をより一層強化していくこととしております。

また、地域自主組織につきましては、住民の皆様の自主的な意思に基づくものであることが大前提となりますことから、市が主導して、地域政策ビジョンを示すことは今のところ考えておりません。あわせて、御提案のモデル地区の設定についても、現時点で具体化しているものはございませんが、今後、地域の方々からモデル的な取り組みをしたいといった具体的な御要望をいただいた際には、その実情を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） ただいま市長の答弁から、本市として地域自主組織を将来的に地域経営主体として位置づけていく一定の方向性が示されたと受け止めました。その方向性を具体化するために、市内において分野横断的に制度や体制を整理する検討の場が必要ではないかと思いますが、この質問については一定地域からの要望があればということで今答弁があったわけですので、それを踏まえて、例えば要望が、例えばに対しての答弁はなかなか難しいと思いますが、市長としてどのような検討体制を設けるお考えがあるか、答弁できる範囲でお答えできたらと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 質問ごとにいろいろまとめていただいておりますけれども、若干の認識のずれがあるかもしれません。といいますのは、地域自主組織につきましては、先ほども言いましたけど、須崎市自治基本条例に基づいて住民主体の組織、地域づくりの組織という位置づけでございます。これは、地域自主組織をつくりましょうという提案は行政がしたわけでございますけ

れども、それを受けてじゃあ地域の方がよしやってやろうということで立ち上がっていただいて、それぞれの、浦ノ内は浦ノ内の地域課題、吾桑は吾桑の地域課題があるわけでございまして、それを共助をもって解決していこうと。それで、より住みやすい地域にしていこうというのが一番の趣旨でございます。だから、何かを行政が頼んで、これやってくださいとかあれやってくださいとかいう公民館的な組織ではないということをまずお断りしておきたいと思えます。

その上で、やはりそういう組織を、今10年目を迎えて、どこまで浸透したかということをお先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、やっぱり検証していく必要があると、そのように思っておるところでございます。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 須崎市自治基本条例に基づき声がけをしたところ、地域からの要望等もあり、地域自主組織の立ち上げに共助でやってきたというふうには受け止めたんですが、今後10年目に入っていくわけでございますので、各地域それぞれの地域から様々な要望も上がってくると思えますが、それに対してはしっかり受け止めてやっていきますよという考え方で認識しました。

続きまして、市営巡航船事業の持続可能な再設計について質問をさせていただきたいと思えます。

浦ノ内地区の市営巡航船事業は、住民の移動手段確保を目的に開始をされまして、現在も生活航路補助制度を活用しながら運航されています。しかし、人口減少や利用実態の変化を踏まえたとき、本事業は大きな転換点にあると思えます。本日の質問は、巡航船事業の存続・廃止を問うものではございません。持続可能な形への再設計について、市長に伺いたいと思っております。

まず1点目、財政の観点から、令和6年度事業費は約2,667万円、営業収益は約151万円、市の一般繰入は約1,095万円、営業収益比率は約6%であり、公費依存型事業でございます。まず1点目にお伺いしたいことは、この財源構造をどう評価しているか。2点目、将来人口減少下で持続可能と考えるか。そして3点目、政策効果をどう検証しているか。この3点について市長の基本認識をお示してください。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市営巡航船事業につきましては、佐々木議員御案内のとおり、国の離島航路補助制度の対象となっております。あわせて高知県からも離島航路運営費補助金を受けて運航を行っております。離島航路補助制度につきましては、離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域またはこれに準ずる地域を結ぶ航路で、航路経営により生じる欠損見込みが明らかにやむを得ないと認められることなどが補助の対象となっております。

市営巡航船事業につきましては、これまで浦ノ内南岸地区におきましては、小・中学生も含めた住民の方々の重要な移動手段となっております。そのため国及び県の補助を受けておきまして、今後とも必要な事業であるものと認識をしております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長の基本認識をお伺いしまして、次の制度整合の観点からの質問とちょっとかぶる面もあるかと思いますが、必要な事業であるという認識をお示しいただきました。

まず、2点目、また重なる部分もあるかもしれませんが、制度の整合の観点から3点お聞きしたいと思います。本事業は、離島の生活航路補助を活用していますが、近年は観光・参拝利用も増加をしております。2点目、制度の趣旨と実態の整理はどうなっているか。そして3点目、今後、制度変更があった場合の備えはあるか。この3点の観点から基本認識をお示してください。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども述べましたが、市営巡航船事業につきましては、地域住民の重要な交通手段としての役割を担っておりまして、国及び県の離島航路補助金を受けて運営を行っておりますが、少子高齢化、人口減少の影響等により、利用者も少ない状態となっております。

一方、佐々木議員御案内のとおり、近年では、お遍路さんの利用や台湾からのツアー客など、団体利用による貸切り運航が増えてきておりまして、これらの取り組みにより、利用料収入も増えてきております。

このことから、今後とも、観光等の利活用も積極的に図りながら、地域の重要な移動手段である巡航船事業を維持してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長の認識として、生活航路として重要で、必要であるという認識を示していただきましたが、重要であるということと持続可能であることとはちょっと別問題ではないかなというふうに思うわけですね。例えば、持続可能性検証の期限などは明示をできないかどうか。心配してることは、いわゆるそういう生活航路としての補助金ですので、現在国もそういった観点で事業申請をしていると思いますが、一方で、確かに過去の質問でも、各地域へ回ったときに、住民の移動手段としてはあまり利用されておられませんというのが住民の皆様の認識なわけですね。ただ、移動手段ということであれば、いろんなたてりもあると思いますが、ただそういった実態の中で、そしたら重要であるという認識はそのとおりだと思いますが、持続可能性、この国の補助の持続可能性という観点から考えた場合、期限的なことの御心配はされていないのかどうか、その辺のところを。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども申し上げましたとおり、国の離島航路の要件を認めていただいた上で補助金を受けておるわけでございます。その制度がじゃあ変わるかわらないかは、ちょっとここでは私の口からは言えないわけでございますけれども、それが変わったときにじゃあどうするんだという御質問であろうと思いますが、そこはやっぱり財政的な観点からも考えていく必要も出てくるとは思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） その点から少し質問を発展させたいと思いますが、現在国がそういう補助要件を認めていただいているということで、問題がないということ、答弁ではないかと思いますが、今後、巡航船事業の活用について方向性が定まっていることとは少しちょっと観点が違うのではないかなど。生活航路として継続するのか、再定義をするのか、この辺のところ、存続させるのであれば観光目的、そういったところもしっかりやっぱり明確にしていくべきではないかということもありますので、そういった観点から答弁可能であれば。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在も、先ほど言いましたとおり、基本は生活航路としての運営、それに加えて台湾等からの団体客の受入れもやっております、現在も両建てで持続可能性を追求しておるところでございますので、どっちかに分けてというお話ではないというふうに認識しております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 最後の質問に入ります。ちょっと時間が足らんようになるかとも思いますが。

公立中学校部活動の地域移行についてお聞きしたいと思います。

現在、少子化の進行と教員の長時間勤務を背景に、部活動の在り方が大きな転換期を迎えております。文部科学省は2022年にガイドラインを改定いたしまして、部活動の地域移行を推進しております。とりわけ、休日の部活動については、段階的な地域移行を進める方針が示されました。この政策変更は単なる制度変更ではありません。教員の働き方改革、少子化下での競技機会の確保、地域で子どもを育てる仕組みづくりという教育と地域施策を横断する課題でもございます。しかしながら、本市においては地域移行が十分進んでいるとは言い難い状況にあると思います。そこで以下提案を含めて質問をさせていただきたいと思います。

本市の基本認識でございますが、本市教育委員会は、国のガイドラインをどのように認識しているのか、また2番、部活動地域移行に関する目標年度や行程表を持っているのか、明確な答弁を学校教育課長にお聞きをいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

国の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインは、少子化が進む中において、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、充実を図るための国としての基本的な考え方や具体的な取り組み方針などが示されたものでございます。本市におきましてもこのガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら、部活動改革及び地域クラブ活動を推進していくべきものと認識しております。

議員御案内の部活動地域展開に関する目標年度や行程表については、現時点では市として具体的にお示しできるものはございませんが、高知県教育委員会におきまして、休日の部活動につい

ては、令和10年4月までに、原則、教員が指導を行わない体制に移行する方針が示されておりますので、本市においても高知県教育委員会の方針に従って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 2点目の質問ですが、本市中学校の休日部活動実施状況、そして外部指導者数、そして兼職兼業許可件数を示してください。そして、数字を見る限り地域移行が進んでいないのであれば、その要因をどう分析しているのか。そして指導者不足か、財源の問題か、推進体制不足か、課題を明確に示していただきたいと思います。学校教育課長に所見をお聞きします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

中学校における休日の部活動については、土曜日または日曜日のどちらか1日3時間程度実施しております。

令和7年度は、運動部4人、文化部1人の合計5人が部活動指導員として2月末まで雇用しておりましたが、兼職兼業許可の必要はない方でした。

また、本市における部活動地域展開の状況についてでございますが、市内の中学校におきましては、部員数が少なく、地域クラブチームで活動が可能な部活動から順次、部活動の地域展開を進めておまして、現在、本市では2つの部活動で地域展開が完了しております。

なお、部活動の地域展開については、指導者の確保が大きな課題となっていると考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 御答弁していただきました。直接的にあれば、指導者不足という点を課長のほうから御説明がございました。

それから3点目でございますが、私は本市において次の3点を提案をさせていただきたいと思っております。1点目が、地域クラブ推進協議会の設置でございますが、教育委員会やスポーツ団体、学校、保護者による協議会を設置してはどうかという点でございます。2点目が、指導者人材バンクの創設。地域人材を登録し、有償の指導体制を整備する制度を創設してはどうか。それから3点目が、休日部活動の段階的な移行ロードマップの策定を行いまして、まずは休日部活動から3年間で段階的に移行する行程表を策定してはどうか。これら具体策に対する見解を学校教育課長にお聞きをしたいと思っております。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

部活動の地域展開については、計画的に進めていく必要があると認識しております。議員御案内の休日部活動を3年間で段階的に移行する行程表の策定ということですが、先ほどお答えしま

したとおり、高知県教育委員会において、令和10年4月までに、原則、教員が指導を行わない体制に移行する方針が示されておりますので、本市においても高知県教育委員会の方針に従って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 今、課長から3点目のロードマップに対しての所見をお聞きしましたが、この1点目、2点目は課長のほうから何か答弁をいただけませんか。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

現在につきましては、部活動の地域展開については計画的に進めていく必要があると認識しております。先ほど御質問のごございました点につきましては、今後また検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 課長の答弁では、県が一定の方向を示していますので、それに基づいて実施していくとの答弁であったというふうに認識をいたしました。先ほどの現状認識等でもございましたが、やはりこれは教育委員会が一定の方向性を定めて、しっかりと学校また保護者等とも意見交換しながら進めていく課題ではないかと思っておりますので、今後ともしっかりとした対応をお願いしたいなど。教育委員会としての具体的な計画はないというふうに認識をいたしましたのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の質問でございますが、本件は、教育政策と同時に少子化時代の地域スポーツ政策でもあると思っております。単独校で競技継続は困難となる可能性もある中、市として主体的に取り組むべき課題ではないでしょうか。本課題を市政課題として位置づけ、推進体制を整備する考えはないかどうか、市長に前向きな所見をお聞きしたいと思っております。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど学校教育課長が答弁申し上げましたとおり、部活動の地域展開には指導者の確保が大きな課題となっております。ほかの自治体では地域展開により、休日には保護者の送迎により、遠方の地域クラブチームまで練習に通っているといった事例もあるとお聞きをしております。

一方、教職員や保護者の働き方も変化する中で、部活動の地域展開は今後一層推進していかなければならない課題であると認識しております。運動部活動の地域展開も含め、放課後が生徒の主体的に探究し、学び続ける場となるよう、放課後の選択肢を拡大する取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 以上で質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。13番高橋祐平さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 本日最後の質問者になります高橋祐平です。よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災から明日で15年という節目を迎えるに当たり、改めて犠牲となられた多くの方々に心から哀悼の誠をささげます。そして、今なお心に深い傷を抱えながら歩み続けておられる全ての皆様に、深い思いを寄せるところでございます。あの日、未曾有の大災害が多くのかい命とかけがえのない日常を奪いました。しかし同時に、私たちは支え合う力、助け合う力の貴さも学びました。震災から15年、復興は進みましたが、決して終わったわけではございません。記憶を風化させないこと、教訓を次世代へ伝えること、そして備えを怠らないこと、それこそが、今を生きる私たちの責任だと感じておるところでございます。

南海トラフ大地震が懸念される本市にとっても、震災の教訓は決して他人事ではございません。命を守る備えを一つひとつ積み重ね、想定外をつくらぬ防災体制を築いていくことが必要不可欠だと感じておるところでございます。

本市は、南海トラフ巨大地震により、最大震度6強、そして津波被害が想定されておる地域でございます。東日本大震災では、地震後に発生した火災の多くが通電火災であったことが明らかになっております。停電後、電気が復旧した瞬間に倒れた電気機器から出火する。この二次災害が多く住宅を焼失させたと聞いております。この教訓から、一定以上の揺れを感知し、自動で電気を遮断する感震ブレーカーの重要性が全国的に認知されております。また、感震ブレーカーは自動で電気を遮断し、火災の発生を未然に防ぐ、言わば逃げ遅れ防止装置でもございます。特に本市においては、木造住宅が多い地域も存在し、南海トラフ地震への備えは喫緊の課題でございます。地震は防ぐことはできませんけれども、しかし火災は防げると考えております。

感震ブレーカーは震度5相当以上の揺れを感知すれば自動的に電気を遮断する装置でございます。費用は簡易型で数千円、分電盤型でも数万円程度でございます。感震ブレーカーについて本市におきましては上限が3万円の補助が既にあるわけでございますが、補助制度を創設して以来、どのくらいの申請数があったか、防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 本市では、感震ブレーカーの補助につきまして令和6年度から須崎市家具転倒対策事業の補助対象として制度化しており、令和6年度に3件、令和7年度に2件の合計5件で申請されております。現状ではまだまだ普及に至っていないと認識しており、市民の皆様がこの制度を理解していただくためには、通電火災の恐ろしさや感震ブレーカーの有効性について、さらなる啓発が必要であると考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 今、重要性までお伺いさせていただいたところでございます。本当にや

はり感震ブレーカーの重要性というのは市民の方がほとんど知っておられない状況でございます。地域の方でも感震ブレーカーの話をしなすと、何やら、それはと。補助制度もあるよということで話ししましても、やはり全く知らなかったというお話、たくさん聞いておるところでございます。先ほど防災課長からも感震ブレーカーの重要性については重要だというふうにお伺いしたところでございます。

重ねてにはなりますけれども、本市には木造住宅が多い地域も存在するわけでございます。せっかくこうした補助制度もあるわけでございますので、市民に対して感震ブレーカーの重要性や補助制度を幅広く啓発すべきだと考えますが、防災課長の御所見をお伺いいたします。あわせて、今後の啓発の方法についてもお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 感震ブレーカーにつきましては、過去の大規模地震の事例におきましても、火災の原因で多く事例が報告されております。特に住民が避難されている最中や住民が避難後に戻って電力が復旧した際に、転倒した電気機器から、損傷した配線などから出火するケースが多数報告されております。そういったことを含めまして、本市におきましても、市街地では密集した住宅が非常に多い。その上、狭小な道路が多いため、万が一火災が発生した場合には、延焼拡大のリスクが高く、地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置は出火を防ぎ、被害を軽減する上で極めて有効な対策と認識しております。

本市では、感震ブレーカーの設置に対する補助制度を設けておりますが、議員御指摘のとおり、その重要性や制度が市民の皆様には十分浸透し切れていない面もありますので、啓発方法につきましては、市の広報紙やホームページ等による周知とあわせて、各地区の自主防災組織の会議等を機会に感震ブレーカーの有効性と補助制度を周知していきたいと思っております。また、住宅の防災対策として、木造住宅耐震化促進事業の登録事業者のほうへも働きかけてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午後3時 8分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 防災課長、本当に前向きな御答弁ありがとうございます。東日本大震災から15年という節目は、過去の教訓を改めて見詰め直し、未来への備えを強化する大切な機会でございます。防ぐことのできる火災を一つでも減らすために、感震ブレーカーの重要性を広く市民の皆様には伝えていくことが必要であるというふうに考えております。

防災課長からも、重ねてにはなりますけれども、大変前向きな御答弁をいただきました。南海トラフ地震への備えとして、感震ブレーカーのさらなる周知と普及、そして、様々な防災対策に御

尽力いただきますようお願い申し上げます、次の質問に移ります。

続きまして、多ノ郷小学校のグラウンドについてでございます。

多ノ郷小学校は私の母校でございます。小学校のグラウンドは、私にとって小さな世界の全てでございました。朝露にぬれた土の匂い、チャイムと同時に一斉に外へ飛び出す友達の声、あの景色は今でもはっきりと思い出します。休み時間になるとドッジボールや鬼ごっこに夢中になり、転んで膝を擦りむいても不思議と涙は出ず、それよりも早く続きがしたいという気持ちのほうが強かったのを思い出します。放課後になると、当時、西村教育次長が監督を務めていた多ノ郷ポンカンズというソフトボール部に入部し、練習に打ち込み、たくさんのことを学ばせていただき、大きく成長させていただいたことを思い出します。お世話になりました。あの広いグラウンドは、私にとってただの運動場ではなく、友情や勇気、悔しさや達成感を教えてくれた大切な場所でございます。この思い出深い多ノ郷小学校のグラウンドについて質問いたします。

この多ノ郷小学校のグラウンドが問題となっております。近年で言えば、令和3年度に10トン、令和4年度に60トンの真砂土を入れていただき、野球部、サッカー部など有志の方が土を平らにする作業や、締め固める作業をしてくださいましたが、二、三回の雨で多くの土が流れた上に、水の道ができ、何本も掘れた後でございます。深い場所では5センチほどもあり、転がるボールの方向が変わったり、跳ねたりするため、正確なプレーをしてもエラーをしてしまうとお伺いしております。また、足を取られてひねるといったけがをしたケースもあるとお聞きしており、今後、骨折など大きなけがにつながるかと不安視される声も聞こえております。水の道ができる要因としましては、表面を直しても、グラウンドの排水機能が駄目になっており、根本から改修しないといけないと聞いております。さらに、グラウンドのあちこちには、当初埋設されていたと思われる透水シートのような布も散見され、足を取られるといった声もお聞きしております。さらに、昔使っていたと思われるトラックの目印用のくぎで、長さ20センチほどのものが各所から発見されており、教職員の方が探して抜いて、回収作業を行い、バケツが2杯以上にもなっておりますけれども、それでも取り切れておらず、頻繁に発見されているのが現状でございます。こういった状況を把握はされているのか、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

多ノ郷小学校のグラウンドの状況につきましては、議員御指摘のとおり、真砂土の流出に伴い、令和3年度、4年度、そして令和6年度に真砂土の補充による整備を行ってまいりました。しかしながら現状では、排水機能が低下しており、大雨のたびに真砂土が流出している状況であると認識しております。

また、グラウンドに打ち込まれたまま放置されているくぎにつきましても、現在、安全対策として教職員やPTAなどで整備をいただいているという状況であるということは、学校から報告を受けて、把握はしております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 把握はされておられるということでございます。くぎ、本当に危ないですよね。私もよく拾いもしたこともありますし、探さないといけない。西村教育次長も当時から多ノ郷小学校おられましたので、よく存じ上げてるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、本当に危ない状況でございます。グラウンドは、日々の体育の授業、児童たちの休み時間、持久走大会、またクラブ活動などでも使用されておるところでございます。児童たちがけがをしないかと保護者の方々も大変心配しております。

このグラウンドに関しては、PTAの役員会や多ノ郷小学校運営協議会でも、今まさに議論になっておるところでございます。改修工事をするにしても、時期やまた大変予算かかると思いますが、様々な課題はあるかと存じますけれども、今の状況はよしとは言える状況ではございません。児童が伸び伸びと安心してグラウンドが使用できるように、大規模な改修が必要ではないかというふうに考えますけれども、学校教育課長の所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

先ほど御答弁したとおり、グラウンドの状況については認識しております。くぎについては、けがの危険性が高いため、速やかに調査するとともに、グラウンドの排水機能の低下も認められているので、抜本的な改修に向けての調査検討を行い、予算要求につなげていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） グラウンドのくぎに関しては、早急な調査は御理解できますし、ただ、調査とともに作業も、このくぎに関しましては、ぜひ早急に調査と作業を重ねて同時に、同時はちょっとあれかもしれんですけど、早急に取りかかっただきますようお願い申し上げます。本当に危険な状況であるというのは、もう皆様からお話を聞いて分かると思うんですけども、もしあれなら一度現場を見ていただきたいというふうにも思っております。

グラウンドの大規模な改修については、調査からとのことでございますし、こちらに関しましては、ある程度の時間がかかることは理解のできるところでございます。しかしながら、グラウンドを改修してほしいというのは、大分前からあったお話でもあるかと思えますし、また、このグラウンドに関しましては、保護者はもとより、学校現場であったり、何よりも児童の願いでございます。重ねてになりますけれども、児童が安心して伸び伸びと使用できるグラウンドに一日でも早くなりますことを心よりお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

続きまして、多ノ郷小学校通学路の整備についてお伺いいたします。

多ノ郷小学校の100段階にあるこの坂道は、小さな石を交ぜた洗い出し仕上げのコンクリート舗装で、設置から既に数十年が経過しており、長年の風雨や通行により表面の石は削れ、角が取れて丸みを帯びております。さらに、日陰となる立地条件から、コケが広範囲に発生しており、特に雨天時のみならず、通常時においても、大変滑りやすい状況となっております。実際に

児童が足を滑らせ転倒し、けがをする事例も確認されており、学校から、また保護者からも不安の声が寄せられております。

通学路は子どもたちが毎日利用する生活道路であるわけでございます。安全が最優先されるべき場所でございます。しかしながら、転倒リスクや雨天時のさらなる危険性といった課題が断続的に放置されておる状況でございます。以前からこの件につきましては、御相談もさせていただいておりますが、当該通学路の現状認識について、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

多ノ郷小学校の通学路である100段階については、これまでも須崎市通学路安全対策連絡協議会などにおいて、改良の要望等があり、一部樹木の伐採などの対応をしております。また、学校等より転倒した児童がいると報告を受けておりますが、これまで十分な安全対策が講じられていないことが現状でございます。児童の安全確保のためには、学校での交通安全教育にて注意喚起をお願いしているものでございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 認識はされておられるということですよ。度々今までもこれは上がっておるところでございます。もう4年ぐらい前ですかね、初めて現場に行って話もさせていただきました。それからこの状況は今でも続いているということ、大変違和感を感じておるところでございます。危険を承知だということでしたら、改善を求める姿勢が必要ではないでしょうか。学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

100段階への対応につきましては、先ほど御答弁したとおりでございます。通学路としての安全を確保するため、関係課等と連携し、路面の改良などを含め、有効な改善方法を検討しているところであり、今後予算要求につなげていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 改善方法につきましては、どういった方法がいいのか、市道の管理もございまして、建設課とやはり検討もしていただきたい。やはりこの改善方法については、ベストな方法をいろいろと協議していただきたいので、方法、中身については今回は問いませんけれども、本当によろしく願い申し上げます。

通学路というものは、子どもたちにとって毎日歩く大切な道でございます。本当に子どもが雨の日じゃなくても、膝を擦りむいて真っ赤っかにして痛いよ痛いよというような状況があるというのは、本当に胸が痛い状況でございます。そういった大切な道が危険であるのは、決してよくない状況でございます。子どもたちが安心して学校へ通い、そして無事に家へ帰ることができる

環境を整えることは、当然のことだと私は思っております。子どもたちの安全を最優先に、当該通学路の安全整備を積極的に、取り組んでいただくことを強くお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

続きまして、小中学校の防犯対策についてお伺いいたします。

近年、学校の安全対策の強化が全国的に求められており、本市におきましても例外ではございません。以前にも議会において、防犯アイテムの整備について提案させていただきました。そのときは、さすまたを配備、または机や椅子で対応とのことでしたが、小中学校の防犯アイテムの整備状況は現在どのようになられておるか、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

防犯アイテムは、現状では職員室等へのさすまたのみの整備となっております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） さすまたですか。さすまたは、相手との距離を保ち、時間を確保するための器具として一定の意義を有するものと理解しております。しかしながら、懸念点として、不審者に接近する必要がある、刃物等を持っている場合は極めて危険、体力差、力の差に左右される、前に出ざるを得ない構造自体がリスクではないかというふうに考えます。使い方を誤ると、かえって危険を拡大する可能性もございます。また、実際の緊急時に十分活用できるのかという不安の声もあると伺っております。

学校は子どもたちが安心して学び、成長していく場でありまして、その安全を守ることは、自治体の重要な責任の一つではないでしょうか。また、あつてはならないことですが、万が一の事態が発生した場合には、初動の対応がその後の安全確保に大きく影響するというふうにも言われております。そのため、教職員が状況に応じて適切に対応できる環境を整えておくことは、児童生徒の安全を守る上でも大切なことだというふうに考えます。

もちろん導入に当たりましては、安全面または運用方法など、慎重な検討が必要になると存じますけれども、学校現場の安心感を高めるという観点からも、こうした防犯アイテムの充実が必要ではないでしょうか。さすまた以外にも防犯アイテムを整備すべきだと考えますが、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

議員御案内のとおり、さすまたの使用は、有事の際に教職員等の対応や相手が複数人の場合での対応が危険であり、さすまた以外の防犯アイテムの設置も必要と考えております。今後は防犯スプレーの購入なども含め、有効な防犯アイテムの整備について研究してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 前進した気がします。

確かに防犯スプレー含めまして、防犯ネット、様々な防犯アイテムがございます。一部都会のほうではもう既に導入されている学校もあるというふうにお伺いしております。しかしながら、こちらは大変慎重に検討していただきたい。やはり中には法的整備等々必要なものもあるわけですので、何が効果的なのかというところもしっかりと議論していただきまして、防犯アイテムの整備に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、こちら最後の質問になります。本市小中学校における非常通報体制についてお伺いいたします。

本市の学校は、周囲に森林や山林が広がるなど、自然に囲まれた場所に立地しており、こうした環境は、子どもたちにとって豊かな学びの場である一方で、地理的条件上、不審者の侵入経路を完全にふさぐことが難しい状況でございます。そのため、万が一、不審者が学校敷地内に入ってしまった場合でも、迅速に状況を把握し、子どもたちの安全を確保できる体制を整えておくことが重要ではないかと考えます。

不審者侵入などの緊急事案発生時、迅速な情報共有が児童生徒の命を守ることにつながるのではないかとというふうに考えます。そのため、各教室や職員室に非常ボタンを設置し、押すだけで、校内一斉周知や警察通報が可能な体制を整えるべきだと考えますが、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

議員御案内のとおり、各学校の立地条件によって、不審者の侵入経路の予測は困難でございます。学校危機管理マニュアルにより対策は講じていますが、今後はさらなる安全確保の体制として、防犯カメラの設置や教室内でのブザーなどの対応について研究してまいりたいと考えております。

また、引き続き各学校で図上訓練や警察と連携した訓練などを実施し、訓練の効果を検証しながら、防犯グッズやどのような対策が必要なのか、学校と共に検討し、不審者対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔13番 高橋祐平君登壇〕

○13番（高橋祐平君） 防犯カメラも非常に効果的だと思います。カメラを設置しておることですと、やはり不審者というか、不審者になりますね、がカメラを設置しているということで、ちょっとこれまじいんじゃないかなというふうに考え直すというか、そういった事前防犯の役割もすごく大きいなと思えますので、防犯カメラもぜひお願いをしたいところでございます。

あと、訓練の実施の検証ですね、これ一番大事で、防犯アイテムを整備したとて、やはり実践にどう、実際にあってはなりませんけれども、あったときにどう対応するかというのは、訓練して終わりじゃなくて、検証して、やはり積み重ねがすごく大切だと思いますので、そちらも本当

によりしくお願い申し上げます。

学校は子どもたちにとって安心できる場所でなければならないと考えます。大阪の池田小学校の事件、また東京の立川市の小学校の事件をはじめ、近年では、学校に不審者が侵入するなど、全国的に学校の安全を脅かす事案が発生しております。これ、ここが大事で、決して遠い地域の出来事として捉えるのではなくて、自分たちの地域においても備えを進めていく必要があると私は思っております。防犯アイテムの整備、通報システムの充実は、子どもたちの命を守るための安全対策でございます。万が一の事態が起きてからでは遅く、日頃の備えが子どもたちの安全を守ることにつながるのではないのでしょうか。

今回、御質問させていただきました内容については、全てにおいて前向きな御返答をいただきまして、大変うれしく思っております。未来を担う子どもたちが安心して学び、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに引き続き取り組んでいただくことを強くお願い申し上げます。私の質問を全て終わります。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明日3月11日の議事日程は、一般質問であります。

開議時刻は午前10時。

本日はこれにて延会いたします。

午後3時41分 延会

第494回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和8年3月11日（水曜日）午前10時開議

第1. 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1. 一般質問

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室長 岡田 進一君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防 災 課 長 楠瀬 晃君	税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
建 設 課 長 中川 雄大君	農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
住 宅 ・ 建 築 課 長 山岡 伸也君	環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
市 民 課 長 高橋 正恭君	福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
人権交流センター所長 松浦 永治君	上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 長 竹内 新君	教 育 次 長 西村 浩司君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君	生 涯 学 習 課 長 福本 博一君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長 市川ゆかり君	港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君
選挙管理委員会委員長 橋本 哲夫君	企画情報課長補佐 谷田 文洋君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君 次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開議

○副議長（高橋祐平君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。14番土居信一さんより、申し合わせにより、本日午前中の欠席の届けがあっております。

日程第1 一般質問

○副議長（高橋祐平君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。12番高橋立一さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 皆さん、おはようございます。

本日、昨日も若干触れられた議員もおられましたけれども、東日本大震災から15年ということで、昨日、ちょっと15年前、3月定例会やったはずなんですね、日付的にいうと、この須崎市も。どうしていたかなということを調べてみました。私、登庁した覚えがその日なかったので、休会日だったかなというふうに見てみたら、休会日ではありましたが、総務委員会をやられた日で、私、総務委員会委員ではなかった、そのときは、ということでございました。その前日の3日前、3日間是一般質問が行われて、防災についてもいろいろ質疑が交わされたことを議事録を見て思い出したところでございました。

まだまだ厳しい復興状況でございましょうけれども、15年前のあの悲惨な震災をやはり日本全国民が糧として、これからも防災に努めていかなければならないかなということを改めて感じたところでございます。後には、少しですけれども防災に関する質問もさせていただきますので、どうか本日よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1問目でございます。政策実行への市長の姿勢について、1点お伺ひいたします。

来年度当初予算では、厳しい現状を反映して、連年の高額な減債基金の取崩しが行われるなど、市長が提案趣旨説明で述べられたように、厳正、適切な予算の執行がますます求められるところでございます。手綱を緩めることなく、事に当たる姿勢を強化していくことは当然のこととしても、様々なプロジェクトが進んでいる中、市民の皆さんの中には一抹の不安を覚える方もおられるのも事実でございます。私も何人かから声を聞いたことがございますが。それはハード事業のイメージによる部分も大きいのかも分かりませんが、改めて市長のお考えを聞きたいと思

います。市民の不安を払拭していただけるような答弁をお願いしたいということ、あわせて、何度も聞いて大変恐縮でございますが、これまで同様、職員の賃金カットに踏み込むようなことがないということも明らかにしていただけたらというふうに思います。市長、よろしく願います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

令和8年度当初予算につきましては、大型の建設事業の予算化が完了したことにより、予算規模といたしましては大幅な減額となりましたが、物価高騰によります公共施設の維持管理費の増加や新たに供用開始される給食センターなどの運営費の増額、また、起債発行額の増加や金利上昇の影響による公債費の増などにより、一般財源不足への対応として、基金の繰入額が多くなりました。一方、女性活躍推進事業や新しいすさきの教育の推進、人口減少対策や高台整備事業、防災対策など重点施策につきましては、さらに推進していく必要があると考えております。

今後の財政運営についての御質問でございますが、毎年、中期財政収支見通しをたてた上で各財政指標などを管理しながら予算編成を行っているところでございます。昨日、西村議員の答弁でも申し上げましたが、今後、公債費の増加が見込まれるため、繰上償還を計画的に実施して、公債費の高止まりを抑制し、また、人員の適正配置や既存事業の効果検証を行い、給与カットを行わないよう行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 財政に関してはど素人の私でございますが、減債基金が連年の取崩しということになると、やっぱりイメージとしてもやりくりをしているようなイメージが浮かんでくるわけでございまして、そういった意味では、市長の御答弁にありましたような心積もり、気持ちというのは理解できますし、その為に有効的にやっていることだろうというふうには想像するわけですが、何分、先ほど1問目に言いましたけども、いわゆる箱物が幾つかでき出すと、やっぱり市民の皆さんのイメージがどうしてもそこに、そんなもんばっかりにお金をかけゆうかっていうふうなイメージを持たれやすいところは当然想像つくだろうというふうに思うところでございまして、そういった意味で心配の声も上がっているんじゃないかというふうに思ってます。何とぞその心配なきように、全然払拭できる、100%払拭できるということは無理かも分かりませんが、これからも手綱を引き締めて、予算執行に当たっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、賃金カットについての答弁は…

…。

〔「しました」と呼ぶ者あり〕

○12番（高橋立一君） ちょっと聞き漏らした、申し訳ないです。分かりました。最近、何度も言いますが、職員の募集かけてもなかなか厳しい状況も続いているということも含めて、それぞれが行政サービスを執行していく上で、充実した職員体制というのを考えると、やはり待

遇も含めた部分も充実させて、市役所に応募が増えるような体制を取っていただきたいということが第一でございまして、何度にもなりますが、それも行政サービスにつながっていくということをお腹に銘じてお考えいただきたいというふうに思うところでございます。

次の質問に移ります。4期目の折り返しに当たり、市長自身のモチベーション維持は無論のことでございますが、これまで以上に市役所一体となった市政運営を望むところでございます。2年はあっという間でございますが、慎重さも同時に必要と考えるところでございます。経験を積み重ねたがゆえの最新かつ泰然たる姿勢で精励されることを願うものでございます。市長の決意を改めてお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） もう言うまでもない話でございまして、課題がない時代はないというのは当然の話でございまして、高知県を含めて当市は、日本の10年、20年先の課題、例えば人口減少であるとかに直面しておるわけでございまして、常に新しい視点が必要であると自分に言い聞かせております。これまでの任期の間、14年の間で結構財政健全化に取り組む期間が長かったわけでございまして、一定のめどがついてきたということにつきまして、皆様方の御助力によるものでございまして、感謝申し上げます。

この財政健全化の期間に控えておったハード事業が、例えば学校給食センターであるとか図書館等複合施設、これが、その間できなかったやつが今、一挙にできている。それが高橋議員の御心配のハード事業に目が向いておるんじゃないかというお話かと思うんですけども、これはそういう時代の流れ、須崎市の時代の流れの中で、そういう局面であるという認識で捉えていただければありがたいなというふうに思っております。

私は、市長就任当初、「持続可能な須崎づくり、消費から創造へ」ということを掲げさせていただきました。今でこそ、この持続可能性というのはあちらこちらでよく使われておる言葉でございまして、14年前には、結構珍しかったのではないかと思っております。それだけに、14年前は何を言ってるんだと、ぴんとこない方も多かったのではないかとこのように思っております。この標語に込めた思いは今でも変わっておらず、いろいろな新しい課題を須崎市の地域力に変えて、将来にわたり力強い地域にしていきたいと考えております。それには今まで以上に人と人とのつながり、つまり市民の皆様、議員、職員の皆様のつながりが大切になってくると思っております。その視点を基本に持ち、新たな課題に向き合っていきたいと考えております。今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 市長から答弁いただきました。私自身も、日本人ってそうかも分かりませんが、割と節目に答えを求めていくという性癖があるだろうというふうに思います。1期4年の中の4年間どうするか、あるいは今日聞かせていただいたように、2年の折り返したら、あと2年どうかということの聞き方はありがちなことかも知れませんが、それを意識することで、やっぱり改めて、大変口幅ったい言い方ですけども、市長も考えを新たにさせていただけるとい

うことももしかしてあるのかなという部分も含めて、質問させていただきました。残り2年ならず、全力で市政に取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、次の質問に移ります。当面する課題について。木造住宅耐震化促進事業費についてでございます。

本年度当初予算の中で、木造住宅耐震化促進事業費については、増額が今年もされております。改めて事業の推進が求められるところでございます。各地の災害の影響や地震被害想定の見直しもあって、それぞれ予算づけも進んできた結果であろうというふうに思うところでございます。しかしながら、耐震診断を受けても、想像以上に高額な工事費用がかかる現実の前に、二の足を踏む方もおられるのもまた事実でございます。もちろん家屋の形状や築年数の差異は工事費用を左右するものであろうと思いますが、目的を達することなく諦めざるを得ないことは、やはりやりきれないことでございます。今後の展望として、国や県、本市による補助金増額の手だては考えられることでしょうか、防災課長にお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） おはようございます。

木造住宅の耐震化は、市民の皆様の命と財産を守る上で極めて重要な防災対策であります。工事費用が高額となり、耐震診断を受けても改修を諦めざるを得ないケースがあることは、本市としましても大きな課題であると認識しております。木造住宅耐震化促進事業費につきましては、令和6年度に補助上限額の増額を行っており、高知県下でも高い水準となっておりますが、引き続き申請状況を注視しながら、国や県に対して、さらなる制度の拡充や財政支援を要望してまいります。また、天井や床を壊さずに工期と費用を抑えられる低コスト工法の周知など、様々な角度から市民の皆様の負担軽減策を模索し、一層の住宅耐震化の推進に努めてまいります。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 現状を踏まえた御答弁をいただきました。確かに現在、上限160万円か165万円ぐらいやったと思いますが、補助が出るというのをもちろん私も存じ上げているところですが、先ほど言いましたように、それでもなお、どうしても高知県のコマーシャルとかいろいろ流れてくるのは、自己負担10万円、20万円、30万円ぐらいで大体いけるみたいなニュアンスが結構多いんじゃないかというふうに思うわけでございます。そのイメージが、またイメージの話ですけれども、あって、例えば100万円近くかかるというふうに提示されると、やっぱりその差があまりにも大き過ぎて、それでちょっとびくついてしまうというのが現実にあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。当然、先ほど言いましたように、住宅によって値段が違ってくるのは、当たり前なことだろうというふうに思うわけでございますが、そういったことも非常に大きいかないかというふうに思うわけで、ただ、課長が言われましたように、国への要望活動も含めて、むしろこのままでいくとあまり現実に即していないんじゃないかというふうな気がいたします。なぜなら、古い家ばかり、昭和56年の5月以前でしたか、の古い家ばかり直すわけですから、高額になるのはある意味当たり前じゃないかというふうに思うわけでござ

ざいまして、そういった意味でいうと、現実にもっと即した制度にしていくことが何より肝要やないかというふうに思うわけで、ぜひそういったことを踏まえて、課長、行政の皆さんにはこれからも取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それで、最近では家屋全体でなくて、先ほど課長のほうから低コスト工法の話もございましたが、部屋ごとを対象とした耐震補強シェルターという耐震工法が話題になっております。先ほどの質問の例のように、全体の工事に踏み切れない場合の助け舟になり得るのではないかと考えるところでございます。この工法に対する補助金の出ている自治体もあるように聞いておりますが、本市ではどのような現状認識でおられるのか、防災課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 議員御指摘の耐震補強シェルターは、家屋の寝室やリビングなど、一つの部屋を鉄骨や強靱な木材で囲い、地震で家屋が倒壊したときに安全を確保できる空間をつくる耐震工法で、家全体の改修に比べまして費用を抑えられることができます。しかしながら、部分的な耐震補強に対する補助は現在ございませんので、現行の補助制度の中で、工事費が高額にならない耐震改修を、木造住宅耐震化促進事業の登録事業者などと検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 今の制度枠の中でということだろうというふうに理解させていただきました。それが具体的に課長はじめ行政の皆さん、あるいは工事業者の皆さんの中に、アイデアとか腹案とかがそれはあるということによろしいでしょうか、今のところ。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 議員質問の腹案というのはないがですけど、事業者と全体のなかなか耐震改修を進めていくとなれば、先ほど言いましたとおり、費用が高額になると。できれば部分的な改修ができないのだろうか。そこに一つ低コスト工法というのがありますので、そういったところもう少し詰めていって、耐震が評点は超えるような形で事業者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 低コスト工法と銘打ってということですが、当然、低コストであっても耐震できるという前提がある工法だろうというふうに理解させていただきます。ハウスメーカーなんかでも、同じメーカーでも家のグレードが違ったら呼び名が違ったりもしたりする場合がありますが、それが中身がどういうふうな部分かわかりませんが、ただ低コスト工法というネーミングは、ちょっとどうなんかなという気もしないでもないです。それも、今日イメージの話ばかりして悪いですが、ちょっと大丈夫かっていうふうな疑問を抱かれそうな気もしないでもないですので、そこら辺はまた再考していただいて、ぜひ業者の皆さんと共に研究もしていただ

いて、よりよい制度になるようにこれからも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、先ほどの答弁の中で、おおむね課長答弁いただきましたけれども、限られた予算の中でやりくりとなるということで、本来の耐震工法と今度もしやるとしたら、課長言われた低コスト工法、あるいは私の先ほど言わせていただいた工法も含めて考えるならば、どちらもどっちつかずになってはいけないというふうに思うわけでございまして、さきに述べたように、限られた予算の市民もおられるわけでございまして、そういった皆さんのまさに光明になるということでもあろうかというふうに思います。その低コスト工法プラス先ほど私が言わせていただいた工法については、考えていく余地はあるのかどうか、もう一度御答弁をよろしくお願いします。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 市民の皆様の経済的な負担を軽減して自己負担をなくす、あるいは減らす施策は、耐震化に向けた光明になり得るといふ議員のお考えはごもっともでございます。御指摘のとおり、御自宅の耐震化の重要性を理解しつつも、費用の問題からやはり踏み切れない市民の方も多くいらっしゃることは重く受け止めております。南海トラフ地震に備え、市民の命を守るための住宅の耐震化は、本市の最も重要な課題の一つであると考えております。

今後におきましても、国と県にさらなる制度の支援と、先ほどお答えしましたが、低コストに改修できる方法をやはり突き詰めていきながら、できるだけ市民の負担を減らしていく、そういう形で住宅耐震化に新しく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 何度にもなりますが、どうぞ業者の皆さんも含めた研究、取り組みをよろしくお願いします。もしかすると、それを重ねることによって須崎市発のアイデアが出てくるかも分かりませんので、そういった可能性も期待しながら、取り組みを大いに待ちたいというふうに思います。

いつ起こってもおかしくないと言われることですので、地震でいうと。慎重に議論を重ねてよりよいものをという大前提もありながら、やっぱりスピード感も必要かなというふうに思いますので、そういった部分も踏まえながら取り組んでいただきたいというふうに改めて思っております。

その他の質問に移ります。ネーミングライツについて質問させていただきます。

須崎市立市民文化会館の施設名及びホール等に愛称をつけるネーミングライツ・パートナー募集がされております。私自身、高知市の取り組みについては報道等で見聞きしておるところでございますが、募集要項には、目的や概要等が詳しく書かれておりますが、改めて事業の意義についてお伺いをしたいと思います。また、今後もその他の施設に広げていく予定はあるのか、広げていくとなれば、施設によって担当課も変わっていくのでありましょうか、その点を文化スポーツ・観光課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） おはようございます。お答えいたします。

ネーミングライツとは、施設やイベント、チームなどに名前をつける権利を企業等が期間、金額で取得する契約のことです。公共団体が施設のネーミングライツ・パートナーを募集する意義につきましては、この制度を導入することで、企業等の宣伝効果による知名度やブランドイメージ等の向上、社会貢献活動の機会を創出するとともに、公共施設の管理費等の財政負担軽減を図ることを目的としております。

なお、議員御案内のとおり、県内では高知市、そして県も実施しておりまして、本市としては初めての試みとなっております。

また、今後、他の施設に広げていくのかとの御質問につきましては、各施設の目的や露出度等により、それぞれの所管課で検討し、担当することとなりますが、都度、庁内において副市長を委員長とします須崎市ネーミングライツ・パートナー選定委員会を設置し、選定基準や募集内容、審査等を実施することといたしております。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 答弁いただきました。まだ須崎市含めてほかの自治体ではあんまりこの取り組み進んでないと、なされてないということでもございました。正直、このネーミングライツ・パートナーについて、私自身、個人的にはそれほどに効果あるのかなというふうなところが、思うところが、本当に正直なところ言わせていただくとそういうところがございます。いろんな経済とかマーケティングのことを私、全然門外漢でございますので分かりませんが、普通に、例えば中央公園っていう言い方を今でも私たちは言うとき、高知市の中央公園ですが、中央公園としか言わない。ただ、メディア通じて紹介されるときは、何とか何とか中央公園というふうには……。

〔「東洋電化」と呼ぶ者あり〕

○12番（高橋立一君） あえてそれ言わなかったんですけど。

〔「ごめん」と呼ぶ者あり〕

○12番（高橋立一君） ですが、それは当然流れていく、あるいは表記されるということがございますので、そういった意味での効果がある。ほかの付随してくる部分、あるいは私たちとか私が分からない部分で効果があるのかも分かりませんが、非常に先ほど言いましたように、それ必要かなというところが正直なところがございました。これからやっていくということでもございますので、どういった成果があったり、どういった効果があったりするか当然分かりませんが、やるからには効果を生むやり方をやっていただきたい。そして効果が出たらやっぱり広げていくということも、また一つ方策かなということも思うところでございます。結構私、根強い疑念がありますので、その点も払拭していただけたらというふうに思うわけでございます。このことに反対するつもりはございませんので、先ほど期待部分もありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後の質問に移りたいと思います。任期を終えられる教育長にお聞きをいたします。

丸2年の任期を務められた教育長に須崎市で過ごした感想、お仕事のこと、あるいは生活のことも含めてですけれども、お聞きしたいと思います。また、これからの仕事を含めた部分の意気

込みについてお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 皆様、おはようございます。高橋立一議員の御質問にお答えをいたします。

昨日も退任に当たっての思いを申し上げさせていただいたところ、再度の機会をいただきありがとうございます。

まずは、本市での仕事の感想についてでございます。在任中には、多くの重要な課題を担当させていただいたこと、感謝しております。その過程で、今年度初めの4月、つまり中学校統合と学校給食センター供用開始の僅か1年前に、担当課の大幅な異動を避けることができず、これには大変覚悟が要りました。幸いなことに、市長、副市長、総務課長の御配慮の下、しっかりと職員をそろえていただきました。教育長自身が実務をするわけではありません。厳しい時間制限の中で一つひとつ進めてくれた職員に対しまして、この場においてお礼を申し上げる次第でございます。

次に、本市での生活の感想についてでございます。須崎市民の皆様の集まりのうち、懐に入れていただけた集まりでは、私のようなよそ者にもとても親しく接していただきました。そして、何より高知のお酒は大変飲みやすいです。とはいえ私、アルコールには全く強くないものですから、家では日本酒をお湯で割っています。聞いたことないと口々に言われるんですけども、珍しいようですので、議事録に残していただけますでしょうか。

もう一つ、私は赴任した県の自治体を全て訪れるというミッションを自分に課しております。そうしたところ、高知県には龍馬パスポートというすばらしい制度がございました。おかげさまで2年を待たずゴールドを終え、殿堂入りいたしましたので、少しは高知県について勉強できたかなと思ひまして、報告をさせていただきます。私にはそんな感じで十分余裕があったと思っています。

さて、これからの意気込みについてお尋ねいただきました。御承知のとおり、私は文部科学省で学校教育を担当している部署から出向した者でございます。地域の方々が様々な感情を持つ学校統合であれ、進捗が著しく遅れた給食センターの建設であれ、いろいろ申し上げながらも自分にとっては新たな経験と捉え、取り組んだつもりでございます。ですが、それは本市の学校教育について教育長が実質上もちゃんと権限を持つという前提のことでありましょう。ですので、またどこか別の赴任地に行くようでしたら、本市の経験をバネにして一層励みたいと思っています。

議員の皆様におかれては、2年間見守っていただき大変感謝しております。ありがとうございました。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 私のほうから、まるで昨日、西村議員の質問がなかったかのような質問をしてしまひまして、2回目の御答弁ということで大変恐縮でございます。様々な2年間の御感想いただいたところでございます。

学生時代、考古学を専攻なされておられたということをお聞きしまして、それで培った、考古

学に対するイメージ、これももう本当に今日イメージの話ばかりですけれども、地味だが粘り強い学問じゃないかというふうなことを想像するわけでございまして、考古学で培われたその粘り強さと、ある意味アカデミズムも、次のお仕事の場で大いに活かされることを御期待申し上げたいというふうに思います。

お酒が決して弱かったというイメージは私はないんですけれども、飲酒されても淡々と背筋伸ばして姿勢を正しておられる姿が印象的でした。2年間本当に大変御苦労さまでございました。これからも頑張られることを御期待申し上げます。

以上で質問を終わります。

○副議長（高橋祐平君） 順次質問を許します。10番海地雅弘さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） おはようございます。

一般質問2日目でございます。7番目ということで、昨日来より重複した質問もあろうかと思いますが、真摯な御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢につきまして何点か伺いたします。まず、市議案第15号、重点支援地方交付金事業費のキャッシュレス決済ポイント還元事業と、すさきがすきさ地域振興券事業につきましてお聞きをいたします。

今月3月1日から始まりましたキャッシュレス決済ポイント還元事業と4月から始まります、すさきがすきさ地域振興券事業でございますが、市民の方々も私、事業者でもありますんで、須崎市内の事業者の方も、何かいま一つ内容がすっきり理解できないままスタートしたように見受けられます。特にキャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、この3月1日に、皆さんも見られたと思いますけど、こういった市長の笑顔のやつと中土佐町の池田町長のやつが入っておりまして、それと高知信用金庫の春の大吉祭りも同時にスタートしたものでございますから、余計こんがらがって、どのようにすれば市民の皆さんの間でお得に使用できるのか、またどういうふうにやればいいのか、問合せを我々も受れたり、いろんなお話を、質問受れたりしているところでございます。

昨年は、時代はこういうペイとか、そういうふうに向かっていると思いますが、須崎市はジモッペイ推しでキャッシュレス決済を進めてきたわけでございますが、今年はそういった反省もあるのか、利用者目線に立って重点支援地方交付金事業を、先ほど申し上げた2つのパターンに分けてスタートしたというふうなことでございます。

そこで、市内でどのような議論があつてこういった方向になったのか、市長に御説明をお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御案内のジモッペイキャッシュレス決済ポイント還元事業につきまして、まず事業内容を御説明いたします。

本事業は、物価高騰の影響を受ける須崎市内に店舗を構える事業者の支援、消費の喚起及び須

崎市経済の活性化を目的として実施するものであります。具体的には、地域通貨ジモッペイに現金をチャージしたときに付与されるコインにより、須崎市内の対象店舗において決済をいただいた場合、決済額の30%相当額を須崎市内の対象店舗でのみ御利用いただけるポイントとして還元するものとなっております。還元ポイントの付与は一人当たり5,000円を上限としており、3月1日から8月31日までに決済いただいたものが対象となりますが、実施期間中であっても予算上限に達したときは、その時点で終了となります。

なお、ポイントの利用期限につきましては9月30日までとしております。

今回、支援策をキャッシュレス決済ポイント還元事業と振興券事業の二つの方法で実施する理由でございますが、まずキャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、令和6年度に実施いたしましたデジタル振興券事業では、市内約180店舗の事業者の皆様、加盟店として御登録いただき、また78.92%の市民の皆様がスマートフォンでポイントを取得いただけた実績から、事業者支援においてはジモッペイを活用し、チャージした現金決済による消費を喚起しつつ、還元されたポイントが消費されることで、市内における店舗などの利用機会の創出と売上げの増加につながるよう、実効性のある支援策として実施するものでございます。

一方、市民の皆様への支援策といたしましては、エネルギーや食料品価格の物価高騰の影響を受ける家計への直接支援を目的としておりまして、スマートフォンなどをお持ちでない方にも支援が行き届くよう、紙媒体による振興券の配布をあわせて実施することといたしました。

このように消費喚起による経済活性化を図る施策と、幅広い市民の皆様への確実な支援という二つの目的を実現するため、両事業を組み合わせることで実施することとしたものでございます。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 両方に分けてやるという意味をよく説明いただいてありがとうございます。

キャッシュレス決済ポイント、これ春の大吉祭りと両方が始まったわけで、どうやったらお得になるかとか、なかなかこれ事業者の方も元気創造課へ直接電話をしたりしてお聞きしているところがございます。私も一回試しに自分も使ってみると説明もできんのでと思って、まず30%還元を受けようと。これ一緒に全部使ってしまうと30%と春の大吉祭りはもらえんということですよ。例えば10万円使っても、30%は30%で5,000ポイント来ても、あとの春の大吉祭りの2,000ポイントは使われずになってくるというふうなことらしいですね。だから変な話、分けて払うと、30%還元を受けた上に、20%の還元も受けれると。それが須崎市の場合は8月末までと。春の大吉祭りは3月末までというふうな理解でよろしいかと思うんですけど、これで元気創造課長、いいですよ。

説明を私もいろいろ聞きますもんで、いろんな方からですね。そういうところでちょっとお聞きをしたかったところがございます。

続きまして、須崎斎場につきましてちょっとお伺いいたします。

須崎斎場に行くのには1.5車線の道路が1本しかなく、葬儀などある場合は、時間帯などによって、非常に危険を感じる、危ないと感じたことのある市民の方も多いのではないかと

うに思っているところでございます。本年4月より、本市、津野町及び土佐市で組織する須崎斎場運営一部事務組合による運営がスタートすることになりますが、土佐市も利用団体になるということで、御葬儀の数も増え、渋滞や危険や危ないと思うようなことが度々起こるのではないかと、そのような可能性もあるのではないかとというふうに考えられております。

そこで、当面の間存続が決まりました須崎中学校側から、避難道路としても活用できる道路の新設をしては、検討してはというふうに考えるところでございます。

また、須崎市の道の駅の利用者は市外、県外の方も多く、南海トラフ巨大地震など、もしものときの避難経路や避難場所も、これはもちろん考えておるとは思いますが、やはり目で見てその急なときにすぐに行けるようなところが、目印になるようなところがないといけないのではないかとという観点からも、この新たな道路建設を、すぐにはできないと思いますが、検討してはどうかと考えます。市長の御所見を賜っておきたいと思えます。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年度の須崎斎場の火葬件数は607件でございまして、その内訳は須崎市が374件、津野町が113件、土佐市を含めたその他の市町村が120件でございました。今回新たに須崎斎場運営一部事務組合として須崎市、津野町、土佐市の枠組みで斎場業務を4月よりスタートすることから、火葬件数については、土佐市から100件程度増えるの見込んでおりまして、合計700件程度と見込んでおりますが、須崎斎場の年間の受入れ可能件数は1,000件程度でございまして、この点からいきますと特に問題はないものと考えております。

また、混雑となる場合は、斎場でお通夜・告別式を行うときに、参列者の方が多い場合が主であることから、お通夜・告別式は1日に1件のみに限定しておりまして、土佐市の加入により火葬件数は増えるものの、混雑具合はそれほど変わらないと考えております。

また、斎場までの市道につきましては、近年、大がかりな伐採は行われてないことから、樹木が大きく育ち、枝が道路にせり出している部分もあり、通行時に注意が必要となる箇所もございましたことから、昨年12月議会で市道やすらぎの丘線樹木等伐採業務に関する補正予算として御承認をいただき、現在2月下旬から3月下旬までの期間において、大がかりな伐採作業を行っており、このことにより、せり出した樹木の枝等がなくなる分、道路も広く使え、視界もよくなり、斎場までの道のりもかなりの部分で、安全性を増すものと考えております。

また、須崎中学校側からは自動車では通行できないものの、避難道は一定整備ができておる状況でございます。

以上のことから、土佐市を含めて新たに須崎斎場運営を行っていく上での火葬件数等を考慮いたしましても、葬儀の時間枠は午前10時より1時間置きに1日5枠ございまして、それぞれの時間帯に分散されるため、葬儀への参加人数により混雑する場合はあるものの、現在の市道で対応できるものと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 件数的にはそれで何とかいけるんだらうなというふうなことでございま

す。それはそれで理解をいたしました。ただ、事あるごとに、そういうふうな新たな避難道といえますか、普通に歩いていける避難道はもちろん、各町内といえますか、地域でつくっていただいたところもありますが、やはり大きい目印となるような、あっ、あそこに逃げたらいいんだっというふうなことがやっぱり咄嗟のときに分かるようなことですね、地域の人しか分らんようじゃいけないんで、特に道の駅とかのこともございますんで、その辺のところも鑑みて、何かそういう機会があれば、ぜひとも検討していただきたいというふうに思いますんで、頭のほうへ入れとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に人口減対策につきましてお聞きをいたします。

我が須崎市の人口減少になかなか歯止めが止まりません。市としてもシングルマザー支援協会などと提携して、いろいろと対策を考えているところだと思われませんが、すぐに結果が出るものでもございません。今議会に上程されている市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画についての別冊内に、令和5年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、本市の人口は令和52年、2070年には5,810人まで減少する見込みと書かれておりますが、市の政策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と社会増減が仮定値どおり改善されれば、令和52年の人口は1万859人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計と比較して、5,049人の増加が見込まれると書かれております。仮に1万人規模の自治体として維持できるとしても、役所としては生き残れるかもしれませんが、地域の産業構造はどうなっていくのか非常に心配といえますか、非常に怖くなってくるのが今の現状でございます。

この人口減少問題は、地域の存続にも関わる問題となってきますので、所管課のみならず、全課全庁挙げて本気で対策を考えていかなければならない時期に来ていることだと思います。人口減対策につきまして、市長の思い、所見、対策などをお聞きをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市の人口減少は、元気創造課の調べとなりますが、住民基本台帳上の数値で、5年前と比較いたしましたして約11%減少となっております。県全体では約7%減少ということでございまして、厳しい状況にあると受け止めております。若い世代を中心とした転出と出生数の低下が重なり、このままの状況が続けば、地域コミュニティの維持等が困難になってくるということで、この問題を真剣に捉えております。また議員御指摘のとおり、人口減少対策は全庁挙げて対策を考えなければならない課題であると考えております。高い市民サービスを提供し、安心して子育てができる、新しいことに挑戦できる、老後まで安心して暮らせるなど、市役所のあらゆる業務が人口減少対策に直結していると認識をしております。

そうした中で、本市の人口減少対策の一つとして、まずは女性が住みたい、働きたい、子育てしたい、そう思うだけのような、女性が活躍できる須崎市を実現することが重要であると考えております。その結果、男性も住みやすいまちになっていくということであろうと思っております。今定例会の提案趣旨説明でも申しましたとおり、本年度末を目途に女性活躍推進計画を策定することといたしておりますが、本計画を確実に実行するため、各課が持つ情報やアイデアを集約し、共有できる体制を整えるため、庁内検討会を組織化するとともに、計画や目標を設定

し、全庁的に進めていくような体制づくりも進めております。

今後におきましては、日本シングルマザー支援協会をはじめ関係機関、団体、事業者等の皆様の御協力もいただきながら、スピード感を持って確実に実施してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） もう市長の言うとおりの、確実に実行していただくと、これ本当にもう、私も自分で事業をやっている関係もございまして、非常に心配になってくる、本当に怖くなってくる。以前に、まだ須崎市が2万数千人ぐらいいたときに、安芸市と結構お付き合いがありましたんで話を聞きますと、やはり当時、安芸市でも2万人切っておりまして、2万人切ってくると、海地さん、もう町に活気がなくなるよと。やっぱり高齢者の方が多くなってくると、どうしても町に歩く、出ていくことが少なくなったりしますんで、どうしても目に見えて何か元気がなくなるというふうなことを言われてた記憶が、それを思い出しまして、須崎市ももう2万人を切ってきたという、その時代へ入ってきたんだなと。市長も非常に危機感を持っておられるということですし、まず各課全庁挙げて取り組むという表明もされましたんで、これはぜひとも確実に進めていただきたいし、やはり僕、役所は残ってくでしょってお話ししましたが、やはりいろんな事業されてる方がなかなか残れない時代が来るんじゃないのかなと。例えば5,800人規模の高知県内の自治体を見たときに、自分とこの将来の姿になるのかなとか、1万人規模が将来の姿になるのかなと、見ながらこれからいろんなことを考えていかなきゃいけないんじゃないのかなと思いつつながら、思った次第でございまして。とにかく真剣に確実に対策をお願いをしたいというふうに思います。

それと、当市の子育て支援はそれなりに充実してきていると思われまして。若い世代、30代、40代、50代におきましても、なかなか御結婚をされておられない方が、私多いようにやっぱり見受けられます。子育て支援が幾ら充実しても、結婚をしてないと子どもさんもなかなかできてこないであろうというふうに思いますんで、やはりこの須崎市で結婚をして、今後造成を進めていく高台に家を建てていただいて、この須崎市で子育てをしていただくようなストーリーに持っていくためには、やはり適齢期における結婚できる環境や施策を、当市挙げて推進していく必要があると思います。これにつきまして市長の御所見を賜っておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御案内のとおり、本市におけます人口減少や少子化につきましては、若者世代の未婚化も一つの要因になっていると考えておりまして、何らかの課題により、適齢期の若者が結婚を諦めているのであれば、市としての支援が何かできないかというふうに考えております。

現在、本市における出会いや結婚の支援といたしましては、高幡広域市町村圏事務組合を構成いたします市町の取り組みによります婚活事業の開催や、こうち出会いサポートセンターが実施するマッチング関連事業の本市での開催等を行っておりまして、結婚後の支援といたしましても、39歳以下の新婚夫婦を対象として、婚姻に伴う住宅取得費用等の一部を補助する結婚新生活応援

援事業の実施や、子育て世帯の新築住宅取得に対する支援として、子育て世帯新築住宅取得支援事業を行っているところでございます。

若者の未婚化については、環境のみならず様々な要因によって起こっていると思われませんが、若者がこの須崎市で働き、結婚し、安全な場所で家を建て、安心して子育てできると思えるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 高知県でも、かなり本腰になってやっているようでございますので、ぜひともそれに乗かって、何とか須崎市で結婚して住んでいただいて、子育てをしていただく環境、結構、この須崎市以外、近隣の町村の方に聞くと、やっぱり須崎市にそれなりのところがあれば須崎市で生活したいんだっていうふうな話も私よく聞くとところでもありますんで、後で高台の話もしますが、その辺りもございまして、ぜひともこの人口減対策につきまして、合わせ技でも入れて、何とか進めていっていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、海のまちプロジェクトにつきまして何点かお聞きいたします。

海のまちプロジェクトにおきましては、高知信用金庫が物心両面で多大なバックアップをしていただいております。昨日、議員協議会で副市長から聞いた話では、今までに金員だけでも約11億円の寄附をいただいておりますが、海のまちプロジェクトにおきましては、高知信用金庫は当面5年間、海のまちプロジェクトで応援していくよというふうな期間、この5年が今過ぎようとしております。海のまちプロジェクトにおけるまちづくりは道半ばと申しますか、まだまだこれからが本番になってこようと思っております。今後、海のまちプロジェクトにおいて、高知信用金庫との関係はどのようになっていくのでしょうか。海のまちプロジェクトに関係する地域の方々のみならず、市民の方々も心配しているところでございます。高知信用金庫との今後の関係性につきまして、市長にお聞きしておきます。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本年5月で5年目を迎えます海のまちプロジェクトは、高知信用金庫の御支援によりまして、商店街を中心に観光で訪れていただけるエリアに変化をさせようということで取り組みを進めてきたわけでございます。5年が一区切りということで、これまでの5年間の計画と実績を整理いたしまして、報告会を行いたいと考えております。議員の皆様にも御参加をいただきまして、プロジェクトの成果と今後の方向性について御判断をいただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、高知信用金庫とはふるさとの未来貢献パートナー協定を結んでおりまして、それによります連携を継続してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） まだ質問中でございますが、この際、10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時 9分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 高知信用金庫、ふるさとの未来貢献パートナー協定を結んでおることによって、理事長も事あるごとに、いやいやもうそんなんでやめるんじゃないよと、応援もしていくよと。ただ、一生懸命みんなでやりましょうということをよく言われておりますので、私もそのように私なりに協力もしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、海のまちプロジェクトにおける平時の集客対策につきましてお聞きをいたします。海のまちプロジェクトにおきましては、須崎のサカナ本舗、須崎大漁堂を中心とする古市町周辺では、年数回のイベントを行っております。テレビのコマーシャル、新聞などCM効果もあり、集客においてはイベントごとにそれなりの集客ができており、結果が出て、成果も上がってきていることと思っておりますが、あとウィークデーやイベントのない土日などの集客がまだまだできていないのが現状ではないかと考えられます。こういった日にどうやってまちに人を呼び込み、市内各所に人を循環させていくかが課題になってくると思われませんが、この辺りの問題をどのように捉えておられるのか、また、解決に向けて今後どのような取り組みを行っていくのでしょうか、市長の御所見を賜っておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 平時の誘客手段につきましては、現在、高知信用金庫より朝のニュース番組での天気予報の背景でのPRや高知新聞テレビ欄でのペンシル広告などの御支援をいただいております。また、海のまち推進協議会に参加いただいておりますJTB、HIS、JR四国に観光商品開発をお願いしております、須崎市各地の観光コンテンツへのアドバイスもいただきながら、ツアーで須崎市に立ち寄っていただく流れを模索しておりますところでございます。3社とも既にツアーを開催してございまして、地域事業者の皆さんと改善しながら、集客を伸ばしたいと考えております。

あわせて、滞在いただき須崎市全体を楽しんでいただけるよう、縁日商店街ホテル構想も進めてございまして、こちらにも期待をしておりますところでございます。徐々に成果が表れ始めてございまして、子育て世代にも楽しんでいただけるような企画や、空き店舗を活用しチャレンジをいただけるような仕組みを検討してまいります。

また、図書館等複合施設のオープンも近づいております、須崎市が取り組んでおります「Make "IT" Fun」や放課後共創基金の動きと連動させて、教育のまちづくりとも連携を検討したいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） いろいろこれから図書館等複合施設のオープンも控えておることでもあるので、かなりあれ、僕もあちこちで聞きますに、皆さん期待されておりますね。これ市外の方も含めて、やはりちょっと須崎市へ行ってみたいなど。それでやっぱり須崎の町って結構歩

ける町並みなどでそういうことも踏まえて、いろんなものが点在していることもございますので、上手に点と点、それを線で結ぶ、それが面になっていくというような仕掛けを上手にやっていると、市長、今言われましたことも含めまして、平時も少しずつは上がってくるんでないのかなというふうに思われますので、息の長い取り組みを、やはりまちづくりはもう終わりがございませんので、続けていっていただきたいと思います。

続きまして、今少し話にもありましたが、空き店舗への入居や移住につきましてお聞きします。新町から青木町、そして東古市町、西古市町の中心商店街の活性化には、空き店舗などへの民間の方の入居や市外からの移住、起業の促進など、中心商店街へ集中して人を集めていくことが大事ではないかと以前から申し上げてまいりました。家賃の補助や商工会議所との連携など、プロジェクト推進室や元気創造課を中心に活性化となる施策を考えていただきたいと思っているところでございます。今議会に上程されている市議案第32号にも、空き店舗への入居や移住、起業の促進などが書き込まれておりますが、にぎわい対策にもつながる空き店舗への入居や移住につきまして、具体的な対策、考え方など、市長の御所見を賜っておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 海のまちプロジェクトのエリア内にある空き店舗につきましては、所有者の意向などについて確認が取れているものは、一部本市の空き家バンクに登録しているものもありますが、登録がなされていない物件につきましても、所有者に対して、利用者や利用方法などを具体的にお示しをして直接交渉することで、活用が見込める物件もあるのではないかと考えております。他方、起業を希望する方への支援につきましては、既存の補助制度の内容と重複しないよう、また、目的や効果、ニーズなども踏まえた新たな制度を検討することといたしております。

今後におきましては、海のまちプロジェクトや関係機関等とも連携し、情報を共有しながら、空き店舗を活用した起業支援、さらには、女性の起業を後押しできるような制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） やはり極力、全地域に行けばいいんですけど、まず最初は地域絞って、やはり須崎のサカナ本舗であるとか、須崎大漁堂であるとか、また市内今度、須崎市がホテル関係も、市内全域がホテルやりますんで、そういったのも含めて、やっぱりあの辺りへまず集中して空き店舗を埋めていくようなことが、そこで人が出入りすることによって、あっ、にぎわいが出たねというふうな感じにイメージも上がってきますんで、非常に大事でないかと思っております。その辺りはぜひともよろしく願いをいたします。

続きまして、高台整備につきまして何点かお聞きをいたします。

昨年4月の組織改編で、建設課内に高台整備を担当する部署を創設しました。東川内での高台事業を推進していくためのものだと思いますが、今後も小規模の高台開発を進めながら、国の支援体制など整ってくれば、それなりの規模の高台整備を検討されるお考えがあると思っておりますが、高台整備部署を創設した経緯と今後の高台整備の方向性をお聞きをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） これまでも折に触れて、高台整備の重要性につきまして議会を通じて、市民の皆様に発信するとともに、新たな施策として試行を重ねながら取り組んでまいりました。平成30年度には、南海トラフ巨大地震の津波による甚大な被害想定に加えまして、少子高齢化や産業の衰退といった課題も踏まえて、事前に市民の生命及び財産を守ることができる高台への公共施設や宅地の整備について検討するため、官民連携手法の導入を視野に入れて、高台整備の可能性についての調査を実施いたしました。その後、事業規模について、大規模から中規模、小規模と試算を重ね、昨年度に東川内第1市営住宅跡地を宅地造成することを決定いたしました。事業化に当たり、各種法令手続きや用地交渉など多岐にわたる事務作業が必要となることから、専任の高台整備担当を任命いたしました。

今後の展開でございますが、現在取りかかっております東川内第1市営住宅跡地の宅地造成に注力しつつ、これまで検討してきました用地をはじめ事業に適した用地につきましても、交付金や支援制度などの情勢の変化がございましたら、開発の可能性について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 引き続きいろいろと検討もしていくということであろうかと思えます。やはりさっきの商店街の話でもないですけど、やはり例えば東川内に今度やっていく団地にしましても、極力街に近い、街から輪をかけて広がっていくような仕組み、須崎市全土に広げますと、もう土地は何ぼでもあろうかと思えますが、なかなかそうすると活性化にもつながってきませんので、まず極力街に近いところに居住していただく。それで街を極力広げていく。その中で民間の開発も起こるような仕掛けにしていくというふうなことが大事じゃないのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも高台開発、これ須崎市の方のみならず、須崎市にお仕事に来ていらっしゃる、例えば近隣の町村の方いらっしゃいます。その若い方たちがやはり話を聞いてみますと、須崎市に住みたいんだけど、なかなか土地がないよねと、買える土地がないよねと。田舎だったら安く造成された土地があるんでということで、どうしてもそちらを買ってしまうということもございますので、これからの高台整備につきまして、非常に皆さん、須崎市民のみならず期待されておるなど。それが人口減にも歯止めをかけてくるのかなというふうに思いますので、ぜひともスピード感を持って、お願いをしていきたいと思えます。

続きまして、昨年、高台移転に関する住民意向調査を浜町1丁目・2丁目において行われました。調査結果の概要版が須崎市のホームページに10月28日から掲載されております。この調査結果を受けて、どのような御所見をお持ちなのかお聞きをしておきたいと思えます。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年、浜町1丁目と2丁目にお住まいの全世帯を対象に、高台移転に関する住民意向調査を実施いたしました。調査結果の詳細につきましては、去る12月定例会にお

きまして建設課長から御答弁申し上げたところでございますが、住居の移転に対して様々なお考えや御懸念があることがよく分かりました。特に移転に伴い、これまで培った地域への愛着が損なわれることや、生活利便性の確保、交通アクセスの影響を心配されている声が多い点は重要であると感じております。また、経済的な理由が移転の妨げとなっていることにつきましては、土地の買取りや移転補償費の充実など、国に対して要望していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。一方で、防災の観点から、住まいの安全性の確保を重視する意識も高く、移転の必要性に理解を示す世帯も一定数見られることから、移転先の利便性やコミュニティの維持、防災上の安全性など諸課題を考慮した検討が求められているものと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 市長は、南海トラフ巨大地震時におきまして避難が困難と思われる高齢者の方などの逃げ遅れ対策として、市営高層住宅を建設し、事前の避難対策として入居していただく構想を一つの案として持っておられると思います。昨日もそういうお話をされておりました。また、いろいろな会合でもそういった一端をお話ししてこられたと思いますし、私も何回かいろんな会合でお聞きしたことがございます。高台移転に関する住民意向調査もその一環ではと推察するところでございますが、この市長の考えておられる市営高層住宅構想につきまして、どういったものなのか、昨日も西村議員、大崎議員より丁寧な御質問がございましたが、改めまして詳しくお聞きをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この構想の発端でございますが、当市は御案内のとおり、市街地のほぼ全域が津波浸水想定区域であるという特性があるわけございまして、その中で今、国土交通省のほうとも話をしながら、立地適正化計画、いわゆるコンパクトシティという計画を須崎市は立てておりまして、恐らく津波浸水想定区域の中に、そういう地域を認定いただいた例というのは少ないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう特性がありますので、そのコンパクトシティの中でどのように生命、財産を守るかと考えた場合、やはりその中で高層階住宅で津波浸水想定高よりも高いところに住んでいただくということも一つあるのではないかとということでこの構想になったわけで、昨日も御答弁したとおり、国土交通省のほうも一定認めてくれましたが、まだ浸水エリア外で実施をするようにというような話でございますので、まだまだ交渉が必要であるというふうに考えております。この構想の発端は以上でございます。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 津波浸水想定エリア外というのはやはり津波の来ないエリアの外に建てるということですか。

〔「もちろん」と呼ぶ者あり〕

○10番（海地雅弘君） 例えば、5階以上のところやったら浸水内でもいいのかい、それがエ

リア外なるということではなくって、浸水エリア外。ということはまだまだハードルも高いのかなど。ただ、これは市長の東京へしょっちゅう通っていただきまして、国土交通省、もう突撃をしていただき、飲みニケーションを含めてかなり突っ込んでいただくと、高知県選出、第2区選出の国会議員の先生とも通じて、やはり突きどころがよろしいかと、非常に前向きな方向にもなってくるのかなというふうなことも踏まえまして、ちょっと少し提案気味の質問もしておきたいと思いますが、私自身、自主防災組織の方々やそれぞれの町内会、そして地域の公民館などの方などに地域の課題を聞いてみますと、やはり南海トラフ巨大地震対策、その中でも高齢者が多い地域でございますので、近くで避難する場所が欲しいということや、避難後の生活支援体制など、多くの意見を頂戴しました。また、何年ですかね、もうあと2年ぐらいですか、須崎市の市民体育館がなくなるということから、この地域に小さくてもいいので体育館が欲しいという声もお聞きをしているところでございます。

そこで提案としては、市長がその高層住宅を須崎市にどうしてもその地域内へ造れるという前提になれば、南海トラフ巨大地震、津波から、事前対策としまして5階以上の高層階住宅でないと事前避難対策にもならないと思いますので、1階から5階ぐらいまでの高さまでは体育館を造っていただき、5階から上は事前避難のための高層階住宅、かつ上にはヘリポートが整備というふうな構想ができればいいのかなというふうに考えておりまして、やはり須崎市の街なか、特に新町、浜町あたりは非常に狭隘な道路も多くて、それが避難の妨げにもなってこようと思いますので、そういうところも解消できるような場所、例えばサンストア跡でありますとか、NTTの住宅の跡とかですよね、極力街の中、また商店街の復興ということ考えて、やはりあの辺りにそういう住宅を念頭に置いて、国土交通省へぜひとも突撃をしていっていただきたいというふうに考えているところでございますが、市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今年度、高層階住宅への取り組みをより具体的に進めるため、基本構想設計を実施いたしまして、低層部分をピロティや公共施設に、津波被害のおそれのない高層部分を居住スペースにした15階建ての高層階住宅を津波浸水エリアに建設した場合のシミュレーションを作成しております。この基本構想設計を基に、国土交通省をはじめ、四国経済産業局、民間の大手建築会社数社に対しまして、津波浸水エリアにおける高層階住宅の建設について御提案や御相談をしておるところでございます。

一方で、この建築費用につきましては自治体負担となりますことから、今後におきましても引き続き国や関係機関に対しまして、制度の要件緩和について、理解が得られるよう努めてまいります。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） やはりかなり理論武装をしながら詰めていかないと、なかなか成果が上がらないというふうなことを感じるところでございますが、やはり市長の情熱とですね、想いを持って周りを巻き込んでいくと、何とか突破できるんじゃないかと。また、日本全国初というふ

うなことも後押しされるのではないのかなということもございますので、ここはもう精力的にぜひともお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それでは、その他当面する諸課題につきまして、何点かお伺いたします。まず、スケートパーク整備につきましてお聞きをいたします。

この3月20日に竣工を目指しておりましたスケートパーク整備でございますが、工期を7月21日までとし、まだ正式に日程は決まっておりますが、今夏にはオープンしたいということをご提案趣旨説明で報告を受けました。子どもたちや非常に市民の関心も高く、市外、県外からも注目されているこの施設のオープンは、ぜひとも8月、お盆休みまでには開場していただきたいと考えているところでございますが、スケートパークオープンの時期につきまして、決まっていと思いますが、思いも含めまして、所管課長にお聞きをしたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

スケートパーク整備につきまして、昨年6月11日付で工事請負契約を締結、翌日から着工となり、本年3月20日竣工を目指しておりましたが、造成工事におきまして、強度と成形の作業性の両立する硬さで盛土を行う必要があり、土質改良剤の量を調整する作業に時間を要してしまいました。このことにより、その後の工程も遅れてしまうことから、やむを得ず7月21日まで工期を延長することとし、オープン時期につきましても、令和8年夏頃に変更させていただきたいと考えております。現場では、よりよい施設となるよう、各作業工程におきまして工夫と努力を重ねながら取り組んでいただいておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

議員の御質問にあります8月のお盆休み前のオープンとなりますと、竣工予定が7月21日でございますので、その後の備品の搬入や設置、指定管理者によるオペレーション確認などを考慮しますと、ややタイトな日程になろうかとは思いますが、このパークを心待ちにしている子どもたちを含め、多くの皆様に御利用いただきたいと考えておりますので、できる限り早くオープンできるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） できるだけ早く、なかなか工事のことなんで、これから雨がどんどん続くとか、台風が来るとか、いろんな要素もございまして、何とも天候は分からんもんですから何ともなりませんけど、できたら極力お盆までにはオープンできるような体制でお願いをしたいというふうに思っております。

このスケートパークの運営につきましては、これから細かいところは詰めていくところだと思いますが、管理体制、営業時間、入場料など、どのような設定になるのか、もちろんまだ決まっていらないと思っておりますが、方向性をお聞きしておきたいと。

また、昨年、東隣にホテルができた関係で、市道側もホテルの部屋から漏れる明かりや駐車場の外灯などで夜間も少し明るくなってきておりますが、スケートパークの駐車場や市道側の夜間

照明はどのようになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 議員御質問のスケートパーク完成後の運営管理につきましては、指定管理制度によりまして、アーバンスポーツに深い造詣を持つNPO法人日本スケートパーク協会と全国で多くの指定管理実績を有する日本体育施設株式会社の2者によるコンソシアム組織に運営委託する予定で進めておりまして、施設管理者等を配置し、平日は2人から3人体制、休日は4人から5人体制でパークの管理や受付、利用指導等を行っていく予定でございます。

営業時間や入場料につきましては、現時点で最終決定ではございませんが、毎日朝9時頃から夜9時頃を想定しておりまして、入場料につきましては、これまでもお答えしてきましたとおり、特に市内の小学生から高校生まではお小遣い程度の金額で利用することができる設定としたいと考えております。

また、先ほど申しましたように、夜間利用を想定しておりますことから、当然駐車場への照明の設置、そして24時間利用可能なパーク周囲を囲む遊歩道への外灯も設置することとしております。

御質問にありますパーク北側の市道沿いには、直接市道を照らすわけではございませんが、外灯を3か所設置することとしており、営業時間中でしたら、管理棟の市道側壁面にLEDサインページもございますので、これまでと比べ一定明るくなるのではないかと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 市内の小学生から高校生ぐらいまではお小遣い程度ということで、お小遣いがどの程度か家庭によって違うと思いますが、極力、毎日来れるような設定を、特に須崎市の方には、御設定をお願いしたいというふうに思います。

また、照明ですね。そこそこ明るくなるようなイメージは持ってます。ちょうどマルナカ側の南側といいますか駐車場側、それはマルナカの建物にずっと照明が歩道を照らす形についておりますが、東側、ケーズデンキ側には、ほぼ角にちょっとあるだけで、ないんですね。そういうこともあるんで、ちょっとああいうふうな出来上がったイメージをしていくと、あまり暗かったらイメージがあまりよくないのかなと。特に9時から21時までという設定にされるとですね。いうこともあるんで、またよろしく願いいたします。

次に、この関連で、令和6年9月議会におきまして、マルナカ東側市道に歩道の整備が必要ではないかというふうな御提案をさせていただきました。その後、1年後ですね、昨年9月にはAZホテルができて、今回のようなスケートパークが整備されると、安心安全のため国道からスケートパークまでマルナカ東側の歩道の整備が高まってくるというふうに思われます。改めて、マルナカ東側への歩道整備につきまして、市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 令和6年9月議会で御質問いただきました、桐間地区の市道新汐田5号線の歩道整備についてでございますが、前回お答えさせていただいたとおり、この道路の両側に量販店はございますが、通行している歩行者は少なく、また新しくホテルも開業いたしました、車での移動が主となっております。今後、御指摘のとおり、スケートパークがオープンするわけでございまして、それによってどのように変化するか、周辺道路の交通状況も注視していきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ちょうどマルナカの担当の方にも、これスケートパークが担当していた担当者ですね、僕もちょっと呼んで、ちょっと歩道のようなものが残ってる経緯とか、いろんなお話をさせていただきました。その中で、須崎市からひょっと御提案があれば、また何らかの相談に乗ることもできますよということもいただいております。市長が言われるように、AZホテルはほぼ車で来られますんで、ただあれできて、僕もあそこにはほぼ普段はおりますんで見えていますと、夜間、車をチェックインして入りますよね。あそこで食べることもできますが、ちょっと食べに行こうと思ったときに、マルナカが10時まで開いておりますんで、歩いて買物に来て歩いて帰ってらっしゃるんですね。非常に真っ暗いということもあるんで、マルナカの東側、夜間照明がついてないところは、逆にマルナカにお願いすれば、そういうこともあるんでということをつけてもらえる可能性は、結構あそこも重要な店舗になってますんで、なろうかと思えます。ただ、なかなか歩道の整備となると、マルナカ側はやる気はそれはないですということも聞いておりますし、これ以上駐車場を、あの部分だけ余ってるのを広げてもなんでしょうから、それはちょっとできないよねということで、ちょうど昼間は、住友大阪セメントに入る車が、国道からあそこから入って、出るときはマルナカの西側から出て、信号機のあるところから出ておるというのが現状ですんで、あそこ市道も昨年でしたかね、整備を、あんまりトラックが通るんで道路が悪くなって整備し直しましたが、そんなこともございますんで、結構トラックが通ると非常に危ないということもあるんで、子どもさんが自転車でこれから通ったりですよ、そういうこともあるとあれなんで、その経過を見ながら、須崎市としても土地の所有者であるマルナカさんと相談したら、何とかいい方向になるのではないのかなと、またそのときお手伝いもしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、住友大阪セメントの休転と市内の宿泊施設につきましてお伺いいたします。

昨年9月にオープンしたAZホテルは、オープン以来、活況を呈しているように見受けられます。ホテル側に先見の明があったなと思われるとともに、住友大阪セメントの休転時に市外、県外から来られている関連事業者が市内宿泊事業者からAZホテルに流れているのではないかと心配しているところでもありますが、市長が以前申されておりましたように、市外で宿を取っていた業者さんが移ってきたという可能性もございます。それか、お仕事を含む一般旅行者が、新たな宿泊需要を掘り起こしてくれたという可能性もございます。

私は住友大阪セメント休転時に市内の宿泊業者に宿泊していた業者が、AZホテルに宿泊場所を移したとなりますと、市内宿泊業者の売上げへの影響もかなりあるのではないかと心配してい

るところでございまして、A Zホテルオープン7か月目というところでございますが、所管課として、市内宿泊事業者への影響調査が必要ではないかというふうに考えております。元気創造課長の御所見をお聞きをしておきたいと思えます。

○副議長（高橋祐平君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

A Zホテルのオープンによる市内宿泊事業者への影響につきましては、まずは昨年11月と本年2月にそれぞれ須崎商工会議所に状況をお伺いしたところ、宿泊事業者の皆様からは、ご当地キャラまつり in 須崎が開催されたときは影響があったというお話はお聞きできましたものの、住友大阪セメントの休転時について影響を受けたというお話はほとんど聞こえてこないというお話でありました。

今後におきましては、直接市内宿泊事業者の皆様のお声をお聞きするため、今月中に市内宿泊事業者へのアンケート調査を実施いたしまして、現在の状況等についてお聞きするよう予定いたしております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 昨年3月議会で、市長にひょっと影響があったらいかんので、ちょっと住友大阪セメントのほうに、今までどおりの契約の中でお願いできんろうかということ言うてくれというふうな話をしますと、民民のことなんでと言いながらも、市長がいろいろお話をしてくれているのではないかというふうに思ひまして、少しほっとしているところでございますが、やはり何らかの影響も出てくる可能性もこれからございますんで、そういうことも踏まえまして、市内宿泊事業者に対しまして、何か助成制度、例えばエアコンの入れ替えとかですよね、何かそういういったもんがこれからの機会に触れて、これから須崎市でそういう事業まだやっという事業者については、一つ考えてもいいのかなと思っておりますので、その辺のところをちょっと御答弁いただけたらと思ひます。

○副議長（高橋祐平君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

今後実施するアンケートの結果を十分精査した上で、それぞれの事業者が事業の継続や拡大、経営の改善等に取り組もうとする事業者を後押しできるような、そういう支援はできないか、既存制度の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） アンケートの内容を、ぜひとも上手に工夫して、いろんな意見が出せるような仕掛けにしてアンケートをしていただきたいというふうに思ひまして、次に行きます。

最後の質問でございます。国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画につきましてお聞きをいたします。国史跡土佐藩砲台跡の保存活用計画ができたと聞いております。どのような内容になっている

のか、生涯学習課長にお聞きをしておきたいと思います。また、この計画に合わせまして駐車場整備の必要性も以前より御提案を申し上げてきましたが、駐車場整備につきましてあわせてお聞きしておきたいと思います。お願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 福本博一君登壇〕

○生涯学習課長（福本博一君） 土佐藩砲台跡の保存活用計画につきましてと周辺整備の状況についてお答えをいたします。

本史跡の適切な保存と積極的な活用を図るため、令和6年度から令和7年度にかけて2か年で国指定史跡土佐藩砲台跡保存活用計画の策定を進めてまいりました。令和8年3月末の完成を目指し、現在最終の調整を行っているところでございます。

本計画におきましては、史跡の概要に加え、その歴史的価値を改めて定義しております。特に江戸時代末期における我が国の海防情勢を今に伝える重要な史跡であることや、須崎湾との深い関わりといった背景を整理し、現状の課題を踏まえた今後の整備・活用の指針を記載することとしております。

具体的な整備の方針といたしましては、この歴史的な背景を来訪者に分かりやすく伝えるとともに、史跡が持つ価値を生かした活用となるよう、今後は計画に盛り込まれる各施策の実施に向け、財政との調整を図りながら段階的に整備を推進していく考えでございます。

また、議員御指摘の来訪者の利便性向上に向けた駐車場につきましては、令和7年12月に近隣の土地約126.5平方メートルの寄附をいただき、既に整地をしていただいております。今後は、令和8年度予算におきまして、安全のための柵や案内看板等の設置費用を計上し、環境を整えてまいります。これにより乗用車7台程度の駐車が可能となる見込みであり、今後有効に活用していきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ぜひとも有効活用よろしくをお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 順次質問を許します。9番森田收三さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 市長の政治姿勢について4点お聞きいたします。初めに、防災・減災についてであります。

今日は3月11日です。15年前に起きた東日本大震災の時刻、午後2時46分が間もなく訪れます。あの日、多くの方が確定申告のために須崎税務署に訪れていたさなかに、とどろくサイレンと緊急車両の出動に私は何かとと思っていると、車に乗っていた人がえらいことが起きていると、車のテレビの地震発生直後の映像を見せてくれました。私は思わず、これはどこの国の出来事かと聞きました。東北地方ですという返事に戦慄が走ったことを忘れることができません。地震、津波についての過去の記録で幾度も亡所となったと記されている須崎市で暮らす者にとって、これは決してよそごとではありません。

東日本大震災後、大きな不安を抱いてきた市民により、2度にわたり提出され、議会が全員一

致で採択した津波避難施設建設を要望する陳情に対して、議員協議会の場で担当課から、市の見解としては、従来どおりの高台への避難方針に変わりはなく、津波避難施設建設の予定はないとの説明がありました。しかし、緊急避難場所まで行く前に津波が到達する地域があると私は考えます。これまでの市長答弁では、逃げ遅れる人はいないというような答弁だと思いますが、今もそう考えられておられるのか、須崎湾への津波到達予測時間を15分あるいは20分としています。逃げ遅れる人はいないとお考えでしょうか、この2点についてお尋ねいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 津波避難タワーは想定を超える津波が襲来した場合に、それ以上高い場所へ逃げるできないという高さの限界があるほか、津波に伴う漂流物の衝突や、津波火災といった安全性の確保に課題があると考えておりました。想定外の事態にも対応できるよう、海拔20メートル以上のより高い場所へ避難が可能な地域の高台への避難を基本方針とし、これまで避難路等の整備を計画的に進めてきております。

御指摘のありました避難場所まで行く前に津波が到達する地域があるのではないかと懸念につきましては、国が公表した新しい被害想定や高知県の浸水想定においても、本市内の現状の避難場所配置において、避難困難地域は存在しないものと認識をしております。最大クラスの津波が発生した場合避難が困難になるとされる高さ30センチメートルの津波が到達するまでの時間は、市街地周辺などでは約20分と想定をされております。この限られた時間の中で避難を行うに当たり、高齢の方や体の御不自由な方など、避難に時間を要する要配慮者の方々がおられることから、逃げ遅れが発生する可能性はないとは言い切れないと認識をしております。

そのため本市では、想定を超える津波を考慮して、地域の高台を避難場所として指定する一方、時間的余裕がないと判断される場合の逃げ遅れ対策として、南古市町の津波避難施設のほか、国の合同庁舎や県の総合庁舎などの建物を一時的に避難できる場所として位置づけております。

発災直後は、行政の力だけで避難を支援することには限界があるため、近隣住民の皆さんによる共助が極めて重要となります。高齢者等や避難に支援を要する方々に対しては、地域の自主防災組織の共助による対策を推進するとともに、住宅の耐震化や家具の固定といった事前の安全対策を啓発するとともに、自主防災組織を通じた地域での支え合いを強化し、逃げ遅れを防ぐための対策に全力で取り組んでまいります。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 逃げ遅れる人はいないということではないということの認識のようですので、了解しました。

昨日のだんだんの議員の質問に対する市長答弁で、高層階住宅という言葉が使われました。これが実現すれば大きな前進ではないかというふうにも私は考えております。期待するところです。

次の点で、須崎地区において城山の緊急避難場所に避難した場合、緊急避難所への移動ルートはどのようになっているのかお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 南海トラフ地震等の大規模災害による最大クラスの津波が発生した場合、長時間の浸水や土砂災害、家屋の倒壊などにより、城山周辺の道路網が広範囲で寸断されることが予想されます。そのため、発災直後に無理な移動を行うことは、二次災害のリスクを伴うことから、基本的には津波警報などが解除され、周辺の安全な移動ルートが確認されるまでは、城山の緊急避難場所にとどまっていたいただきたいと思いますと考えております。

緊急避難場所はいくまで一時的に避難する場所でございますが、長期滞在を想定した本格的な整備は行っておりません。しかしながら、昨年12月に港の見える広場において夜間の滞在訓練を実施し、実際に冬の屋外に滞在したことで防寒対策や天候への対策の必要性を強く認識いたしましたので、飲料水や食料等の備蓄など、一時的な滞在時に命をつなぐため、避難された方が安全に滞在できる避難環境の整備に努めてまいります。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） その場にとどまるということですが、ちょっと東日本の大震災と能登半島地震の死者と災害関連死の数について申し上げ、質問をしたいと思っております。東日本大震災の死者1万5,901人、行方不明者2,519人と発表されています。亡くなった方々のうち、災害関連死をされた方は、2017年3月31日時点で3,591人となっています。一昨年1月1日に発生した能登半島の地震の死者数は、昨年12月25日時点で228人、災害関連死470人となっており、災害関連死者数が、地震による直接死者数の2倍強となっているのは、真冬の災害がいかに避難者にとって苛酷な避難生活だったかと思うところです。当市の場合も、避難後市民は避難所でどのように過ごし、どのような救助がなされるか不安だったり、諦めの気持ちになったりするのではないのでしょうか。市民はどのように過ごして救助を待てばよいのか、具体策をお伺いいたします。

〔「関係なくないですか。通告ないでしょ。休憩しましょうか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時59分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まだ質問中ではございますけれども、この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森田議員の休憩前の質問につきましては、通告内容と関連性が異なりますので、議長はこれを

認めません。

順次質問に移ってください。森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 了解いたしました。ちょっとフォークボールを投げたようで、議長には受け止めていただけなかったようです。次回には直球を投げて質問したいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の消防団員の充足についてであります。

皆さん、消防出初式で消防団員の数が、随分隊列が短くなっているというような団があるというふうなことを感じたことと思うわけです。南海トラフ地震が今後30年以内に確率が高まって80%というふうに想定されている中、消防団員の果たす役割は本当に大事になってくるんじゃないかと、そのように思うところです。市長もこの団員不足には本当に心痛めて悩んでいることとは思います。消防団員を確保するための課題は何があるのか、どうすれば確保できるとお考えでしょうか、この2点についてお尋ねします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消防団は地域に密着した防災機関として、自分たちの街は自分たちで守るという郷土愛護の精神の下、昼夜を問わず市民の生命、身体及び財産を守る極めて重要な役割を担っていただいております。しかしながら、本市におきましても全国的な傾向と同様に、消防団員の確保は、苦慮している状況でございます。消防団の担い手不足の背景には、少子高齢化に伴う入団適齢期の青壮年層の減少や、仕事と消防団活動の両立の困難さ、ライフスタイルの多様化などから入団を躊躇されるなどが一因となっております。これらの課題を踏まえて消防団活動の活性化のための環境整備を図ってまいりたいと考えております。同時に、消防団による後任者の確保や地域全体における消防団活動への理解、促進について、公助として積極的に後押ししていくことが不可欠であると認識をしております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 当初予算を見ますと、消防団関係の予算は前年と比べまして減となっているわけですが、団員確保や団の士気にも影響を与えるのではないかと思うところです。団員に先日伺ったところ、こんなことじゃあ何となく士気は高まらんねと。昨年12月に浦ノ内でも火災があったわけですが、一番近い消防車両が団員不足ということで出動できなかったようです。やっぱり市民の財産、生命を守るためにも、消防団の充実というのは喫緊の課題だと思うわけですが、これについての市長の御所見をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 令和8年度の非常備消防関連予算が前年度と比較して減額となっております要因は、前年度に実施をいたしました可搬式排水ポンプの整備が完了したことによって減となったものでございます。消防団の皆様への処遇に直結する年額報酬や出動手当、また、福利厚生や

消防技術向上への補助金は増額しておりまして、安全確保に欠かせない被服や活動用装備品の更新、日々の訓練や運営に必要な経費につきましては、しっかりと予算を確保してございますので、団員の皆様の処遇後退や活動水準の低下を招くものではないと認識をしております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 答弁を聞きまして本当に安心いたしました。今議会は12名の登壇ということで、巻いてまいります。

観光振興についてであります。

吉村旅館、錦湯、岩井レコード店の改装で新たな試みが始まると私は期待しているところです。ここを拠点にどのような展開を考えているのかお聞きいたします。この旅館の設定料、市民に言いますと随分高いねと。本当に泊まり手があるのかという声も聞かれるわけですが、私はそういうことはないんじゃないかと。私の対岸にある竜地区にある高級ホテル、1泊2名で11万円からとなっているわけです、高いところの部屋で。それから比べると、別にどうということはないと。お金のある人はたくさんいるわけで、私も時々ボランティアとして参加しているアカメ釣り体験、これ1人2万5,000円です。ほとんど釣ることはないんですけど、姿見ただけでも満足して帰られる、そういうもんなんです。高いから値打ちがあるというふうにも考えるところですが、これについて、展開について、御所見をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 吉村旅館、錦湯、岩井レコード店につきましては、宿泊施設や温浴・サウナ施設として改修を行い、これまでに整備いたしました須崎大漁堂にフロント機能を持たせ、まち全体をホテルに見立てる分散型ホテルとして整備を進めているところでございます。分散型ホテルは一つの建物に機能を集約するのではなく、地域の空き家などを客室として活用し、フロントや飲食などの機能もエリア内に点在させることで、宿泊をきっかけに地域の魅力に触れていただく宿泊形態でございます。こうした施設を拠点として、宿泊にとどまらず、市内の飲食店や物販店の利用、地域ならではの体験プログラム、さらには地域のお祭りや産業などにも触れていただきながら、まち全体を楽しんでいただく滞在型観光の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 市民もこの施設について大きな関心を持っているところであります。完成後の市民への内覧会開催を希望する声が私の元にも多く寄せられています。市民への内覧会を催す考えはないでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御要望にありますとおり、市民の皆様には施設や分散型ホテルの取り組みを御理解いただく機会として、内覧や説明会に加え、お披露目イベントなども企画してまいりた

いと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） より一層関心が高まることだと思います。

須崎市にはほかにも大きな可能性を秘めている観光資源があると思います。例えば、安和海岸、横浪スカイライン、吾桑の白石工業の汽車から見る夜景、こういったものがあるわけです。上げれば複数の観光資源があるわけです。

その一つであります。これまで幾度もこの場で訴えてまいりました横浪スカイラインの景観保持がいまだにされていません。県、市と地域と協議しながらという答弁ですが、いまだに、14年ぐらい前でしょうか、伐採して、それから整備がされていないわけです。帷子崎の北側にある公園、高台になってちょっと存在すら分からない、そういったところを整備すれば、運がよければですが、足摺岬が見える、室戸岬が見えると言うけど、室戸岬じゃないと思うんですけどね。それが見えるような景観を保持する。これによって、やはり先ほど述べられた宿泊型の観光につながっていくんじゃないかという点で考えについてお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員御案内のとおり、本市には誇るべきすばらしい景観を有する場所が多くございまして、中でも横浪スカイラインは太平洋を一望できる本市を代表する人気の観光スポットでございます。この横浪スカイラインの景観保持に関しましては、これまで高知県市長会議や須崎土木事務所との移動土木の際に要望させていただいたほか、周辺が県立自然公園に指定されておりますことから、所管する高知県の自然共生課にも御相談させていただき、取り組み方法を模索してまいりましたが、木々の伐採等が広範囲となることや、茂っている場所が民地であること等の課題から、現時点では具体的な整備方法の決定には至っておりません。

平成20年頃に木々の伐採を行った際には、地元の皆様や事業者の皆様と一緒に作業を行った経緯もございまして、浦ノ内地区地域自主組織の御意見もお聞きしながら、整備方法について検討させていただきたいと考えておりますので、森田議員におかれましても御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） ぜひ協力したいと思いますので前に進めていただきたいと思います。

次に、市長の政治姿勢最後の質問です。地域自主組織についてであります。

高知県内には地域自主組織たるものがこの浦ノ内、上分、吾桑の3つの地域にしか存在しないというふうに高知県の生涯学習課で確認したところです。集落活動センターは数々あるわけですが、しかし、これも実際には活動していないというのが多くは見受けられるようです。行っても週一で営業してなかったとか、そういうような声もよく聞くわけです。

そこで、現在、浦ノ内、上分、吾桑の3地域に公民館を中心とする自立組織が設立されていますが、今後ほかの地域での設立をどうするのかをお尋ねいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 地域自主組織につきましては、将来にわたり持続可能な地域づくりを実現するため、住民の皆様が主役となる地域自主組織の確立を目指し事業を推進しておるところでございます。

自主組織の根本は、あくまで地域住民が主体となって活動することでございます。市が一方的に組織化を推し進めるのではなく、地域の方々が自分たちのまちをどうしたいかという、自発的な機運を醸成することこそが最も重要であると考えております。

現在、未整備地区におきましては、公民館と連携し、設立に向けた勉強会や説明会を重ねております。その中で、公民館と何が違うのかといった疑問の声や、市がもっと主体的にリードすべきではないかという御意見をいただくこともございます。自主組織の本来の考え方やその役割について、まだまだ浸透の途上であると受け止めております。しかしながら、先行して組織化された地区におきましても、その意義や必要性が理解されるまで相当の時間を要してまいりました。今後につきましても、引き続き粘り強く地域の方に御理解いただくよう説明に努めなければならないと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 今の市長答弁を受けてであります。地域自主組織は島根県にある雲南市を手本として、まずは浦ノ内地域で平成29年4月からモデルケースとして実施されたと私は認識しております。その後、ほとんど何ら検証がなされないまま現在に至っていると思われま。地域住民への周知も不十分なままのスタートであったため、もうすぐ10年がたとうとしている今も、地域住民から自主組織って何、あそこは市の公民館やろという声が聞かれます。自主組織を全市的に広げていくについては、設立後問題が起きないように住民への十分な説明やアンケート調査、自主組織とは何かという丁寧な説明や学習が必要だと思いますが、今後どのような方向性を持って進めていくのか、先ほどの答弁に加え、踏み込んだ、どういうふうな説明、あるいはどういった人を対象に、どれぐらいの回数を予定されているのか、不十分なままスタートすると、本当に公民館と思っている、例えば浦ノ内の住民などであります。浦ノ内は本当に36キロメートルぐるりと回って他市を通過するの範囲、なかなか周知ができないのが実情であります。狭いこの町内あるいは多ノ郷地区、安和地区、南地区というふうに残っていると思うんですが、これについての御所見をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 各地区で地域自主組織の活動を推進していただいておりますが、市民の皆様の中に組織の意義や活動内容が十分に浸透しているかという点につきましては、いまだ道半ばであると認識をしております。

地域自主組織の本来の目的は、あくまで地域の課題解決でございます。そのため、設立から10年という節目を前に、いま一度その原点に立ち返り検証してまいりたいと考えております。

現在の活動が本来の主旨に沿ったものか精査を行う中で、市が一方向的に進めるのではなく、自主組織との協議を行いながら、必要であれば組織の在り方そのものの再編も含めた手だてを講じていく必要があると認識をしております。

地域住民の皆様にとって実効性の高い組織となるよう、自主組織と連携し、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） その他、当面する課題についてお聞きします。

廃校後の学校の活用について、現在も体育館や校庭が地域住民によって利用されております。廃校後の校舎を含めたさらなる利活用についてであります。教室の開放を希望する保護者もいるようですが、教室の開放をする考えはないものかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

議員御案内のとおり、現在、体育館やグラウンドにつきましては、社会体育団体や地域活動などで一時的に御利用していただいている場合がございます。利用に際しての手続の中で、学校を通じていた点で変更は生じますが、利用自体は従来どおり可能でございます。

なお、校舎内の教室などの一時的な利用につきましては、汚損の確認や施錠忘れなどの防犯面などで管理が困難であることから、難しいと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 課長答弁も分からないではないんですが、せっかく地域で廃校となった教室がある。使いたいなという声に応えるためにも、やはりかつちりした責任者体制を取ったら可能じゃないかと思うんですが、なお検討のほどよろしく願いしておきます。

続きまして、スクールバスの運行について、学校統合後のスクールバス運行について保護者への説明は十分であったのか、また保護者の理解は得られているのかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

令和6年度から各地区での説明会やアンケートを実施し、様々な御意見をいただきながらスクールバスの運行計画を作成してきました。こうして作成しました計画につきましては、この1月に各地区で御説明をいたしました。全ての御意見、御要望に沿える計画ではございませんが、一定の御理解はいただいているものと認識しております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 例えば、浦ノ内中学校の場合ですが、クラブ活動で遅くなった場合、今の時刻の運行でいいのか、そういう懸念もあるわけですが、途中でもっと時刻を遅くしてほしい、

あるいは便数を増やしてもらえないかという要望が出た場合、その声に耳を傾けるのか、その点よろしくをお願いします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

現在につきましても、計画の中におきましても、クラブ便というのは一応用意しておりますし、またいろんな面で御要望がありましたら、また柔軟に考えていきたいと思えます。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） スクールバスの混乗便の利用促進についてであります。現在、須崎駅から浦ノ内埋立への混乗便が運行されており、須崎駅と浦ノ内をつなぐ唯一の交通機関でありながら、利用者があまりいないように思います。これは、市民の多くが混乗便の存在を知らないことや、乗車するために申請が必要なことが一因ではないかと思われま。

度々この場よりこのことは申し上げておりますが、現在、市役所以外で浦ノ内公民館のみで行われている申請手続きがほかの公民館でできるようにしたり、また、区間ごとの料金設定見直しなどを行うことによって、より多くの利用を促していったらどうかというふうに思うところです。お考えをお聞かせいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

利用申請につきましては、利便性を高めるため、浦ノ内公民館以外の各公民館での申請受付ができるように検討してまいります。

スクールバス使用料につきましては、利用している児童生徒は無料または減免をしており、一般住民は最大500円となっております。スクールバス運行に係る経費につきましては、使用料だけでは賄えず、一般会計から繰り入れを行っている状況でございますので、料金設定の見直しは検討しておりませんので、御理解をお願いします。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 細かい利用料金の設定の見直しで、やはり利用促進をしていくのが行政のサービスやと、幾らスクールバスといえども、そういったことも今後検討していくように要請をして、最後の質問に行きます。

巡航船待合室のトイレの設置についてであります。

前の質問では、なかなか費用面で困難だということでありましたが、簡易トイレの設置ならそんなに費用はかからないんじゃないかという点でお聞きいたします。

巡航船を利用するお遍路さんが、待合室を含む周辺にトイレが設置されていないことから、大変困っていることよく聞きます。民間のトイレを使用させてもらったり、巡航船乗車後に難儀をしている子どもがあるようです。須崎市は昔からお遍路さんをおもてなしの心で迎えてまいりま

した。おもてなしの心を発揮して、お遍路さんが気持ちよく次の札所に向かうことができるようにトイレの設置を考えないのかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

議員からのトイレの御質問につきましては、昨年の9月議会でもお答えをさせていただきましたが、確かに近年ではお遍路さん等の利用者が増えている状況となっており、一部でトイレを探される方もおられるとのお話を伺っておりますが、やはり現状における巡航船の利用者数は限定的な状態となっております。

今回、埋立乗場への簡易トイレ設置についての御質問ではありますが、簡易とはいえ常設となりますと、手洗い場の設置や清掃などの維持管理も必要となりますので、現状事業運営を一般会計からの繰出金に頼っている状況であることなど、簡易トイレの設置につきましては難しいと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 昨日の市長答弁では、巡航船は存続をしていくということでありましたので、いつまでも乗り場の近くのトイレを借りるっていうのはいかなものかと思うわけです。ぜひね、須崎への入り口である巡航船乗り場です。さらなる工夫を図っていただいて、設置を望むものです。

質問はこれで終わるわけですが、この3月をもって退かれます教育長、御苦労さまでした。そして多くの職員が退職されるかもしれないというような声も聞こえております。長きにわたる公僕に対して感謝を申し上げ、今後のますますの御繁栄、また御健康を祈念いたしまして、質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） お疲れさまです。日本共産党の杉山愛子です。質問の順番を少し入れ替えさせていただきます。

1番の学校給食の牛乳選択制についての一番最後に、5番その他の①の給食の白衣に関する質問をしたいと思います。給食の質問を1番にまとめるような形で質問いたします。よろしくお願いいたします。

4月から須崎市立学校給食センターが稼働ということになりまして、これまで給食のなかった朝ヶ丘中学校、須崎中学校で給食の提供が始まります。喜びの声とともに、給食が始まったら牛乳飲まないかなるやろうかという御不安の声が寄せられました。日本人の7割から9割は乳糖不耐であると言われておりまして、アレルギーではないけれども体質に合わないという子どもが一定数おります。また近年、食の安心・安全に対する考え方の多様化の中で、牛乳を避けているという方も増えてきていると思います。これまでも給食の牛乳を飲まない選択を認めてほしいという御意見は多々いただいてきておりまして、令和5年の9月定例会で牛乳選択制の導入について

て提案をいたしました。学校給食における栄養摂取の観点から選択制の検討はしないという答弁でございましたが、冒頭のような御質問もいただきましたので、再度議論させていただきたいと思っております。

現状について確認いたします。給食の飲用牛乳を停止する条件はどのようになっているのでしょうか。また、停止の条件は満たさないけれども、飲みません、飲ませたくありませんという児童生徒、御家庭に対して、どのように対応されているのかお聞きいたします。あわせて、現在牛乳を停止している児童生徒数とその割合、また、停止はしていないが飲んでいない児童生徒数とその割合についてお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

給食の牛乳を停止する条件としましては、アレルギー、乳糖不耐症の児童生徒となっております。アレルギーで飲めない児童生徒には、学校生活管理指導表を医師の診断の下、提出してもらっております。牛乳を飲むと下痢や腹痛などの症状が出る乳糖不耐症は、医師の診断が難しい場合には、申請に基づき牛乳を停止するようにしております。

議員御指摘の、牛乳を飲まない、飲ませたくない理由がどういう理由なのかは分かりませんが、学校給食摂取基準では、1日に必要なカルシウム量の50%を給食で摂るように定めており、牛乳にはカルシウム、ビタミンB₂、たんぱく質などの栄養素が含まれています。これらは、成長期の児童生徒に欠かすことのできない栄養素であり、歯や骨の形成、免疫機能や神経系の発達などに関わっております。また、学校給食法施行規則では、完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯、牛乳及びびおかずである給食をいうと規定されております。そういったことから、学校給食での牛乳の必要性について御理解をお願いしたいと思います。

また、現在、アレルギー等で牛乳を停止している児童生徒数は、8小学校、3中学校で合わせて12名、全体で1.79%。牛乳を提供されているものの飲用していない児童生徒数は17名、全体の2.54%となっております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 近年ですね、この医師の診断書がなくても牛乳を停止できるようにする制度、牛乳選択制と呼ばせていただきますが、この制度を導入する自治体が徐々に増えてきていると認識しております。その自治体の多くが廃棄量の多さをその理由として上げています。2023年導入した多摩市では、8本に1本の廃棄がありました。これは12.5%ということです。2025年度に福津市では児童生徒の4.5%、年間にして5万本の廃棄がありました。本年4月から選択制とする志布志市では15%、毎日約120本の廃棄があつているということですが、須崎市において、昨年度牛乳の廃棄量はどのようだったのでしょうか。また、廃棄の方法についてもお聞かせください。あわせて、こういった現状を、食育の観点や環境保全の観点から、食品ロスとなっているこの現状について、どのように認識しているかお聞かせください。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

アレルギーなどの事情がなく牛乳を提供されていても飲んでいない児童生徒数は、課長が答弁したように17人でございます。そのため、単純計算では1人につき200ミリリットルの牛乳を提供しておりますので、1日当たり3,400ミリリットルが廃棄されているという計算です。廃棄方法ですが、現在は流して廃棄をしていると、そのように聞いております。

次に、食育の観点からの食品ロスについてとのことですが、牛乳だけでなく主菜、副菜の食べ残し、残滓と言いますが、そういったものもございまして、学校給食における残滓の内訳は様々だと思われまので、給食の食べ残し自体を考えることも大切かなと考えます。

また、環境保全の観点から、児童生徒が食品ロスの問題について理解をし、食べ物を大切にすることを意識を持つことも重要だろうと、そのように考えます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 教育長のおっしゃるとおりで、食べ物を大切にすることを意識し、子どもたちとも共有をしていきたいと思っています。

流して廃棄をしているということで、市内の学校施設ではまだ単独浄化槽の学校施設もあると思います。そのまま河川に流れていっているということで、市の推進する水質浄化の政策ともちよつと矛盾する点が、現状があると思います。

学校給食の7つの目標ということであるんですけども、そこに、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進ということもありまして、ここが最初に学校教育課長が言われたところの、カルシウムの摂取といったところで牛乳の飲用が必要であるということになると思います。この点は私も認識をして理解をしているところですが、同時に、この目標の中には、環境保全に寄与する態度の涵養ですとか、食料の生産、流通、消費の理解といったことも掲げられています。

停止はしていないけれども飲んでいないという現状は、飲まない牛乳が生産をされて輸送されて廃棄されている。この現状はどう考えてもやっぱりおかしいというふうに思います。そして、この食育において子どもたちに教えていることとも矛盾をしているのではないのでしょうか。

本市においても、医師の診断書がない場合でも、保護者の届出等により飲用牛乳の停止ができるようにするお考えはないかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。先ほど課長からお答えいたしましたが、学校給食摂取基準では、1日に必要なカルシウム量の50%を給食で摂るよう定められています。牛乳を選択制にした場合、牛乳以外でその栄養価を補うことが必要になってきます。牛乳にはカルシウム、ビタミンB₂、たんぱく質などの栄養素が含まれております。これらは成長期の児童生徒にとって健康な心身を育むため、食育の観点から欠かせないものと考えております。以上のことから、牛乳選択制なるものを導入する考えはございません。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 検討はしないというお答えでした。少し残念なんですけれども、その栄養摂取基準の観点は本当に重要と考えておまして、やっぱり給食において、その栄養の摂取基準を守るということは、子どもの発達にも関わってきて、教育として保障される部分でもあると思いますので、だから牛乳をのけるとか、そういうことは、私もそこまでは求めてはおりませんで、ただ飲まないのに生産されて、運ばれて、捨ててるじゃないかっていうことを、どう子どもたちに説明をするのかなといったところが非常に疑問で、取れる対策として選択制っていうのがあると思うんですね。選択制一択じゃないかなっていうふうに思うんですけれども。取り入れている多摩市や福津市においては、給食において牛乳を飲用することの、その栄養摂取の考え方なんかを説明をして、理解をしてもらった上で、家庭においてその栄養を補ってくださいねっていう協議をじっくりと、担任や栄養教諭との話し合いを経てから届出ができるというふうなシステムとなっているようでして、そういったこと、手順を踏めば可能ではないかなと思いますけれども、もう一度、そういった栄養をしっかり取れるように協議をして、停止ができるようにするっていうことはいかがでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

まず議員がおっしゃっていた、飲めない牛乳が生産されてっていうのは、ちょっと本末転倒かもしれない。生産はされるんですよ。生産されたものが運ばれてきて、飲むか飲まないかっていう、そういう順序かなと理解します。

それはさておき、牛乳というのはかなり様々な栄養が含まれているものであります。完全食品とまでは言いませんけれども、仮にその牛乳を飲まないということにした場合、それを補うのは相当手間なんではないかなと、そういうこともちょっと気になります。牛乳を飲まない場合の栄養バランスを給食で考えるのと、飲む人のバランスを考えるの大分違ってくるので、その辺りはどうしてるのかなということも、今お話を伺いながら、知りたい気持ちもありつつ気になりました。ということでございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 今の御答弁、何ていうんでしょう、前向きかなと思って、研究をしていただきたるのかなというふうにも受け取れました。どうか選択制を実施している例を研究していただきまして、前に進めていただきたいと思います。

その生産のところをちょっと私首をかしげたんなんですけれども、飲まない、注文をしなければ、やっぱり生産量にはつながっていくと思いますので、全国でこの牛乳のロスの現状を一斉に取り組んでいくことができれば、本当に必要な量を生産するということにもつながっていくと思いますので、どうかまた前向きに御検討をよろしく願いいたします。

白衣について質問をいたします。

柔軟剤や芳香剤、制汗スプレーといった日用品に含まれる香料等の化学物質が原因で、頭痛や

吐き気などの健康被害が生じる、香害と言います、香りの害と書いて香害は、症状のひどい方は教室に入れなくて職場にいられないといった、日常を送ることも困難になります。

2023年に環境省など5省庁が「その香り困っている人もいます」という啓発ポスターを作成し、周知と配慮を呼びかけたこともありまして、近年少しずつ認知をされてきているのではないかと思います。2024年には日本臨床環境医学会と室内環境学会が調査を実施をしまして、香害による体調不良経験のある小・中学生は実に10.1%に上ったということです。自由記述で目立ったものが、給食の白衣の柔軟剤臭に苦しむ声であったということです。白衣は給食当番の児童・生徒が1週間使用した後、家庭で洗濯し、次の当番の児童・生徒に渡るといった形が一般的ですけれども、福井県の福井市では、こういった香害の背景から、2024年、学校の判断で個人エプロンの使用を認める通知を出しまして、給食の白衣を廃止をするという学校も増えてきているということです。

朝ヶ丘中学校、須崎中学校でも新たに白衣の使用が始まるわけで、市内にも、香害などの理由から共用の白衣の着用を避けたいという児童・生徒がもし相談とか申出があれば、個人エプロンの着用を認めるといったような配慮が必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

給食の白衣については、原則として、共用白衣の使用をお願いをしておりますが、児童・生徒の実情に合わせ、衛生面の確保等を条件としまして、個人エプロンの使用についても今後検討いたします。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） よろしくお伺いいたします。なお、学校等においても、香害に関する周知を進めていただきたいと要望をしておきます。

2番の投票権を保障する政策推進について質問いたします。

本年、2月8日投開票で行われました衆議院総選挙は、あまりにも突然の解散から投票までの期間も戦後最短でございました。選挙管理委員会をはじめ、職員の皆さん、御協力をいただいた市民の皆さんには大変御苦勞が大きかったと思います。御苦勞さまでございました。

私は今回初めて開票立会人として開票に立ち会いました。有効票、無効票を確認をしながら、1人に1票保障されているこの重みを手の中に感じて、やはり大切な1票を無駄にしないなど強く思ったことでした。

国政選挙では小選挙区、比例代表と2回の投票を行いますが、投票所では選挙区と比例代表で記載台を分けていないため、小選挙区の候補者名簿は記載台の正面に掲示をされておきまして、比例代表の政党名や候補者名は側面に掲示をされていると思います。そのため、どちらの名簿を見て書けばよいか混乱するケースがあるようです。

昨年7月の参議院選挙では、比例代表の投票用紙に選挙区の候補者の氏名が書かれていた票が243票あったということで、投票総数の約2.7%に上ります。投票用紙を渡す際に丁寧な説

明がなされていることは十分承知をしておりますが、聞き逃したりなどすれば、再度聞くこともちゅうちょをされて、記載台を前に選挙人が戸惑っている様子が見られると耳にすることがあります。期日前投票所においては記載台を分けていますが、そのようにすることで混乱を防ぐ取り組みの推進について、令和3年12月定例会で、選挙管理委員長より、設置可能な投票所については検討していくとの答弁がございました。進捗をお伺いするとともに、記載台を分けるにはどのような条件が必要か、またそれが可能な投票所は何か所あるのかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 橋本哲夫君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（橋本哲夫君） まず初めに、この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。2月8日に行われました第51回衆議院総選挙におきまして、市民の皆様の御協力の下、無事に終わることができましたことにつきまして、心より感謝申し上げます。

では杉山議員の質問にお答えします。

現在3か所の投票所が記載台を分けて運用しております。条件としましては、投票所内で記載台を複数設置できることが最低条件となりますが、設置した記載台が投票立会人から問題なく確認ができることや、事務従事する職員の配置に関しても工夫が必要であると認識しております。可能な箇所数については、配置状況を確認しなければなりません、5、6か所程度であろうかと考えております。以上です。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 今も期日前投票所2か所以外に、もう1か所分けているということでしたでしょうかね、3か所ということはね。

〔「期日前、別にです」と呼ぶ者あり〕

○4番（杉山愛子君） 別に、別に3か所、分かれているということですね。それとは別に5、6か所可能であろうかということですが、では、可能な設置箇所については今後、記載台を分けていくということでもいいのか、また、さらにより詳細に調査を進めていくことで、もう少しその設置可能な場所が増えていくのではないかなと思いますけれども、参議院選挙が2年後ですので、2年後に向けて、これから例えば地域を分けて、この月はこの地域の投票所の検証をしようとかいうふうに、計画的に調査を進めていくということも可能かなと思いますが、そういった徐々に進めていくということでもよろしいでしょうか。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（土居信一君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 橋本哲夫君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（橋本哲夫君） 設置条件としましては、事務従事者の数というのがあります。これが4人以上というのが必要になってきます。といいますのは、投票用紙が2か所で配られることとなりますので、そうするとどうしても2人2人で4人必要ということになるわけです。そういうようなことがありますので、それほどなかなか増やせないということにもなるのかと思います。

またそれから、設置箇所ですけれども、例えば須崎小学校みたいに廊下でやっているところも

あります。そうなりますと、廊下では記載台を2つに分けて両側でというのは難しくなってきましたので、そういうことは難しいと。そういう場所はちょっと難しいかなということになるろうかと思えます。そんなところです。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 事務従事者も増やすことが必要ということで、なかなかすぐには進んではいけないということも理解はします。できるところから1か所でも多く混乱を避けるということを進めていただけるということで、よろしく願いをいたします。

そしてもう1点、投票権の保障についてお聞きいたします。

投票所に行くことが困難な方の投票権を保障するために、郵便投票制度がありますが、対象者は身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす方と、介護保険の要介護状態区分が要介護5の方に限られています。しかし要介護4の方でも外出ができない、または非常に困難という状態の方がいらっしゃいます。投票する意思があってもできなかった市民がいます。ある方は、家族の介助でベッドから車椅子への移動はできますが、食事など生活の全てを住居の2階部分で行っておりまして、外出のためには誰かに背負ってもらうなどして階段を下りなければならず、相当に困難な状況の中で、それでも投票したい意思が強く、家族の協力を得て投票されたとお聞きしました。

投票に際しこのような苦勞をする必要に迫られている現状や、投票権が行使できない現状、現行制度では、投票権が保障されていないと思えますけれども、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 郵便投票制度は、疾病や負傷のために歩行が著しく困難な方の投票機会を確保するために、昭和22年に導入されましたが、不正の横行を背景に、昭和27年に一旦廃止をされております。その後、昭和49年、一定の重度障害者に限定し、郵便等投票証明書の活用や、投票用紙等の本人への直接送付、自署主義などの不正投票の防止策を講じた上で、再び導入されることとなりました。さらに平成15年、介護保険の要介護5の方を対象に加える等の法改正がなされ、今日に至っております。

これは特例的な制度として郵便等投票を導入されておると認識をしております。ほかに手段がない。どうしようもないからという形で、一部復活ということではないかと思っております。投票権を保障するということは民主主義にとって極めて大事なことでありますが、それと同時に、不正を防止して選挙の公正を確保するという、そのことも大切なことと考えております。つまり、本人確認ができてにくい郵便投票のリスクという点と、投票権を保障をするという点の比較考量的問題であると認識をしております。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩といたします。

午後2時 2分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 2015年の政府の調査で、要介護3でも半数の方が寝たきり、要介護4であれば87%の方がほぼ寝たきりということで、投票所に行くことは困難だという調査もございます。こういった方々が投票ができないこの今の現状、民主主義の社会の中でなおざりにされていい問題ではないと思っています。そういった方々の声が反映される政治であらねばならないと思いますので、この課題を引き続き検討して、国として検討すべき課題であると思いますが、総務省としても2017年に投票環境の向上方策等に関する研究会というのの報告で、要介護4を郵便投票の対象とすることに異論がなしと、要介護3も対象とすることが適切というふうに報告をしております、それが2017年ですので、それからどうしてこれだけ進んでないのかなというふうにも思うところが、その市長のおっしゃられたような不正の防止がどうやっていくかということの難しさなのかなというふうにも思いますが、全国の市区選挙管理委員会連合会も毎年この郵便投票の対象拡大ということで要望を上げているということですので、また市長におかれましては、市長会などでも議題に上げていただきまして、国に対して郵便投票対象の拡大を要望していただきたいと思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど杉山さんが御説明になったとおりでとすると、何らかの理由でそれが実現してないわけでございまして、その辺りはちょっと推しはかりかねるわけでございます。

先ほど比較考量の問題であると申し上げましたが、これはやっぱり専門的知識のある委員会などでやっぱり議論していただく、それが一番ではないかというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） では、次の質問に移りたいと思います。

暮らしやすい公営住宅の整備を求めます。

高齢になっても障害などけがをしていても移動のしやすさを担保する住宅や施設のバリアフリー化は非常に重要だと思います。市内マンション型の公営住宅は、おおむね階段の手すりが設置をされております。これは、階段の内旋部と言いますけれども、この片方に手すりは設置をされておまして、大変評価されると思いますが、各所で、もう片側にも手すりが設置をされている箇所が見受けられます。これを担当課にお尋ねしたところ、もう片方の手すりは市として設置したのではなくて、必要な入居者が個々に設置をしているものであると説明を受けました。

こうした手すりの設置が少ない数見受けられる現状がございます。必要性が広がっているのではないかと思うところです。個人が設置した手すりであっても、ほかの入居者も、当然居室の外にありますので、ほかの入居者も使いますので、この手すりがあるって非常に助かっているというお声や、階段の両側に手すりがあったらいいねと入居者同士で話しているというお声をお聞きしました。

片側だけでは利き手の関係や麻痺などのことで使いづらい方もいらっしゃるかと思います。市として、階段の両側に手すりの設置を進めることは、安心と暮らしやすさにつながるとは思います。住宅・建築課長の御見解をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） お答えします。

公営住宅整備基準におきまして、平成10年以降に建設されたものにつきましては、高齢者に配慮した手すりの設置が示されておりますが、本市の公営住宅は平成9年以前に建築されたものであり、階段等の共用部には、建築年の基準に準じ手すりが設置されています。また、住宅内部につきましては、基本的に装備されていないため、個別に設置していただく必要があります。共用部に限らず、手すりが必要という相談があれば、介護や福祉サービスの利用などを検討し、関係部署へつないでおります。

なお、各住宅の階段等の共用部につきましては、建築年によって多少仕様が異なるため、手すりについての相談がありましたら、調査を行い、必要な場所には設置することを検討いたしたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 検討していただけるということですので、大変うれしく思いますが、例えば、市として設置する際の何か基準ですとか条件がございましたら答弁いただきたいですが、よろしいでしょうか。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） お答えします。

基準等につきましては、現在ありませんが、やはり個別の相談によって検討をしてみたいと考えておりますので、いろいろ状況あると思いますので、それによって検討をしてみたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） そういった方がいらっしゃいましたら、相談に行ってくださいようにつなげたいと思います。

4番の多文化共生のまちづくり事業についての質問に移ります。

令和8年度の当初予算案に南古市町の株式会社高陵建設会館の購入費として7,100万円と、その改修のための委託料4,755万3,000円が計上されております。技能実習生などに義務づけられている入国後の日本語法定研修施設として整備をする計画ということですが、須崎市が独自に市有財産を増やして整備をする必要があるのか疑問に思います。高知県としても、多文化共生推進プランの策定を進めておりまして、その中に県内に入国後講習施設の設置ということも検討が進んでいるようです。

市としては、現在行っている日本語サロンなどの充実を図りつつ、多文化共生を推進し、施設整備については県に求めていくのが先なのではないかと考えます。例えば、市内の技能実習生などを受け入れている事業者などから施設整備の要望があったのかなど、本計画が立ち上がった経緯も含め、見解をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えします。

杉山議員御指摘のとおり、高知県においても多文化共生推進プランの策定が進められておりまして、入国後、県内での日本語法定講習受講施設設置の検討がされていることは十分承知をしておるところでございます。昨年4月から5月に開催しました、本市の日本語法定講習受講施設整備等に関する検討委員会において、本市の深刻な人手不足を補う上で外国人材は欠かせない存在となっており、今後もその受入れ数は増えることが見込まれているとのことで、そうした中で県外等の施設で行われている講習の中には、学習環境が不十分であったり、講習終了後のフォローアップ体制が整っていない事例もあるとお聞きしております。また、講習終了後に施設から遠く離れた場所へ派遣されるケースもあり、その後の支援体制は整っているとは言い難い環境も少なくありません。

本市において施設を設置することには、入国後の研修のみならず、その後の本市の生活相談など、外国人のための相談窓口機能もあわせて兼ね備えることができると考えております。単なる講習施設ではなく、外国人材が本市で安心して生活できる環境を整えていくことは、本市にとって重要であると考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 今回の室長のお答えですと、この須崎市に整備する研修施設で研修を受けた外国人の方は、須崎市で働くということを想定しているというふうにも受け止めましたけれども、この研修施設の利用ってというのは、外国から入国する時点で、どの研修施設で1か月研修を受けて、それからどの事業者のところに行くかというのは、決まってから入国をされるわけなので、ちょっとそのところが、何ていうんでしょう、今、県外で受講している方も須崎市で雇用されているわけなので、ちょっと私もこの混乱してきましたけれども、この須崎市で整備する研修施設で研修を受ける外国人の方が、須崎市で、または近隣で働くということを想定しての整備であるとしたら、大変その人材不足の解消には寄与するわけで、とてもそれは市民にとっても有益なことではあると思いますが、だとすれば、この入国後の研修というのは、入国後1回ですよ、1か月1回受ければいわけなので、毎月毎月何人の入国者が見込めるのかといったことは、なかなかこの須崎市において見込めるのかなといったことも疑問になってきます。

次の質問に移るんですけども、施設の運営の試算が議会に示されました。毎月の受講生5名、10名、16名といった試算がされておまして、その想定のひとつが赤字となっております。この赤字の部分については、運営の主体は須崎市ではなくてほかを想定しているということですが、この赤字について市が負担するのか、また建物の維持管理、購入するわけですから、

市有財産になるわけですので、今後の維持管理も市が責任を持つということでしょうか、お聞きいたします。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、受講生数に応じた試算では厳しい数字が出ておりますが、今回の試算はあくまで現時点での一定の仮定に基づくものでございます。実際の運用に当たっては、受講料の設定、検討中の外部委託する業務範囲内容、運営体制等の要素により収支状況は変動すると考えております。万が一、運営において赤字が生じた場合には、市が補填する考えでございます。

また、施設の運営については、指定管理者制度の導入を検討しておりまして、建物の老朽化対応など維持管理コストについても、基本的には市の負担となることを想定しております。収支のみを考えますと、厳しい側面があることは事実でございますが、本事業には数字以上に、本市の産業を守るといった意義があると考えております。本市の深刻な人手不足に外国人材は欠かすことのできない重要な人材であり、彼らが安心して学び、働ける環境を整えることは、本市の地域経済を維持・発展させるためには必要不可欠であると考えております。以上です。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） その市が建物の管理や運営のマイナスについては負担をしていくということでございますけれども、市民の負担がないように当然運営はして行ってほしいわけですね。そのためには、やはりその受講生の確保というのが必要になってくると思います。

外国人労働者の数は増えていくことが予想されますけれども、円安などもありまして、日本から一定の額を母国に送った場合でも、その母国では日本で送った額よりも大分少なく送金をされるということなどもありまして、円安の影響などで、日本が働く場所として今後も引き続き選ばれるのかといったことも懸念はされていると思います。

入国後研修は、先ほども言いましたように、1回受ければいいものですので、この運営が成り立つかということを考えますと、毎月毎月、16名でも赤字の試算ですので、20人、30人と研修生、毎月それだけの入国する労働者がいるのかということ、また研修施設というのは、監理団体さんが選ぶというふうにもお聞きをしたんですけども、監理団体さんに選ばれる研修施設になる必要があるわけですね、外国人の方が入国されて、そこから研修施設に移動して、研修が終わって事業者のところに移動する。その間のアクセスの利便性も非常に監理団体さんにとっては重要であるというふうにもお聞きしているところですが、本市は空港からのアクセスも非常に不便でございまして、受講生の確保という観点からは、かなり付加価値をつけたり魅力化が必要であると思います。そういった魅力化についての具体策があればお聞きをしたいことと、また魅力化の一つに講師の質というのもあるかと思いますが、語学力や法律の知識、またクラス運営能力などの、非常に多くのスキルが求められる講師の方が継続して確保できる見込みがあるのかということ、さらに、間口を広げるためには受講生の職種ですとか、国籍、言語などの制約がないほうがより多く門戸が開かれるわけなんですけど、開くには通訳の方も必要なわけで、

そういった受講生の制約についてはどういった想定かということをお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えいたします。

本市の入国後の日本語法定講習受講施設を安定的に運営するためには、受講料の価格設定をほかの施設より低価格にすることで差別化を図ることができると考えております。また、教育の質と生活支援等の充実を図ることによりまして、送り出し機関や監理団体、事業者からの信頼を得て、受講者数の獲得を目指してまいります。

講師の確保につきましては、現在、市内の日本語教室等で実績のある講師の方々への協力を打診しております。講習には専門的なスキルが求められるため、外部の専門機関とも連携し、施設での講習の質を確保できる体制を整えてまいります。

講習対象としては、本市の産業の基盤であります水産加工業、漁業、農業、飲食業に従事する実習生を想定しておりますが、建設業界や介護職などにつきましても、今後受入れを拡大していく必要があると考えております。

国籍は、現在市内でも多く活躍されているフィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジアなど、多国籍な受入れを想定しております。

そういった実習生の言語対応につきましては、対象となる実習生が入国前の事前学習により基礎的な日本語を習得しており、基本的なコミュニケーションにつきましては問題ないと考えております。また法的保護講習など専門的な講習時には、通訳を適宜配置することで、受講環境の充実に努めさせてまいります。以上です。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 少し理解も深まりました。

そういったことで、先ほども室長がおっしゃった通訳さんは適宜お願いをするということですが、本当にその通訳さんがいるのかなってというようなことですか、介護、建設業界の受入れというのも、今後は考えるといったことですが、当初はそれはやらないということで、非常に心配をするのは、継続してこれが運営をしていけるのかということでありまして、何せその建物をもう購入をして、施設を市として整備をする市有財産ということになりますので、うまくいかなかった場合の懸念というのが、非常に市民としては強くあるわけです。

議会に示されました資料を読んでおりますと、運営体制の検討は、施設整備計画の決定後に行うという説明がございました。今定例会にその既に計上されております建物購入費等約1億2,000万円ですね、運営の詳細が明確に示されない中で、もうこの購入費として予算計上されているといったことに非常に疑問を抱いているわけなんですけれども、これ購入を急ぐ理由を市長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、運営体制につきましては、日本語法定講習受講施設運営体制検討委

員会を設置いたしまして検討を進めているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、施設の購入及び改修工事にあわせ、設置管理条例の策定を行ってまいります。その中で、今後の具体的な運営や管理体制等につきまして定めてまいります。

また、先般のインドネシア訪問におきまして、現地当局と技能実習生等の送り出し、受入れに関する協力について合意に至りました。今後、受入れ数の確実な増加が見込まれる中、受皿となる施設の確保は、受入れ態勢を整えるため、また、本市の労働力不足を解消する上でも重要な課題であると考えておきまして、早期の施設開設を目指し、本市の多文化共生と労働力確保の推進をしてまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 国際交流協定を結んだ、恐らくインドネシアかと思えますけれども、そこからの受入れ、実習生が見込まれるといったような理解でよいかと受け取りました。

時間が迫ってますので、最後の質問に移りたいと思います。常任委員会のほうでもまた聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に、文化スポーツ・観光課長にお聞きします。横浪運動広場の人工芝整備についてです。

来年度の当初予算に横浪運動広場人工芝整備に関する測量設計費が計上されております。人工芝敷設の方針を決定するものと思います。12月定例会で質問をしたときには、人工芝化については具体的に示せるものはなく、情報収集、調査確認を進めているということでしたが、どのような調査検討を経て人工芝整備の決定に至ったのか。天然芝や土舗装の検討はされたのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

あわせまして、人工芝のパイルなどに使用されている有害化学物質や大気中に飛散する微細なマイクロプラスチック等の健康への影響について、12月定例会で一般質問でも取り上げておりましたが、それについては調査検討をしたのか、どのような認識かということをお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

横浪運動広場への人工芝整備に係る調査につきましては、人工芝サンプルや資料等収集のほか、実際の人工芝グラウンドの視察などを実施してまいりました。その上で、採択された陳情書で要望され、天然芝や土舗装と比較し導入費用は大きくなると予想されますが、雨天時でも強く、メンテナンス性においても有利となる人工芝グラウンドの実現に向けて取り組んでいくこととし、令和8年度当初予算案において、設計に係る費用を御提案いたしております。

なお、詳細な調査等は実施しておりませんが、議員の質問にありましたように、一般的に有害化学物質やマイクロプラスチック等は、環境や人体に対し影響があるということは認識しておきまして、人工芝グラウンドの整備に当たりましては、発生する可能性の高いこれらマイクロプラスチック等を外部に流出させない対策が重要であると認識しております。

実際に人工芝グラウンドを管理している事業者から、雨水集水ますへのフィルター設置や周辺

への透水ネット設置等が有効であるとのアドバイスもいただいておりますので、設計業務におきまして、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 流出するマイクロプラスチックについての検討というのは、随分調査もしていただいておりますので、対策も取られるということですが、それもね、想定されるマイクロプラスチック発生量の捕獲できるのは5%であるというふうなことも調査がされておりますので、その辺りについてはまた常任委員会のほうでもお聞きをしたいと思っておりますけれども、この有害な化学物質等の健康影響について、東京都中野区では校庭を人工芝化にする計画がありましたけれども、子どもへの影響を懸念して、それを中止して土の舗装に変更した例などもございまして、またアメリカなどでは、パイルに使われているPFASの健康影響を懸念してですね、多くの州で人工芝の敷設禁止が相次いでおります。子どもの遊び場所での敷設を禁止している州もあります。その理由として、子どもを守ることが目的だということも言われておまして、陳情の趣旨を尊重するという姿勢は大変いいものだと思いますけれども、行政としては、生命、健康を守る、または、持続可能な社会を目指すといったことでどういった政策を進めるかということが求められると思いますので、人工芝の懸念が指摘されている中で、人工芝以外の手法についても調査検討をする必要があるのではないかと考えております。人工芝1本での検討を進めないように、慎重に判断をしていただきたいと思います。課長も慎重に判断していただき、このあれはいいと思いますよ、設計は。天然芝などについても調査をして、比較して進めていくということについていかがでしょうか。

○議長（土居信一君） 申合せ時間制限がすぐに参ってまいりますので、簡素に答弁をお願いします。文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 繰り返しの答弁となりますが、先ほど申しましたように、現時点では人工芝整備を検討しているといったこととございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 10秒になりました、本当に持続可能な社会にしていこうということと、子どもたちをどうやって守っていくかということをもた一緒に考えていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。8番山本啓介さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 皆様、こんにちは。そしてお疲れさまでございます。山本ですが、いつもなら最後の一般質問ということの順番が多いですけど、まだ3日ありまして、今日は2日目です。実に紛らわしいタイミングになってしまったことを心苦しく思っています。

それでは、5つの項目について通告しておまして、順次質問していきたいと思っておりますが、5のその他につきましては、今回の質問がございませんので、4つの項目について質問させていた

だきます。

まず最初に、持続可能な財政運営と予算編成の整合性についてでございます。

令和8年度当初予算において、財政調整基金と減債基金を合わせて約15億円もの取崩しが必要となっております。これほどの規模の財源調整が必要となった背景にはどのような要因や喫緊の課題があるのか、もう既に御答弁されている部分も多々あると思いますが、市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 一般財源が不足した要因としまして、歳入におきましては、令和6年度からの固定資産税の超過税率廃止に伴い、令和5年度と比較し1億円程度固定資産税が減収となっております。住民税等の伸び率も国の地方財政計画等の試算より低い状況となっております。

歳出では、1点目に人件費の増が上げられます。2点目として、公共施設の維持管理費や標準化に伴うシステムの使用料の増、またその他各事業の委託料などの物件費が物価高騰の影響により増加している点が上げられます。また、須崎市が構成団体に入っております一部事務組合の人件費や維持管理費等も同様の理由により増えておまして、補助費も増加している状況でございます。3点目といたしまして、起債の発行額が増えたことと、金利が急上昇していることによる公債費が増えたことは、一般財源不足の一因であると考えております。

このような状況ではございますが、老朽化が進む公共施設の維持改修、道路などインフラの長寿命化に加え、子育て支援や教育環境の改善、女性活躍推進事業の取り組みなどの人口減少対策や、高台整備をはじめとした防災対策の推進など、喫緊の課題として取り組みをさらに進めていく必要があると考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） やはり人口減少対策という大きなテーマがありまして、それに対する財政需要というものが大きいものがあるのかなとも感じておまして、またその一方で義務的な経費についての支出の増大というのも、今後やっぱり避けて通れないものなのだというには十分認識できたと思います。

続きまして、本市のふるさと納税は非常に好調に推移していると認識しておりますが、その一方で、一般会計では、今回また繰り返しになりますが、多額の財源調整が必要になっている現状をどのように分析されるのか、将来にわたり持続可能な自治体経営を行うため、基金運用の全体最適化をどう図っていくおつもりか、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 一般会計におきまして、多額の財源調整が必要になったことに関しましては、先ほどの御質問に答弁いたしましたとおり、人件費や公共施設の維持管理費の増、また、起債の発行額が増えたことと、金利が急上昇していることによる公債費の増など、様々な要因があると認識をしております。

令和8年度の当初予算編成に当たりましては、すさきがすきさ応援基金を、子どもの健全育成事業や元気創造とまちづくり事業など様々な事業に活用させていただき、基金繰入金全体としては、前年度と比較し26.6%増の34億7,000万円を計上いたしております。また、交付税措置のある起債が充当できる学校施設整備については、過疎対策事業債等の起債を借り入れし、交付税が措置されない償還分について、令和5年度よりすさきがすきさ応援基金を財源とし、減債基金へ積み立てる運用を始めております。減債基金とあわせて、須崎総合高校通学路整備推進基金や、スケートパーク建設に係る起債の償還の一部に対し、今後県より交付金が支給される予定でありますことから、これらを原資として繰上げ返済を計画的に行う予定としております。

またこれまで西村議員や高橋立一議員にお答えしたとおり、今後におきましても、基金の繰入れが必要な状況が続くと見込まれておりますことから、毎年、中期財政収支見通しを立てた上で、各財政指標等を管理し、適切に予算編成を行ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 整備をしましたその建設事業に伴う今までの予算増加は、将来の維持管理に係るコストを必ず生むと考えております。実際も令和8年度においても反映されてる部分がたくさんあると思うのですが、そういった増えた部分を、人口減少で歳入は確実に細ると見込んでおきまして、基金はその緩衝材になり得るものと考えますが、やはり限りがあるものと思います。ふるさと納税による増収に沸く前の須崎市において、基金が底をつきかけていた苦しい時代を我々は忘れてはならないはずです。基金残高が十分でなかった名残なのか、本市の財政調整基金条例においては、繰替えの規定が整備されておらず、運用の柔軟性も含めた基金運用の全体最適化について、いま一度知恵を出し合う必要があるのではと考えます。

なお、予算編成において、減債基金の取崩しがございますが、この減債基金は、起債の繰上償還のための基金だと認識しております。取り崩す必要が生じた場合には、せめて繰上償還とセットで行っていただければ、その印象も変わってくるものと思います。

私も一番厳しかったときの財政担当しておりましたので、そのときから言ったら本当に改善したというのを、できてくる予算を見て実感しておりますので、また我々が経験した時代が再び来ることがないように運営を強くお願いいたしまして、次の質問に参りたいと思います。

続きまして2番、水道未普及対策についてでございます。

昨年水道料減免を実施するために把握されました水道未普及世帯や地域のデータを一過性の支援にとどめず、今後の恒久的な基盤整備計画に活用していく考えはないか、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年の上水道未給水世帯支援給付金事業につきましては、申請がありました516世帯を給付金の支給対象といたしました。この事業の実施により、独自の水源により生活用水を確保しておる地域の状況を改めて確認することができましたので、今後、給水人口の予測や災害時の飲料水確保が困難なエリアの特定など、横断的に役立てていくことができると考え

ております。

また現在、上水道未給水地域では、各自で水源の確保をしていただいておりますが、今後、対象地域への支援といたしましては、国や県、他市町村の補助制度に注視しながら、その都度相談に応じてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 今後、有利な制度が創設されるなど、先進的な事業もまた出てくるかもしれませんが、そういったときには前向きに活用していただきたいと思います。

続きまして、水道事業についてお聞きいたします。水道未普及世帯のあるエリアまで、上水道の管路は延伸する可能性はあるか。また、水道未普及地域が残されている現状をどう考えているのか。上下水道課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） お答えします。

水道未普及世帯エリアまでの上水道管路延伸につきましては、現在のところ予定がございません。なお、水道未普及地域も含め、各地区へ上水道管路延伸の可能性を判断していくには、給水需要の見込み、財政状況との整合性、水源確保の可能性、地形的制約や施工の難易度などの諸条件を総合的に勘案した上で検討しており、現状につきましても、その点を御理解いただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） やはりお伺いする限りでは、なかなか今以上の延伸は現実的には難しいということが分かりました。

次の質問に参りたいと思います。国においては、令和6年4月1日から水道行政の主務省庁が厚生労働省から国土交通省へと移管されております。国が水道を衛生施設から社会基盤インフラへと再定義をした中で、本市において水道未普及地域の住民に対してどのような対策が必要と考えているのか。環境未来課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） 御指摘のように、令和6年4月1日より水道行政の主務省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省へと移管されております。これまで水道は厚生労働省、下水道は国土交通省がそれぞれ担当しておりましたが、厚生労働省は、公衆衛生や社会保障など業務が多岐にわたっていることから、医療や介護などに注力することとし、水道の整備、管理という面で上水道及び下水道のインフラ面では国土交通省、そして、飲料水の安全、公衆衛生などについては環境省と役割どおり分担されたものと認識しております。

水道未普及地域の住民に対しましてどのような対策が必要かということでございますが、現在、本市の上水道給水区域外の地域におきましては、それぞれの住民が地域の実情に応じて様々な方

法で生活用水を確保しております。その多くは地域や集落、または給水組合等により給水設備を設置し、維持管理を行っているものがほとんどでございますが、設備の老朽化や高額な更新費用など、地域だけで解決が難しくなっていることが現状でございます。

本市といたしましては、こうした設備の老朽化等に伴う更新が必要な場合には、須崎市生活用水確保事業費補助金を準備しておりますので、御相談いただければと思います。

また、先ほどの市長答弁でもありましたように、国や県でこうした上水道未普及地域において活用できるような有利な補助制度などにつきましても注視していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 今や我が国において、衛生的な飲料水の確保は当然のごとく達成されており、蛇口をひねれば水が出るのは当たり前前の光景だと、国は施策の前提として考えていると思います。本市においても、市民の大多数はそれを当たり前と感じておられることと思います。しかしその一方で、国の想定からも漏れた、言わば取り残された地域が本市には今も残っている。これは目を背けてはならない実情ではないでしょうか。個別の解決を図る場合には、当然ながら応分の自己負担が生じます。これは住民お一人おひとりの生活基盤に関わる重い選択です。今後、市長も課長もおっしゃっていただきましたが、自由度の高い交付金制度の創設や施設整備の後押しとなる情勢の変化があれば、市にはそれをいち早く敏感にキャッチしていただきたいと思えます。その上で、住民が将来の生活設計を適切に判断できるよう、迅速な情報提供と実現に向けた積極的な整備検討を強くお願い申し上げます。

続きまして、3番、漁業権未設定区域における水産資源の保護についてでございます。

毎年、桜川の青のり採取を楽しみにされている市民の方から御相談をいただきました。市民にとって、こうした採捕は季節を感じる大切な行事であり、毎年の風物として親しまれています。しかし、近年市外から自家消費ではない目的で採捕していく姿が散見されると聞いております。今のところ、資源の枯渇などは見られていませんが、地域の貴重な資源を将来にわたって守り抜くため、現状をどう分析しているのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

まず県内の海や川での水産動植物の採捕につきましては、国の法律や高知県漁業調整規則、そして高知海区漁業調整委員会の指示等により様々なルールが定められております。そこで、漁業権のない水域での水産資源の保護に関するお尋ねでございますが、山本議員御案内の河口域につきましては、採捕の目的が自家消費かどうかにかかわらず、また、採捕する者が市内の人か市外の人かにかかわらず、前段で述べたルールに照らし合わせても特段の問題はないと認識いたしております。

また、地域の貴重な資源を将来にわたって守り抜くことは重要であると認識しておりますが、現状におきましては、漁業権のない水域での水産資源の分析はできておりません。以上でございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） どんどん時代は変わっておりまして、今はレジャーの多様化やSNSでの情報拡散など大きく変化がありまして、これまでは個人の善意や暗黙の了解で守られてきた資源が外部からの圧力によって一気に失われる懸念がありまして、私はこの現状を決して見過ごしてはならないと考えています。一度SNSで大きく投稿されたり、ノリがめちゃくちゃ高く売れるとかそんな話になったときに、一晩にしてなくなる、そういう可能性もなきにしもあらずという状況であることは十分御理解をいただきたいと思います。

続きまして、その地域を守る観点から、関係機関と協力し、誰もが納得できる持続可能な利用ルールの策定や啓発活動を検討し、郷土の宝を次世代へつなぐべきではないかと思うわけですが、農林水産課長にお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、地域の貴重な資源を将来にわたり守り抜くことは重要であると認識いたしておりますので、まずは漁業権未設定区域における水産資源の保護について、関係機関の情報収集から始めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） これまでのように、市民が季節の楽しみとして資源と触れ合う文化は大切にすべきです。しかしその資源の保全が漁業権という枠組みでしか守られていない現状では、権利のない区域が放置されてしまう懸念があります。関係機関と申されましたが、実際、どこも関係機関があるのかなのかすら私には分からない現状でありまして、今後は、漁業権以外の方法でも、地域の実情に合った保全の仕組みを確立させていく必要があると考えます。誰もが気持ちよく利用でき、なおかつ個人の善意だけに頼らない適切なルールづくりを進めていただくようお願い申し上げます。

次に、最後になりますが、教育行政について質問いたします。

さきの12月議会で給食無償化についてお聞きしました。その際、竹内教育長、楠瀬市長から、とても前向きな御答弁をいただき、当初予算の編成を楽しみに待っておりました。そして、令和8年度当初予算案でその実現を目にすることができまして、とてもうれしく思っているわけですが、本市の小中学校給食無償化の予算措置がどのようになされているのか、学校教育課長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

まずは小学校では国の学校給食費負担軽減事業により月5,200円、11か月分が5月1日現在の児童数を基本として市へ交付される予定となっております、その金額として615人分の児童

数で3, 517万8, 000円を計上しております。しかしながら、国の交付金で給食材料費を全て賄えないため、すさきがすきさ応援基金を繰り入れて、笑顔になる給食充実事業費により足りない部分を補うために762万6, 000円、合計で4, 280万4, 000円を計上しております。

中学校は国の交付金がないので、先ほどの小学校と同様にすさきがすきさ応援基金を繰り入れて、笑顔になる給食充実事業費により378万円と、学校給食費無償化事業費により1, 620万円、合計1, 998万円を計上しております。

以上、小学校、中学校合計をいたしまして6, 278万4, 000円を計上しております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 新聞報道とかを見たときに、国の基準だけでは十分でないと考えておりましたので、今回、市が独自の判断で踏み込んだ対応をされたことは本当によかったと感じています。これは単なる予算措置ではなく、本市が教育や子育て支援を最優先事項として捉えているという、市長及び教育長からの非常に強いメッセージであると受け止めます。この施策がこれからの須崎市を担う子どもたちとその保護者にとって、確かな支えになることを願い、次の質問に移ります。

本市では中学校の統合という大きな転換期を迎えましたが、それにあわせて完全給食の実施、さらには給食費の完全無償化という大きな決断が続きました。もう既に質問をお受けしていると思いますが、これらの同時実現の総括について、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、学校統合については、今年度末に浦ノ内、南、上分の中学校3校は閉校となり、令和8年度から朝ヶ丘中学校に統合され、須崎中学校と合わせた2校となります。集団授業や運動会等の行事における教育的な効果を維持、向上させることができ、また、多様な人間関係の中で社会性やコミュニケーション能力が育まれるものと思っております。これまで本市の教育に御尽力をいただいた教職員、保護者、地域の皆様に対しお礼を申し上げるとともに、引き続き、本市の教育行政への御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

また、令和8年度から学校給食センターが開始され、市内全ての中学校においても主食、副食、牛乳がセットの完全給食が実施されます。そして先ほど課長が答えしましたとおり、本市では、小学校だけではなく中学校でも保護者から給食費を徴収しない完全無償化を実施するための予算を計上させていただいております。お認めをいただけるのであれば、保護者の経済的負担も効果的に軽減でき、それだけでなく、子育て支援や少子化対策としてもアピールができるようになるものと考えてございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 竹内教育長におかれましては、文部科学省から着任され、この激動の2年

間、本市教育行政の陣頭指揮を執ってこられましたことに心から敬意を表します。

私個人といたしましては、教育長が持つ高い知見から、本市の教育課題解決に向けた道筋をもっと学び、議論を深めたいと考えておりました。それだけに、このたびの退任を大変名残惜しく、また心残りに感じております。答弁内容によっては再質問させていただくことをお伝えしておりました。教育長の御答弁を伺い、この2年間の大変な御苦労があったのではないかと拝察いたします。もしよろしければ、退任に当たり、教育長の率直な思いについて、最後の一言をいただければと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

縷々申し上げるのはこれで最後にいたしますので、最初にそちらから申し上げて、後半で給食無償化についてという順にさせていただきます。

教育長の権限の核心部分、これはその自治体の教育方針について指し示し、自治体内の教育関係者にそちらを向いて進んでもらうという点にこそあると私は理解をしております。中学校統合や学校給食センターの建設なども成果としては小さくないのかもしれませんが。しかしそれは既に決まっていることをやったにすぎません。どちらかといえば管理職的な職責と感じます。

教育長は小なりといえども組織の長でございます。自ら決めた教育方針の実現のために多くの検討、決定、実行をし、挨拶の際には祈念、お祈りもいたします。それゆえにこそ、特別職として重い責任を負っているものと考えます。

今、この状態は権限を他者に持っていかれ、教育長には何の相談もなく、結果責任ばかりを負わせる形です。とてもいたたまれません。市長の強い命令により従ってはおりますが、初めから一貫して承服できておりません。この処遇はとても残念でした。後任の方への引継ぎも兼ね、議会の議事録にとどめさせていただきます。違和感を持ち始めた頃に読んでいただきたいので、どなたか夏頃に渡していただければと思います。

さて、前置きが長くなりました。小中学校給食費の完全無償化には、そうした中で、また今私にできることを形に何とかしようとしたものでございます。ちょうどよいタイミングではございました。市長が女性活躍推進を打ち出されたこと、小学校は給食費を一時的に無償としたために、当然ですが継続の声があったこと、学校給食センターができ、中学校の給食費も無償化可能となったこと、同じく学校給食センター開始によって給食費の保護者負担額など多くを見直す予定であったこと、保護者負担額の徴収手続を不要とすれば、学校給食センター供用開始までの作業負担軽減も期待できたことなどでございます。とはいえ、どこの教育委員会でも似たことを考えるものでございます。確認したところ、ここ2年ほどの間に県内他市も次々実施をしていました。結果的には本市もきちんと時流に乗った格好となりました。本日は議場での財政面の質疑も聞いておりましたものの、周辺自治体との子育て世帯の取り合いの中、年間ふるさと納税額が中・四国一位である須崎市の名前に恥をかかせないで済んだと胸をなで下ろしております。

長くなりました。この点、お認めをいただきました執行部や賛成をしてくださる議員の皆様に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君）

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明日3月12日の議事日程は、一般質問、議案審議、委員会付託であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時15分 延会

第494回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和8年3月12日（木曜日）午前10時開議

- 第 1. 一般質問
- 第 2. 市議案第 1号 須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 3. 市議案第 2号 須崎市地域営農推進基金条例の制定について
- 第 4. 市議案第 3号 須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について
- 第 5. 市議案第 4号 須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6. 市議案第 5号 須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7. 市議案第 6号 須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定について
- 第 8. 市議案第 7号 須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第 9. 市議案第 8号 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10. 市議案第 9号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11. 市議案第10号 須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について
- 第12. 市議案第11号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について
- 第13. 市議案第12号 須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14. 市議案第13号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第15. 市議案第14号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例について
- 第16. 市議案第15号 専決処分の承認について
- 第17. 市議案第16号 専決処分の承認について
- 第18. 市議案第17号 令和8年度須崎市一般会計予算について
- 第19. 市議案第18号 令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 第20. 市議案第19号 令和8年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 第21. 市議案第20号 令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 第22. 市議案第21号 令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 第23. 市議案第22号 令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24. 市議案第23号 令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第25. 市議案第24号 令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について

- 第26. 市議案第25号 令和8年度須崎市水道事業会計予算について
第27. 市議案第26号 令和8年度須崎市下水道事業会計予算について
第28. 市議案第27号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について
第29. 市議案第28号 令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）について
第30. 市議案第29号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
第31. 市議案第30号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について
第32. 市議案第31号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）について
第33. 市議案第32号 須崎市過疎地域持続的発展計画について
第34. 市議案第33号 指定管理者の指定について
第35. 市議案第34号 指定管理者の指定について
第36. 市議案第35号 指定管理者の指定について
第37. 市議案第36号 指定管理者の指定について
第38. 市議案第37号 指定管理者の指定について
第39. 市議案第38号 指定管理者の指定について
第40. 市議案第39号 市道路線の廃止について
第41. 市議案第40号 市道路線の認定について
第42. 市議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
第43. 市議案第42号 教育委員会委員の任命について
第44. 陳情の付託
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第44まで

出席議員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 西村 泰一君 | 3番 宮田 志野君 |
| 4番 杉山 愛子君 | 5番 吉野 寛招君 |
| 6番 松田 健君 | 7番 佐々木 學君 |
| 8番 山本 啓介君 | 9番 森田 收三君 |
| 10番 海地 雅弘君 | 11番 森光 一晴君 |
| 12番 高橋 立一君 | 13番 高橋 祐平君 |
| 14番 土居 信一君 | |

欠席議員

- 2番 大崎 宏明君
-

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君
企画情報課長 堅田 典寿君
元気創造課長 小川 智義君
防災課長 楠瀬 晃君
建設課長 中川 雄大君
住宅・建築課長 山岡 伸也君
長寿介護課長 大崎 弘美君
市民課長 高橋 正恭君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教育長 竹内 新君
学校教育課長 森光 和明君
子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 市川ゆかり君

副 市 長 梅原健一郎君
総務課長 松浦 すが君
プロジェクト推進室長 岡田 進一君
文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
農林水産課長 嶋崎 貴寿君
環境未来課長 宮本 良二君
健康推進課長 國廣 哲也君
福祉事務所長 森光 澄夫君
上下水道課長 大野 明君
教育次長 西村 浩司君
生涯学習課長 福本 博一君
港湾政策推進監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君 次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告します。2番大崎宏明さんから所用のため、本日1日欠席の届出がっております。

日程第1 一般質問

○議長（土居信一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。6番松田健さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 皆さん、おはようございます。

一般質問を、3日目、させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、本年度の当初予算について御質問をさせていただきます。

僕も財政等、詳しくないんですけども、須崎市の財政がよくなる一つの方法に、やっぱり地域経済を強くするという考えが一番重要じゃないかなと考えてます。当然歳入増やしたり歳出を

抑えたりすることも大事だとは考えています。

まず、歳入を増やす、税収、交付税も含めて、取り組みとして、須崎市、以前、市制ができた昭和29年頃は3万5,000人弱、人口がおったものが、今、本当に半分になりながらも、この税収が一定、ずっと、大手企業さんの立地とか法人税の収入があるおかげで、非常にその収入の部分、税収の市税が安定しているのが須崎市の強みじゃないかなと。また、近年はふるさと納税もしっかりと中四国でトップの位置を推移をしたり、高知信用金庫がちょうど須崎市で生まれということもあって企業版ふるさと納税なんかに協力いただき、税収の安定感はずごい須崎市の強みではないかなと思っております。

歳出の部では、市長から再三御説明があるように、資材の高騰、物価の上昇で経費がかさんでいることに加えて、施設がちょうど40年、50年とたってきた、公共施設が老朽化してきた対策、あるいは猛暑になって学校にエアコンを導入したりとかいう経費も非常にかさんでいる支出に関して、さらに最近は電子化に伴う保守、これの経費が非常に高いなど。けんど、提案されてきた保守メンテナンスに関して、なかなか削減という一手がないんじゃないかなということをご心配をしております。

そして、ただ、本年度の予算見て、市道や農道、そういったところの市民に直接、目に見える部分の予算というのが少しつけられてなくて、残念にそこは感じております。

須崎市のかじ取りとして、楠瀬市長の挑戦する須崎市として、経済を強くする本年度予算を組まれたことに関しては共感をしております。これはもう本当に、幾ら財政がよくなっても人口が減って須崎市に魅力がなくなってしまうたら、僕らも須崎市の魅力っていうのがなくなることには、この取り組みが待ったなしだと思っておりますので、ぜひ今年の本年度予算をしっかりと遂行していただきたいと思います。

やっぱり人口減少と高齢化は、中長期的に見ても財政が縮小していく一途になるのは仕方ないと思いますけれども、須崎市の一つの手立てとして、大手企業さんに発電施設があったり溶炉があったりする。この燃料に対して、市外あるいは県外からかなりの搬入されている固形燃料や産業廃棄物があります。これに対して1トン当たり、仮に1,000円の法定外税を導入したとすると、かなりの税収が見込めるものが仮説として想定されます。民間企業との交渉ともなるので慎重に判断をせざるを得んとは思いますが、この法定外税の導入について市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。ぜひ須崎市の未来のために、少しでも先方の協力が得られるような方向で市長に動いていただけないか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

持続可能な財政運営を実現していくためには、自主財源の強化と安定した税収の確保が重要であると認識をしております。

松田議員から御提案のありました産業廃棄物等に関する税につきましては、いわゆる法定外目的税に該当するものでございまして、この法定外目的税は、特定の行政目的に要する経費に充てるために課す税であると理解をしております。

一方で、こうした法定外税の新設に当たりましては、地方税法に基づき総務大臣の同意が必要であり、その導入に当たっては、課税の必要性や公平性、地域経済への影響などについて、国においても慎重かつ厳格な審査が行われるものと承知をしております。そのため、本市といたしましても、産業廃棄物に関する税を含め、法定外税の活用について研究を行うこと自体は重要であると考えておりますが、まずは現在の税制度の下で適正な課税と確実な徴収業務に努め、自主財源の安定的な確保を図っていくことが基本であると考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） まず、研究段階でも結構です。我々もまだまだ勉強しないといけないと思っておりますので、共に勉強しながら、この法定外税、全国的にもかなり導入が進んでいる法定外税です。宿泊税とか大阪市では取り組んでみたり、京都府とか、あるいは観光地では観光税だったり、いろんな導入の仕方があります。その中で、壹反田推進監がすごく前向きに取り組んでる須崎港湾の整備なんかでも、やはり10%弱の負担が須崎市に課せられる、こういった港湾の負担というのは非常に大きい、目に見えない負担ではないんですけども、須崎市税の、市民からではなくて、やはりそのメリットを享受されるような、港湾整備であれば、そういった税の考え方もできるんじゃないかなと思うんで、ぜひ前向きに御検討もお願いをしたいと思います。

次に、浦ノ内の介護サービス事業についてお伺いをいたします。

本年度の末をもって浦ノ内にあります、横浪にある介護サービスが、社会福祉法人須崎福祉会が事業をずっと長年やってきてくれてましたけれども、介護職員の人材が確保できないというような原因で、3月末をもって退去されるということで、浦ノ内の地区は非常に人口も広範囲なので、2,000人弱の市民がおられます。高齢化率が仮に50%、60%あれば、1,000人近い方が対象となるような高齢者がいる中で、休止というようなイメージになろうかと思うんですが、最近では利用者が非常に減っているということをお聞きして、以前は25名ぐらいの利用者がおったものが、もう10名を切るような状況になっていると。それは原因が何であるかっていうのは私も確認ができてないんですが、非常に浦ノ内、地形が南岸と北岸に分かれていて、利用するにも、通所するにも非常にハンディがあったりリスクがあったり、利便性の問題でかなりの立地的なハンディがあると思っております。

この介護事業者は、この通所する移動手段、これが介護保険では適用になってないんですね。当然30分、あるいは往復でいうと1時間近くかかるような、下中山であったりとか福良、池ノ浦、そういったところのハンディを考えると、非常に経営にも圧迫をしていたんじゃないかなと想像するわけでございます。ぜひ市民が平等に介護サービスを受けられるように、横浪のデイサービスが早急にまた再開ができますように、事業者の公募、あるいは選定の実務に早急に取り組んでいただけないものでしょうか。

また、その閉鎖に至った要因も含めて、浦ノ内の地形ほか鑑みても、要介護者、要支援者の自宅まで送迎するサービスが保険対象外ということもあって、須崎市で独自の助成金制度を含めて検討できないのか、長寿介護課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） おはようございます。お答えいたします。

選定事業者の辞退を受け、現在、市内事業者の皆様個別に聞き取り調査を行っております。これまでのところ、いずれの事業者からも辞退に至った要因である人員不足、人材確保に大変苦慮している状況を伺っており、早期再開のめどは立っておりません。今後、その在り方を含め、方向性を定めてまいりたいと考えております。

なお、2月末時点のよこなみの登録者数は35名で、うち入院中の方が5名、比較的利用頻度が高い要介護度を持っていらっしゃる認定の方が、21名の方については既に移行先が決定しております。残る方につきましては、要支援軽度者のため、受入れ事業所側も柔軟な対応が可能となっております、お試しでの事業所を経験した後、3月中には移行先が決まる予定となっております。

また、距離に応じた補助金のことですが、何らかの補助金によって解決できるものなのか、やはり根底には人材の確保が難しいとのことであるから、その辺りも含めまして方向性を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 特別養護老人ホーム清流荘も運営してる須崎福祉会にも、やっぱり人材確保は最大の課題だということをお聞きしています。理事長もそこに苦慮したので今回の、須崎市に迷惑をかけて申し訳ないということをおっしゃってございました。今議会の予算が出てます、海外からの人材の確保、産業系を含めて今、ミャンマーからも病院に早急に、須崎くろしお病院にはミャンマーからも来てくれる人材がいたりする。確かに車の運転となると、ちょっとハードルが高いかもしれませんが、サービスの上では、言葉の壁を超えた方々の確保も可能だと思いますし、まさにこれから須崎市の取り組みとして重点を置いている、女性の活躍する取り組みについても、こういった女性が中心となるような介護サービスについて非常に前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。早急な取り組みで、新しくサービスを受けられるようお願いをしたいと思います。

ただ、課長の報告で、要介護者と要支援者の数が意外に少ない。やはり農業が主力の浦ノ内地区なので、元気にやっぱり皆さん仕事をされている人が多いのかなというのを、今聞いて印象を受けました。よろしく願います。

次に、子どものインフルエンザの予防接種の費用の助成についてお伺いをいたします。

毎年、冬になるとインフルエンザがはやります。特に感染するのが保育園だったり学校で、それをお世話している親御さんが必ず、子どもさんが引くと、お世話してるのでまた感染をしていくと。そういった悪循環が回るのがこのインフルエンザの特徴だと思っています。

私も病院に行って、須崎市、こんなことを高知市がやりゆうけど、須崎市はないがですかって聞かれて、実は勉強不足で何にも答えられなかったんですね。それが、高知市が取り組んでいるのが、この予防接種に対して1,000円、1歳から中学3年生まで、インフルエンザの予防接種をすれば1,000円の助成を上限2回まで支給する制度で、期間が10月1日から12月31

日までと。これで医療機関に窓口で申請したらその場で一応精算される、そういった制度を高知市が導入されていて、土佐市の方も須崎市の方も、よく高知市の病院を利用される方が、高知市ができて土佐市とか須崎市民ができませんがですかってということで、分かりました、ちょっと須崎市にも確認をしますということで、今回この質問させていただくわけですが、土佐市もこの案件を受けて、導入を今予算で、当初予算なのかどうか確認はしてないんですが、当初予算に向けて動いているというお話を受けました。ぜひ須崎市も、クラス閉鎖に必ずなる、この感染力の強いインフルエンザですので、決してこれは強制する予防接種であってはならないんですけども、された方の助成を、ぜひこの夏ぐらいに整備をしていただいて、予算もつけていただいて、学校閉鎖にならないような、そういった助成制度の導入ができないか、健康推進課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） おはようございます。

議員御案内のとおり、保育園や学校などで感染が広がることが多い冬の季節に、子どもたちを守るために予防接種を支援する取り組みは重要と考えます。

インフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対にかからないというものではなく、発病を予防し、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては一定の効果があるとされているワクチンです。

また、高知市をはじめ高知県下でも、子どもへのインフルエンザ予防接種助成事業に取り組まれている市町村も増えております。今後、健康推進課としましても、他市町村の取り組みも参考にするなど、子どものインフルエンザ予防接種助成事業については、令和8年度中に検討を始めたいと考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） ぜひ令和8年度中の感染がはやる前に制度設計をお願いしたいと思います。

また、高知市や土佐市に通院をされてる方もいらっしゃいます。小児科が少なくなってきた当市ですので、そういったことも含めて、高知市や土佐市へ通院されても対象になるような制度設計をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、もう皆さん、議員もだんだんに御質問されました人口減少と移住の施策についてですけども、先ほど、須崎市も市制施行ぐらいの頃には3万5,000人ぐらいいた人口が2万人を切ったかと思や、はや1万9,000人になるような、年間400人、500人が減っていくような須崎市になってしまったんですけども、この1万5,000人ぐらいで何とか中長期的に団塊の世代の自然減がとどまれる、あと維持ができるような経済であってほしいなと思う思いから質問をさせていただきたいと思います。

確かに僕、移住者に対して支援するっていうことに少し戸惑いを感じてまして、須崎市民にまずサービスしようやっていうのが僕の理念、信念でして、ただ、国とか県の施策がどうしても移住をすることに対してのメニューが多いことで、今議会へも提案されているのが市外から移住さ

れる方の住居であつたりとか住むことに関して施策があるので、須崎市も積極的に取り組んでいることは理解した上で御質問をしたいと思いますが、まず、このコロナ禍以降、令和4、5年ぐらいから6年にかけて移住、定住されてきた方々の実績の数と、その後の定住、実際してるのか。1年間で、報告でも、はい30人、60人来ましたよ。でも1年後、3年後、住まれてるんだつたらやっぱりそれも検証する必要があると思うんで、そこの実績の経過をお示しいただきたいのと、その移住者の定義って単純に僕の理解は、Iターン、Uターン、市外から来た、住民票を移したら移住者っていう理解をしています。ただ、住友大阪セメント、日鉄鉱業、県外資本の会社も多くあるわけですし、転勤で住所を移された方、これ移住者かっていったら微妙な考え方があります。須崎市の方と結婚したことによって住所を移された方、これも移住なのか。そこがちゃんと、ガイドラインもないので、僕は非常に戸惑いを感じているので、そういったことを少し整理されたり、どういうふうに扱いをされているのか、元気創造課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） おはようございます。お答えいたします。

本市における令和4年度から令和6年度までの移住者の実績につきましては、令和4年度が15組24人、令和5年度が61組86人、令和6年度が47組63人となっております。この実績数につきましては、市や委託事業者に設置いたしました移住相談窓口を通じて本市に移住してこられた方と、市民課市民窓口係において転入時にお配りしているアンケートの回答結果から集計したものとなっております。

なお、勤務先の異動等で本市に移住された方などにつきましては、高知県への実績報告等からは除外するものとなっております、先ほど申し上げました実績数には計上されておられません。

また、定住結果につきましては、移住相談窓口を通じて移住してこられた方につきましては、その後、移住者交流会等により近況もお聞きしておりますことから、ある程度は把握できておりますが、アンケートの回答結果から集計した方につきましては、アンケートは無記名で行われていることもあり、その後、本市に定住いただいているかどうかは把握できておられません。

また、本市における移住者の定義についてでございますが、広義の意味においては、先ほど御説明申し上げました高知県に報告しております移住者数には計上されていない、勤務先の異動等で本市に移住された方等も含む、IターンやUターン等に該当する方も含まれます。

また、本市における移住者を対象とした支援制度等においては、本市に転入してからどのぐらい経過しているかなど、それぞれ定義が異なる場合がございます。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 実績については、相談窓口を利用した方と市民課市民窓口係で協力していただいた、アンケートとかをしていただいた方が実績になっているということで理解をしました。

確かに難しい、転入者の問題については、本当に全部が把握できるかっていったらそうではないと思います。ただ、実績の報告を見たときに、地域おこし協力隊とか技能実習生とか、そういったのが実績で出ちゅうのは非常にすごく、相談窓口と市民課市民窓口係というのはガイドライ

ンがあるにしても、ちょっと寂しい実績報告だなというのに対して、そこはもう少し積極的に取り組む意味では、もうちょっと元気創造課のほうでマニュアルなり、しっかりとしたものをつくられて、活動してきたことによって移住してきてくれる、あるいは須崎市が魅力だったので来たってというようなところを実績として上げていていただけるような移住施策あるいは取り組みにさせていただけたらと思いますので、ここは課題だと思いますので、まだまだ時間もかかると思いますので、整備をお願いをしたいと思います。

次、移住の施策は、先ほど自分は市民を大事にしたい派とはいえども、この人口減少の中で、やっぱりビジネスをしてくれたり、あるいは創業しよう、あるいは農業でUターンしてこようっていう方への支援策は非常に大事だと思ってます。須崎市も約15年ぐらい前からこの移住、人口が減り出した2000年に全国からこういった施策が生まれ始めて、須崎市でも15年ほど前から暮らすさきを中心に移住施策活動に取り組んでいただいているのは重々承知をしているんですけども、近年の取り組みとして、日本シングルマザー支援協会のサポートで始まった「りあん」とか、あるいはパンクチュアルによる移住支援だったりとか、いろんな各方面の支援活動も見えてきている中で、僕も知らなかったんですが、総合格闘技の実業団が須崎市にあるというのを御存じの方、あんまりいらっしゃらないと思うんですが、総合格闘技って何でもあり、ボクシングでもない、キックとか全部が複合で、恐ろしいぐらいの戦いをする総合格闘技をやっている青年たちが、実業団が、須崎市が拠点として行われているので、それに、これはIターンになるんでしょうかね、移住されてきて活動している青年もいらっしゃいます。こういったことで実績、移住者として生活と仕事を両立されている方もいらっしゃる面白い団体や企業もあるなというのを最近知りまして、ちょっと応援もしたいなと思っております。

決して僕は、誘われましたが、その総合格闘技には、とても無理だと思いましたが参加はしてないんですけども、この移住の支援という分、この支援策が、国、県の施策が非常に多岐にわたっている、この移住施策自体が非常に難しいといいたいまいしょうか、何を押しボタンにしてやっていいのかなっていうのが難しいっていうのはよく理解はしていますが、もう少し暮らすさきがやっている移住施策に一本で業務委託するのではなくて、幅広い団体に一つの支援策として取り組んでいる成果が、もうちょっと幅広くやる方がいいんじゃないかなと。やっぱり農業のUターン者、これもっと力入れたら帰ってくるだろうし、漁業者も、しっかりとやっている漁業者には後継者も、絶対そのPRの仕方、施策を充実させたらUターン者は多いんじゃないかなと自分なりに考えています。

そして、パンクチュアルみたいなITを活用したビジネスも、須崎市ですごい雇用を生んでいてくれるところに対して、得意分野を伸ばそうとしている企業、団体にもう少し成果報酬型を導入してみたり、いろんなことを検討してみ、幅広い移住者、特化した、元気創造課らしい何か取り組みにさせていただけないか、課長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

本市の移住施策につきましては、平成24年度からNPO法人暮らすさきに一部業務を委託し、

この間、同法人と連携を密にしながら取り組んでまいりました。

同法人においては、窓口における相談業務をはじめ、ホームページやSNSによる情報発信、空き家バンクの運営、移住者のフォロー等に関する業務のほか、県外イベントや他の自治体・団体等との連携事業においても本市と共に活動いただいております。

そうした中、さらなる本市への移住定住者数の増加を図るためには、議員御案内のとおり、幅広く、より多くの団体等とも連携し、あるいは業務を委託しながら取り組みを進めることも検討する必要があるのではないかと考えております。

また、企業や団体等の活動において、市外から従業員を雇い入れ、本市に転入いただいているというお話もお聞きいたしております。そうした企業の取り組みや運営に対し、後押しすることで移住定住につながるような施策を今後、関係機関、団体等とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 小川課長、どうも前向きな御回答、ありがとうございます。ぜひ、先ほどの介護サービスの事業所であったりとか、農業も漁業ももちろんですが、やはり人材不足ということは、もうずっとこれからの課題だと思うので、ぜひチャレンジし、須崎市に来てくれるような若者、あるいはそういった能力、興味を持つ人たちに響く移住施策の活動をSNS等でまたさらに広めていってもらいたいし、やはり受け入れしていただける事業所さんとも連携をしていってもらったら、また新たな施策が生まれてくるんじゃないかなと思いますので、よろしく願います。

次に、この移住でよく聞くのが、お世話したけど隣の町へ移住されたとかいうお話を聞く中で、日本全国、地方はどことも自治体でこの移住の施策に競争化の中で取り組んでいるというのは分かっていますが、今後、近隣でも、奥四万十高知も移住の取り組みしてたり、観光協会へ、どことも観光協会ってついたら移住のサポートをしてくれと思って、全国から興味を持つ方が問合せがあったりとか、同じような、類似した事業をやっておられる当市、そして当然、元気創造課でも移住の相談があったら対応してたり、いろんな機関がサービスをやってくれるんですが、ここの連携が十分取れゆうのかなっていうのを最近感じることも、時々感じます。

やはり空き家バンクとか空き家の利活用、これからさらに強めていかんと、ここは、地方の魅力って生まれてこないと思うんですね。そこの部分でいうと、やっぱり宅地建物取引業者、あるいはそういった事業所を絡めた関係団体と協議していきながら、こういった活動を形にやらんと、成果につながらんんじゃないかなと思っているので、そこをもう一度精査して整理するタイミングだと思うので、「りあん」みたいな女性を強みにした活動であるところとか、連携しながらちょっと、いま一度、元気創造課長、取り組みの一新をちょっと検討いただけないか、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、これまでの移住定住に係る業務につきましては、暮らすさきに委託し、連携を図りながら実施してきたところでありますが、市と委託事業者がそれぞれの持つノウハウや強みを活かしながら、より一層の成果につながるよう、役割や実施方針等について、いま一度協議しながら整理してまいりたいと考えております。

他方、女性活躍推進事業を推進するため、日本シングルマザー支援協会と連携し、人口減少対策に取り組んでいるものもごございます。同協会には全国に約1万3,000人の会員がおり、その会員の皆様に対し、本市の取り組み等の情報を発信いただくとともに、本市への移住定住等も御案内いただくなど、移住定住に向けた窓口の一つとしての役割をお願いすることも、今後、協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 高知市のシングルマザーの方が、須崎市ってすごいねって言うのをお聞きしました。近隣の市町村、どこを見ても、ネットの情報だと思うんですが、須崎市ぐらい手厚い、女性が生活しやすいような施策を出してくれちゃう、それにつけてスピード感もすごいねということと言われる方にお会いしまして、いやあ、ありがたいなど。そういった評価を須崎市にさせていただけるだけで、で、移住してきてよって言ったら、いや、もう高知市に住まいがあるので、それは単純に仕事もこっちじゃないので、PRはそういうことで悩んでいる人に、選択を広めようと思う人には伝えておきますよって言ってくれたので、ぜひ前向きにどんどん推し進めていただきたいと思ひますし、可能性を、姫路市が子育て日本一だとか言ってたって、前市長の言葉があるという、いや、十分須崎市の今の施策は姫路市以上じゃないかなというぐらいの施策だと思ひますんで、ぜひ自信を持って、小川課長、よろしくお願ひします。

続いて、海のまちプロジェクトについてお伺ひをしたいと思います。

ずっと須崎市はお魚がおいしいまちだということで、ブランド化、あるいは須崎市っていえばお魚のまちっていうイメージが定着をしているんだと。これは、高知県内の方々に言うと、ランドマークで高知市へ行っても居酒屋で「須崎の魚」っていう、桃太郎旗が立ったりした認知は広がっているとはいえ、まだまだ県外の方に響くような取り組みっていうのは、できてるとは少し思ひていなくて、これをやはり売り込むには、須崎市の魚市場へ来ていただいて、やっぱりあの水揚げをされている市場、あるいは競りが見える市場、これをやはり、臨場感あるところを見ていただくことによって、仕事ぶりの活気で体感すると、何か魚も食べたくなるよねという運動になると思ひています。せっかく魚市場が新しくなったにもかかわらず、場外市場ができるわけではなく、ましてや2階の見学スペースに、私は二、三回行ったことあるんですが、あそこへ来客が来ている感じもないし。そういった部分を受けて、具体的に魚市場の関係者とやはり協議を進めていってほしいと思ひます。

まちまるごとホテルという施策も、これから施設もできるわけなんで、やはり泊まっていたら、朝、魚市場に行って、見て、魚が食べれる、お汁が飲める、握りずしが食べれる、干物も食べれる。そういった場所であつたら、皆さんちょっと回遊して行って、朝、散歩しながらそんなところへ必ず行く、あるいは新しいそういった事業者も増えるんじゃないかなと、可能性を秘

めていると思います。ぜひこのまちまるごとホテルをやる中でも、そういったことをきっかけに、魚市場の新しい活用を見いだせないか、農林水産課長に御回答をお願いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

魚市場の活用を検討できないかとの御質問ですが、新しく建設された魚市場につきましては、高知県薬務衛生課及び須崎福祉保健所からの指導の下、衛生管理型の魚市場として運営されており、必要最小限の出入りや、場内の魚が清潔に保たれるよう防じんカーテンで周囲を囲むといった構造となっております。また、場内での加工や調理等は禁止となっております、2階も含め、飲食する場所には活用できない建物となっております。

ただ、議員御案内のとおり、魚市場見学の後、おすしや魚汁を飲食できるといったことは新たなビジネスになると考えておりますので、魚市場の場外スペースの活用につきましては、須崎魚市場株式会社が販売することについて、魚市場運営会議等で提案をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） ぜひ魚市場運営会議で御提案をお願いしたいと思います。

その魚市場運営会議の中でも、以前ちょっと話が出たことかと思いますが、毎年秋ぐらいに開催を、魚市場前のスペースで須崎の魚まつりをやっていたんですが、その再開について望む声が魚市場の関係者からお聞きしております。市民も、あときのイセエビが格安に安かったとか、いろんな市民からの声もありますし、みんながお魚買って、たくさん、帰っていったりする方の心をつかむイベントだなというのは記憶に残っているので、ぜひこの海のまちプロジェクトの一環として、須崎の魚のブランド化も含めて、盛り上げる市民イベントを再開していただけないかなど。

このイベントで、やはり場外市場があるよっていうのを、可能性があるのであれば、そういったことをやりながら、魚市場の可能性っていうのは十分検証もできると思いますので、須崎の魚のブランド化を進める支援と予算の確保に向けて、文化スポーツ・観光課長、多分もう思いを持ちゅうと思いますので、存分に所見をお願いします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） おはようございます。お答えいたします。

以前開催されておりました海の駅・須崎の魚まつりにつきましては、須崎商工会議所や漁協等を中心としました海の駅・須崎の魚まつり実行委員会が主催となり開催されていたものでございまして、本市も実行委員として参加するとともに、開催費用の支援などを実施しておりましたが、令和元年度の開催を最後に、新型コロナウイルス感染拡大により中止となり、以降、開催が途絶えた状態となっております。

このイベントを復活してはどうかのお話があるとのことですが、議員の御質問にあ

りましたように、須崎の魚を広めていくためには非常に有効なお祭りであるというふうに考えております。ただ、当時と比べ、ほかのイベントの実施や魚市場の改修など、状況も変化しておりますので、まずは以前中心となっておりました関係団体の皆様の御意見や御意向等をお聞きしまして、イベント復活に向けた動きとなるようございまして、本市として以前と同様の開催経費の補助を含め、どのような支援が可能であるかを改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 水揚げが大変最近では少なくなったと漁師さんも嘆いているわけですが、決して、朝どれした定置網から取れる魚を食べられるところって、ほかの高知県内の漁港としてもなかなかないので、これがやっぱり一つの須崎市の強みだと思うので、ぜひこのお祭りを通じて高知県あるいは県外からも来れるような、新しくなった魚市場で、ここからふるさと納税だったり、あるいは関係人口につながるような取り組みになるように、文化スポーツ・観光課長の、また調整をお願いをしたいと思います。

諸課題について、ヒアリングのときにはないというお答えを長寿介護課長にもお伝えしたんですが、実は先週の末から浦ノ内湾で、大量にマダイが死ぬ、海に浦ノ内湾がなっておりまして、約25事業所ぐらいが浦ノ内湾で養殖業をやっているんです。全員の事業所で、ほぼほぼ魚が死んでいっているという状況の中で、原因が不明で、今、市長等を含めて農林水産課長もいろいろ指示出してくれて、検体を取ったり、いろんなことに御尽力をいただきゆうところなんですが、漁師さんに聞くと、これは打つ手が無いので、もう先に全部出荷をする判断をしていると。1年魚で、まだ1キロ未満のような魚でも、もう処理をせんと死ぬんじゃないかっていうぐらい、海の問題が出てきています。ぜひ庁議を越えた形で連携して、また浦ノ内湾のマダイ、あるいはほかの魚、実は今、3月1日から、モジャコといって養殖の稚魚の捕獲を、太平洋に取りに行くモジャコ漁というのが始まっているんですが、その魚ですら死んでいるという状況で、モジャコ漁が今、休止しているというお話も伺っています。ぜひ、一般質問ではありません、庁外を越えて、ぜひ連携して須崎市の産業を守る取り組みを、農林水産課長を中心に、また御支援を賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

お願いをして、一般質問を終了したいと思います。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてです。

国の2026年度予算案では、防衛費9兆353億円が計上され、初めて9兆円を超えました。巨額な軍拡予算が医療、社会保障費を削減し、また、増税で国民生活を圧迫する政治が続いています。さらに、子ども・子育て加速化プランの財源を2028年度までに3.6兆円確保するとしており、その財源、子ども・子育て支援金は、歳出の組替えや医療保険者に上乗せして徴収されることとなります。今議会に国民健康保険税条例の一部を改正し、子ども・子育て支援納付金

が加算される議案が出されていますが、加算額はどの程度になるのでしょうか。モデル世帯を基にお示しいただきたいです。

また、市民の税負担を増やさないう、国保財政調整基金から補填することを求めるものですが、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このたびの子ども・子育て支援金制度につきましては、子育てを社会全体で支えるための制度として令和8年度から新たに実施されるものでありまして、全ての方が医療保険の保険料に上乘せする形で御負担をいただき、これを財源として児童手当の拡充や保育サービスの充実など、子育て世帯への支援を行うことで少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていくことを目指した制度ということでございます。

また、この制度変更は全国一律で実施されるものでございまして、国保の被保険者だけでなく、社会保険などの被用者保険を含めた全ての医療保険加入者に対して御負担をいただき、社会全体で子どもと子育て世帯を支援することが基本理念となっております。

御質問の加算額につきましては、夫婦と子ども1人、夫の給与収入が年500万円の世帯を仮定いたしますと、賦課額は年間9,800円程度の増額となります。しかし、実際には国保の加入者には年金生活の高齢者の世帯が多くを占めておりまして、夫婦2人とも年金収入が120万円の世帯を仮定いたしますと、軽減税率が7割減の適用となりまして、年間1,000円程度の増額となる見込みでございます。

議員御提言の国保基金からの補填についてでございますが、本市の国民健康保険事業財政調整基金は、国民健康保険法に基づき、主に経済事情の変動、または災害等により財源が不足する場合などの不測の事態への対応をはじめとする国保事業の安定運営を目的としておりまして、子ども・子育て支援金によります費用増は国の政策による恒常的な財源であることから、これに対して継続的に基金を取り崩して補填することは、基金本来の目的と異なるものと考えております。

また、特定の市町村が基金の補填による税負担の抑制を実施することで、自治体間の支援金の負担額に大きな差異が生じるだけでなく、社会保険など、ほかの医療保険の加入者との間にも差異が生じることから、世代を超えて社会全体で子どもと子育て世帯を支えるという基本理念を考慮しましても、実施すべきではないものと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 確かに全体的に上がるわけですが、特に国保の場合は、ほかの保険に比べて上がる率が高い、こども家庭庁の年収別試算では、給与年収200万円で、被用者保険が月額192円、国保は400円、年収300万円では、被用者保険が288円、国保は650円と、上がるということで、国保が2倍以上上がることになっております。

国保は重いということは皆さんおっしゃられています。市の基金は、県内ほかの市町村に比べるとかなりある方だと私は考えております。これ以上の国保負担増をさせないために、市としてぜひ基金を投入していただきたいと思っております。

子育て世帯への支援は本当に大切だと思いますけども、そのための財源を保険料に上乗せして徴収する政策では本末転倒ではないかと思うところです。また考えていただきたいと要望しておきます。

次の質問に移ります。3月8日は国際女性デーとして、日本だけではなく、世界の女性も集まり、ジェンダー平等や平和を実現する行動が呼びかけられました。1986年に男女雇用機会均等法が施行され、40年たった今も、まだ男女間の賃金格差は解消に至ってはいません。政府は女性活躍推進法を10年延長するとし、本市でも本年度末までに女性活躍推進計画を策定することになっています。これは、女性が活躍する社会になっていないという現状があるということだと思います。先ほど松田議員も質問されていましたが、介護の現場で働く労働者の雇用の確保が難しくなっています。市内の介護施設でもショートステイやデイサービスがなくなっています。人材不足ということですが、本当はもっと根本的に賃金を大幅に上げないといけない、労働条件を変えないといけないというところにはあるかとは思いますが、本市でできることとして、今行っています、保育士について、本市で就職した場合、奨励金が交付されています。その他のケア労働者に対しても対象として拡充していただきたいのですが、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御指摘のとおり、介護士や保育士、看護師など、他者の生活、健康、福祉を支える仕事に従事されておる方につきましては人材不足が課題となっております、本市といたしましても、その状況は認識をしております。

女性活躍推進計画におきましても、資格取得に係る支援について検討を行うため、第1回目の専門部会を開催し、その中で、そもそもそういった職種を選ぶ人が少ないことや、ひとり親世帯の場合、勤務時間が不規則な職に就くことは難しいことなど、担当課等から様々な意見が出されております。今後は、働き手不足が全体的に深刻化していくことが考えられまして、女性活躍推進計画の枠内にとどまらず、人材確保に向けた支援の在り方について、市全体として検討していく必要があると考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 検討していく中に、奨励金のこともぜひ入れていただきたいと思えます。

この奨励金は1回きりですけども、もしかしたら毎年、1年目、2年目、3年目というふうに、賃金のアップにつながるようなことをしていくことも大切ではないかと思えます。担当課で話し合うということも言われましたけども、保育士や介護職の方から直接意見を聞き取って、どうすれば働くことができるのか、応募することができるのか、そういったことも現場の声を聞いていただきまして、そうした施策を実現していただきたいと要望いたしておきます。

次の質問に移ります。上水道未給水世帯では、水源地のタンクの掃除や、水源地に行くまでの道の整備も年間を通じて行う必要があります。大雨のときには水が止まることもあります。それらを管理する必要があり、大変苦勞されておられます。水道料金は払っていませんが、料金が必

要となっています。上下水道未給水世帯では、水道の補修などに対して多額の費用が発生しています。また、上水道が通っている場所でも、水道管の引込みについても、距離によっては多額の費用が必要となる場合があります。一定の条件を設けて補助をすることはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 上水道の給水区域でない地域にお住まいの市民の皆様などにつきましては、現在、地域や組合などにより独自の給水施設を設置され、生活用水として活用されております。

本市におきましては、このような給水組合等に対しまして、高額となる給水施設や水源管理道の整備、補修などに係る経費について、県の中山間地域生活支援総合補助金を活用する須崎市生活用水確保事業費補助金により事業費の6分の5の補助が可能な補助金を用意しておりますので、設備などで補修の必要が生じた場合は、御相談いただければと思います。

また、上水道を御利用の場合における水道管からの引込みということで、いわゆる道路に埋設された上下水道の配水管から分岐し各家庭や施設へ直接水を送り届けるための管で、給水装置のことだと思われませんが、こちらは、水道メーターを除き、個人の財産でありまして、かかる費用は全て個人の責任で負担していただくことになっておりますので、その性質上、費用負担を補助することは現在考えておりません。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 先ほど6分の5、補助があるということですが、負担が6分の1となるということでした。でも、その6分の1でも、世帯別にしますと10万円を超える負担になるとお聞きいたしました。年金生活者が多い中での負担増は避けるべきで、そのせめて半分でも市で負担をすることができないでしょうか。また、水道を引き込むのに100万円も費用がかかる場合もあるとお聞きしました。そうした場合も、やはり一部負担をしていくことも考えていただきたいと思います。

確かに個人の土地で、個人の財産ということですが、市民は税金を納めています。その税金を還元するという、そういうことは私は大切ではないかと思っておりますので、再度お尋ねいたしますが、お答えいただけますでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどお答えしたとおり、現在のところ、現制度で一定の公平性が保たれ

ておるといふふうに考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市長は公平性が保たれているとおっしゃられましたが、まだ私はそうではないと思って、この質問をしているわけでございます。

税金は払ってる、皆さん払われてます。水道を引き込みしてない、上水道の未給水世帯でもやはり税金は払っていますし、いろんな労力がかかっております。やはり考えていっていただきたいと思います。

広報「すさき」に、SDGsと私たちということで、昨年の7月から掲載されています。そのSDGsの掲げられた目標、17の目標、どれも大切なものだと思いますが、この中に安全な水とトイレをという項目があります。水がなければ私たちは生きることができません。水は命につながるものです。水の確保は公共性が非常に高く、何より一番に取り組むべき課題ではないでしょうか。暮らし続けられるためにも、行政の支援を求めています。また御検討いただきますように御要望いたして、次の質問に移ります。

木造住宅耐震化促進事業についてです。

南海地震に備えて、耐震化は喫緊の課題です。そこで、住宅耐震化の目標と、現在の進捗状況について、防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 本市における木造住宅耐震化促進事業につきましては、現在、耐震診断を年間100件、耐震設計及び耐震改修を年間50件として設定し、取り組みを進めております。

令和6年度からは県補助金の限度額引上げに伴い、市の補助金につきましても耐震設計費を最大35万6,000円、耐震改修工事で最大165万円、合わせて200万6,000円へと制度を拡充しております。また、令和8年度予算では、年間60件分の耐震改修を予定しております。

御質問の耐震化の目標と進捗状況につきましては、令和5年度に改訂しました須崎市耐震改修促進計画に基づき、令和9年度末までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標としており、令和7年度末現在で約81%の進捗率となっております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 順々に進んでいっているかとは思いますが、本来なら目標100%を目指していくのが私は望ましいかと思いますが、市のほうも努力してくださっているかとは思いますが。

そんな中、市の基準では、対象が昭和56年5月31日以前に建築された住宅とありますが、国は5月31日までに着工された住宅となっております。5月31日までに着工されたものがこの補助の対象となるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 本市の木造住宅耐震改修制度の本来の目的は、地震に対する安全性が不足している可能性が高い旧耐震基準により建てられた住宅の耐震化を促進し、市民の皆様の生命と財産を守ることにございます。議員御指摘の本市の要綱につきましては、対象要件を昭和56年5月31日以前に建築された住宅と規定しております。この期日は、昭和56年6月1日の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準よりも前に建てられていた、いわゆる旧耐震基準の住宅を対象とするという国の制度趣旨に基づくものです。

現在の建築された住宅という表記につきましては、完成した日であるとの誤解を与えかねないという御指摘であると受け止めておりますので、今後、国の制度趣旨を踏まえつつ、県と協議を行ってまいります。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） そうですよね、6月1日に改正になったということで、5月には旧の耐震基準で建てられていたという可能性があると思います。ところが、いつ建てたのか分からないという場合がございまして、唯一分かるのが、昭和56年の6月に、その住宅と土地に対しての抵当権が発生している方がおられます。6月にはもう既に建築されていることが予想されます。ということは、もう旧の耐震基準で着工されていたということと、耐震基準で建てられていたということが考えられ、その場合は対象となるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 昭和56年6月に建物の登記等において抵当権が設定されている物件につきましては、議員御指摘のとおり、実態としてその前の時期に、5月以前に着工されている可能性は十分に考えられるところでございます。しかしながら、本市の耐震診断や耐震改修工事等に関する補助事業の対象要件におきましては、国の制度等と、高知県の住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に基づき、昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを客観的な関係書類によって厳密に確認することが求められております。したがって、抵当権の発生時期のみをもって直ちに昭和56年5月31日以前の着工であるとみなすことは、公金の支出の適正性を担保する観点から制度上困難ではございますが、補助対象となる可能性がある住宅に対しましては、当時の着工時期が推測できる関係書類がないか、現状に応じて確認に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 確かにきちんとした書類がないと対象とはならないというお答えでしたが、実際に昭和56年に、5月以前にきちんとそういった書類を置いてある住宅がどのくらいあるのか疑問に思うところです。そうした住宅の場合は、耐震基準を満たさない場合であっても補助の対象にならないという、非常にそういうことは私はあってはならないことだとは思いますが、それを解消する方法といたしまして、次の質問に移りますが、神奈川県海老名市では、昨年7月より木造住宅耐震化支援制度の対象を、昭和56年5月31日以前の耐震基準の木造住宅

としていましたが、昨年7月から平成12年5月31日以前の新耐震基準の木造住宅までを対象を拡大しています。本市でも拡充することを求めるものですが、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 現在、本市におきましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の木造住宅を対象として耐震診断や改修設計、工事に対する補助制度を設け、住宅の耐震化の促進に努めております。

議員御紹介の神奈川県海老名市をはじめ全国的にも平成12年5月31日以前に建築された、いわゆる新耐震基準の木造住宅に対する支援を拡充する自治体があることは承知しております。熊本地震や能登半島地震などの近年の大規模地震におきまして、新耐震基準の木造住宅であっても、接合部の仕様等によって大きな被害が発生する事例が報告されており、これらの住宅に対する耐震性の確保につきましても重要な課題であると認識しております。

なお、対象の拡充につきましては、倒壊の危険性がより高い旧耐震基準の住宅対策とのバランスや、それに伴う財源の確保、国や県の補助制度の動向など、様々な観点から整理が必要となりますので、引き続き先行して対象を拡充しております他の自治体の事例や国、県の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） ぜひ先進自治体の例を参考にして、須崎市でもその拡充をしてもらいたいと思います。

国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の中に、地方公共団体は所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきであるとあります。ほかの自治体で行っていることは本市でもできると思います。これ、事前防災の観点からも、耐震化を進めていくことが非常に大切だと思いますので、どうか御検討をよろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。生理用品の学校への配置です。

生理前には倦怠感や眠気が起こり、情緒不安定になることもあります。生理になれば生理痛があり、ひどい人では、痛み止めを飲まないといけない場合、仕事や学校を休む場合もあります。これは女性であるがために起こることです。生理は生理現象の一つです。生理用品の購入は女性だけの負担となっています。市内の小中学校、高等学校への生理用品を女子トイレに置く場合に費用は幾らかかるのかをお伺いいたします。また、県内には設置している自治体はどのくらいあるのでしょうか。

生理が予期していないタイミングで始まったときに、生理用品を持ち合わせていなくて困ることがあります。また、経済的な理由で買うことのできない場合もあるかと思います。市内の学校の子女子トイレへの生理用品の設置を求めるものですが、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 宮田議員の御質問にお答えをいたします。

市内小中学校への生理用品の配置に関しましては、学校保健会から無償配布されたものや、メーカーから送付される試供品等がまずございます。それを保健室に配置をし、不足が見込まれる場合は学校配当予算で購入している、そういった現状でございますので、現時点での明確な費用というのは不明でございます。なお、高等学校につきましては、確認ができておりません。

県内の小中学校における女子トイレへの生理用品の設置状況ですが、本市を除く県内33自治体に電話確認したところ、32自治体から回答がありました。トイレに設置していると明確に回答があったのは1自治体のみで、そのほかは、衛生面等の理由から保健室に設置をしているという回答でございました。

また、各自自治体における生理用品の購入予算につきましても、生理用品購入費などとして明確に予算計上しているところはなく、学校配当予算で購入しているとのことでございました。

いずれにしましても、本市の小中学校において生理用品が保健室に配置されていることで、必要なことはされていると、そのように考えておりますので、女子トイレへの配置は考えてございません。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 短い休み時間の中で、トイレで生理になったということに気がついて保健室に取りに行くとしたら、また再度トイレに行くと。そうしたときに、授業に間に合わなくなるようなことが起こったりすることも考えられます。トイレにあつたら、その場で解決できます。安全な、安心な学校生活を送るためには、私はとても大事なことだと思ってこの質問をしております。

私の試算、トイレにナプキン、生理用品を置くとのどのぐらいかかるかをちょっと試算してみました。生理用品が大体400円として計算しました。小学校の女子トイレ30か所に、一月1袋置きましたら年間14万4,000円、中学校は9か所、2校ですけど9か所に、中学生ですので一月4袋といたしました。で、19万2,000円。合わせまして合計33万6,000円となります。市の財政を圧迫するものではないと考えます。子どもの人権を守るためにも、女性の人権を守るためにも、トイレへの設置を御検討いただきたいのですが、再度お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 試算の数字、御提供ありがとうございます。

答弁といたしましては先ほどと変わらないところでございますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたい、そういうことでございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 生理用品の、作っているユニ・チャームという会社が、ユニ・チャーム、MeWプロジェクト、日本カルミックが提携し実施した調査では、84%の学生がトイレで困っ

た経験があると答え、99%の学生が学校のトイレに無償の生理用品が設置されることで、学生生活により変化があると回答しているということです。これ、本当に県内の自治体でもなかなか進んでないということですが、須崎市は女性活躍ということでいろんな取り組みをしているところなんです。そういった観点からもトイレへの設置を求めていきたいのですが、公立小中学校トイレ39か所に、仮に1袋でもいいです、年間1袋400円、置くとしたら1万5,600円です。僅かな金額です。来年、取りあえず……。

39か所、だから39か所に400円なので1万5,600円になります。1袋だけです。取りあえず1袋、1つずつでも置いてくださる、そういったことは御検討いただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 先ほど試算数字をいただきました。実際にどういう数字になるかというのは、また別だと思っています。

調査をさせていただいた県内他の自治体の状況を少しだけ申し上げますと、中には、置いたこともあるけれども引込めたというような自治体もあるようでございます。何か事情があるんでございましょうか。置いてあると、やっぱりそれを優先的に使うと、そんな事情もあったようでございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 私は緊急の場合の対策として置くように、また、貧困対策として置くようにということで取り上げております。大概の生徒、児童さんは自分で用意して持ってこられるとは思いますが、そういった困ったときのために置くべきではないかということで質問しているわけでございますので、ぜひこの生理用品の設置について、子どもさんにも聞いていただきまして、必要であるのではないかということになりましたら考えていっていただきたいと要望して、次の質問に移ります。

その他の当面する課題です。生活保護制度についてです。

健康で文化的な生活を送れる水準であるべきものが、2013年から3年間、生活保護基準が引き下げられました。それに対し、全国で1,000人以上の生活保護利用者が立ち上がり、支えた弁護士は300人を超え、十数年かけて29か所で31の訴訟を起こしました。このいのちのとりで裁判は、2025年6月、生活保護基準の引下げを違法とした画期的な最高裁判決が出されています。この結果を受けての生活保護費の追加給付について、本市での今後の予算措置や給付スケジュールについて、福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） お答えします。

御質問の生活保護費の追加給付につきましては、平成25年に行われました生活扶助費の基準額改定を違法としました昨年6月の最高裁判決への対応といたしまして、引下げ額を再改定し、

差額の一部を追加給付するものでございます。追加給付の対象となる世帯は、平成25年8月以降に生活保護を受給されていた全ての世帯が対象で、亡くなられた方は、過去の最高裁判決において生活保護による給付を受ける権利は一身専属的とされていることを踏まえ、追加の給付の対象外となっております。

国から示されました処理基準等では、事務量が膨大になることが想定されていますことから、対象世帯を現在も生活保護を受給されている世帯と、現在は生活保護を受給されていない世帯に分け、受給中の世帯は、世帯主からの申請等の手続は不要で、職権により給付を行い、現在は受給されていない世帯は、世帯主からの申出が必要で、申出により過去の受給状況を確認した上で給付されることになっております。

また、給付につきましては、受給中の世帯は準備状況に応じて順次支給を開始し、令和8年度中の支給、現在は受給されていない世帯は全国統一で夏頃から令和8年度末までの期間、申出を受け付け、順次支給するものとされております。

本市の予算につきましては、追加給付につきましては生活保護費の扶助費から支給し、支給に係る事務費用として、会計年度任用職員の雇用等の費用といたしまして生活保護費等の追加給付事務体制整備等事業費988万2,000円を令和8年度当初予算に計上いたしまして準備を進めているところでございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） また事務作業とかいろいろ大変かと思いますが、速やかに追加給付を行っていただきたいとお願いいたします。

敗訴した厚生労働省ですけども、専門委員会を立ち上げて、再度の減額改定を行うため、本来補填すべき額の半分でしかないものが今回の追加給付となっております。この運動している団体は、これから集団審査請求運動に取り組むこととしています。この弁護団の共同代表の尾藤廣喜弁護士は、一人の1,000歩より1,000人の一歩とよく言われているそうです。この勇気を持って声を上げられてきた方々がいた、この運動に私は学びたいと思うところです。

次の質問に移ります。生活保護受給者が通院などのためにタクシーを利用せざるを得ない場合があります。その際に、後日、領収書と通院証明書を提出すれば返還される自治体がありますが、本市でもそういう対応となっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） お答えします。

生活保護の基準におきましては、通院に際し交通費が必要な場合には、通院に必要な最小限度の額を移送費として給付を行うものとされております。本市におきましても、個別にその内容を審査し、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって給付を行っているところでございます。

移送費の給付を受けるには、まず事前に相談、申請をしていただき、移送の必要性、交通手段の妥当性について主治医の意見を確認し、嘱託医協議を経て決定しております。また、交通手段

につきましては、原則として自動車、バス等の公共交通機関の利用を基本といたしております。

御質問のタクシーの利用につきましては、病状、障害等の状況等に照らして判断することとされており、公共交通機関の利用が困難で、タクシー等を必要とする、真にやむを得ない理由がある場合に対象とする取扱いを行っております。

また、通院後には領収書の提出を受け、通院日数や領収書等による所要額の確認を行った上で、移送費として支給を行っているところでございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 事前に申請すればできるということですので、私はなぜこの質問をしているかという、ちょっと御存じのない方がおいでたということで質問してるのでありまして、利用者在今后丁寧な説明をしていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。私道であるために市からの補助で補修のできない場所があります。市道に編入するか、もしくは私道であっても生活道として大変に活用されておられる場合、住民からの要求がある場合には補助の対象とするように求めるものですが、建設課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

須崎市における市道認定は、須崎市市道認定要綱に基づいて認定しており、御質問の私道の市道への編入につきましては、この要綱に基づくものであれば可能でございます。

補修につきましては、認定外道路や法定外公共物などを、部落を中心とする地元の方が簡易的に補修をする場合、コンクリートやアスファルトなどの資材を1回10万円までを限度に現物支給いたしております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 現物支給されているところもあるということですが、現物支給だけではなく、その地域の方々の手によって整備したりするということが困難になってる場所もございます。この私道が市道にならない場合に、基準があればということでしたが、ならない場合がございます。ございまして、困っててここで質問してるわけですが、なかなか市内の道を見まして、穴が空いてたりとか、舗装が剥げてたりとか、本当に難儀なことを目にします。道路は毎日通りますので、本当に整備されていないと何とも言えない気持ちになります。移住者も呼び込んで暮らしてもらうというときに、この道の状態が極めて悪いとかいうことになりましたら、大変がっかりされるのではないかと思うところです。もちろん住民の方も毎日快適に生活するためには、やはり道の整備というのは大事だと思いますので、ぜひ要望があった際に、できないのではなくて、できる方法を一緒に考えていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

最後の質問に移ります。ふるさと納税を行うことを前提として市から支援を受けた事業所数と、それぞれの補助金額についてお伺いいたします。また、それらの事業所が申請どおり返礼品の事業を実施しているのか、確認はしているのでしょうか、元気創造課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

まず、須崎市商品開発・販路拡大等支援事業費補助金がございます。これは、地場産品の創出等への支援を行い、ふるさと納税の寄附額の向上を目的とした補助金であり、令和5年度から施行しているものとなります。補助金の実績といたしましては、令和5年度は1件の補助実績があり、補助金額は1億3,659万4,000円、令和6年度は1件の補助実績があり、補助金額は3億616万3,000円、本年度につきましては2件の補助実績があり、うち1件の補助金額は3,701万8,000円で、もう1件につきましては現在事業実施中であり、繰越しの上、来年度の完了を予定いたしております。

次に、須崎市地場産業産品創出支援事業費補助金がございます。これは、食品加工施設を整備する取り組みに対し、地域活性化と地場産品振興に資することを目的として交付する補助金であり、令和5年度に限り施行したものであります。補助金の実績といたしましては1件の補助実績があり、補助金額は4,000万円となっております。

いずれの補助事業者につきましても、補助事業完了後は、すぐにふるさと納税事業を開始しており、現在も継続してポータルサイトにて寄附の募集を行っております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 多額の補助金が入るわけですから、当然ふるさと納税の返礼品事業者として事業を行っているのは確認できると思いますが、私が聞いたかったのは、それ以外の事業者がいるのではないかとということで、ちょっとそういった声をお伺いいたしましたので聞いたところですが、そういった事例は、ふるさと納税を行うとして補助金を出した事例、それ以前にもないということでしょうか。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） ふるさと納税の寄附金額の向上を目的として事業者に交付する補助金につきましては、先ほど御説明しました補助金以外にないものというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 分かりました。承知いたしました。

来年度の当初予算を見まして、私たちの要求してきました保育園の主食の提供や、中学校給食の無償化、猫の避妊手術の拡充などの予算計上されているのを見て、本当にうれしく思いました。公園の整備や市道の整備も順次進められています。国の悪政の下、市民の暮らしを守るのは市政です。さらに御尽力していただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（土居信一君） 以上で一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をして、お諮りをしたいと思います。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 市議案第1号

○議長（土居信一君） 日程第2、市議案第1号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第1号は、総務文教委員会に付託をいたします。

日程第3 市議案第2号

○議長（土居信一君） 日程第3、市議案第2号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第2号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第3号

○議長（土居信一君） 日程第4、市議案第3号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第3号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第5 市議案第4号

○議長（土居信一君） 日程第5、市議案第4号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第4号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第6 市議案第5号

○議長（土居信一君） 日程第6、市議案第5号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第5号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第6号

○議長（土居信一君） 日程第7、市議案第6号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第6号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第7号

○議長（土居信一君） 日程第8、市議案第7号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第7号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第9 市議案第8号

○議長（土居信一君） 日程第9、市議案第8号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第8号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第10 市議案第9号

○議長（土居信一君） 日程第10、市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、議案内容の訂正の申出がありましたので、執行部からの説明を求めます。市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） 市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案書に誤りがございましたので、おわびを申し上げますとともに、議案の訂正をお願いいたします。

議案書31ページを御覧ください。第21条第2項に同項第3号を加える改正規定において、第3号アからエに定める金額に誤りがございました。第3号アに掲げる金額が18円とありますが、正しくは240円。同号イに掲げる金額が30円とありますが、正しくは400円。同号ウに掲げる金額が48円とありますが、正しくは640円。同号エに掲げる金額が60円とありますが、正しくは800円となります。詳しくは配付をいたしております市議案第9号についての正誤表を御参照ください。

議案の訂正については以上となりますが、このたびの議案の誤りに対しましておわびを申し上げますとともに、このようなことがないように事務の執行に取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） ただいま説明のありました市議案第9号の議案内容の訂正について、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議がありませんので、申出のとおりこれを許可することに決しました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第9号は、産業厚生委員会に付託いたします。
-

日程第11 市議案第10号

- 議長（土居信一君） 日程第11、市議案第10号を議題といたします。

- 議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第10号は、産業厚生委員会に付託いたします。
-

日程第12 市議案第11号

- 議長（土居信一君） 日程第12、市議案第11号を議題といたします。

- 議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第11号は、総務文教委員会に付託いたします。
-

日程第13 市議案第12号

- 議長（土居信一君） 日程第13、市議案第12号を議題といたします。

- 議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第12号は、総務文教委員会に付託いたします。
-

日程第14 市議案第13号

- 議長（土居信一君） 日程第14、市議案第13号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第13号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第15 市議案第14号

○議長（土居信一君） 日程第15、市議案第14号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第14号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第16 市議案第15号

○議長（土居信一君） 日程第16、市議案第15号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第15号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第17 市議案第16号

○議長（土居信一君） 日程第17、市議案第16号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第16号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第18 市議案第17号

○議長（土居信一君） 日程第18、市議案第17号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第17号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第19 市議案第18号

○議長（土居信一君） 日程第19、市議案第18号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第18号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第20 市議案第19号

○議長（土居信一君） 日程第20、市議案第19号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第19号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第21 市議案第20号

○議長（土居信一君） 日程第21、市議案第20号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第20号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第22 市議案第21号

○議長（土居信一君） 日程第22、市議案第21号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第21号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第23 市議案第22号

○議長（土居信一君） 日程第23、市議案第22号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第22号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第24 市議案第23号

○議長（土居信一君） 日程第24、市議案第23号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第23号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第25 市議案第24号

○議長（土居信一君） 日程第25、市議案第24号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第24号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第26 市議案第25号

○議長（土居信一君） 日程第26、市議案第25号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第25号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第27 市議案第26号

○議長（土居信一君） 日程第27、市議案第26号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第26号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第28 市議案第27号

○議長（土居信一君） 日程第28、市議案第27号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第27号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第 29 市議案第 28 号

○議長（土居信一君） 日程第 29、市議案第 28 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 28 号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第 30 市議案第 29 号

○議長（土居信一君） 日程第 30、市議案第 29 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 29 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 31 市議案第 30 号

○議長（土居信一君） 日程第 31、市議案第 30 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 30 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 32 市議案第 31 号

○議長（土居信一君） 日程第 32、市議案第 31 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 31 号は、産業厚生委員会に付託

いたします。

日程第33 市議案第32号

○議長（土居信一君） 日程第33、市議案第32号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第32号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第34 市議案第33号

○議長（土居信一君） 日程第34、市議案第33号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第33号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第35 市議案第34号

○議長（土居信一君） 日程第35、市議案第34号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第34号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第36 市議案第35号

○議長（土居信一君） 日程第36、市議案第35号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第35号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第37 市議案第36号

○議長（土居信一君） 日程第37、市議案第36号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第36号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第38 市議案第37号

○議長（土居信一君） 日程第38、市議案第37号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第37号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第39 市議案第38号

○議長（土居信一君） 日程第39、市議案第38号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第38号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第40 市議案第39号

○議長（土居信一君） 日程第40、市議案第39号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第39号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第41 市議案第40号

○議長（土居信一君） 日程第41、市議案第40号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第40号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第42 市議案第41号

○議長（土居信一君） 日程第42、市議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（土居信一君） お諮りします。本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第41号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第41号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第41号は、原案に同意することに決しました。

日程第43 市議案第42号

○議長（土居信一君） 日程第43、市議案第42号教育委員会委員の任命についてを議題といた

します。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第42号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第42号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第42号は、原案に同意することに決しました。

日程第44 陳情の付託

○議長（土居信一君） 日程第44、陳情の付託を行います。

今回受理いたしました陳情第25号から第27号につきましては、お手元にお配りいたしております文書表記載のとおり、全て総務文教委員会に付託いたします。

各常任委員会は、さきに付託いたしました議案とともに御審査の上、来る3月18日の本議会で御報告できるようにお願いをいたします。

○議長（土居信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日13日から3月17日までは委員会審査等のため休会し、3月18日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

3月18日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時08分 散会

令和8年第494回須崎市議会3月定例会
陳情文書表

陳情 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付 託 委員会
25	(令和) 7.12.15	「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願い	高知市越前町一丁目5番7号 高知弁護士会 会長 金子 努 担当弁護士 高林 藍子	総務文教 委員会
26	(令和) 7.12.15	再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）	高知市越前町一丁目5番7号 高知弁護士会 会長 金子 努 刑事弁護委員会委員長 弁護士 高林 藍子	総務文教 委員会
27	(令和) 8.2.18	須崎市における相撲場新設について	須崎市幸町6番地13号 須崎総合相撲クラブ 代表 中川 土佐雄	総務文教 委員会

第494回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和8年3月18日（水曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第 1号 須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について
市議案第 2号 須崎市地域営農推進基金条例の制定について
市議案第 3号 須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について
市議案第 4号 須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について
市議案第 5号 須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
市議案第 6号 須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定について
市議案第 7号 須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
市議案第 8号 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第 9号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
市議案第10号 須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について
市議案第11号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について
市議案第12号 須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第13号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
市議案第14号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例について
市議案第15号 専決処分の承認について
市議案第16号 専決処分の承認について
市議案第17号 令和8年度須崎市一般会計予算について
市議案第18号 令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
市議案第19号 令和8年度須崎市バス事業特別会計予算について
市議案第20号 令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算について
市議案第21号 令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
市議案第22号 令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
市議案第23号 令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
市議案第24号 令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について
市議案第25号 令和8年度須崎市水道事業会計予算について

- 市議案第26号 令和8年度須崎市下水道事業会計予算について
- 市議案第27号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について
- 市議案第28号 令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 市議案第29号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 市議案第30号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 市議案第31号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 市議案第32号 須崎市過疎地域持続的発展計画について
- 市議案第33号 指定管理者の指定について
- 市議案第34号 指定管理者の指定について
- 市議案第35号 指定管理者の指定について
- 市議案第36号 指定管理者の指定について
- 市議案第37号 指定管理者の指定について
- 市議案第38号 指定管理者の指定について
- 市議案第39号 市道路線の廃止について
- 市議案第40号 市道路線の認定について
- 陳情第25号 「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願い
- 陳情第26号 再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）
- 陳情第27号 須崎市における相撲場新設について
- 第2. 市議案第43号 須崎市教育長の任命について
- 第3. 議会議案第1号 弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期法制化を求める意見書の提出について
- 議会議案第2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について
- 第4. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件
 日程第1から日程第4まで

出席議員

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 西村 泰一君 | 2番 大崎 宏明君 |
| 3番 宮田 志野君 | 4番 杉山 愛子君 |
| 5番 吉野 寛招君 | 6番 松田 健君 |
| 7番 佐々木 學君 | 8番 山本 啓介君 |
| 9番 森田 收三君 | 10番 海地 雅弘君 |

1 1 番 森光 一晴君

1 3 番 高橋 祐平君

1 2 番 高橋 立一君

1 4 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君
企画情報課長 堅田 典寿君
元気創造課長 小川 智義君
防災課長 楠瀬 晃君
建設課長 中川 雄大君
住宅・建築課長 山岡 伸也君
長寿介護課長 大崎 弘美君
市民課長 高橋 正恭君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教育長 竹内 新君
学校教育課長 森光 和明君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 市川ゆかり君

副 市 長 梅原健一郎君
総務課長 松浦 すが君
プロジェクト推進室長 岡田 進一君
文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
農林水産課長 嶋崎 貴寿君
環境未来課長 宮本 良二君
健康推進課長 國廣 哲也君
福祉事務所長 森光 澄夫君
上下水道課長 大野 明君
教育次長 西村 浩司君
生涯学習課長 福本 博一君

港湾政策推進監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君
会計年度任用職員 福本 恵美君

次 長 松本 佐和君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。


これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日、市長より市議案第43号の提出があり、また、議員より議会議案第1号及び第2号の2議案の提出がありましたので、それぞれの写しを議席に配付いたしております。

須総発第799号

令和8年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 

議案送付について

令和8年3月4日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第43号 須崎市教育長の任命について

(議会議案第1号)

令和8年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者 総務文教委員会委員長 大崎 宏明

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

弁護士等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充と
オンライン接見の早期法制化を求める意見書の提出について

(議会議案第2号)

令和8年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者 総務文教委員会委員長 大崎 宏明

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

日程第1 市議案第1号から第40号、陳情第25号から第27号

○議長（土居信一君） 日程第1、市議案第1号から第40号までの40議案と、陳情第25号から第27号の3件、これら43件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（土居信一君） これより順次委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長・大崎宏明さん。

令和8年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

総務文教委員会委員長 大崎 宏明

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 1 号	須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決
市議案第 4 号	須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
市議案第 5 号	須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
市議案第 6 号	須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定について	原案可決
市議案第 7 号	須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 8 号	技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 1 1 号	須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 1 2 号	須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 1 3 号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 1 4 号	須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例について	原案可決
市議案第 1 5 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 1 6 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 1 7 号	令和 8 年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第 1 8 号	令和 8 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 1 9 号	令和 8 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 0 号	令和 8 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 7 号	令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）について《分割》	原案可決
市議案第 2 8 号	令和 7 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
市議案第 3 2 号	須崎市過疎地域持続的発展計画について	原案可決
市議案第 3 3 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 4 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 5 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 8 号	指定管理者の指定について	原案可決

令和 8 年 3 月 1 8 日

須崎市議会議長 土居 信一 様

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	提出者	審査結果
陳第25号	「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護士等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願い	高知市越前町一丁目5番7号 高知弁護士会 会長 金子 努 担当弁護士 高林 藍子	採 択
陳第26号	再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）	高知市越前町一丁目5番7号 高知弁護士会 会長 金子 努 刑事弁護委員会委員長 弁護士 高林 藍子	採 択
陳第27号	須崎市における相撲場新設について	須崎市幸町6番地13号 須崎総合相撲クラブ 代表 中川 土佐雄	採 択

〔総務文教委員会委員長 大崎宏明君登壇〕

○総務文教委員会委員長（大崎宏明君） おはようございます。

今議会、総務文教委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第1号須崎市犯罪被害者等支援条例の制定についてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第4号須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、運営委員会委員の選任は公募等行うのか、また、議事録は作成するのかなどの質問があり、執行部から答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第5号須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、利用定員や料金は決まっているのか、保育士の負担の増加や保育の質の低下を招かないか等の質問があり、それについて執行部から答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第6号須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、過料の

発生、金額の基準等について質問があり、執行部から答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第7号須崎市職員定数条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、教育委員会だけではなく、他部署も人員が不足しているのではないかとの質問があり、執行部から答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第8号技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第11号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、コールセンターのみ具体的な記載となっているが、なぜかとの質問があり、執行部から答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第12号須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、電気代の試算が高額となっていたが、市外の利用者も使用料は同額なのかとの質問があり、執行部からの答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第13号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、市議案第14号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第15号専決処分の承認についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。審査の中で、委員から、反対するものではないが、ポイント還元事業について、登録事業者しか恩恵がなく、今後はできるだけ公平なメニューをお願いしたいとの意見があり、それについて執行部からの答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第16号専決処分の承認についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。

質疑では、交通安全施設整備費の減額について、委託型協力隊員の業務内容、コミュニティ推進事業での認可地縁団体の定義、移住支援事業費補助金、空き家活用推進事業費補助金について、ゴルフ場利用税の活用、地域プロジェクトマネジャーの業務内容、多文化共生のまちづくり事業での多文化共生アドバイザーの業務内容、施設整備の必要性、事前復興まちづくり計画策定予算、観光クラスター整備事業の不動産鑑定料、人工芝グラウンドのランニングコストの試算、朝ヶ丘中学校グラウンド整備費、教育政策プロデューサーの委託金額、地域課題解決予算の内訳などと

いった多くの質問があり、執行部よりそれぞれに対する答弁がありました。

審査の中で、観光クラスター整備事業で事業内容が示されないまま予算計上されているため反対する。人工芝グラウンドはマイクロプラスチックが環境に影響するおそれがあるため反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第18号令和8年度須崎市巡行船事業特別会計予算についてにつきまして、委員から、他会計からの繰入金への特別交付税措置はどのようになっているのか。これまで意見した外部委託や人件費削減に向けた協議はどうなっているのかの質問がありました。それについて執行部より答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第19号令和8年度須崎市バス事業特別会計予算についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第20号令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算についてにつきまして、委員から、児童生徒が利用するバスだが、運行経費は十分となっているのかとの質問がありました。金額については十分となっているが、予期せぬ経費が必要となった場合には検討していくとの答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分、及び市議案第28号令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案につきまして、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。委員から、重要港湾須崎港の高度化、背後地開発とは何かとの質問がありました。今後バースの大型化をしていくに当たり、様々なものに使用ができるよう広げていくとの答弁がありました。また、委員から、新たな教育の推進の中に、小中学校統合計画が記載されており、住民合意のない統合には反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第33号指定管理者の指定について、市議案第34号指定管理者の指定についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第35号指定管理者の指定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。委員から、まちなか学舎はこれまでずっとNPO法人暮らすききが指定管理となっているが、多面的に利用可能な本施設の目的、指針を改めて決め、公募すべきと考える。行政が施設整備したものをNPO法人が拠点としていることに疑念が残るため、これらについて2年以内に整理してもらいたいとの意見がありました。挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第38号指定管理者の指定についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情の審査結果につきまして御報告いたします。

陳情第25号「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願いにつきましては、委員より願意妥当であり、賛成するとの意見がありました。採択するべしという意見に異議はなく、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第26号再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）につきまして、委員より採択すべきとの意見がありました。採択するべしという意見に異議はなく、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第27号須崎市における相撲場新設についてにつきましては、委員より採択すべきとの意見と、少子化の中で、今後競技人口がどうなるのか、現在利用している須崎総合高校の利用方法を県と協議するなど、既存施設の活用を新設の前に検討するべきと考えるため、継続審査とすべきとの意見がありました。意見が分かれたため、まず継続審査にするか否かを挙手により採決を行い、挙手少数により採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土居信一君） 産業厚生委員会委員長・吉野寛招さん。

令和8年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

産業厚生委員会委員長 吉野 寛招

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 2 号	須崎市地域営農推進基金条例の制定について	原案可決
市議案第 3 号	須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について	原案可決
市議案第 9 号	須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第10号	須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第17号	令和8年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第21号	令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第22号	令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第23号	令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第24号	令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第25号	令和8年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決

市議案第26号	令和8年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決
市議案第27号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》	原案可決
市議案第29号	令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第30号	令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第31号	令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）について	原案可決
市議案第36号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第37号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第39号	市道路線の廃止について	原案可決
市議案第40号	市道路線の認定について	原案可決

〔産業厚生委員会委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業厚生委員会委員長（吉野寛招君） おはようございます。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第2号須崎市地域営農推進基金条例の制定についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第3号須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から審査会委員の選任について、災害弔慰金となる基準についての質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から今回の改正でどのぐらいの世帯が上昇するのか質問があり、執行部から説明がありました。審査の中で、委員から、国民健康保険に加入する方は収入の低い世帯が多く、新規の負担増が高くなることが予想されるのでこの議案には反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第10号須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、入居期間や料金についての質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第21号令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、子ども・子育て支援金の分が全世帯にかかってくるのかの質問があり、執行部から説明がありました。審査の中で、委員から、この予算には子ども・子育て支援金の課税分が含まれていることから、この議案に反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第22号令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてにつきまして、

執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、子ども・子育て支援金の増額分についての質疑があり、執行部から説明がありました。審査の中で、委員から、この予算にも子ども・子育て支援金の増額分が含まれていることから、この議案には反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第23号令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、市議案第24号令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について、市議案第25号令和8年度須崎市水道事業会計予算についての以上3議案につきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第26号令和8年度須崎市下水道事業会計予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から入札方法についての質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、上水道未給水世帯支援給付金の申請件数について、漁業事業持続化事業の水揚げ期間について、生活保護扶助費減額の理由などの質問があり、それぞれ執行部からの説明を受け、慎重審査の結果、執行部の説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第29号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、市議案第30号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について、市議案第31号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）について、市議案第36号指定管理者の指定について、市議案第37号指定管理者の指定について、市議案第39号市道路線の廃止について、市議案第40号市道路線の認定についての以上7議案につきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、地籍調査の次年度計画について、放置船対策の県との連携について、住宅リフォーム補助金の対象事業所について、排水機維持費の委託方針について、燃料タンク対策事業費の推進計画について、猫対策事業費の要件緩和について、健康づくり事業費のチョコザップ利用促進の内訳、福祉避難所の備蓄計画について、アサリ貝等分析業務の内訳、マイナンバーカードの初回更新時期への対応についての質問があり、それぞれ執行部からの説明を受けました。

審査の中で、委員から、このマイナンバーカード交付に関する事業については、以前から反対していることから、この議案には反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で、議題となっております議案及び陳情に対する両委員長の報告は全て終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（土居信一君） これよりただいまの両委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。

市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び市議案第21号令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について、並びに市議案第22号令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は、原案可決でした。私は、日本共産党議員団を代表し、それぞれの議案に反対の立場で討論いたします。

国の来年度予算は、防衛費9兆円を超え計上されている一方で、医療や社会保障費の削減が進められていることに反対するものです。

令和6年に成立した子ども・子育て支援法の改定により、医療保険各制度からの納付金を来年度から令和10年度までに段階的に行い、総額1.3兆円もの負担増が予定されています。そのための財源として、子ども・子育て支援金を上乗せして国民に負担を強いる一方で、子育て施策に関する国の一般財源の負担を後退させようとしています。今回の条例改正案は、子ども・子育て支援金の上乗せを含むものです。国民健康保険は医療費を支えるための社会保障制度であり、その財源は医療という明確な目的に限定されてきました。そこに子育て支援という別の目的の負担を組むことは、国民健康保険なら何でも負担させられるという前例をつくるのではないかと危惧されるどころです。

国民健康保険の加入者には、自営業、非正規雇用、年金生活の方などが含まれています。所得に対して保険税が重いという構造的な課題がある中で、負担を上乗せすることは市民の生活をさらに圧迫することになると考え、反対いたします。

次に、国民健康保険特別会計予算案についてです。自治体として本来果たすべき役割は、国の制度改正による影響を緩和し、住民の生活を守ることです。南国市議会では、国民健康保険税に上乗せされる子ども・子育て支援金分について、国保財政調整基金を活用し、負担軽減を図り、来年度の負担を増やさない内容の修正案が定例会最終日に賛成多数で可決されています。本市でも同じように基金を活用して市民の負担軽減を図るべきです。

最後に、後期高齢者医療特別会計予算案についてです。来年度は増額される金額は平均すると月250円、再来年には450円が見込まれています。負担は年々増加しており、生活に直結する深刻な問題です。長年にわたり社会を支えてこられた高齢者の生活を苦しめる政策は取るべきではないと考えます。市民の生活実態に寄り添った財政運営が進められる中、今回の予算案はその期待に込んでいるとは言えず、賛成できません。

以上の理由により、3議案に対し反対といたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。

市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算について及び市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画について、委員長報告はそれぞれ原案可決でした。私は、会派を代表し、これらの議案には委員長報告に反対の立場で、また陳情27号須崎市における相撲場新設について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算については、保育園の3、4、5歳児クラスの給食で主食の提供を行うあったかごはん提供事業費や、国の小学校給食無償化に加えて、市として中学校給食を無償化するための事業費などが盛り込まれ、子どもの食育推進や物価高騰に窮する子育て世帯の負担軽減が図られることは大変評価されます。

一方で、観光クラスター整備事業費や多文化共生のまちづくり事業費、スポーツセンター整備事業費等において、施策の目的や内容の説明が十分ではないものや、慎重な検討の上、予算計上してもらいたい事業があるため、市民の代表として原案に反対の一石を投じます。

観光クラスター整備事業費に含まれる不動産鑑定業務委託料48万2,000円は、予算として少額ではありますが、後に必要となる施設購入費や整備費など、事業費は大きく膨らむことが予想されるにもかかわらず、事前に議会への説明はありませんでした。委員会質疑において、西古市町の四国銀行須崎支店を鑑定すること、これを活用し、子どもたちが須崎市を楽しみながら学ぶための施設として整備する計画があることが示されましたが、施設整備にどの程度の規模を見込んでいるのか、運営や施設の維持管理などについての説明はなく、市民に対する説明責任が果たせません。

観光クラスター整備事業費は、現在進行中の分散型ホテルの整備費総額が約5億5,000万円を超え、市民からは多額の予算を投じているが、運営は成り立つのかという心配の声が多く聞かれます。そのような中での新たな施設整備計画は、一層の丁寧な説明が求められますが、残念ながらそのような姿勢はありませんでした。市民を置き去りに次々と事業を推進するよりも、海のまちプロジェクトを市民とともに推進するために、現在進行中の事業への理解促進にこそ注力すべきです。

多文化共生のまちづくり事業費には、外国人労働者に義務づけられている入国後の日本語講習施設を整備するため、南古市町の高陵建設会館を購入する費用7,100万円と施設の改修費約4,700万円が含まれています。外国人労働者の存在は本市の産業を支える人材として不可欠であり、多文化共生に向けた政策は多方面から取り組む必要があると考えますが、入国後講習施設を本市で整備する必然性は理解いたしかねます。

既に本市で労働する外国人は、監理団体を通して他の研修施設で滞りなく研修を修了しています。今後、外国人労働者は増えていくことが予想されますが、高知県としても現在、入国後講習施設の整備を検討しており、施設の整備は県に委ねるべきではないでしょうか。市として人材確保を図る重要性は認識しますが、それらは日本語サロンや相談窓口の充実など、研修施設整備とは関係なく進めることができると考えます。

講習施設の運営試算では、収支は大変厳しいことが示されています。運営赤字は市が補填する

こと、また、市有財産となるため、高陵建設会館の今後の修繕費と維持管理費もいずれ市民に大きな負担となる可能性があります。継続して収益の上がる施設にするには、毎月数十名の新たに入国する労働者の受講が必要となりますが、円安など、世界情勢を見ても受講者が確保できるのかは相当に不透明であり、この点は市も予想が難しいと認めました。確かな見込みもなく、県として整備計画が検討されているにもかかわらず、市有財産を増やして整備するべきではなく、現時点で本事業を進めることには会派として責任を負いかねます。

スポーツセンター整備事業費は、昨年9月に市議会に陳情され、採択された横浪運動広場の人工芝整備に向けた測量設計業務委託料約1,440万円です。私たち市議団は、横浪運動広場の整備には賛成いたします。しかし、その手法については、多方面からの慎重な調査研究、比較検討が必要と考えており、一般質問などで人工芝敷設によって生じる環境への影響や健康影響等を指摘し、天然芝や土舗装といった他の手法についても検討するよう求めてきました。

環境影響は多岐にわたり、マイクロプラスチックの流出問題、それに付随する生物多様性への影響、また、製造段階で多くの二酸化炭素を排出することに加え、太陽光に当たることでメタンガスなどの温室効果ガスを排出することも指摘されています。また、パイルやゴムチップに含まれるPFASなどの有害な化学物質は、発がん性や生殖機能、脳の発達への影響なども指摘されており、アメリカのメリーランド州では子どもの遊び場での人工芝の使用に制限がかかり、ロードアイランド州では子どもを守ることを目的として人工芝の販売や製造を禁止しています。

陳情の趣旨に誠実に応えようとする本市の姿勢は大変尊いものですが、一方で、子どもたちの健康を守る視点、持続可能な社会の実現に向け、世界の一構成自治体として努力する姿勢も大切にしていきたいと願います。

本市には、来年度SDGsを担当する地域おこし協力隊員1名とSDGsアドバイザーが任用される予定です。彼らや陳情者とともに、健康、環境を守り、かつ陳情の大きな目的であるグラウンドの整備がかなうよう、手法については再検討していただきたい思いで反対いたします。

続きまして、市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画については、基本方針に5つの主要プロジェクトが示されていますが、その中の新たな教育の推進には、須崎市小中学校統合計画に基づき、中学校を5校から2校に統合すること、及び中学校統合の3年後を目標に、小学校も8校から5校に統合することが明記されています。

日本共産党須崎市議団は、学校の在り方は受益者である子どもと保護者の意見が尊重されること、そして学校は地域コミュニティの核として存在してきたことから、住民合意のない統合には一貫して反対をしてきました。統合計画が策定されて以降、上分地区保護者の過半数が上分中学校の存続を願っていると示されたアンケートの提出や、安和地区住民の8割以上が名前を連ねた安和小学校存続を願う署名の提出がありました。よりよい教育環境の前進に向けて、統合計画を推進することを計画として示すにせよ、統合後の学校数まで明記しては、統合ありきで住民の声は軽視されていると捉える市民はいるでしょう。

市政は多様な市民の声が集まってこそ発展します。何を言っても無益と市政への諦めを助長しないか強く懸念するとともに、これまでも議会内外で問題点を指摘してきた事業なども本計画には盛り込まれており、反対いたします。

最後に、陳情第27号須崎市における相撲場新設については、少子化が進む中、相撲人口も減ってきており、朝ヶ丘中学校にあった相撲場も撤去されました。陳情の理由には、現在練習場として使用している須崎総合高校の相撲場が高校の施設であるために利用しにくい現状が記されていますが、そうであれば、県と市、高校と使用団体の間で協議の上、利用しやすく改善できる可能性はないかなど、まずは既存施設の活用を検討すべきと考え、委員会において継続審査を主張しましたが、賛成少数で否決されました。

採択か不採択かの選択が求められたときに、陳情者が代表を務めるクラブは当面存続する可能性があると考えられること、そのため、当面所属する相撲人口が見込めること、さらにかつて相撲が盛んであったという本市において、市民との交流の場となることが期待されること、また、土俵は整備後の維持管理費が多額とならないことなどを考慮し、賛成いたします。

一般質問において、市長は本陳情に前向きな答弁もされましたが、新設する場合には、市民の理解が十分に得られること、また、整備費用が巨額とならないようにすることをお願い申し上げ、本陳情の委員長報告に賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第9号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第17号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は、原案可決であります。両委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第17号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第21号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第21号令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第22号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第22号令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第22号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第32号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第32号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第35号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第35号指定管理者の指定について採決いたします。

暫時の間、休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第35号は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時の間、休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市議案第1号～第8号、第10号～第16号、第18号～第20号、第23号～第31号、第33号、第34号、第36号～第40号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第1号から第8号、第10号から第16号、第18号から第20号、第23号から第31号、第33号、第34号、第36号から第40号、以上34議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。これらの議案を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第1号から第8号、第10号から第16号、第18号から第20号、第23号から第31号、第33号、第34号、第36号から第40号までの、以上34議案は、原案可決することに決しました。

△陳情第25号採決

○議長（土居信一君） 次に、陳情第25号「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願いの陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第25号は、採択するものと決しました。

△陳情第26号採決

○議長（土居信一君） 次に、陳情第26号再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）の陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第26号は、採択するものと決しました。

△陳情第27号採決

○議長（土居信一君） 次に、陳情第27号須崎市における相撲場新設についての陳情書について採決をいたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、陳情第27号は、採択するものと決しました。

た。

日程第2 市議案第43号

○議長（土居信一君） 日程第2、市議案第43号須崎市教育長の任命についてを議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市議案第43号須崎市教育長の任命についてにつきまして御説明申し上げます。

市長提出追加議案書1ページでございます。本議案は、令和8年3月30日付で退任されます竹内新教育長の後任といたしまして、兵庫県宝塚市川面4丁目13番13号すみれテラスD112、押田貴久氏を須崎市教育長に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、2ページに以降に履歴書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

○議長（土居信一君） 説明は終わりました。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第43号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第43号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第43号は、原案に同意することに決しました。

日程第3 議会議案第1号及び第2号

○議長（土居信一君） 日程第3、議会議案第1号及び第2号の2議案を一括議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長・大崎宏明さん。

〔総務文教委員会委員長 大崎宏明君登壇〕

○総務文教委員会委員長（大崎宏明君） 議会議案第1号、第2号を一括して提案理由の説明をいたします。少し長くなりますが、お時間のほうよろしくをお願いします。

まず、議会議案第1号、弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書の提出についてにつきまして、提案理由を説明いたします。

身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が捜査官らの立会いなく弁護人と接見し、その助言を受けることは、被疑者等に対して適正な手続を保障し、ひいてはえん罪を防止するためにも重要な権利である。現行制度の下では、弁護人または弁護人になろうとする者（以下「弁護人等」という。）が被疑者等と捜査官らの立会いなく接見するためには、弁護人等は被疑者等が勾留されている警察署や拘置支所等に直接赴かなければならない。

高知県は、東西に広く、移動に時間がかかるため、弁護人等と被疑者等との接見に困難が生じやすい。弁護人等が被疑者等と接見する機会が都市部と異なることはあってはならない。しかも、一定の重大事件については、郡部で発生した事件であっても、起訴後は高知市内の拘置所に移管されるため、弁護人等が被疑者等と接見を行う困難は一層顕著なものとなっている。

2025年5月に成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の附則第41条では、身体の拘束を受けている被告人と弁護人との間における映像と音声の送受信による通話を可能とする運用上の措置について、秘密性の確保等を配慮しつつ必要な取組を推進することが明記され、さらに衆議院・参議院両法務委員会では、オンライン接見の実現に向けた環境整備を進めることが附帯決議に盛り込まれ、参議院法務委員会の附帯決議では、3年を目途としたオンライン接見法制化の検討が明記された。

しかし、附則に記載された「運用上の措置」では、権利としての位置づけが不明確なままである。また、被疑者の多くが留置される警察署との接続を推進するとともに、秘密性が確保され、面会時間についても十分に配慮される必要がある。そのためには、地方自治体による予算措置のほか、国からの補助も検討されなければならない。

よって、国においては、弁護人等と被疑者等との接見において現に地域間格差が生じていることに鑑み、次の措置を採ることを強く求めるものである。

- 1、刑事訴訟法第39条第1項へのオンライン接見の明記による早期の法制化
- 2、全国の地方検察庁・刑事施設、警察本部・警察署への非対面型外部交通の迅速な拡大
- 3、オンラインによる外部交通における完全な秘密性保障と時間制限の撤廃を含む運用改善
- 4、オンライン接見またはオンラインによる外部交通のシステム構築・運営のための十分な予算措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣でございます。

続きまして、議会議案第2号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてにつきまして、提案理由を説明いたします。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となりうる地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中で、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

なお、詳細については、配付の議案書を御参照ください。

以上、説明は終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより議会議案第1号及び第2号の議案について、一括して質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら2議案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、これら2議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△議会議案第1号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、議会議案第1号弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン

接見の早期の法制化を求める意見書の提出についてを採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第2号採決

○議長（土居信一君） 次に、議会議案第2号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 閉会中の事務調査について

○議長（土居信一君） 日程第4、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、所管部門において事務調査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（土居信一君） お諮りいたします。今会期中の発言取消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上で今期定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には本定例会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。本定例会中に頂戴いたしました数々

の御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

本年4月からは、本定例会で同意いただきました押田貴久新教育長とともに新しい体制で職員の総力を結集し、教育行政の発展に誠心誠意努めていく所存でございますので、議員の皆様にはより一層の御指導、御協力をお願いいたします。

そして、このたび、3月30日をもって退任となります竹内新教育長には、2年間にわたり本市教育長として御尽力いただき、ありがとうございました。本市の課題や新規事業に対し、持ち前の行政手腕を発揮し、重責を担っていただいたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、今後ますますの御活躍をお祈りいたします。

3月13日に市内において林野火災が発生いたしました。幸いなことに被害の発生はございませんでした。空気の乾燥や強風により火災が起こりやすい時期となっておりますので、火の取扱いにつきましては、いま一度御確認いただき、火災の未然防止に御協力くださいますようお願い申し上げます。

また、議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、新年度にかけて何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分御留意をいただき、ますます御活躍されますよう心から御祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居信一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、議員の皆様のご熱心な御審議をいただきまして、本日、予定どおりの日程で、ここに閉会の運びとなりました。この間、議員、市長をはじめ、執行部の皆様方の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

本定例会では、新年度へ向けての様々な予算が成立をいたしました。我々議会一同といたしましても、その進捗に注視し、施策の推進に向けた取り組みを執行部とともに進めてまいりたいと考えております。

新年度を迎え、皆様方におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意されますよう御祈念申し上げます。閉会前の御挨拶といたします。

これをもちまして第494回須崎市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時 4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第494回須崎市議会3月定例会一般質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	1 番 西村泰一	<p>1. 住宅政策について</p> <p>①住宅政策について市長のビジョンを聞く 3 6</p> <p>②高台整備事業について詳細を聞く 3 7</p> <p>③津波浸水想定区域内での防災高層マンションについての考えを聞く 3 8</p> <p>④市営住宅、改良住宅の総戸数、空戸数の現状を聞く 3 9</p> <p>⑤市営住宅の今後の解体、長寿命化計画について聞く 3 9</p> <p>⑥住宅使用料改定を一定期間凍結できないか 4 0</p> <p>*現在の現状を鑑み再度議論できないか 4 1</p> <p>*検討委員会等立ち上げ再度検討できないか 4 1</p> <p>⑦改良住宅の名称変更の検討について 4 2</p> <p>2. 当初予算について</p> <p>①令和8年度予算の重点施策、新規事業、編成にあたり留意した点を聞く 4 2</p> <p>3. その他当面する課題について</p> <p>①須崎総合高校新設通学路工事費の令和8年度予算計上がない理由、供用開始時期を聞く 4 3</p> <p>②スポーツセンター横浪運動広場の人工芝整備完成までのスケジュールを聞く 4 4</p> <p>③スポーツセンター横浪運動広場へのラグビーゴールポスト設置の検討ができないか聞く 4 5</p> <p>④陳情書として提出された相撲場新設について市長に聞く 4 5</p> <p>⑤教育長に本市での2年間の総括、今後の須崎市教育委員会への助言を聞く 4 6</p>	
2	2 番 大崎宏明	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①高台整備について</p> <p>*高台整備事業の進捗状況を問う 4 7</p> <p>*本年度の整備事業費財源が国、県支出金がゼロとなっている理由を聞く 4 7</p> <p>*国へどのような要望を行ったのか、国の制度対象とならなかったのか聞く 4 7</p> <p>*今後新たな補助制度の動きはないか聞く 4 7</p> <p>*新たにできる住宅団地の位置づけを聞く 4 9</p> <p>*高層階住宅建築の予定は考えているか 4 9</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>①Make IT Funについて</p> <p>*この取り組みについて教育長の所見を聞く 5 0</p> <p>*須崎市職員定数条例の一部を改正する条例の1名増はMake IT Funの取り組みによるものか 5 1</p> <p>*この取り組み開始後学校教育課の業務内容が増大したと聞くが、現状の業務内容1名増で対応できるのか問う 5 1</p>	

		<p>②令和8年度当初予算案について</p> <ul style="list-style-type: none"> *「新しいすさきの学び推進事業費」の内容、内訳を聞く 5 2 *委託料 1,000 万円超の 2 件の業務内容について聞く 5 3 *事業について学校、教育関係に事前説明は行うのか 5 4 <p>③全国学力状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> *須崎市内小中学校の結果を聞く 5 5 *高知県の中学生の全国平均を下回る結果について所見を聞く 5 5 *市内中学生の今後の改善に向けた取り組みについて聞く 5 5 *学力向上と Make IT Fun との同調をどのようにしていくのか問う 5 5 *今後どのように進め、改善できるのか問う 5 6 <p>3. 市道整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> *小浜蟠蛇森線道路整備にむけた市長の思いを聞く 5 7 *工事に関する内訳、今後の工程について聞く 5 7 <p>4. その他当面する課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①イベントに関わる今後の須崎市の対応について *雪割桜を須崎市の観光名所として位置づけ、イベント費用を観光予算に計上することはできないか聞く 5 8 	
3	1 1 番 森光一晴	<p>1. 中学校廃校、小学校休校関連等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①3月末で廃校、休校となる学校の体育館は従来どおり貸館を行うのか 5 9 ②各校の歴史ある展示物の保管、保存はどのようにするのか 6 0 ③南小中学校の防カビ対策、グラウンド、付属棟や樹木の管理はどこが行うのか 6 0 ④令和10年度運用開始予定の公民館移転計画の詳細はいつ示されるのか 6 1 ⑤廃校となる中学校の各地区の住人や保護者、教職員の「はせる思い」をどのように受け止めているか 6 2 <p>2. 環境保全美化対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不法投棄予防のため富士ヶ浜の雑草や樹木の除去をおこなってはどうか 6 3 <p>3. 南海トラフ巨大地震防災関連等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①橋梁の耐震対策について *建設後50年を経過する橋梁の補修工事完了数と全体の割合を問う 6 4 *50年経過橋梁の震度7級地震での被害想定を問う 6 5 ②避難所とキュービクル移転関連について *南小中学校を避難所として利用できるのか問う 6 5 *南小中学校のキュービクルの早急な高所移転を要望する 6 5 ③防災資機材整備関連について 	

		<p>*防災資機材購入補助金の迅速な事務処理の県への要求及び灌水ポンプの補助金対象化について要望する</p> <p>④地震、津波時の自動車避難について</p> <p>*津波発生時の自動車による避難行動についてどこの過去事例でどの程度研究が進んだのか問う</p> <p>⑤災害時復興作業車両について</p> <p>*南海トラフ地震発災後の復旧に向けた公用車は十分に確保できているのか</p> <p>*多数の車両を保有している企業、自動車販売店との貸し出し協定について研究や検討は進んだか問う</p> <p>⑥トイレカーの配備計画について</p> <p>*トイレカーの購入計画があるのか聞く</p> <p>4. 健康維持増進対策等について</p> <p>*里楽利用者への助成金についていつ頃交渉するのか聞く</p> <p>5. 赤十字奉仕団関連等について</p> <p>*赤十字奉仕団の増員に向け積極的な支援をお願いします</p> <p>6. 流動人口増大対策等について</p> <p>*以前要望した野見湾展望台設置について具体的な検討、調査は行われたか</p> <p>*展望台の設置を改めて要望する</p> <p>7. 猫関連等について</p> <p>*野良猫等の糞尿対策を含めた啓発を強化されたい</p>	<p>6 6</p> <p>6 7</p> <p>6 7</p> <p>6 7</p> <p>6 8</p> <p>6 8</p> <p>6 9</p> <p>7 0</p> <p>7 0</p> <p>7 0</p>
4	7番 佐々木學	<p>1. 南海トラフ巨大地震対策</p> <p>①事前復興まちづくり計画の策定の取り組みについて</p> <p>*事前復興まちづくり計画策定行程について防災課長に進捗状況を聞く</p> <p>*本市の同計画の素案の内容について説明を聞く</p> <p>*本計画の策定は本市の将来像を描いていく契機となると思うが市長の見解を聞く</p> <p>2. 物価高対策、地方創生・地域活性化の取り組み</p> <p>①須崎市の基幹産業・真鯛等養殖の持続可能性と国との連携強化について</p> <p>*真鯛の養殖において飼料価格高騰により危機的な状況となっている現状について市の認識を聞く</p> <p>*3漁協組合長と水産庁課長クラスとのオンライン意見交換の取り組みについて市の評価とどのように関与する考えか聞く</p> <p>*オンライン協議へ市が同席し、協議へ主体的に関与する意思があるのか問う</p> <p>*養殖業をどのような産業として守り、育てていくのか決意を聞く</p> <p>②耕作放棄地対策から地域農地の再設計を支援する仕組みづくりについて</p>	<p>7 2</p> <p>7 3</p> <p>7 4</p> <p>7 5</p> <p>7 5</p> <p>7 5</p> <p>7 6</p>

		<ul style="list-style-type: none"> *耕作放棄地面積の推移、担い手の平均年齢、農道、水路の維持管理負担の実態についての認識を聞く 7 6 *今後の中山間地域政策における構造的な土地利用再編の必要性の認識について聞く 7 7 *「最適土地利用総合対策」を地域農地の再編を検討する具体的な政策手段として位置づける考えあるのか聞く 7 8 *県と連携し、具体的な検討に入る意思はあるのか聞く 7 8 ③本市における地域自主組織の将来像について <ul style="list-style-type: none"> *地域自主組織を将来的にどのような位置づけで整理していく考えか問う 7 8 *時代の変化に応じた制度整理の必要性について聞く 7 8 *横断的課題に対し、分野横断型の行政運営へどのように進化させていく考えか 7 9 *地域政策ビジョンの庁内で体系的に整理する考えはあるか 7 9 *具体化としてモデル地区を設定し、体制強化を先行的に検討する可能性について聞く 7 9 *どのような検討体制を設けるのか問う 7 9 ④市営巡航船事業の持続可能な再設計について <ul style="list-style-type: none"> *市営巡航船事業は公費依存型事業だがこの財源構造をどう評価し、持続可能と考えているか 8 0 *政策効果をどう検証しているか聞く 8 0 *離島生活航路補助金の制度趣旨と実態の整理はどうなっているか 8 1 *制度変更があった場合の備えについて聞く 8 1 *持続化可能性検証の期限などを明示できないか 8 1 *生活航路として継続するのか、再定義するのか、観光目的か明確にしていくべきではないか 8 2 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ①公立中学校部活動の地域移行について <ul style="list-style-type: none"> *国のガイドラインの認識について、地域移行の目標年度や行程表をもっているのか 8 2 *中学校の部活動の現状を聞き、地域移行への課題を聞く 8 3 *地域クラブ推進協議会の設置、指導者人材バンク創設、休日部活動の段階的な移行ロードマップ策定を提案する 8 3 *本課題を市政課題とし、推進体制を整備する考えはないか 8 4 	
5	13番 高橋祐平	<ul style="list-style-type: none"> 1. 当面する課題について <ul style="list-style-type: none"> ①防災について <ul style="list-style-type: none"> *感震ブレーカーの補助金申請件数及び感震ブレーカーの重要性について問う 8 5 *感震ブレーカーの重要性、補助制度の啓発について所見を聞く 8 6 *今後の啓発方法について聞く 8 6 ②多ノ郷小学校グラウンドについて <ul style="list-style-type: none"> *多ノ郷小学校のグラウンドの状況把握について聞く 8 7 	

		<ul style="list-style-type: none"> *グラウンドの大規模な改修が必要ではないかと考えるが所見を聞く ③多ノ郷小学校通学路の整備について *100段階の坂道の危険性が放置されている状況について現状認識を問う *改善への姿勢及び改善方法について問う ④小中学校の防犯対策について *小中学校の防犯アイテムの整備状況を問う *さすまた以外の整備が必要と考えるが所見を問う *各教室への非常ボタン設置による通報可能な体制整備が必要だと考えるが所見を問う 	<p>88</p> <p>89</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>90</p> <p>91</p>
6	12番 高橋立一	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①政策実行への姿勢について</p> <ul style="list-style-type: none"> *来年度当初予算について市長の考えを聞く *4期目の折り返しにあたり市長の決意を聞く <p>2. 当面する諸課題について</p> <p>①木造住宅耐震化促進事業費について</p> <ul style="list-style-type: none"> *今後の展望として木造住宅耐震化促進事業の国や県、本市の補助金増額の手立ては考えられるか *耐震補強シェルターへの補助についての現状認識を問う *市や事業者において代替案があるのか <p>3. その他</p> <p>①ネーミングライツについて</p> <ul style="list-style-type: none"> *ネーミングライツ・パートナー募集の意義について聞く *今後その他の施設に広げるのか、施設により担当課も変わっていくのか <p>②任期を終える教育長に聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> *2年の任期を務めた教育長に須崎市で過ごした感想を聞く 	<p>94</p> <p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>98</p> <p>99</p> <p>99</p> <p>100</p>
7	10番 海地雅弘	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①ジモッペイキャッシュレス決済ポイント還元事業と、すきがすきさ地域振興券事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> *須崎市と高知信用金庫のジモッペイキャッシュレスポイント還元事業についてわかりやすい説明が必要ではないか *重点支援地方交付金を2つの事業に分けた事は、庁内でのどのような議論がおこなわれたのか <p>②須崎斎場について</p> <ul style="list-style-type: none"> *斎場へ行くために須崎中学校側からの避難道路としても活用できる道路を新設してはどうか <p>③人口減対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> *人口減対策についての市長の所見を聞く *適齢期における環境や施策を市をあげて推進していく必要があるが所見を聞く 	<p>102</p> <p>102</p> <p>103</p> <p>105</p> <p>106</p>

		<p>④海のまちプロジェクトについて</p> <ul style="list-style-type: none"> * 高知信用金庫との今後の関係性はどうなっていくのか市長に聞く 1 0 7 * 平日やイベントのない土日での集客、循環が課題となっているがどう捉えているのか聞く 1 0 8 * 解決に向けての取り組みの進め方について聞く 1 0 8 * 空き店舗への入居や移住についての具体的な対策、考え方等所見を問う 1 0 9 <p>⑤高台整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 高台整備部署を創設した経緯と今後の高台整備の方向性について聞く 1 0 9 * 住民意向調査の結果を受けての所見を聞く 1 1 0 * 市営高層住宅構想について聞く 1 1 1 * 南海トラフ巨大地震対策としての高層住宅建築について立地条件や建築構成など市長の所見を聞く 1 1 2 <p>2. その他当面する諸課題について</p> <p>①スケートパーク整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> * スケートパークのオープン時期について聞く 1 1 3 * 管理体制、営業時間、入場料はどのような設定か 1 1 3 * 駐車場や夜間照明はどのようになるのか 1 1 3 * マルナカ東側への歩道整備について聞く 1 1 4 <p>②大阪セメント休転と市内宿泊施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> * AZ ホテルオープン後の市内宿泊事業者への影響調査が必要と考えるが所見を聞く 1 1 5 * 市内宿泊事業者への補助について所見を聞く 1 1 6 <p>③国史跡土佐湾砲台跡保存活用計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国史跡土佐湾砲台跡保存活用計画の内容についてきく 1 1 6 * 計画に合わせた駐車場の整備について聞く 1 1 7 	
8	9番 森田收三	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①防災、減災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 緊急避難場所まで行く前に津波が到達する地域があると考えられるが、再度所見を問う、また津波到達予測時間を15～20分としているが逃げ遅れる人はいないと考えているか 1 1 8 * 城山の緊急避難場所から緊急避難所への移動ルートについての考えを聞く 1 1 8 <p>②消防団員の充足について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消防団員を確保するための課題は何があるか 1 2 0 * 当初予算は前年比減だが団員確保や団の士気に影響を与えないか 1 2 0 <p>③観光振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 吉村旅館、錦湯、岩井レコード店を改装し新たな拠点となるが、どのような展開を考えているか 1 2 1 * 内覧、説明会を開催する考えはないか 1 2 1 * 観光資源である横浪スカイライン景観保持がいまだにできていない、どう考えるか 1 2 2 <p>④地域自主組織について</p>	

		<p>* 設立していない地域での設立はどうするのか * 自主組織を広げていくための住民への説明、アンケート、学習が必要と考えるが今後の方向性を問う</p> <p>2. その他当面する課題について</p> <p>① 廃校後の学校の利用 * 廃校後の校舎を含めた更なる利活用について教室の開放等する考えはあるか</p> <p>② スクールバスの運行について * 学校統合後のスクールバスの運行について保護者説明は十分であったか * 部活動便で時刻や増便の要望が出れば検討するのか</p> <p>③ スクールバス混乗便の利用促進策について * 乗車申請を浦ノ内公民館以外の公民館で行えないか * 区間ごとの料金設定を見直す等より多くの市民の利用を促してはどうか</p> <p>④ 巡航船の埋立乗場待合室に簡易トイレを設置しないか</p>	<p>1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 4 1 2 4 1 2 5 1 2 5 1 2 5</p>
9	4 番 杉山愛子	<p>1. 学校給食の飲用牛乳選択制について</p> <p>① 飲用牛乳の停止条件、牛乳を停止している、停止していないが飲んでいない児童生徒数とその割合を聞く</p> <p>② 牛乳の廃棄量、廃棄方法について聞く</p> <p>③ 牛乳選択制導入の考えはないか聞く</p> <p>④ 給食用白衣の個人エプロン使用を認めるなど柔軟剤臭への配慮の必要性について聞く</p> <p>2. 投票権を保障する政策推進について</p> <p>① 記載台を分ける取り組みの進捗、記載台を分ける条件について聞く</p> <p>② 現行の郵便投票制度について認識を聞く</p> <p>③ 郵便投票対象拡大について市長会等へ議題に上げる意向はあるか</p> <p>3. 暮らしやすい公営住宅の整備について</p> <p>① 公営住宅の階段両側、共用部へ手すりの設置を進めることについて見解を聞く</p> <p>② 設置にあたり市基準はあるのか</p> <p>4. 多文化共生のまちづくり事業について</p> <p>① 日本語法定研修施設整備計画の経緯を聞く</p> <p>② 施設運営の赤字、建物の維持管理は市負担か</p> <p>③ 受講生確保の具体策、講師陣の継続した確保は可能か</p> <p>④ 建物の購入を急ぐ理由を聞く</p> <p>5. その他</p> <p>① 横浪運動広場の人工芝整備はどのような調査検討を行ったのか * 天然芝などについても調査し、比較して進めていかないか</p>	<p>1 2 7 1 2 7 1 2 8 1 3 0 1 3 1 1 3 2 1 3 3 1 3 3 1 3 4 1 3 5 1 3 5 1 3 6 1 3 7 1 3 8 1 3 9</p>

1 0	8 番 山本啓介	<p>1. 持続可能な財政運営と予算編成の整合性について</p> <p>①財政調整基金と減債基金合わせ15億円の取り崩しの背景と課題について認識を問う 1 4 0</p> <p>②将来に向けた基金運用の全体最適化をどう図るか問う 1 4 0</p> <p>2. 水道未普及対策について</p> <p>①水道未普及世帯や、地域のデータを今後の基盤整備計画に活用していく考えはないか 1 4 1</p> <p>②水道未普及世帯のある地域まで上水道管路延伸の可能性はあるか 1 4 2</p> <p>③水道未普及地域住民に対してどのような対策が必要と考えるか 1 4 2</p> <p>3. 漁業権未設定区域における水産資源の保護について</p> <p>①漁業権のない水域での採捕の現状をどう分析しているか 1 4 3</p> <p>②持続可能な利用ルールの策定、啓発活動の検討が必要ではないか 1 4 4</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>①給食無償化の予算措置について聞く 1 4 4</p> <p>②学校統合、完全給食、完全無償化の実現に関する総括を伺う 1 4 5</p> <p>③教育長に退任にあたり率直な思いを聞く 1 4 6</p>	
1 1	6 番 松田健	<p>1. 令和8年度予算と今後の財政について</p> <p>*市内大手企業への市外からの固形燃料、産業廃棄物の搬入業者に対し、法定外税導入の考えはないか聞く 1 5 2</p> <p>2. 浦ノ内地区の介護サービス事業について</p> <p>*3月末で閉鎖の横浪のデイサービス再開に向け公募、選定に取り組んでもらえないか 1 5 3</p> <p>*自宅までの送迎サービスへの補助金の検討について聞く 1 5 3</p> <p>3. 子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業について</p> <p>*インフルエンザ予防接種費用への助成金制度創設ができないか 1 5 5</p> <p>4. 人口減少と移住施策について</p> <p>①令和4年から6年の移住者実績、定住数、移住者の定義を聞く 1 5 6</p> <p>②移住実績やサポート業務に対し成果報酬型の検討をしてはどうか 1 5 7</p> <p>③移住サポートについて関係団体と協議し、整理するタイミングではないか聞く 1 5 8</p>	

		5.海のまちプロジェクトについて ①魚市場を活用し、滞在きっかけとなるメニューの検討ができないか ②須崎の魚まつり再開のための予算確保をお願いしたい	159 160
12	3番 宮田志野	1.市長の政治姿勢 ①国民健康保険税条例の子ども・子育て支援納付金分の加算額はどのくらいか ②保育士が本市で就職した場合の奨励金交付をケア労働者にも拡充できないか ③水道管引き込み費用を一定の条件を設け補助できないか *高額となる場合一部市が負担することはできないか 2.木造住宅耐震化促進事業 ①住宅耐震化の目標と進捗状況について問う ②補助対象が「昭和56年5月31日以前に建築された住宅」とあるが、5月31日までに着工されたものは対象となるのではないか ③昭和56年6月に抵当権が発生している場合は対象となるのではないか ④他市では新耐震基準の木造住宅まで対象拡充しており、本市でも拡充を求める 3.生理用品の学校への配置 ①市内小中学校、高等学校のトイレに生理用品を置く費用はいくらかかるのか、設置自治体はどのくらいか問う *市内小中学校への生理用品の設置を求める *市内小中学校39か所に1袋ずつでも置くことは検討できないか 4.その他当面する課題 ①生活保護制度 *「生活保護基準の引き下げを違法とした最高裁判決」を受けた生活保護費の追加給付について今後の予算措置、給付スケジュールについて問う *通院等のためのタクシー利用額が後日返還される自治体があるが、本市ではどうなっているのか ②私道の補修できない場所を市道へ編入又は補助対象とすることはできないか ③ふるさと納税を行うことを前提に市から支援を受けた事業所数、補助金額について問う *申請どおり返礼品事業の実施を確認しているか問う *ふるさと納税を行うとして補助金を出した事例は令和5年度以前にはないのか	161 163 164 164 165 165 166 167 167 167 169 169 170 171 171 171 172

第494回須崎市議会3月定例会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 1 号	須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 2 号	須崎市地域営農推進基金条例の制定について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 3 号	須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 4 号	須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 5 号	須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 6 号	須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 7 号	須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 8 号	技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第 9 号	須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第10号	須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第11号	須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第12号	須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18
市議案第13号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8. 3. 18

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第14号	須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例について	原案可決	R8.3.18
市議案第15号	専決処分の承認について	原案承認	R8.3.18
市議案第16号	専決処分の承認について	原案承認	R8.3.18
市議案第17号	令和8年度須崎市一般会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第18号	令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第19号	令和8年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第20号	令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第21号	令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第22号	令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第23号	令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第24号	令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第25号	令和8年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第26号	令和8年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決	R8.3.18
市議案第27号	令和7年度須崎市一般会計補正予算(第11号)について	原案可決	R8.3.18
市議案第28号	令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決	R8.3.18

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第29号	令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算(第4号)について	原案可決	R8.3.18
市議案第30号	令和7年度須崎市水道事業会計補正予算(第3号)について	原案可決	R8.3.18
市議案第31号	令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算(第5号)について	原案可決	R8.3.18
市議案第32号	須崎市過疎地域持続的発展計画について	原案可決	R8.3.18
市議案第33号	指定管理者の指定について	原案可決	R8.3.18
市議案第34号	指定管理者の指定について	原案可決	R8.3.18
市議案第35号	指定管理者の指定について	原案可決	R8.3.18
市議案第36号	指定管理者の指定について	原案可決	R8.3.18
市議案第37号	指定管理者の指定について	原案可決	R8.3.18
市議案第38号	指定管理者の指定について	原案可決	R8.3.18
市議案第39号	市道路線の廃止について	原案可決	R8.3.18
市議案第40号	市道路線の認定について	原案可決	R8.3.18
市議案第41号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	R8.3.12
市議案第42号	教育委員会委員の任命について	原案同意	R8.3.12
市議案第43号	須崎市教育長の任命について	原案同意	R8.3.18

議会議案第1号	弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書の提出について	原案可決	R8. 3. 18
議会議案第2号	刑事訴訟法の再審規程の改正を求める意見書の提出について	原案可決	R8. 3. 18

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情第25号	「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願い	採 択	R8. 3. 18
陳情第26号	再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）	採 択	R8. 3. 18
陳情第27号	須崎市における相撲場新設について	採 択	R8. 3. 18